

杉並区震災復興マニュアル

平成30年1月改定

杉並区

平成30年4月組織改正対応版

震災復興マニュアルの体系・目次

序章

1 杉並区震災復興マニュアルの目的と対象範囲	序-1
1 マニュアルの目的	
(1)背景と目的	序-1
(2)役割と位置付け	序-1
2 マニュアルの対象範囲と更新	
(1)復興の意味	序-2
(2)対象範囲	序-2
(3)マニュアルの更新	序-2
(4)事前準備に係る進捗管理	序-3
2 震災復興の基本的考え方	序-3
1 前提条件等	
(1)被害想定	序-3
(2)復興対策検討の基本的視点	序-4
2 災害対策本部と震災復興本部	序-6
3 地域協働復興の推進	序-7

取組のフローチャート	チャート-1
------------	--------

第1章 震災復興体制の構築

1 震災復興体制の整備	体制-1
1 震災復興本部の設置及び廃止	
(1)震災復興本部の設置及び廃止	体制-2
(2)震災復興本部の運営	体制-3
2 復興体制構築に係る具体的取組	体制-4
1 被害状況、地域福祉需要等の把握	
(1)区有施設の被害把握と復興手順	体制-5
(2)民間家屋の応急危険度判定	体制-6
(3)家屋の被害概況・状況の把握	体制-7
(4)住家被害認定調査	体制-8
(5)被害者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）	体制-9
(6)道路等の被害把握と復興手順	体制-10
2 住民生活の再建状況等の把握	
(1)住民生活の再建状況等の把握	体制-11
3 り災証明書の交付	
(1)り災証明書交付の準備	体制-12
(2)り災証明書の交付	体制-13
(3)被災者台帳の作成	体制-14
4 復興方針及び復興計画の策定	

(1) 震災復興基本方針の策定	体制－15
(2) 復興計画の策定	体制－16
5 財政方針の策定等	
(1) 財政方針の策定	体制－17
(2) 財源の確保	体制－18
(3) 復興基金の創設	体制－19
6 人的資源の確保	
(1) 受援体制・広域連携体制の検討	体制－20
(2) 継続的な執行体制の確保	体制－21
7 用地等の確保・調整	
(1) 用地の確保・調整	体制－22
8 がれき等の処理	
(1) がれき等の処理（がれき処理基本計画の策定・周知等）	体制－23
9 広報・被災者相談体制の整備	
(1) 復興関連情報の提供	体制－24
(2) 被災者相談体制の整備	体制－25
(3) 外国人への支援	体制－26
3 教育・文化	
1 教育活動の継続・再開	体制－27
(1) 学校教育施設の再建	体制－28
(2) 授業・給食再開	体制－29
(3) 済美教育センターの復旧	体制－30
2 被災児童・生徒等への支援	
(1) 学用品の給与	体制－31
(2) 学用品の給与（私立学校）	体制－32
(3) こころの相談窓口の設置・充実と震災体験を生かす教育の実施	体制－33
(4) 被災児童・生徒の転出入学調整	体制－34
3 社会教育・体育施設等の再建	
(1) 社会教育施設の再建・再開	体制－35
(2) 社会体育施設等の再建・再開	体制－36
(3) 区立図書館等の再建・再開	体制－37
4 文化財の復興・補修等	
(1) 文化財の復興・補修等	体制－38
5 学校以外の教育施設の再建	
(1) 私立専修学校・各種学校の再建	体制－39
(2) 私立幼稚園の再建	体制－40
(3) 保育所・児童館等の再建	体制－41
4 地域への支援	体制－42
1 地域協働復興の推進	
(1) 地域協働復興の推進	体制－43
2 ボランティア等市民活動への支援	

(1) ボランティア等市民活動への支援	体制－44
3 消費者の保護	
(1) 消費者相談等の実施	体制－45

第2章 都市の復興

序	都市－序1
マニュアル第2章の使い方	都市－序2
作業別担当課一覧	都市－序4
事前用意リスト	都市－序5
共通作業	都市－序7
工程表	都市－序8
復興対策基本図1(現況特性図)	都市－序9
復興対策基本図2(現行計画図)	都市－序10
調査編	都市－1
1 家屋被害概況調査	都市－2
2 区有施設等点検	都市－8
3 道路の応急対策及び復旧	都市－8
4 被災建築物応急危険度判定	都市－8
5 被災宅地危険度判定	都市－8
6 公共基準点の復旧	都市－8
7 家屋被害状況調査	都市－9
計画編	都市－25
8 都市復興基本方針	都市－26
9 第一次建築制限	都市－28
10 地区復興相談センター等	都市－34
11 復興対象地区	都市－40
12 都市復興基本計画(骨子案)	都市－47
13 第二次建築制限	都市－54
14 復興まちづくり計画等	都市－60
15 都市復興基本計画	都市－71
16 復興事業	都市－73
時限的市街地編	都市－79
17 時限的市街地	都市－80

第3章 住宅の復興

1 応急的な住宅の整備【応急】	住宅－1
1 応急的な住宅の供給量の算定	
(1) 応急的住宅必要量の算出	住宅－2
(2) 応急仮設住宅建設用地の確保	住宅－3
2 被災住宅の応急修理	
(1) 被災住宅の応急修理	住宅－4

3 応急的な住宅の供給・運営	
(1) 応急仮設住宅の建設・撤去	住宅-5
(2) 公的住宅等空き住戸、民間賃貸住宅の確保	住宅-6
(3) 入居者の募集・選定	住宅-7
(4) 入居者管理・支援	住宅-8
4 公営住宅の維持	
(1) 公営住宅の補修・補強	住宅-9
2 自力再建への支援【復興】	住宅-10
1 一般住宅の再建に対する支援	
(1) 一般住宅の再建支援	住宅-11
2 マンションの再建に対する支援	
(1) マンションの再建支援	住宅-12
3 公営住宅等の供給	
(1) 区営住宅等の建替え	住宅-13
4 情報提供及び相談の実施	
(1) 情報提供及び相談の実施	住宅-14

第4章 暮らしの復興

1 福祉	暮らし-1
1 地域福祉需要の把握等	
(1) 福祉活動関連情報の収集	暮らし-2
(2) 児童の一時入所及び緊急保育の実施	暮らし-3
(3) 障害者の入所施設及び福祉人材の確保	暮らし-4
(4) 高齢者の入所施設及び人材の確保	暮らし-5
2 社会福祉施設等の再建	
(1) 福祉施設の再建・支援（区立・法人立）	暮らし-6
3 福祉サービス体制の整備	
(1) 在宅サービス体制の整備（高齢者）	暮らし-7
(2) 在宅サービス体制の整備（障害者）	暮らし-8
4 生活支援対策	
(1) 生活に必要な資金の貸付	暮らし-9
(2) 災害弔慰金等の支給	暮らし-10
(3) 被災者生活再建支援金の支給	暮らし-11
(4) 義援金の募集、配分	暮らし-12
(5) 生活保護	暮らし-13
(6) 租税の減免等（特別区税の減免）	暮らし-14
(6) 租税の減免等（特別区税の期限の延長）	暮らし-15
(6) 租税の減免等（特別区税の徴収猶予）	暮らし-16
(6) 租税の減免等（国民健康保険料の減免）	暮らし-17
(6) 租税の減免等（後期高齢者医療保険料の減免等）	暮らし-18
(6) 租税の減免等（介護保険料の減免及び利用者負担の軽減）	暮らし-19

(6) 租税の減免等（保育料の減額）	くらし-20
2 保健・医療	くらし-21
1 保健対策		
(1) メンタルヘルスケアの実施	くらし-22
(2) 被災住民の健康管理	くらし-23
(3) 防疫活動の実施	くらし-24
2 生活環境の整備		
(1) 震災救援所の衛生管理	くらし-25
(2) 公衆浴場の再開支援	くらし-26
(3) 飲料水・食品の安全確保	くらし-27
(4) ごみ等の処理	くらし-28
(5) 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援	くらし-29
(6) 特例許可証の発行	くらし-30
3 医療機関の機能回復		
(1) 医療機関の復旧状況に関する情報提供	くらし-31
4 地域医療体制の再構築		
(1) 仮設診療所の設置	くらし-32
5 動物救護		
(1) 震災救援所における動物の保護管理	くらし-33
(2) 負傷動物の救護	くらし-34
3 その他	くらし-35
1 その他		
(1) 防犯対策	くらし-35

第5章 産業の復興

1 中小企業に係る取組	産業-1
1 被災状況の把握		
(1) 区内産業の被害・復旧状況の把握	産業-2
2 事業再開支援		
(1) 商店街復興支援	産業-3
(2) 賃貸型共同仮設店舗等の設置等への支援	産業-4
(3) 中小企業への融資	産業-5
(4) 相談業務の拡充	産業-6
2 雇用に係る取組	産業-7
1 雇用に係る取組		
(1) 雇用状況の把握	産業-8
(2) 求人情報の提供・職業訓練の実施	産業-9
(3) 雇用の維持	産業-10
(4) 雇用の創出	産業-11

第1章関係資料

1 杉並区震災復興本部組織図	資一体制-1
2 震災復興本部各部局の分掌事務	資一体制-2-3
3 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）	資一体制-4
4 震災復興計画策定スケジュール想定	資一体制-5
5 震災直後から必要となる主な用地等	資一体制-6
6 応急仮設住宅建設予定地	資一体制-7

第2章関係資料

1 被害記録用紙	資一都市-1
2 現場記入用家屋被害台帳	資一都市-2
3 【杉並区】家屋被害台帳（町丁目別）	資一都市-3-5
4 被害分布図の加工方法	資一都市-6-12
5 災害に係る住家の被害認定基準運用指針の概要	資一都市-13-15
6 家屋被害状況調査票	資一都市-16
7 町丁目コード	資一都市-17
8 家屋被害台帳（街区別） PC入力様式（見本）	資一都市-18
9 家屋被害台帳（街区別） 紙様式	資一都市-19
10 都市復興基本方針策定指針	資一都市-20
11 東京都都市復興基本方針（案）	資一都市-21-22
12 市街地復興整備（標準）条例	資一都市-23-25
13 市街地復興整備（標準）条例施行規則	資一都市-26-27

第3章関係資料

1 事前調査概要	資一住宅-1
2 応急仮設住宅建設候補地一覧	資一住宅-2-18
3 応急仮設住宅建設候補地事前調査票	資一住宅-19
4 応急仮設住宅建設候補地現況調査票	資一住宅-20
5 応急仮設住宅建設地現況調査一覧	資一住宅-21-30

第4章関係資料

1 生活に必要な資金の貸付	資一暮らし-1
2 災害援護資金の貸付手続	資一暮らし-2
3 災害弔慰金等の支給	資一暮らし-3
4 災害弔慰金、災害傷害見舞金の交付手続	資一暮らし-4
5 被災者生活再建支援金支給事務の手続	資一暮らし-5

序章

序 章

区分		施策名		項目名		ページ	所管部課名		
1	杉並区震災復興マニュアルの目的と対象範囲	1	マニュアルの目的	1	背景と目的	1	企画課 危機管理対策課 防災課 都市整備部管理課		
				2	役割と位置付け	1			
		2	マニュアルの対象範囲と更新	1	復興の意味	2			
				2	対象範囲	2			
				3	マニュアルの更新	2			
				4	事前準備に係る進捗管理	3			
		2	震災復興の基本的考え方	1	前提条件等	1		被害想定	3
						2		復興対策検討の基本的視点	4
2	災害対策本部と震災復興本部			1	災害対策本部と震災復興本部	6			
				3	地域協働復興の推進	7			

1 杉並区震災復興マニュアルの目的と対象範囲

(1) マニュアルの目的

① 背景と目的

「杉並区震災復興マニュアル」は、「都市復興」の手順等を明らかにした「市街地復興マニュアル（平成14年7月策定）」に、新たに作成した「生活復興」に関する各種業務の手順を加え、震災が発生した場合の生活再建や都市機能の回復を迅速に行う道筋を示す総合的なマニュアルとして、平成16年3月に策定した。

その後、平成16年10月には新潟県中越地震、平成23年3月には東日本大震災が発生し、その復興の過程で国は、「災害対策基本法」の改正や「大規模災害からの復興に関する法律」の制定等、復興に関する法整備を進めた。東京都においても、これらの法整備や復興経験を反映させるため、平成28年3月に「東京都震災復興マニュアル」を、また平成29年3月に「区市町村震災復興標準マニュアル」をそれぞれ改訂した。

この度の杉並区震災復興マニュアルの改定は、策定後14年が経過するなかで、最新の「東京都震災復興マニュアル」、「区市町村震災復興標準マニュアル」との整合性を図るために行ったものである。

なお、平成28年4月の熊本地震からの復興では、「被災者生活再建支援システム（以下「支援システム」という。）」が大きな威力を発揮した。このため都は、各自治体にその導入を推奨しており、杉並区でも平成30年度から導入することとしている。「支援システム」は、特に「生活復興」に大きな威力を発揮することから、都内各自治体と同じ「支援システム」を導入することを前提に、平成30年以降「東京都震災復興マニュアル」「区市町村震災復興標準マニュアル」が改訂される見込みである。それに合わせてこの「杉並区震災復興マニュアル」も大幅な改定が見込まれることから、今回は全面改定ではなく時点修正としたものである。

② 役割と位置付け

このマニュアルは、大きく分ければ次の二つの機能を持つ。

第一は、復興業務遂行上の手引書としての機能である。

また、本マニュアルは、「杉並区地域防災計画」の復興に係る部分を具体化するものであり、その意味で、地域防災計画の一部をなすものとして位置付けられる。

第二は、行政のとるべき行動や必要な事業についてのチェックリストとしての機能である。

(2) マニュアルの対象範囲と更新

① 復興の意味

東京都震災復興マニュアルによれば、都市復興とは、「旧状の水準を越えた新しい価値や質が付加された都市空間を生み出すための措置を講じること」であるとしている。一方、生活復興（区民生活の側面から見た復興）では、「一日も早く被災者の暮らしを震災前の状態に戻し、その安定を図ること」が第一の目標となるほか、心身や財産に回復し難いダメージを受け震災前の暮らしに戻ることができない人々にとっては、新しい状況下で現実に適合した新たなライフスタイルを構築していくことができるようにすることも重要な目標となる。

② 対象範囲

本マニュアルの対象範囲は、次のとおりである。

- ア 応急対応以降の都市の復興や区民生活の復興に関する一連の対策（復興対策）
- イ 復興本部の設置や復興計画の策定等の総括的事項
- ウ 応急・復旧対策のうち、復興にも関係し、それに大きな影響を与えることとなる事項
- エ 地域経済の活性化に関する事項
- オ その他、復興対策を行うために必要な事項

③ マニュアルの更新

ア 他制度の改定等による更新

本マニュアルの内容については、あくまでも現時点で想定される事態、現在の制度的枠組みを念頭に置いたものであり、今後の国や都の動向などの状況変化に即して、適宜検討・修正を加えていく必要がある。

前述のとおり、平成30年度から杉並区に「支援システム」が導入されると、特に「生活復興」について、システムを活用した手順を反映させる必要がある。また、次回の「杉並区震災復興マニュアル」改定は、平成30年以降に改訂される「東京都震災復興マニュアル」「区市町村震災復興標準マニュアル」を踏まえて行うことになる。このため、項目間の整合整理などの作業は引き続き行い、必要に応じてマニュアルの修正を行う。

イ 訓練等の実施による検証・更新

震災復興マニュアルの実効性を高めるためには、マニュアルに基づく訓練等の実施結果を踏まえた内容の見直しが必要である。そのため、各部の図上訓練、本部運営訓練、全体訓練などの段階的な訓練の実施を今後検討していく。

④ 事前準備に係る進捗管理

復興に係る事前準備に必要な例規、要綱、基準などについては、計画的に整備するため、引き続き全庁的な震災復興マニュアル検討会（現改定検討組織を名称変更）において進捗管理を行い、必要に応じ防災対策推進会議に報告する。

2 震災復興の基本的考え方

(1) 前提条件等

① 被害想定

震災による被害状況をあらかじめ想定しておくことは、災害予防及び応急対策はもとより、震災復興対策を検討するうえでも重要である。

本マニュアルでは、平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、杉並区での被害が最大となる「東京湾北部地震」を指標とすることとする。

前提条件	震源	首都直下		
	規模等	マグニチュード7.3（阪神・淡路大震災規模）		
	季節・時刻	冬の夕方、午後6時		
	風速	風速8m/秒		
	人口等	昼間人口：439,379人 夜間人口：549,569人 区の面積：34.06km ² 建築物総棟数：123,213棟 （内訳：木造92,388 非木造30,825）		
被害想定			杉並区	参考：東京区部
	建築物被害棟数（ゆれ）			
	全壊	木造	3,300棟	97,374棟
		非木造	387棟	12,771棟
		（計）	3,687棟	110,145棟
	半壊	木造	10,314棟	197,741棟
非木造		1,322棟	34,528棟	
（計）		11,636棟	232,269棟	
合計		15,323棟	346,378棟	

		杉 並 区	参考：東京区部
ライフラインの機能支障率			
上水道		24.9%	45.0%
下水道		26.0%	27.1%
ガス		46.3~99.8%	34.3~88.7%
電力		25.2%	24.9%
通信		19.7%	10.0%
地震火災			
出火件数		37件	754件
焼失棟数		23,028棟	195,309棟
人的被害			
死者		556人	9,337人
負傷者		4,849人	140,227人
(うち重傷者)		895人	21,334人
社会生活上の被害			
震災救援所生活者		114,640人	2,022,111人
帰宅困難者		92,357人	3,790,824人

※ 杉並区独自の地震被害シミュレーションについて

杉並区では、平成28年度から、区独自の地震被害シミュレーションを実施しており、一部のシミュレーション結果を公表しているが、本マニュアルは地域防災計画の一部を構成するため、東京都地域防災計画との整合を図る観点から平成24年4月東京都防災会議発表の被害想定を指標としている。

② 復興対策検討の基本的視点

震災発生後、杉並区は、震災復興本部（本部長：区長）を設置し、速やかに復興に係る基本方針を策定するとともに、被災後6か月以内をめどに震災復興計画を策定する。

その後、それらに基づいて復興のための具体的な取組を企画・立案し、実施に移していく。これらの一連の作業を行うにあたり、関係者が留意すべき主な点は、次のとおりである。

ア 行政が果たすべき役割について、社会的合意を得ること

応急・復旧段階における行政の役割（被災者救助、医療救護、震災救援所開設、食

料・飲料水等の供給など)については、その範囲や関与の程度について災害対策基本法や災害救助法等に規定されており、概ね社会的な合意が得られている。ところが、復興段階における行政の役割については、阪神・淡路大震災での復興計画づくりの過程でも見られたように、事業の範囲や関与の程度等に様々な見方があり得ることから、応急・復旧対策ほどに明確な社会的合意が得られているわけではない。

したがって、復興対策の企画・立案にあたっては、事業の範囲・内容や行政の関与度合い、被災者に求める自助努力の程度等について、区民に対する的確な情報提供や問題提起を行い、十分な社会的合意を得るよう努める必要がある。

イ 取組の優先順位を設定すること

行政の関与すべき分野が定まったとしても、震災後の混乱した状況の中で、すべての行政需要に一度に 대응することは、供給面から、また財政面からも極めて困難であることが予想される。

そのため、復興開始後一定の時期までは、行政が実施する復興への取組について、震災復興計画や財政方針等により優先順位を設定し、計画的かつ効率的な資源配分と資金の割当てを行う必要がある。

ウ 区民との協働

復興の初期の段階においては、応急・復旧対策を講じるときと同様、物事の処理に当たっては、危機管理的な視点に立ち、マニュアルの手順等に従い、機動的かつ機敏な対応を行うことが求められる。これに対し、震災後の混乱が一応収まり、これからいよいよ復興を本格化させていくという段階になると、区民に対して、復興対策の形成過程をオープンにし、あるいは復興への取組の必要性や重要性の判定に資する情報を十分に提供することによって、区民全体の復興に対する主体的な取組を促し、区と区民の協働と連携による、いわば住民参加型での復興対策の形成・推進を図っていくことが重要になる。特に生活復興の局面においては、区民の間に種々意見等の相違が生じうるので、これらを十分に咀嚼し、適切な合意形成に努めることが必要である。また、地域の人々の様々な「縁」に根ざしたコミュニティの再建・創造やそれとの協働・連携のため「地域協働復興」※の推進を図るとともに、ボランティア等の市民活動との密接な連絡やその活動環境の整備に努めることが重要である。

(※次ページ(2)地域協働復興の推進の項目を参照)

エ 都や交流自治体との連携

区は、東京都と平素から連絡を密にし、災害時には一層の連携強化に努めるとともに、応急対策に引き続き、復興対策の実施について協力、支援要請をしていく。

また、23区で締結している「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」や「災害時相互援助協定」を締結している自治体に対しても、復興対策への協力・支援要請等を行っていくよう平時からの調整、準備が必要である。

区では、東日本大震災後、交流自治体の連携により被災地を支援した経験を基に発足した「自治体スクラム支援会議」の参加自治体による「災害時の支援・受援計画（物流編）」を定めており、今後は人的支援の計画を作成していく予定である。

オ 被災者相互間の公平性を確保すること

震災では、極めて多くの人々が何らかの被害を受けることになる。このような状況下においては、行政が進める復興対策に対する信頼を維持・確保していくうえで、公平性の確保は決定的に重要な役割を果たすこととなる。

したがって、復興対策の企画・立案にあたっては、障害者や高齢者等の災害時要配慮者に特別の配慮を払うとともに、すべての被災者が実質的に公平な扱いを受けられるよう、十分配慮する必要がある。

カ 復興対策推進の事前準備に努めること

復興を円滑に推進するにあたっては、東京都との役割分担や他自治体との協力関係、民間（NPO・ボランティア組織、区民、事業者、災害時協定締結団体等）との連携が欠かせない。これらの検討を震災発生後に開始したのでは、迅速かつ的確な対応を図ることができないことは言うまでもなく、平常時における継続的な事前の準備・検討が欠かせない。

また、こうした検討によってとりまとめられた方針や取組については、被災者が復興に向けてとるべき行動の選択基準や判断材料となるため、事前又は遅くとも被災後遅滞なく、包括的な復興対策メニューとして提示すべきである。

（２）災害対策本部と震災復興本部

震災直後には、まず、応急・復旧対策を臨時的・機動的に実施するために、杉並区災害対策本部を設置し、その後、復興対策を長期的視点に立って速やかにかつ計画的に実施するため、杉並区震災復興本部を設置する。両本部は当分は併存し、災害対策本部が所掌する事業で震災復興にも大きな影響を与えるものについては両本部が緊密に連携しながら対応を図ることとなる。

設置の目的及び根拠の比較

- 災害対策本部（被災直後～概ね2か月）

目的 震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的・機動的に実施する。

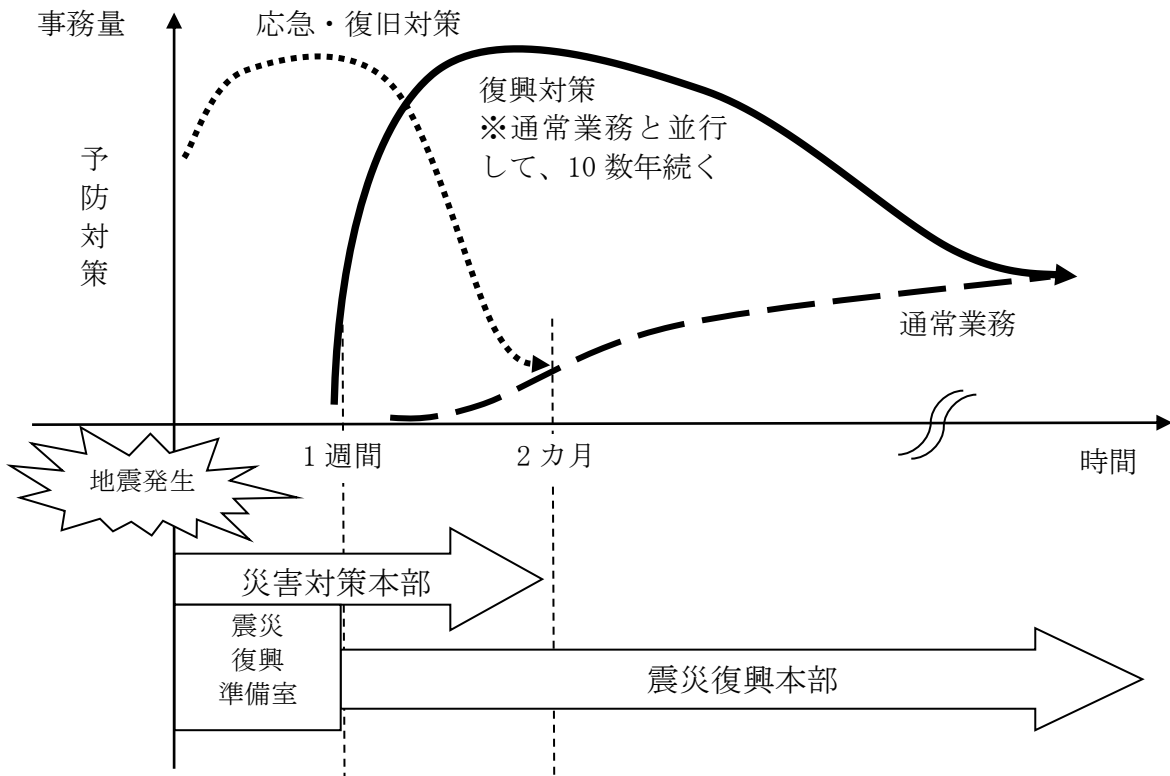
根拠 災害対策基本法

- 震災復興本部（被災後1週間～数年（復興本部の目的が達成されたとき））

目的 応急・復旧対策が一段落ついた段階から復興に関する政策を計画的に実施する。

根拠 杉並区の震災復興に関する例規（平成30年度制定予定）

《復旧と復興の関係》



※ は応急・復旧対策（災害対策本部）

———— は復興対策（震災復興本部）

- - - - は通常業務

(3) 地域協働復興の推進

阪神・淡路大震災以降の震災では、住民、ボランティアによる助け合いが復興の大きな力になった。「東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編」では、一日も早い復

興を進めるために、住民一人ひとりの自助努力だけでなく、住民同士が協力して復興に取り組んでいく組織を作ることが重要なポイントであるとしている。また被災地域の住民や事業者等が主体的に参画し、地域力を生かして復興に取り組む核となる組織のことを「地域復興協議会」、協議会の活動地域を「協働復興区」と呼び、平常時から準備会などの組織づくりを進め、事前に復興時のまちづくりを検討しておくことが有効だとしている。

区は、この地域復興協議会を核とする地域力を生かした復興（地域協働復興）を進めるため、NPO、ボランティア、専門家、企業等の協力も得ながら、地域復興協議会に支援、助言を行っていく体制づくりを検討するとともに、都が作成した地域復興協議会の組織、責務、活動内容等を規定する地域協働復興推進条例モデル等を参考に、地域協働復興の推進体制を整える必要がある。

取組のフローチャート

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画															
				業務継続計画				震災復興マニュアル											
				災対本部各部マニュアル				震災復興マニュアル											
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内					
	(4) 住家被害認定調査	地域課	被害認定調査の実施体制の整備 被害認定調査研修の実施																
	(1) 調査方針の決定等	地域課																	
	(2) 調査人員の確保	地域課																	
	(3) 資機材等の調達	地域課																	
	(4) 調査員を対象とする研修の実施	地域課																	
	(5) 住家被害認定調査の実施	地域課		一次				二次											
	(5) 被災者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)	保健福祉部管理課 福祉事務所、防災課	被害者生活実態調査マニュアルの整備 調査隊の編成																
	(1) 被災者生活実態調査の実施準備	保健福祉部管理課 福祉事務所、防災課																	
	(2) 被災者生活実態調査の実施	保健福祉部管理課 福祉事務所、防災課																	
	(3) 調査結果の集計	保健福祉部管理課 福祉事務所、防災課																	
	(6) 道路等の被害把握と復興手順	土木管理課等	作業マニュアルの整備																
	(1) 緊急道路障害物除去路線の点検・障害物除去																		
	(2) 一般区道の点検	土木管理課、狭あい道路整備課、土木計画課、みどり公園課、杉並土木事務所																	
	(3) 応急・復旧方針																		
(4) 応急・復旧																			
2 住民生活の再建状況等の把握	(1) 住民生活の再建状況等の把握	保健福祉部管理課等	被災者生活再建支援システム導入に向けた検討・整備																
	(1) 各種支援策の適用状況の集約	関係各課																	
	(2) 被災者生活実態調査(フォロー調査)の実施	関係各課																	
	(3) その他住民生活の再建状況等に関する情報の収集・整理	関係各課																	
	(4) 被災者台帳情報の提供	保健福祉部管理課																	
(5) 住民生活の再建状況等の把握に基づく取組の進行管理	保健福祉部管理課						随時												
3 リ災証明書の交付	(1) リ災証明書の交付の準備	地域課	証明書交付体制の整備 リ災証明書交付研修の実施																
	(1) リ災証明書交付に関する調整会議の開催	地域課																	
	(2) 固定資産税関連情報及び建築確認関連情報の提供要請	地域課																	

項目 / 時期・計画・マニュアル			所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画												
					業務継続計画					震災復興マニュアル							
					災対本部各部マニュアル					震災復興マニュアル							
					1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内		
	(3) 被災証明書交付のためのデータ収集	地域課															
	(4) 被災証明書交付体制の整備	地域課															
	(5) 被災証明書交付会場の設営	地域課															
	(6) 被災証明書交付の広報	地域課 広報課															
	(2) 被災証明書の交付	地域課	被災証明書交付に関する訓練 被災証明書交付会場の決定														
	(1) 被災証明書の交付	地域課															
	(2) 被災証明書交付に伴う判定結果の説明	地域課															
	(3) 被災者台帳の作成	保健福祉部管理課、 地域課、課税課、納税課、 国保年金課、杉並福祉事務所、 介護保険課、保育課、住宅課、 建築課、ごみ減量対策課、企画課、 防災課、情報政策課	被災者台帳の要件定義 杉並区災害復旧対策実施要領 及び災害復旧対策業務の実施細目 の整備 被災者生活支援システム導入 に向けた検討・整備及び台帳 様式の決定 システム運用マニュアル作成、 操作研修及び活用ルールの 策定 職員・区民への周知														
	(1) 被災者台帳の作成	保健福祉部管理課等															
	(2) 他の地方公共団体への台帳情報の提供	防災課 保健福祉部管理課															
(3) 本人同意を得た台帳情報の提供及び本人への台帳情報提供	保健福祉部管理課 情報政策課																
4 復興方針及び復興計画の策定	(1) 震災復興基本方針の策定	企画課、危機管理対策課、 防災課、都市整備部管理課	方針案の概要の作成 公表方法の検討														
	(1) 震災復興基本方針案の作成	企画課、危機管理対策課、 防災課、都市整備部管理課															
	(2) 震災復興基本方針の決定	企画課、危機管理対策課、 防災課、都市整備部管理課															
	(2) 復興計画の策定	企画課、危機管理対策課、 防災課、都市整備部管理課	計画の骨格やスケジュールの 想定 公表方法の決定 計画案についての意見聴取 方法の検討														
	(1) 震災復興計画の策定	企画課、危機管理対策課、 防災課、都市整備部管理課															
	(2) 震災復興計画の実施・検証・見直し	企画課、危機管理対策課、 防災課、都市整備部管理課															
5 財政方針の策定等	(1) 財政方針の策定	財政課	財政需要見込額算定方法の 検討														

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画												
				業務継続計画				震災復興マニュアル								
				災対本部各部マニュアル				震災復興マニュアル								
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内		
	(1) 財政需要見込額等の算定及び補正	財政課、各所管課		各所管課				財政課								
	(2) 予算執行方針の策定、執行	財政課、各所管課		財政課 随時												
	(3) 予算見積り方針の策定等	財政課、各所管課														
	(2) 財源の確保	財政課、各所管課	国や都に要望すべき特例措置の検討													
	(1) 起債に関する手続	財政課														
	(2) 国庫補助金等の特例措置の要望	財政課、各所管課														
	(3) 復興基金の創設	財政課	復興基金に関する関係部課と協議													
	(1) 基金創設の決定	財政課														
	(2) 基金創設に係る予算措置	財政課						基金設立決定後								
	(3) 一般財団法人の設立申請	財政課										基金設立決定後				
	(4) 公益財団法人の認定の申請	財政課														
	(5) 財団法人の解散及び清算	財政課										復興基金事業の必要がなくなったとき				
	6 人的資源の確保	(1) 受援体制・広域連携体制の検討	人事課	受入体制の検討 指揮命令系統の検討 派遣職員マニュアル策定 相互援助協定締結												
		(1) 職員等の安否確認	人事課													
		(2) 必要職員数の把握	人事課		随時											
	(3) 派遣職員の受け入れ	人事課	随時													
	(4) 職員の派遣	人事課	随時													
	(5) その他の人的資源の確保の検討	人事課	随時													
	(2) 継続的な執行体制の確保	人事課	所要人員調査方法の整備 メンタルヘルス対策の検討													
	(1) 職員の再配置	人事課														
	(2) 臨時職員の雇用等	人事課		随時												
	(3) 職員のローテーション体制の整備	人事課		随時												
	(4) メンタルヘルスケア等の健康管理	人事課		随時												
	職員採用選考中止・延期等の連絡に係る事務	人事課														

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画											
				業務継続計画				震災復興マニュアル							
				災対本部各部マニュアル				震災復興マニュアル							
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内	
非常時優先業務(通常業務)	人事給与システム維持管理等人事管理事務	人事課			■										
	臨時職員賃金支払事務	人事課			■										
	職員給与支払事務	人事課			■										
7 用地等の確保・調整	(1) 用地の確保・調整	企画課、防災課、経理課	必要な用地の事前把握 用地確保利用計画(案)の検討 用地調整方針の策定準備 用地の被害状況・使用状況の把握体制の整備 土地使用契約書(案)の検討												
	(1) 緊急に必要とされる用地の確保とその利用状況の把握	企画課、防災課、経理課		■											
	(2) 用地需要の集約と用地確保利用計画の策定	企画課、防災課、経理課			■										
	(3) 継続的な用地の確保・調整	企画課、防災課、経理課					■ 随時								
8 がれき等の処理	(1) がれき等の処理(がれき処理基本計画の策定・周知等)	都市整備部管理課 市街地整備課 土木管理課 ごみ減量対策課	連絡体制の整備 用地の事前把握・確保												
	(1) がれき等の発生量予測	都市整備部管理課 市街地整備課 土木管理課 ごみ減量対策課		■											
	(2) がれき処理計画の策定 一時積み置き場の運営	都市整備部管理課 市街地整備課 土木管理課 ごみ減量対策課		■											
	(3) がれき処理の実施	都市整備部管理課 市街地整備課 土木管理課 ごみ減量対策課					■								
9 広報・被災者相談体制の整備	(1) 復興関連情報の提供	広報課、関係課	J-comとの連携・協力 臨時広報紙の発行等の体制の構築 他団体との連携・協力 情報発信体制の確保												
	(1) 臨時広報紙の発行	広報課、主管課		■											
	(2) インターネットなどの活用	広報課		■											
	(3) 報道機関への情報提供	広報課		■											
	(4) 他団体との連携	広報課		■											
	(2) 被災者相談体制の整備	区政相談課、関係課	被災者相談マニュアルの作成 各団体への事前要請 杉並区一般相談実施要綱等 各相談実施要綱												
	(1) 臨時相談窓口の開設	区政相談課、防災課		■											
	(2) 被災者総合相談窓口の設置	区政相談課、企画課、防災課、関係課					■								

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画																	
				業務継続計画				震災復興マニュアル													
				災対本部各部マニュアル				震災復興マニュアル													
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内							
3 教育・文化	1 教育活動の継続・再開	(3) 外国人への支援	文化・交流課、総務課、区政相談課、広報課、防災課	杉並区外国人相談実施要綱 多様な情報提供・共有体制の整備 外国人が参加する防災訓練の開催 杉並区交流協会外国人相談実施要綱																	
		(1) 外国人被災状況の把握	防災課																		
		(2) 外国語による情報提供	広報課 文化・交流課																		
		(3) 区の語学ボランティア等の確保	文化・交流課 区政相談課																		
		(4) 外国人相談窓口の充実・拡大	文化・交流課 区政相談課																		
		(5) 外国人への差別が発生しないため注意喚起	総務課 文化・交流課																		
	1 教育活動の継続・再開	(1) 学校教育施設の再建	学校整備課、営繕課	営繕課との役割分担の確認																	
		(1) 施設再建計画の策定	学校整備課、営繕課																		
		(2) 再建の実施	学校整備課、営繕課																		
		(2) 授業・給食再開	学務課、教育人事企画課、済美教育センター、土木管理課	緊急連絡先名簿作成 通学路の安全確保 区立学校標準防災マニュアル策定																	
		(1) 授業等の再開の決定	学務課、教育人事企画課、済美教育センター、土木管理課																		
		(2) 応急教育計画の策定	各学校																		
	非常時優先業務(通常業務)	衛生点検の実施	学務課																		
		(3) 済美教育センターの復旧	済美教育センター	済美教育センター消防計画書																	
	非常時優先業務(通常業務)	済美教育センター維持管理業務(施設利用者の保護)	済美教育センター																		
2 被災児童・生徒等への支援	(1) 学用品の給与	済美教育センター 学務課	要保護・準要保護名簿準備 給与必要数等の把握調査方法決定 教科書等の給与の手順の確認																		
	(1) 被災児童生徒数を把握	済美教育センター、学務課																			
	(2) 教科書の給与	済美教育センター																			
	(3) 文房具及び通学用品の給与	学務課																			
	(2) 学用品の給与(私立学校)	済美教育センター 学務課	被害状況把握方法の確立 教科書等の給与の手順の確認																		
	(1) 被災児童生徒数を把握	学務課、済美教育センター																			
	(2) 教科書の給与(支給)	済美教育センター																			
	(3) 文房具及び通学用品の給与(支給)	学務課																			
	(3) こころの相談窓口の設置・充実と震災体験を生かす教育の実施	特別支援教育課 済美教育センター	窓口設置や相談体制の対応 マニュアルの作成																		

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画												
				業務継続計画					震災復興マニュアル							
				災対本部各部マニュアル					震災復興マニュアル							
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内		
	(1) こころの相談窓口の開設と充実	特別支援教育課 済美教育センター				■										
	(2) メンタルヘルスケアの充実	特別支援教育課						■								
	(3) 震災体験を生かす教育の実施	済美教育センター								■ 児童・生徒の生活状況を勘案して開始						
非常時優先業務(通常業務)	教育相談運営(心理職・福祉職の派遣)	特別支援教育課			■											
	(4) 被災児童・生徒の転出入学の調整	学務課	処理手順検討													
非常時優先業務(通常業務)	(1) 転出入学の相談・調整と手続き	学務課		■												
	学齢簿システムの維持管理	学務課			■											
	就学事務(学齢簿の調製・管理)	学務課			■											
3 社会教育・体育施設等の再建・再開	就学事務(転入学相談)	学務課			■											
	(1) 社会教育施設の再建・再開	生涯学習推進課	事業者連絡先一覧の作成	■												
	(1) 社会教育施設の被災状況の把握	生涯学習推進課														
	(2) 社会教育施設の再建・再開	生涯学習推進課									■					
	(2) 社会体育施設等の再建・再開	スポーツ振興課			■											
	(1) 社会体育施設の被災状況の把握	スポーツ振興課														
(2) 社会体育施設の再建・再開	スポーツ振興課										■					
非常時優先業務(通常業務)	社会教育センター維持管理業務(施設利用者の保護)	生涯学習推進課		■												
	郷土博物館維持管理業務(施設利用者の保護)	生涯学習推進課		■												
	体育施設維持管理業務(施設利用者の保護)	スポーツ振興課		■												
	(3) 区立図書館等の再建・再開	中央図書館	現行の消防計画等の見直し													
	(1) 図書館の被災状況の把握	中央図書館		■												
	(2) 図書館の早期再開	中央図書館										■				
非常時優先業務(通常業務)	中央図書館(地域館舎)維持管理業務(施設利用者の保護)	中央図書館		■												
4 文化財の復興・補修等	(1) 文化財の復興・補修等	生涯学習推進課	文化財の現況等の把握 「調査書類のひな型」の作成 仮保管に関する検討													
	(1) 被害状況の調査・報告	生涯学習推進課		■												

チャート-7

項目 / 時期・計画・マニュアル			所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画																
					業務継続計画					震災復興マニュアル											
					災対本部各部マニュアル					震災復興マニュアル											
					1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内						
5 学校以外の教育施設の再建		(2) 補修方法等の調査	生涯学習推進課																		
		(3) 復興・補修等	生涯学習推進課																		
	非常時優先業務(通常業務)	文化財の被災状況の把握・搬出及び被害拡大防止	生涯学習推進課																		
		(1) 私立専修学校・各種学校の再建	学務課	被害状況把握方法の確立																	
			(1) 被害状況の把握		学務課																
			(2) 再建支援		学務課																
		(2) 私立幼稚園の再建	保育課	被害状況把握方法の確立																	
			(1) 被害状況の把握		保育課																
			(2) 再建支援		保育課																
		(3) 保育所・児童館等の再建	保育課 児童青少年課	被害状況把握方法の確立																	
			(1) 再建計画の策定		保育課 児童青少年課																
			(2) 再建の実施		保育課 児童青少年課																
			(3) 民間保育施設・学童クラブの再建支援		保育課 児童青少年課																
	4 地域への支援	1 地域協働復興の推進	(1) 地域協働復興の推進	都市整備部管理課、市街地整備課、防災課、産業振興センター、住宅課、耐震・不燃化担当、狭あい道路整備課、企画課	訓練の実施 資機材及び施設の準備																
(1) 復興市民組織に対する活動支援			都市整備部管理課、市街地整備課、防災課、産業振興センター、住宅課、耐震・不燃化担当、狭あい道路整備課、企画課																		
2 ボランティア等市民活動への支援		(1) ボランティア等市民活動への支援	社会福祉協議会、防災課、地域課、保健福祉部管理課	災害時のボランティア活動に関する協定																	
		(1) 体制の整備等	保健福祉部管理課																センター閉鎖		
		(2) ボランティアセンターへの情報提供	地域課																		
3 消費者の保護		(1) 消費者相談等の実施	消費者センター 区民生活部管理課	消費生活相談行動マニュアル																	

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画												
				業務継続計画				震災復興マニュアル								
				災対本部各部マニュアル				震災復興マニュアル								
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内		
調査編	1	家屋被害概況調査	都市整備部管理課	調査方法の検証・資機材	[]											
	2	区有施設等点検	営繕課	杉並区有施設等点検基準	2日以内											
	3	道路の応急対策及び復旧	土木計画課他	緊急道路障害物除去作業 土木班作業マニュアル	[]											
	4	被災建築物応急危険度判定	建築課	杉並区被災建築物応急危険度判定 実施本部マニュアル他	[]											
	5	被災宅地危険度判定	建築課 土木管理課	資機材	[]											
	6	公共基準点の復旧	土木管理課	資機材												
	7	家屋被害状況調査	都市整備部管理課	調査方法の検証・資機材	[]											
計画編	8	都市復興基本方針	管理課 (都市企画担当)他	復興整備条例・資機材	[]											
	9	第一次建築制限	市街地整備課他	資機材	区域指定案(都告示)				建築制限	延長						
	10	地区復興センター	市街地整備課他	候補場所リスト・管理協議	[]											
	11	復興対象地区	管理課 (都市企画担当)他	復興整備条例・資機材				地区指定	建築行為届出(地区指定日から2年間)							
	12	都市復興基本計画(骨子案)	管理課 (都市企画担当)他	復興整備条例・資機材				準備								
	13	第二次建築制限	市街地整備課他	資機材				準備	都決	建築制限(発災から2年間)						
	14	復興まちづくり計画等	市街地整備課他	資機材												
	15	都市復興基本計画	管理課 (都市企画担当)他	復興整備条例・資機材												
時限的市街地編	17	時限的市街地	住宅課	応急仮設住宅建設候補用地リスト 民有地の定期借地の事前検討	必要量概数調査		用地確保・必要量補足調査	配置計画	時限的市街地の入居・運営							
							方針原案									
非常時優先業務(通常業務)		区営住宅等の点検	住宅課		3時間以内に着手											
		不燃化促進住宅維持管理(安否確認・建物点検等)	市街地整備課 (耐震・不燃化担当)		1日以内に着手											
		水防対策(水防システムの被害確認及び復旧)	土木計画課		3日以内に着手											
		水辺環境の整備(護岸・河川施設等の改良)	土木計画課		2週間以内に着手											
第3章 住宅の復興																
1 応急的な住宅の整備【応急】	1 応急的な住宅の供給量の算定	(1) 応急的な住宅必要量の算出		調査に係る簡易なチェックシートを作成する。												

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画											
				業務継続計画				震災復興マニュアル							
				災对本部各部マニュアル				震災復興マニュアル							
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内	
	(1) 被害概況の把握・分析	都市整備部管理課	応急住宅建設候補地一覧(リスト) 応急住宅建設候補地事前調査票 応急住宅建設候補地現況調査票 応急住宅建設地現況調査一覧	災害情報システム(DIS)により都へ報告											
	(2) 被害状況(詳細)の把握・分析(応急修理等により居住可能な戸数の把握を含む)	都市整備部管理課、地域課、保健福祉部管理課、住宅課		DISにより都へ報告				上記各調査をとりまとめ都へ報告							
	(2) 応急仮設住宅建設用地の確保			災害後実査による建設可否の判定											
	(1) 建設予定地の現況確認・報告	経理課、みどり公園課、学校整備課、スポーツ振興課、生涯学習推進課、保育課													
	(2) 建設可能用地のリスト作成	総務課、住宅課													
	(3) 応急仮設住宅建設数の確定	住宅課													
	(4) 建設用地の確保	経理課、住宅課、みどり公園課、学校整備課、スポーツ振興課、生涯学習推進課、保育課													
	(5) 都への報告	住宅課													
2 被災住宅の応急修理	(1) 被災住宅の応急修理														
	(1) 応急修理戸数の把握・報告	住宅課	必要最低限の修理により、居住可能な戸数の把握→都への報告												
	(2) 応急修理の募集・選定	住宅課					物件の募集・選定→都へ報告								
	(3) 応急修理の施工	都発注業者					東京建設業協会所属業者による施工								
	(4) 施工の確認	住宅課													
3 応急的な住宅の供給・運営	(1) 応急仮設住宅の建設・撤去														
	(1) 応急仮設住宅の建設	営繕課					応急仮設住宅建設、工事監理								
	(2) 応急仮設住宅の撤去	営繕課					仮設住宅竣工後、概ね3か月～6か月(最終退去期限は不明)で退去が完了した物件より順次撤去								
	(2) 公的住宅等空き住戸、民間賃貸住宅の確保														
	(1) 公的住宅(区営住宅)等空き住戸の確保	住宅課													
	(2) 民間賃貸住宅の確保	住宅課					契約手続等関係事務								
	(3) 入居者の募集・選定		都作成の入居者選定基準、入居案内												

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画													
				業務継続計画						震災復興マニュアル							
				災対本部各部マニュアル						震災復興マニュアル							
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内			
	(1) 募集対象住宅の集約	区民課、住宅課	入居手続きに必要な申込書等の帳票、入居者の属性・生活上の配慮事項などを記載できる名簿の準備				応急仮設・一時提供住宅の提供戸数の決定										
	(2) 入居者の募集・選定	区民課、住宅課						募集・選定									
	(3) 入居手続き	区民課、住宅課						一次募集		二次募集							
	(4) 入居者管理・支援			入居者名簿及び管理台帳、入居者調査票書式等の整備						資格審査の実施、入居届出の受付等							
	入居者名簿及び管理台帳の作成	保健所、福祉事務所等福祉部門関係課、住宅課								<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 入居後→ ○入居者名簿の作成→都へ報告 ○入居者世帯に関する属性、避難中、特に配慮を要する事項の聞き取り調査の実施 ○避難中の仮施設内の巡回や入居者見守り、心のケアなどの相談員の確保など、医師・保健師等とも連携した対応 ○応急仮設住宅支援員のNPO等団体への委託化による確保等 </div>						→最終退去者まで体制維持するか否か、引き続き検討	
	(1) 入居者名簿の作成 入居者名簿→都へ報告	保健所、福祉事務所等福祉部門関係課、住宅課															
	(2) 民間賃貸住宅における家賃等の支払い	保健所、福祉事務所等福祉部門関係課、住宅課															
	(3) 入居者調査の実施	保健所、福祉事務所等福祉部門関係課、住宅課															
	(4) 巡回相談の実施及び応急仮設住宅支援員の配置	保健所、福祉事務所等福祉部門関係課、住宅課															
	(5) メンテナンス	保健所、福祉事務所等福祉部門関係課、住宅課															
4 公営住宅の維持	(1) 公営住宅の補修・補強		応急補修実施基準及び解体・撤去基準の把握と区の補修方針の決定														
	(1) 被害状況の把握・被害度区分判定	災対総務部区有施設点検班 営繕課		○被災状況の把握 ○補修・補強工事が必要な該当住宅を選別する													
	(2) 応急補修実施基準及び解体・撤去基準の策定等	住宅課		○都基準を基にした応急補修実施基準の策定 ○解体・撤去基準の策定													
	(3) 補修工事の実施 ・区営住宅については、被災度区分判定等の結果及び補修等実施計画を居住者に通知	住宅課		○東京都住宅供給公社へ施工依頼をし、工事監理を行う。													
非常時優先業務(通常業務)取組1~4共通	区営住宅等の点検	住宅課															
	不燃化促進住宅維持管理	まちづくり推進課															
2 自力再建への支援【復興】	1 一般住宅の再建に対する支援																
	住宅取得の融資・利子補給事業 (1) の情報提供・情報の広報紙、区HPへの掲載	住宅課	○住宅金融支援機構等の住宅復興特別融資関連について、事前に情報収集する。										○住宅金融支援機構、住宅復興特別融資実施情報等の区民への提供			→都へ情報提供終了を確認の上、合わせて対応する。	
	民間賃貸住宅入居者に対する支援 (2) ・居住支援協議会による不動産関係団体との連携	住宅課	○震災時の住宅再建について、不動産関係団体等との連携について、不動産連携専門部会等を活用し、事前に検討をしておく。														

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画														
				業務継続計画						震災復興マニュアル								
				災対本部各部マニュアル						震災復興マニュアル								
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内				
2 マンションの再建に対する支援	(1) マンションの再建支援		マンション建替え等に係る各支援制度の概要を事前に収集しておく。															
	(1) マンション改良工事助成事業の情報提供	住宅課																
	(2) 都市居住再生促進事業の活用・都基準を参考に資格の審査及び採否結果の都への報告、国・都からの補助金の受領	市街地整備課 (拠点整備担当)																
	(3) 建築基準法に基づく総合設計制度による、既存不適格建築物等のマンション建替え支援	建築課																
(4) 分譲マンション建替え・改修アドバイザー派遣制度や合意形成等に係る支援事業の実施 ・都防災・建築まちづくりセンターよりアドバイザーの派遣、資格の審査及び採否結果の都への報告	住宅課																	
3 公営住宅等の供給	(1) 区営住宅等の建替え		建替えを判断するための、被災度区分判定を事前に明確にしておく。															
	(1) 定 被害状況の把握・被災度区分判定 ・居住者へ被災度区分判定結果 建替工事の実施	災対総務部区有施設点検班、営繕課																
	(2) 住民説明会の開催 ・東京都住宅供給公社へ建替工事の施工依頼を行う。 ・工事監理を行う。	住宅課、営繕課																
	(3) 竣工後の正式入居手続き ・一時避難者に対する正式入居意向調査の実施→要件審査の実施→入居申込	住宅課																
4 情報提供及び相談の実施	(1) 情報提供及び相談の実施		相談窓口設置場所及び相談人員体制等の事前検討															
	(1) 住宅相談窓口の設置 (専門家の派遣を要請するなど、都と連携して、応急仮設住宅への入居から住宅再建に至るまでの、各住宅支援事業の情報提供を行い、相談に応じる)	住宅課																
非常時優先業務(通常業務)取組1~4共通	区営住宅等の点検	住宅課																
	不燃化促進住宅維持管理	まちづくり推進課																
第4章 暮らしの復興																		
1 福祉	1 地域福祉需要の把握等	(1) 福祉活動関連情報の収集	保健福祉部管理課	調査票、集計用フォーマット														
		(1) 社会福祉施設等の復旧調査	保健福祉部管理課															
		(2) 地域福祉需要調査	保健福祉部管理課															
		(2) 児童の一時入所及び緊急保育の実施	保育課	受付マニュアル等														
		(1) 需要及び保育施設の実態把握	保育課															

項目 / 時期・計画・マニュアル			所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画											
					業務継続計画						震災復興マニュアル					
					災対本部各部マニュアル						震災復興マニュアル					
					1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内	
	(2) 保育施設への一時入所及び緊急保育	保育課				申請、受入調整										
	(3) 保育士及び看護師の確保	保育課				人材確保、保育再開										
	(3) 障害者の入所施設及び福祉人材の確保	障害者施策課 障害者生活支援課														
	(1) 第二次救援所・福祉救援所の開設及び障害者の入所等の実施	障害者施策課 障害者生活支援課														
	(2) 社会福祉施設等の確保及び障害者の入所等の実施	障害者施策課 障害者生活支援課														
	(3) 応急仮設住宅入居者への支援	障害者施策課 障害者生活支援課														
	(4) 高齢者の入所施設及び人材の確保	高齢者在宅支援課 保健福祉部管理課		高齢者や高齢者施設の情報を一括管理できる組織の検討												
	(1) 需要及び収容可能施設の実態把握	高齢者在宅支援課														
	(2) 施設への一時入所	高齢者在宅支援課														
	(3) 一時入所者の適正化	高齢者在宅支援課														
(4) 介護人材の確保	高齢者在宅支援課 保健福祉部管理課															
非常時優先業務(通常業務)	ゆうゆう館、高齢者活動支援センター等との情報連絡	高齢者施策課														
	一次的に住家から離れた認知症高齢者等に対して施設で行う緊急一時保護	高齢者在宅支援課														
2 社会福祉施設等の再建	(1) 福祉施設の再建・支援(区立・法人立)	保健福祉部管理課等	広報媒体などの確認													
	(1) 施設の再開	保健福祉部管理課、 高齢者施策課、障害者生活支援課、保育課、児童青少年課、 営繕課				被害状況把握・修理等・施設再開										
	(2) 再建支援										国及び都への助成の要請					
非常時優先業務(通常業務)	ゆうゆう館、高齢者活動支援センター等との情報連絡	高齢者施策課														
	3 福祉サービス体制の整備	(1) 在宅サービス体制の整備(高齢者)	高齢者在宅支援課 保健福祉部管理課	連絡確保方法 ネットワーク化の構築												
		(1) ひとり暮らし高齢者等の実態把握及び訪問支援体制の整備	高齢者在宅支援課 保健福祉部管理課													
		(2) 要配慮者等の介護及び日常生活支援等の体制の充実	高齢者在宅支援課													
		(3) 福祉サービスについての情報提供、相談体制の充実	高齢者在宅支援課 保健福祉部管理課													
	(2) 在宅サービス体制の整備(障害者)	障害者施策課 保健福祉部管理課 福祉事務所														
(1) ひとり暮らし障害者等災害時要配慮者の実態把握及び訪問支援体制の整備																

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画														
				業務継続計画						震災復興マニュアル								
				災対本部各部マニュアル						震災復興マニュアル								
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内				
	(2) 障害者の介護及び日常生活支援等の体制の充実	障害者施策課 保健福祉部管理課 福祉事務所																
	(3) 福祉サービスについての情報提供、相談体制の充実																	
	(4) 地域見守りシステムの整備																	
非常時優先業務(通常業務)	在宅医療相談調整窓口	健康推進課																
4 生活支援対策	(1) 生活に必要な資金の貸付	保健福祉部管理課 福祉事務所	応援体制等の整備 被災者生活再建支援システム															
	(1) 災害援護資金の貸付	保健福祉部管理課																
	(2) 杉並区応急小口資金の貸付	福祉事務所																
	(2) 災害弔慰金等の支給	保健福祉部管理課	応援体制等の整備、金融機関・医師会との調整															
	(1) 災害弔慰金の支給	保健福祉部管理課																
	(2) 災害障害見舞金の支給	保健福祉部管理課	応援体制等の整備															
	(3) 被災者生活再建支援金の支給	保健福祉部管理課	被災者生活再建支援システム															
	(1) 被災者生活再建支援金(国制度)の支給	保健福祉部管理課																
	(4) 義援金の募集、配分	保健福祉部管理課	義援金配分委員会設置要綱 被災者生活再建支援システム															
	(1) (仮称)義援金配分委員会の設置	保健福祉部管理課																
	(2) 義援金の配分																	
	(3) 義援金の交付申請																	
	(4) 義援金の交付の判断																	
	(5) 義援金の支給																	
	(6) 被災者台帳への記載																	
	(5) 生活保護		福祉事務所	申請書類・り災証明書の準備 被災者生活再建支援システム														
	(1) 要保護者の発見	福祉事務所																
	(2) 福祉事務所職員等の巡回	福祉事務所																
	(6) 租税の減免等(特別区税の減免)	課税課																

項目 / 時期・計画・マニュアル			所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画																	
					業務継続計画																	
					災对本部各部マニュアル				震災復興マニュアル													
					1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内							
	(1) 相談、必要書類の確認 (2) 納期限までに申請 (3) 減免審査会開催 (4) 減免の決定 (5) 減免通知(還付発生書類発送・提出)	課税課																				
	(6) 租税の減免等(特別区税の期限の延長)	課税課	被災者生活再建支援システム																			
	(1) 特別区税の納期限・書類提出期限の延長	課税課																				
	(6) 租税の減免等(特別区税の徴収猶予)	納税課	申請書類の確認、周知 被災者生活再建支援システム																			
	(1) 申請	納税課																				
	(2) 可否の決定																					
	(3) 通知																					
	(6) 租税の減免等(国民健康保険料の減免)	国保年金課	周知 被災者生活再建支援システム																			
	(1) 相談、必要書類の確認	国保年金課																				
	(2) 申請																					
	(3) 減免の決定及び通知の送付																					
	(6) 租税の減免等(後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免)	国保年金課	周知用資料の作成 受付マニュアル等の整備 被災者生活再建支援システム																			
	(1) 減免措置等の把握	国保年金課																				
	(2) 被災者への広報実施及び相談体制の確立																					
	(3) 相談、申請の受付																					
	(4) 徴収猶予の決定及び通知の発送																					
(5) 減免申請書類の回送、広域連合による減免審査																						
(6) 減免決定通知の送付																						
(6) 租税の減免等(介護保険料の減免及び利用者負担の軽減)	介護保険課	各種申請書の準備 被災者生活再建支援システム																				
(1) 保険料の減免	介護保険課																					

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画											
				業務継続計画				震災復興マニュアル							
				災对本部各部マニュアル				震災復興マニュアル							
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内	
非常時優先業務(通常業務)	(2) 利用者負担の軽減														
	(6) 租税の減免等(保育料の減額)	保育課	周知用資料 受付マニュアル等の整備 被災者生活再建支援システム												
	(1) 相談、必要書類の確認	保育課													
	(2) 申請														
	(3) 猶予の決定及び通知の送付														
	災害援護資金等の貸付	保健福祉部管理課													
	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	保健福祉部管理課													
	応急小口資金貸付	福祉事務所													
	生活保護を受給あるいは障害者手帳を所持している要支援者(単身高齢者・障害者・病弱者など)の安否確認	福祉事務所													
	他の業務実施の前提になる事務所機能の回復 生活保護システムの再開に係る業務	福祉事務所													
	生活保護事務(保護費支給事務、医療業務および問い合わせ対応)	福祉事務所													
	中国残留邦人等への支援(支援費支給事務、医療業務、および問い合わせ対応)	福祉事務所													
	身体障害者の補装具・日常生活用具の交付・修理事務、自立支援医療受給者証の交付事務、問い合わせ対応	福祉事務所													
	生活相談	福祉事務所													
特別区民税及び都民税に係る減免事務	課税課														
国民健康保険証、後期高齢者医療保険証再発行事務	国保年金課														
2 保健・医療	1 保健対策	(1) メンタルヘルスケアの実施	保健予防課、保健サービス課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアル 巡回相談時使用する帳票類 リーフレット、マニュアル類											
		(1) 精神保健業務の拠点の設置	保健予防課												
		(2) 巡回精神相談の実施	保健予防課、保健サービス課												
		(3) 精神保健及び心のケアに関する普及啓発の実施	保健予防課												
		(4) 早期に通常業務を再開する(精神保健相談・社会復帰事業)	保健予防課												
		(2) 被災住民の健康管理	保健サービス課 健康推進課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアル											

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画																	
				業務継続計画						震災復興マニュアル											
				災対本部各部マニュアル						震災復興マニュアル											
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内							
	(1) 保健師の派遣の受入れ	保健サービス課 健康推進課	震災救援所等における医療 救護部活動マニュアル	■																	
	(2) 健康相談体制の整備	保健サービス課				■															
	(3) 食生活への支援	保健サービス課 健康推進課				■															
	(3) 防疫活動の実施	生活衛生課、保健予 防課、環境課																			
	(1) 震災救援所における飲料水の衛 生確認	生活衛生課			■																
	(2) 震災救援所・被災家屋の衛生害 虫の駆除	生活衛生課、環境課			■																
	(3) 防疫班、隔離消毒班、環境衛生 指導班の出動	生活衛生課、保健予 防課			■																
	(4) 被災戸数・防疫活動等の都への 報告	生活衛生課			■																
	(5) 都・医師会等への協力要請	生活衛生課			■																
	非常時優 先業務 (通常業 務)	精神保健対策(23条通報)(警察からの通 報)		保健予防課		■															
健康相談及び保健指導に関する業務		保健サービス課		■																	
2 生活環 境の整備	(1) 震災救援所の衛生管理	生活衛生課	震災救援所等における医療 救護部の活動内容等の整理 震災救援所等における医療 救護部活動マニュアル																		
	(1) 震災救援所における衛生管理者 の決定	生活衛生課		■																	
	(2) 衛生管理者に対する衛生管理面 での助言	生活衛生課		■																	
	(2) 公衆浴場の再開支援	生活衛生課 産業振興センター																			
	(1) 公衆浴場の営業状況の把握	生活衛生課		■																	
	(2) 区民への公衆浴場営業状況の情 報提供	生活衛生課		■																	
	(3) 公衆浴場再開に向けた相談支援	生活衛生課				■															
	(4) 使用水源、衛生管理面での再開 支援	生活衛生課				■															
	(5) 公衆浴場再開に向けた融資支援	産業振興センター		■																	
	(3) 飲料水・食品の安全確保	生活衛生課		消毒関係機材の備蓄 震災救援所等における医療 救護部の活動内容等の整理 震災救援所等における医療 救護部活動マニュアル																	
	(1) 飲料水・食品の安全確保の巡回 指導・啓発	生活衛生課			■																
	(2) 食中毒発生時の原因究明、拡大 防止、再発防止	生活衛生課			■																
	(4) ごみ等の処理	杉並清掃事務所 方 南支所(土木管理 課)		臨時集積所候補地選定																	

項目 / 時期・計画・マニュアル			所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画														
					業務継続計画						震災復興マニュアル								
					災対本部各部マニュアル						震災復興マニュアル								
					1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内				
	(1) 情報収集	杉並清掃事務所 方南支所 (土木管理課)																	
	(2) 処理体制の整備	杉並清掃事務所 方南支所																	
	(3) ごみ等収集運搬	杉並清掃事務所 方南支所																	
	(5) 生活環境営業施設(理・美容所、クリーニング所及び飲食店等)の営業状況に関する情報提供と再開支援	生活衛生課 産業振興センター																	
	(1) 営業状況の把握、区民への情報提供	生活衛生課																	
	(2) 再開支援	産業振興センター																	
	(6) 特例許可証の発行	区民課																	
	(1) 火葬場復旧時の許可要件の緩和	区民課																	
	3 医療機関の機能回復	(1) 医療機関の復旧状況に関する情報提供	健康推進課																
		(1) 後方医療機関、医師会等へ無線により被災状況を把握	健康推進課																
4 地域医療体制の再構築	(1) 仮設診療所の設置	健康推進課、地域保健・医療連携担当、住宅課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアル																
	(1) 仮設診療所の設置検討																		
	(2) 仮設診療所の決定等	健康推進課、地域保健・医療連携担当																	
	(3) 医師会や大規模病院等の調整																		
	(4) 仮設診療所の設置	住宅課																	
5 動物救護	(1) 震災救援所における動物の保護管理	生活衛生課	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理 震災救援所等における医療救護部活動マニュアル																
	(1) 震災救援所敷地内に動物収容場の確保	生活衛生課																	
	(2) 獣医師会救護班の要請	生活衛生課																	
	(3) ボランティア団体等の協力要請	生活衛生課																	
	(4) 避難者の復興状況の把握と支援活動の縮小	生活衛生課																	
	(2) 負傷動物の救護	生活衛生課	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理 震災救援所等における医療救護部活動マニュアル																
	(1) 負傷動物救護所の立ち上げ	生活衛生課																	
	(2) 逸走動物、一時保護動物への対応	生活衛生課																	

項目 / 時期・計画・マニュアル			所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画															
					業務継続計画					震災復興マニュアル										
					災対本部各部マニュアル					震災復興マニュアル										
					1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内					
		(3) 動物病院再開状況の区民への提供	生活衛生課																	
		(4) 負傷動物救護所の縮小	生活衛生課																	
3	その他	(1) 防犯対策	地域安全担当	区内3警察署との協議																
		(1) 防犯対策の実施	地域安全担当																	
第5章 産業の復興																				
1 中小企業に係る取組	1 被災状況の把握	(1) 区内産業の被害・復旧状況の把握	産業振興センター	事業所情報の状況把握及び調査の実施内容の決定 産業経済団体等への調査協力依頼																
		(1) 区内産業の被害状況等の把握	産業振興センター																	
		(2) 区内産業の復旧状況の把握	産業振興センター																	
	2 事業再開支援	(1) 商店街復興支援	(1) 商店街復興支援	産業振興センター	商店街アドバイザー派遣制度の活用 新元気をさせ商店街事業費補助金制度の活用															
			(1) 復興計画策定支援制度の実施	産業振興センター																
			(2) 上記制度の周知	産業振興センター																
		(2) 賃貸型共同仮設店舗等の設置等への支援	(1) 賃貸型共同仮設店舗等の設置等への支援	産業振興センター	現地調査シートの作成 入居事業者名簿様式の作成															
			(1) 賃貸型共同仮設店舗の管理等	産業振興センター																
		(3) 中小企業への融資	(1) 資金需要の把握	産業振興センター																
			(2) 既存融資制度の活用促進策の検討	産業振興センター																
			(3) 財源確保・関係金融機関への要請	産業振興センター																
			(4) 融資制度の周知(活用促進)	産業振興センター 広報課																
		(4) 相談業務の拡充	(1) 被災事業主に対する総合的な相談窓口の設置	産業振興センター																
			(2) 相談窓口での被災・復旧情報の提供	産業振興センター																
			非常時優先業務(通常業務)	産業振興センター																
				商店街支援	産業振興センター															
				中小企業支援	産業振興センター															

項目 / 時期・計画・マニュアル		所管課 (担当課)	事前に準備すべき事項	地域防災計画															
				業務継続計画				震災復興マニュアル											
				災対本部各部マニュアル				震災復興マニュアル											
				1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	2か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	1年半以内	2年以内					
2 雇用に 係る取組	1 雇用に 係る取組	(1) 雇用状況の把握	産業振興センター	他機関との連携確認方法の 策定															
		(1) 雇用状況の調査	産業振興センター																
		(2) 雇用情報の交換	産業振興センター																
		(2) 求人情報の提供・職業訓練の実施	産業振興センター 区民課、広報課	被災離職者へのPR方法 情報交換方法															
		(1) 求人情報の収集	産業振興センター																
		(2) 求人情報の提供	産業振興センター 区民課、広報課																
		(3) 職業訓練の実施	産業振興センター																
		(3) 雇用の維持	産業振興センター 広報課																
		(1) 区内産業団体・主要事業所・事業 主等への雇用維持の要請	産業振興センター																
		(2) 雇用調整助成金制度等の周知	産業振興センター 広報課																
		(3) 他の制度等の周知	産業振興センター 広報課																
		(4) 雇用の創出	産業振興センター 広報課、人事課、経 理課																
		(1) 区内産業団体等への雇用創出の 要請	産業振興センター																
		(2) 雇用開発助成金制度等の周知	産業振興センター 広報課																
		(3) 区内事業における区民の優先的 な雇用促進	人事課・経理課																
		非常時優先 業務(通常業 務)	就労支援	産業振興センター															

第1章

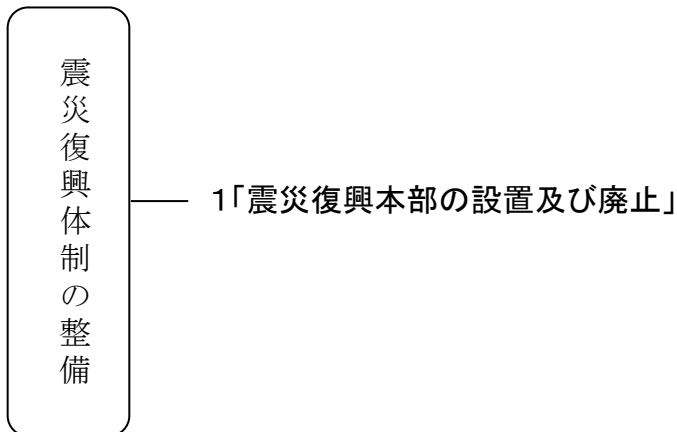
震災復興体制の構築

震災復興体制の構築

区分		取組名	項目名	ページ 体制	所管部課名	
1	震災復興体制の整備	震災復興本部の設置及び廃止	(1) 震災復興本部の設置及び廃止	2	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	
			(2) 震災復興本部の運営	3	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	
2	復興体制構築に係る具体的取組	被害状況、地域福祉需要等の把握	(1) 区有施設等の被害把握と復興手順	5	営繕課	
			(2) 民間家屋の応急危険度判定	6	建築課	
			(3) 家屋の被害概況・状況の把握	7	都市整備部管理課	
			(4) 住家被害認定調査	8	地域課	
			(5) 被害者生活実態調査(兼地域福祉需要調査)	9	保健福祉部管理課、福祉事務所、防災課	
			(6) 道路等の被害把握と復興手順	10	土木管理課、狭あい道路整備課、土木計画課、杉並土木事務所、みどり公園課、杉並土木事務所	
		2	住民生活の再建状況等の把握	(1) 住民生活の再建状況等の把握	11	保健福祉部管理課、課税課、納税課、国保年金課、杉並福祉事務所、介護保険課、保育課、住宅課、建築課、ごみ減量対策課、企画課、防災課、情報政策課
				(2) 被災者台帳の作成	14	保健福祉部管理課、地域課、課税課、納税課、国保年金課、杉並福祉事務所、介護保険課、保育課、住宅課、建築課、ごみ減量対策課、企画課、防災課、情報政策課
		3	り災証明書の交付	(1) り災証明書の交付の準備	12	地域課
				(2) り災証明書の交付	13	地域課
				(3) 被災者台帳の作成	14	保健福祉部管理課、地域課、課税課、納税課、国保年金課、杉並福祉事務所、介護保険課、保育課、住宅課、建築課、ごみ減量対策課、企画課、防災課、情報政策課
		4	復興方針及び復興計画の策定	(1) 震災復興基本方針の策定	15	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課
				(2) 復興計画の策定	16	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課
		5	財政方針の策定等	(1) 財政方針の策定	17	財政課
				(2) 財源の確保	18	財政課
				(3) 復興基金の創設	19	財政課
		6	人的資源の確保	(1) 受援体制・広域連携体制の検討	20	人事課
				(2) 継続的な執行体制の確保	21	人事課
		7	用地等の確保・調整	(1) 用地の確保・調整	22	企画課、防災課、経理課
		8	がれき等の処理	(1) がれき等の処理(がれき処理基本計画の策定・周知等)	23	都市整備部管理課

区分		取組名	項目名	ページ 体制	所管部課名
	9	広報・被災者相談体制の整備	(1) 復興関連情報の提供	24	広報課
			(2) 被災者相談体制の整備	25	区政相談課、関係各課
			(3) 外国人への支援	26	文化・交流課
3	1	教育活動の継続・再開	(1) 学校教育施設の再建	28	学校整備課
			(2) 授業・給食再開	29	学務課、教育人事企画課、 済美教育センター、土木管理課
			(3) 済美教育センターの復旧	30	済美教育センター
	2	被災児童・生徒等への支援	(1) 学用品の給与	31	済美教育センター、学務課
			(2) 学用品の給与(私立学校)	32	済美教育センター、学務課
			(3) こころの相談窓口の設置・充実と震災体験を生かす教育の実施	33	特別支援教育課、済美教育センター
			(4) 被災児童・生徒の転出入学の調整	34	学務課
	3	社会教育・体育施設等の再建・再開	(1) 社会教育施設の再建・再開	35	生涯学習推進課
			(2) 社会体育施設等の再建・再開	36	スポーツ振興課
			(3) 区立図書館等の再建・再開	37	中央図書館
	4	文化財の復興・補修等	(1) 文化財の復興・補修等	38	生涯学習推進課
	5	学校以外の教育施設の再建	(1) 私立専修学校・各種学校の再建	39	学務課
			(2) 私立幼稚園の再建	40	保育課
			(3) 保育所・児童館等の再建	41	保育課、児童青少年課
	4	地域への支援	1 地域協働復興の推進	(1) 地域協働復興の推進	43
2 ボランティア等市民活動への支援			(1) ボランティア等市民活動への支援	44	社会福祉協議会、防災課、保健福祉部管理課、地域課
3 消費者の保護			(1) 消費者相談等の実施	45	区民生活部管理課

1	震災復興体制の整備
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>震災後の復興活動は、行政のあらゆる分野にわたるとともに、その多くが長期間に及ぶ事業となる。そのため、復興にかかる取組は、通常の行政組織により実施されると考えられる。</p> <p>しかし、震災復興は、特別な状況であることから、日常行政の単なる延長や拡大ではない。区民の協力を得つつ、一刻も早い市街地復興及び生活復興を進めるためには、行政が区民に対してその目標や手順を示し、通常とは異なる特別な体制で臨む決意を明らかにすることが必要である。</p> <p>本格的な復興に向けて、初動期から復興活動を速やかにかつ組織的・計画的に行うため、杉並区震災復興本部を設置する。</p> <p>なお、震災直後には、応急的な防災対策を臨時的・機動的に実施するために杉並区災害対策本部が設置される。復興にかかる取組を長期的視点に立って速やかにかつ計画的に実施するための組織体制である震災復興本部とは、その目的と機能を異にするものである。しかし、復興本部の所掌する事項は災害対策本部が所掌する応急対策から変化しつつ連続的に進行していくため、両本部は当分の間併存するが、災害対策本部が所掌する応急的対策で、震災復興にも関係し、大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携しながら対応を図る。</p>	



震災復興体制の構築		震災復興体制の整備		
取組名	1-1	震災復興本部の設置及び廃止		
項目名	1-1-(1)	震災復興本部の設置及び廃止		
実施担当	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課			
マニュアル更新担当課	企画課			
<p>内容の概略説明</p> <p>発災直後に設置される災害対策本部内に、復興対策の準備を行う「震災復興準備室」を立ち上げる。応急対策が一段落した段階（1週間程度目安）において、震災復興市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び住民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時的組織として「震災復興本部」を設置する。</p> <p>復興本部は、復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織体制であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施するために災害対策基本法第23条の2第1項に基づき設置する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	震災復興本部に関する規定の整備	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	震災復興本部の設置・廃止及び組織等に関する規定を整備する。	未整備 (平成30年度整備予定)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)震災復興準備室の設置	被災後3日間以内	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	①災害対策本部の設置に伴い、本部内に震災復興準備室を設置する。	
(2)復興本部の設置	被災後1週間程度	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	<p>① 区長は、震災被害が甚大であり、震災復興取組の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めるときは、復興本部を設置する。（本部設置基準）</p> <p>② 復興本部を設置したときは、その旨を速やかに本部構成員（資一体制-1）、都、隣接する区市町村長及び関係防災機関に通知するとともに、住民に周知を図る。</p> <p>③ 震災復興本部の事務局は、企画課、危機管理対策課、防災課及び都市整備部管理課職員を基本とし、本部長が指名する。</p>	被災後1週間程度を目途に都震災復興本部を設置。
(3)復興本部の廃止	復興事業が終了したとき	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	<p>① 区長は、復興事業がおおむね終了したと認めるときは、復興本部を廃止する。</p> <p>② 復興本部を廃止したときは、都等に通知するとともに、住民に周知を図る。</p>	本部設置目的達成後、本部の廃止

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興本部の設置・廃止及び組織等に関する規定 ・震災復興マニュアル ・地域防災計画
留意点（今後の課題等） 震災復興本部の設置・廃止及び組織等に関する規定の整備	

都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課
	支援内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 復興事業に関する重要な方針及び復興計画の調整 ② 用地の利用調整など復興事業の推進に伴う重要事項の調整 ③ 復興事業に関する総合的な調整

震災復興体制の構築		震災復興体制の整備		
取組名	1-1	震災復興本部の設置及び廃止		
項目名	1-1-(2)	震災復興本部の運営		
実施担当	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課			
マニュアル更新担当課	企画課			
<p>内容の概略説明</p> <p>復興に係る政策決定機関として「復興本部会議」を設置し、運営する。</p> <p>復興本部会議の主な決定事項は、復興方針及び復興計画の策定等復興に係る重要事項とする。また、復興事業に係る進行管理、調整等の結果は、この会議において報告され、了承されなければならない。</p> <p>なお、復興本部が所掌する事項は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理しなければならない。</p> <p>また、両本部の構成員は一部重複しているため、災害対策本部関係会議開催後、続けて、復興本部関係会議を開催する等、効率的な会議運営に努めるものとする。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	「行動要領」の作成	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	復興本部の設置・運営に係る態勢等を定める「復興本部設置時行動要領」の作成	未作成 (平成30年度作成予定)
	訓練の実施	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	復興本部の設置や運営に関する訓練の実施	未実施 (平成31年度から毎年度実施予定)
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 震災復興本部運営に係る態勢構築	被災後1週間程度	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	① 「復興本部設置時行動要領」に基づき、復興本部運営態勢の構築を図る。	
(2) 復興本部会議の招集	被災後1週間程度	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	① 復興本部長は、復興本部会議を招集し、主宰する。 ② 本部員は、会議を開催する必要がある場合には、その旨を政策経営部長に要請する。 ③ 政策経営部長は、本部員から要請があった場合または自ら会議の開催が必要と認めるときは、本部長に会議の開催を申請する。	
(3) 復興本部会議の運営	随時	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	① 復興に係る基本方針、事業計画、財政計画、人事計画等重要事項を審議する。	
(4) 復興事業の進行管理	随時	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	① 復興本部長は、震災復興事業の進行を管理する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部設置時行動要領 ・震災復興マニュアル ・地域防災計画 			
留意点（今後の課題等）				
<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部の設置・運営に係る態勢等を定める「復興本部設置時行動要領」の作成 ・復興本部の設置や運営に関する訓練の実施 				

都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課
	支援内容	① 被災区市町村に復興本部が設置された場合、復興本部長等連絡会議（仮称）及び実務レベルの連絡調整会議の設置 ② 復興事業に係る団体間の分担及び事業調整 ③ 復興基金の創設に関する各団体の参加方法や資金負担など都と区市町村が共同して実施する事業や地域間の利害関係の調整 ④ 必要に応じて課題別・事業分野別に、実務レベルの協議・調整を図る連絡会議の設置

2

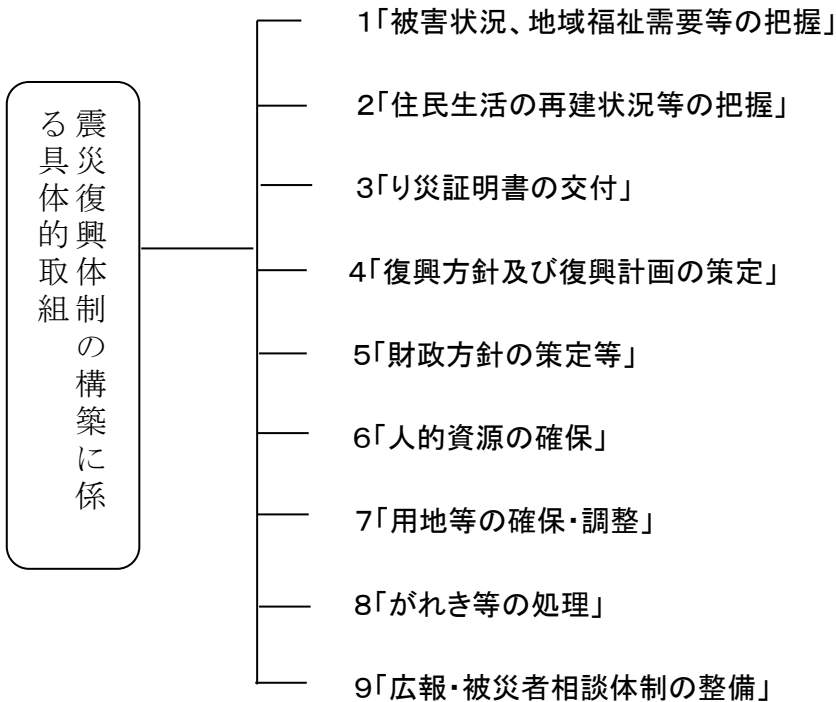
震災復興体制の構築に係る具体的取組

■取組の趣旨と目的■

大震災が発生した場合には、都市復興及び区民生活の復興に向けた事業を迅速かつ計画的に実施するため、臨時的組織として、震災復興本部が設置される。

復興本部では、区民生活の復興後のあるべき姿や市街地復興のあり方を明確にした方針を掲げ、その方針に基づいた総合的な復興計画を策定し、生活再建及び都市復興に着手する。

そのために必要な復興に向けた財政方針、人的体制等の取組の基盤を整備し、被害状況等の把握、り災証明書の交付、相談窓口の開設、広報活動などの区民生活の復興に向けた取組を効果的に丁寧に進める。



震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-1	被害状況、地域福祉需要等の把握		
項目名	2-1-(1)	区有施設等の被害把握と復興手順		
実施担当	営繕課			
マニュアル更新担当課	営繕課			
<p>内容の概略説明</p> <p>震災により、区有施設が被災した場合、発災後、速やかに、かつ短時間で建築物の被害状況を確認し、当面の施設の使用継続の可否を判断する。また、救援・救護活動の拠点となる施設については、設備等の応急復旧対策を速やかに講ずるものとする。</p> <p>また、区有施設復興のための計画を策定し、復興整備を計画的に推進する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	杉並区区有施設等点検基準の作成	営繕課	災対総務部区有施設点検班の行動計画を定める。	策定済 (内容更新中)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
区有施設の被害状況点検	被災後2日以内	営繕課	<p>①一次点検： 災対総務部が把握した被害状況により、区有施設点検班が点検し、施設使用の可否を判断する。</p> <p>②二次点検： 一次点検で判定困難な施設について、設備面を含めて点検し、使用の可否を判断する。</p> <p>③優先順位： ア地域区民センター イ区立小・中学校 ウ協定医療施設等 エ震災救援所補助代替施設 オ体育館（遺体安置所、食料等集積所） ※他の区有施設は各施設管理者の依頼を受けた後、順次点検</p> <p>④各施設の被害状況、使用の可否、応急対策の必要性等を災害対策本部へ報告する。</p>	
区有施設の応急補修	被災後～6か月	営繕課	業務継続に係る、機能回復に必要な軽微補修については、早期に工事を実施する。	
復興計画の検討・策定	1か月～6か月	企画課 営繕課	<p>①区有施設復興のための計画案を検討作成する。</p> <p>②震災復興本部で、市街地復興整備計画や財政計画を踏まえた（仮称）区有施設復興整備計画を策定する。</p>	
復興整備	6か月以降	営繕課	整備計画に基づき、区有施設の復興整備を計画的に推進する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区区有施設点検基準 ・点検用装備 			

留意点（今後の課題等）

区有施設の被害状況点検における「他の区有施設リスト」の明確化。

都の支援体制等	担当課	
	支援内容	

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-1	被害状況、地域福祉需要等の把握		
項目名	2-1-(2)	民間家屋の応急危険度判定		
実施担当	建築課			
マニュアル更新担当課	建築課			
<p>内容の概略説明</p> <p>発災直後、余震に伴う建物倒壊や落下物等から生ずる二次被害を防止し、区民及び通行人等の安全の確保を図るため、建物の危険性を迅速に判定し、危険性の程度（「調査済み」（使用可）、「要注意」、「危険」（使用・立入禁止））の表示を行う。</p>				
	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	応急危険度判定の実施体制の整備	建築課	①応急危険度判定員の名簿作成、連絡体制の整備 ②応急危険度判定員の集合場所の事前指定 ③判定に必要な資機材の（地図、ステッカー等）の整備 ④（仮称）杉並区被災建築物応急危険度判定実施要項の整備	①整備済 ②指定済 ③整備済 ④未整備（平成29年度未整備予定）
	応急危険度判定の訓練	建築課	応急危険度判定の訓練	一部未実施（東京都と連携して実施する）
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
応急危険度判定実施体制の整備	被災直後～概ね2日以内	建築課	①応急危険度判定実施本部として、災害対策都市整備部応急危険度判定班を設置する。 ②杉並区在住在勤の民間応急危険度判定員を招集する。必要人数が確保されない場合は、他自治体の応急危険度判定員を派遣してもらえるよう都に応援要請を行う。 ③広報等により、応急危険度判定の目的等を区民に周知する。	①「応急危険度判定支援本部」の設置 ②区の要請に基づき、他自治体の応急危険度判定員を派遣
応急危険度判定の実施	被災直後～概ね2週間以内	建築課	①杉並区被災建築物応急危険度判定実施本部マニュアルに基づき、被害状況に応じて決定した「判定実施区域」内の建物を対象に危険度を調査し、判定後の建物に「調査済」、「要注意」、「危険」のステッカーを貼る。 ※応急危険度判定員の参集状況を勘案し、専用住宅、共同住宅を優先的に調査する。 ※詳細は、「杉並区被災建築物応急危険度判定実施本部マニュアル」による。	
調査結果等のとりまとめ	被災直後～概ね2週間以内	建築課	①判定実施区域内の建物調査の結果を、調査実施日ごとにとりまとめ、災害対策本部及び東京都に報告する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画／・震災復興マニュアル ・杉並区応急危険度判定実施本部マニュアル ・調査に必要な資機材 			

留意点（今後の課題等）

都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課
	支援内容	① 区市町村の応急危険度判定の支援を行う「応急危険度判定支援本部」の設置 ② 区市町村の要請に基づく応急危険度判定員の派遣・調整 ③ 広報等による応急危険度判定の目的等の周知 ④ 区市町村の実施結果の集約 ⑤ 国、他縣市、関係団体等との調整（支援要請等）、国土交通省を通じた都市再生機構への支援要請 ⑥ 応急危険度判定員の事前登録、研修等 [事前] ⑦ 応急危険度判定コーディネーター講習会の実施 [事前] ⑧ 応急危険度判定員への区市町村が実施する模擬訓練等の情報提供 [事前] ⑨ 区市町村や関係団体との連絡訓練（年1回）の実施 [事前]

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-1	被害状況、地域福祉需要等の把握		
項目名	2-1-(3)	家屋の被害概況・状況の把握		
実施担当	都市整備部管理課			
マニュアル更新担当課	都市整備部管理課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災市街地の家屋被害の把握は、市街地復興を検討する上で必要不可欠であり、また、時限的市街地の応急仮設住宅等の必要量把握、住宅復興計画及び被災者生活再建支援策等の立案、また、がれき処理計画の基礎資料となる。</p> <p>家屋被害概況調査は、街区単位で調査を行う。 家屋被害状況調査は、被災家屋ごとに調査を行う。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	調査実施準備	都市整備部管理課	<ul style="list-style-type: none"> 調査方法の検討と検証 調査用資機材の確保 	復興マニュアル改定後に順次実施
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)家屋被害概況の把握	被災後概ね1週間以内	都市整備部管理課	<p>発災後ただちに災害対策本部に集積する情報に基づき大・中被害地区と判断される地区について、空撮結果や現地踏査による街区単位の被害概況調査を行う。</p> <p>調査内容を整理し、家屋被害台帳を作成後、速やかに東京都へ報告する。</p> <p>発災から1週間以内に、東京都から送付される被害分布図を加工し公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都内被害状況整理 被害分布図送付 家屋被害概況の公表 応援要請対応
(2)家屋被害状況調査	被災後1カ月以内	都市整備部管理課	<p>火災情報、被災建築物応急危険度判定及び現地踏査により家屋ごとの被災状況を調査・整理し、1カ月以内に家屋被害台帳及び地区別被害状況図等の作成を行い、東京都への報告と公表を行う。</p> <p>※ 被災の程度によって、交流自治体又は都を介して他自治体から応援を要請する。</p> <p>※ 現地踏査は次頁2-1-(4)と調整が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村家屋被害台帳から都全域の被害状況図作成・公表 応援要請対応
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興マニュアル 調査用資機材 			
<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査方法の事前検証 調査時間及び必要人員の算定 				
都の支援体制等	担当課	<ul style="list-style-type: none"> 都市整備局市街地整備部企画課 総務局総合防災部防災管理課 主税局(都税事務所) 		
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 区からの応援要請を受けた場合の、応援人員の配分についての総括調整 家屋被害状況調査に対する応援体制の整備 被害状況図を整理し、区市町村へ提供 区からの要請に基づく必要な建物情報及び家屋現況図の提供 		

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-1	被害状況、地域福祉需要等の把握		
項目名	2-1-(4)	住家被害認定調査		
実施担当	地域課			
マニュアル更新担当課	地域課			
内容の概略説明 被災者の生活再建のために必要となる災害証明書の早期発行を目標に、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府）に基づく住家被害認定調査を実施し、被災住宅の損害程度を調査及び認定する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	被害認定調査の実施体制の整備	地域課	①被害認定調査の実施体制の整備 ②都から被害認定調査に必要な家屋台帳について情報提供を受けるための協定締結 ③被害認定調査に係る人員確保を目的とした関係団体との協定締結	①一部未整備 （平成30年8月までに整備予定） ②未締結 （平成30年8月までに締結予定） ③未締結 （平成30年8月までに締結予定）
	被害認定調査研修の実施	地域課	①住家被害認定調査に関する研修の実施	①平成30年度予算より予算化し、実施予定
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)調査方針の決定等	被災後1週間以内	地域課	① 調査方針の決定 Ⅰ 調査件数の想定 Ⅱ 全棟調査とするかどうか Ⅲ 全体スケジュールの作成	
(2)調査人員の確保	被災後1週間以内	地域課	① 調査件数をもとに、必要人員を計算する。 ② 調査員数が大幅に不足する場合には、災害対策本部を経由し東京都に応援要請を行う。 ③ 実施体制の構築	応援要請対応
(3)資機材等の調達	被災後1週間以内	地域課	① 調査に必要な資機材等を調達する。 ② 被害認定調査票を被災者生活再建支援システムから印刷する。	
(4)調査員を対象とする研修の実施	被災後1週間以内	地域課	① 調査結果のばらつきを極力排除するため、調査員を対象とした研修を実施する。	研修講師の派遣等
(5)住家被害認定調査の実施	被災後1か月以内 (一次)	地域課	① 決定した調査・実施体制により、被害認定調査票をもとに調査を実施する。調査結果を被災者生活再建支援システムに入力する。 (一次調査が終了し次第、二次調査を実施する)	
必要なもの	①調査に必要な資器材 ②被害認定調査及び災害証明書発行マニュアル			
留意点（今後の課題等）				

都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課①④、主税局(都税事務所)②③
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 区市町村からの応援要請を受けた場合の、応援人員の配分についての総括調整 ② 区からの要請に基づく必要な建物情報及び家屋現況図の提供 ③ 情報提供等に関し締結した協定に基づく、家屋台帳情報の提供[事前] ④ 住家被害認定調査に関する研修・訓練等の実施等 [事前]

復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-1	被害状況、地域福祉需要等の把握		
項目名	2-1-(5)	被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）		
実施担当	保健福祉部管理課、福祉事務所、防災課			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課			
<p>内容の概略説明</p> <p>住民の被害状況については、住宅等の被害状況を把握するだけでなく、被災前後の生活状況及び今後の意向等を把握して、住宅対策や福祉対策等を講じていく必要がある。</p> <p>このため、救護所滞在者、自宅残留者、域外への避難・流出者等の全被災者（世帯）を対象とした、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。</p> <p>なお、調査担当者は、調査項目以外であっても特に気づいたことがあれば、これを関係各方面に連絡し、必要な措置をとるよう努める。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	マニュアルの整備	保健福祉部管理課	被災者生活実態調査実施にあたり、マニュアルの整備	30年度までに整備を図る
	調査隊の編成	関係各課	調査隊の編成	30年度までに編成を図る
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 被災者生活実態調査の実施準備	被災後1週間程度	保健福祉部管理課 福祉事務所 防災課	①都と連携し、調査方法・調査項目・調査票様式及び集計フォーマットについて定める。 ②調査員の任命・調査拠点など実施体制を構築する。 ③実施体制については、原則的に地域福祉需要調査と一体のものとして実施する。（ただし、体制的に困難な場合等状況によっては福祉需要調査は改めて実施する。） ④必要に応じて、都福祉保健局に応援を要請する。	①調査必要区市町村と調整し、調査方法等を定める。 ②区市町村に対し、調査実施を依頼するとともに、様式等を周知徹底する。なお、必要に応じて地域福祉需要調査と一体とすることを被災区市町村に周知する。 ③被災区市町村の要請により応援体制等を整備する。
(2) 被災者生活実態調査の実施	被災後1週間程度～1か月	保健福祉部管理課 福祉事務所 防災課	①要配慮者対策班等と連携し、被災者生活実態調査を実施する。 ②応援に来た都及び被災地域以外の地方公共団体職員に対し、調査の手順について、周知徹底する。 ③被災していない場合は、被災区市町村の調査に協力する。	①被災区市町村の調査実施に協力する。
(3) 調査結果の集計	被災後1か月程度	保健福祉部管理課 福祉事務所 防災課	①調査結果は、家屋被害状況調査や住家被害認定調査のデータとともに蓄積し、データベース化する。 ②集計フォーマットに従って調査結果を集計し、都福祉保健局に報告する。 ③被災者生活実態調査の被災者台帳への取り込みについても検討する。	①都福祉保健局は、区市町村から報告を受けた集計結果を取りまとめ、復興本部を通じて関係各局に提供。

必要なもの	調査票、マニュアル	
留意点（今後の課題等）	<p>要配慮者については、震災救済所救護支援部によりマニュアルが確立されているが、その他の被災者への調査マニュアルや全庁的な調査隊の編成が確立されていない。</p> <p>被災者への聞き取りが、できるだけ1回で済むよう各部署で必要とする情報を事前に取りまとめておく必要がある。</p>	
都の支援体制等	担当課	福祉保健局、都市整備局市街地整備部企画課、総務局総合防災部防災管理課
	支援内容	<p>①調査方法（案）及び調査様式（案）等の作成[事前]</p> <p>②被災後の生活状況の改善に向けた、住宅対策や福祉対策のための基礎資料の提供</p> <p>③被災区市町村からの要請があった場合における応援体制等の整備</p>

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-1	被害状況、地域福祉需要等の把握		
項目名	2-1-(6)	道路等の被害把握と復興手順		
実施担当	土木管理課、狭あい道路整備課、土木計画課、杉並土木事務所、みどり公園課			
マニュアル更新担当課	土木計画課			
<p>内容の概略説明</p> <p>亀裂、陥没等による道路の損壊、落橋や倒壊物等が原因で発生した通行不能箇所を調査し、速やかに応急措置を実施する。作業は、救援活動、物資輸送等のための交通網の確保を最優先に、区において選定した「緊急道路障害物除去路線」の点検及び障害物除去作業を行うものとする。その後、逐次一般区道の点検を行い、復旧方針を定める。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	作業マニュアルの作成	土木計画課	土木施設の被災状況及び応急復旧に関する職員態勢と作業内容を定める。	策定済
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)緊急道路障害物除去路線の点検・障害物除去	被災後1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 土木管理課 狭あい道路整備担当 土木計画課 杉並土木事務所 みどり公園課 	<p>①職員は定められた配置のもと、緊急道路障害物除去路線を優先的に点検及び情報収集を行う。</p> <p>②点検結果から緊急措置の判断を行い、必要な路線の作業を行う。作業終了後、必要があれば災害対策本部を通じて都へ報告する。</p>	被災直後1週間程度を目途に都が指定している緊急道路障害物除去路線の作業を実施する。
(2)一般区道の点検	被災後1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 土木管理課 狭あい道路整備担当 土木計画課 杉並土木事務所 みどり公園課 	<p>①職員は定められた配置のもと、一般区道の点検及び情報収集を行う。</p> <p>②点検内容については、災害対策本部と情報共有を図る。</p>	
(3)応急・復旧方針	被災後2週間程度	<ul style="list-style-type: none"> 土木管理課 狭あい道路整備担当 土木計画課 杉並土木事務所 みどり公園課 	①すべての点検結果から応急・復旧の判断を行い方針を定める。	
(4)応急・復旧	被災後6か月間程度	<ul style="list-style-type: none"> 土木管理課 狭あい道路整備担当 土木計画課 杉並土木事務所 みどり公園課 	①方針に基づき、応急・復旧を実施する。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・震災復興マニュアル ・土木班作業マニュアル ・緊急道路障害物除去路線図 	
<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等の応急・復旧にあたっては、地域防災計画に基づき、電気、水道、ガスなどのライフライン各企業者との連携、調整を図りながら進めることとする。 ・土木班作業マニュアルの改定作業が必要 		
都の支援体制等	担当課	総務局、建設局、関東地方整備局
	支援内容	

復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-2	住民生活の再建状況等の把握		
項目名	2-2-(1)	住民生活の再建状況等の把握		
実施担当	保健福祉部管理課、課税課、納税課、国保年金課、杉並福祉事務所、介護保険課、保育課、住宅課、建築課、ごみ減量対策課、企画課、防災課、情報政策課			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災住民の生活の再建状況等を把握するため、各種支援策の適用状況等を総合的に集約する。また、必要に応じて被災者生活実態調査のフォロー調査を実施するなど、住民生活の再建状況等及び問題点についての情報収集を行う。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	システム導入	関係各課	被災者生活再建支援システム導入に向けた検討・整備	30年度までに導入を図る
	調査隊の編成	関係各課	マニュアルの整備、調査隊の編成	30年度までに整備、編成を図る
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)各種支援策の適用状況の集約	被災後1か月～	関係各課	①各部課は、住民生活の再建等のために実施した取組の適用状況を把握し、復興本部に報告する。復興本部は、各部課の報告に基づき、都復興本部に報告する。 ②復興本部は、各部課の支援策の適用状況を集約し、復興計画・取組の進行管理を行う。	①各局は、区市町村と連携して都民生活の再建等のために実施した施策の適用状況を把握し、復興本部に報告する。 ②総務局総括部は、各局及び区市町村等の支援施策の適用状況を集約し、復興計画・施策の進行管理を行う。
(2)被災者生活実態調査（フォロー調査）の実施	被災後3週間～6か月程度	関係各課	①被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について、都と協議・検討を行う。 ②仮設住宅や避難居住地への郵送アンケート調査も検討する。	①被災者生活実態調査のフォロー調査の実施について、被災区市町村と協議・検討を行う。 ②フォロー調査実施について区市町村と協議する。 ③仮設住宅や避難居住地への郵送アンケート調査も検討する。
(3)その他住民生活の再建状況等に関する情報の収集・整理	随時	関係各課	①住民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等を把握し、住民生活の再建状況等及び問題点について整理した後、必要に応じて都復興本部に情報提供する。	①総務局総括部は、電子都庁推進計画の具体化その他IT化の進展に応じたシステム、ソフト等を活用して、都民からの相談状況や被災者支援団体等からの情報等も把握し、都民生活の再建状況等及び問題点について整理する。
(4)被災者台帳情報の提供	随時	保健福祉部管理課	①災害対策基本法第90条の3に基づき「被災者台帳」を、要請に基づき都の関係局に情報提供する。	①被災区市町村が、災害対策基本法第90条の3に基づき「被災者台帳」を作成している場合には、その情報の提供につき、区市町村に依頼する。

(5)住民生活の再建状況等の把握に基づく取組の進行管理	随時	防災課	①関係各課及び都と協議し、住民生活再建状況に応じて取組を進行する。	①総務局総括部は、都民生活の再建状況等の把握結果に基づき、取組の進行管理を行う。 ②問題がある場合は、適切な改善処置が講じられるよう全体調整を行う。
-----------------------------	----	-----	-----------------------------------	---

必要なもの	調査票、調査対象者のリスト、マニュアル
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	福祉保健局、都市整備局市街地整備部企画課、総務局総合防災部防災管理課
	支援内容	フォロー調査の実施について、被災区市町村と協議、検討を行う。

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-3	り災証明書の交付		
項目名	2-3-(1)	り災証明書の交付の準備		
実施担当	地域課			
マニュアル更新担当課	地域課			
内容の概略説明 被害認定調査の結果をもとに、速やかにり災証明書を交付するための体制を整備する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	証明書交付体制の整備	地域課	① 区関係課及び都税事務所、消防署と「り災証明書交付に関する調整会議」の設置に係る事前検討 ② 被災者生活再建システムの利用及びり災証明書交付体制の検討 ③ り災証明書関係様式の準備 ④ り災証明書交付会場指定と詳細な会場利用計画の検討	①未検討（平成29年度中に関係者による調整に着手） ②検討中（平成30年度8月までに調整を完了する） ③都下共通のものを使用 ④救援隊本体マニュアルの施設利用想定として調整済み
	り災証明書交付研修の実施	地域課	被災者生活再建システムの利用及びり災証明書交付研修の実施	今後実施（平成30年8月のシステム稼働後、実施予定）
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)り災証明書交付に関する調整会議の開催	おおむね被災後3日～	地域課	① 関係機関による「り災証明書交付に関する調整会議」を開催し、住家被害認定調査等の実施状況やり災証明書交付の準備状況等を確認する。	
(2)固定資産税関連情報及び建築確認関連情報の提供要請	おおむね被災後1週間～	地域課	① り災証明書の交付に必要な固定資産税関連情報の提供について、都税事務所に要請する。また、建築確認関連情報の提供を建築課へ要請する。	
(3)り災証明書交付のためのデータ収集	被災後1か月以内	地域課	①住家被害認定調査等の実施状況、固定資産税関連情報等、り災証明書交付に必要なデータを収集する。	

(4)り災証明書交付体制の整備	被災後1か月以内	地域課	① り災証明書を交付する部署を決定する。 ② り災証明書の交付に必要な要員を確保する。担当部署で必要人員数を確保できない場合は、都道府県や他市町村からの応援人員もバックヤード作業等で活用する。 ③ 交付方針を決定する。 Ⅰ 被災証明書等（住家以外の被害）を交付するかどうか Ⅱ 交付方法（会場での交付、郵送による交付、震災救護所を巡回しての交付等） Ⅲ 交付対象者をどうするか（居住者世帯主と所有者の両方に交付するか） Ⅳ 1世帯当たりの交付枚数を1枚に限定するかどうか Ⅴ 交付時期（地区ごとに分けるか）	
(5)り災証明書交付会場の設営	被災後1か月以内	地域課	① あらかじめ決められたり災証明書交付会場に必要な資機材を準備する。	
(6)り災証明書交付の広報	被災後1か月以内	地域課、広報課	① り災証明書交付手続（交付開始日、交付会場、交付申請のために必要な持ち物等）と被災者への支援内容等について、広報誌やホームページ、震災救護所等で広報する。	

必要なもの	①交付に必要な資器材 ②被害認定調査マニュアル及びり災証明書交付マニュアル
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	主税局（都税事務所）①②、都市整備局（多摩建築指導事務所）①②、東京消防庁（消防署）①②、総務局総合防災部防災管理課④
	支援内容	① 「り災証明書交付に関する調整会議」への参加 ② 区市町村の要請に基づく固定資産税関連情報又は建築確認関連情報の提供 ③ 家屋被害状況調査（火災）結果の提供 ④ 「り災証明交付に関する調整会議」及びり災証明書交付準備の総合調整・助言

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-3	り災証明書の交付		
項目名	2-3-(2)	り災証明書の交付		
実施担当	地域課			
マニュアル更新担当課	地域課			
内容の概略説明 り災証明書交付方針に基づき証明書の交付を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	り災証明書交付に関する訓練	地域課	り災証明書交付に関する訓練（地域住民に対する防災教育（り災証明事務）を含む）	一部未実施（平成30年度中に予定しているシステム稼働後に研修を実施予定）
	り災証明書交付会場の決定	地域課	被災規模に応じたり災証明書交付会場の決定	会場、基本的なレイアウトにつき、防災課と調整済み
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)り災証明書の交付	被災後1か月～（状況に応じて変更）	地域課	①り災証明書交付方針に基づき、り災証明書を交付する。	
(2)り災証明書交付に伴う判定結果の説明	被災後1か月～（状況に応じて変更）	地域課	①り災判定の説明が必要となる場合を踏まえ、り災証明書交付会場を設置している期間中は、説明要員を配置する。 ②り災証明書交付会場を閉鎖した後は、担当課窓口で個別に説明対応を行う。	
必要なもの	被害認定調査マニュアル及びり災証明書交付マニュアル			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課		
	支援内容	① り災証明書の交付に関する総合調整・助言		

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-3	り災証明書の交付		
項目名	2-3-(3)	被災者台帳の作成		
実施担当	保健福祉部管理課、地域課、課税課、納税課、国保年金課、杉並福祉事務所、介護保険課、保育課、住宅課、建築課、ごみ減量対策課、学務課、企画課、防災課、情報政策課			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災者支援において、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。</p> <p>平成25年の災害対策基本法改正により、区において被災者台帳を作成できることが定められ、これらの被災者台帳の情報について、一定要件の下、他の自治体等に提供することが可能となった。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	被災者台帳の要件定義	関係各課	被災者台帳掲載項目の整理と情報保有部署の把握等	平成30年度までに被災者生活再建支援専門部会にて検討する。
	要綱等の整備	防災課	杉並区災害復旧対策実施要綱及び災害復旧対策業務の実施細目について、必要事項を改定する。	未整備。平成30年度改定予定。
	システム導入	関係各課	被災者生活再建支援システム導入に向けた検討・整備及び台帳様式の決定	平成30年度被災者生活再建支援システム導入予定。
	システム運用準備	関係各課	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	マニュアル作成は平成30年度、研修は平成30年度以降順次実施する。
周知	関係課	職員・区民への周知	平成30年度以降実施予定。	
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 被災者台帳の作成	おおむね被災後1週間～	保健福祉部管理課ほか関係課	<p>①個々の被災者の被害状況（応急危険度判定や家屋被害状況調査、住家被害認定調査等の結果）や支援状況（り災証明書の交付状況や被災者生活再建支援金等の給付状況）に基づき情報を被災者生活再建支援システムに登録し、被災者台帳を作成する。</p> <p>②関係地方公共団体等に対して、被災者台帳整備に必要な情報の提供を依頼し、情報提供を受ける（災害対策基本法第90条の3第4項）。</p>	
(2) 他の地方公共団体への台帳情報の提供	被災後1か月程度～	防災課 保健福祉部管理課	①都や他の地方公共団体からの台帳情報提供の要請に対して、被災者の援護のために必要な限度で、情報提供することができる（災害対策基本法第90条の4第1項第3号）。なお、提供を求められた場合は、個人情報保護条例における「法令の定め」により、目的外使用（情報提供）が可能で、本人同意は不要とされている。	

(3) 本人同意を得た台帳情報の提供及び本人への台帳情報提供	被災後1か月程度～	保健福祉部管理課、情報政策課	<p>①杉並区社会福祉協議会や公共料金関係事業者等外部の機関からの台帳情報提供の要請に対して、本人の同意がある場合に限り、本人が同意した提供先に、被災者の援護のために必要な限度で台帳情報を提供する（災害対策基本法第90条の4第1項第1号）。</p> <p>②被災者本人からの台帳情報提供の要請に対して、求められた台帳情報を提供する（同法同条同項同号）。</p>	
--------------------------------	-----------	----------------	--	--

必要なもの	被災者生活再建支援システム
-------	---------------

留意点（今後の課題等）

都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課
	支援内容	区被災者台帳情報の提供を受けることができた場合の、各部署での業務活用について検討

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-4	復興方針及び復興計画の策定		
項目名	2-4-(1)	震災復興基本方針の策定		
実施担当	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課			
マニュアル更新担当課	企画課			
<p>内容の概略説明</p> <p>震災後の復興に関して、復興本部長は速やかに、復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「杉並区震災復興基本方針」を策定し、公表する。復興基本方針の策定にあたっては、その後の復興計画の柱となるため、杉並区基本構想との整合性を図る。なお、大規模災害からの復興に関する法律（以下、「復興法」という。）第8条に基づき、政府が復興基本方針を定めた場合には、区の震災復興計画は復興法第10条に基づく復興計画として位置付けられるため、政府の復興基本方針（都が復興法第9条に基づく復興方針を定めた場合には政府の復興基本方針及び東京都復興方針）に即して、方針を定める。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	方針案の概要の作成	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	震災復興に係る方針案の概要の作成	未作成 (平成30年度作成予定)
	公表方法の検討	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	基本方針の公表方法の検討	未検討 (平成30年度検討予定)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 震災復興基本方針案の作成	復興本部設置後	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	① 震災復興本部を設置後、関係各部との連携を図り、被災状況等の情報をもとに「杉並区震災復興基本方針案」を作成する。なお、作成に当たっては、被災後、国が定める復興基本方針（都が復興法第9条に基づく復興方針を定めた場合には政府の復興基本方針及び東京都復興方針）に即す必要がある。	
(2) 震災復興基本方針の決定	被災後2週間程度 (※ 国の復興基本方針及び都の復興方針が定められた場合には、同方針が定められた後、3週間程度)	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	① 震災復興基本方針案を復興政策調整会議で審議の後、震災復興本部会議に付議する。 ② 本部長は、震災復興本部会議の審議において震災復興基本方針を決定後、公表する。 ③ 復興本部において復興方針が定められた後、震災復興計画を策定するための体制を確立し、円滑な事務執行に努める。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興に係る方針案の概要 基本方針の公表方法 			
留意点（今後の課題等）				
<ul style="list-style-type: none"> 震災復興に係る方針案の概要の検討 基本方針の公表方法の決定 				

都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課、都市整備局市街地整備部企画課
	支援内容	広域自治体として復興施策に係る「東京都震災復興基本方針」の決定

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-4	復興方針及び復興計画の策定		
項目名	2-4-(2)	復興計画の策定		
実施担当	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課			
マニュアル更新担当課	企画課			
<p>内容の概略説明</p> <p>復興本部は、震災後の復興に関して策定された「杉並区震災復興基本方針」に基づき、震災に係る区の最上位計画である「震災復興計画」の案を、区単独又は都と共同で策定し、区民意見の聴取等の調整を経て、震災復興本部会で策定し、公表する。震災復興計画とあわせて、特定分野復興計画を策定する。震災復興本部は、長期的展望にたった総合的な復興計画を策定する。なお、復興法第8条に基づき、政府が復興基本方針を定めた場合には、区市町村の震災復興計画は復興法第10条に基づく復興計画として位置付けられる。また、復興計画は、区単独でも都と共同でも作成できるため、どちらにするかを、震災復興本部会で決定する。</p> <p>都市復興などの特定分野についての計画は、震災復興計画との整合性を配慮して策定する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	計画の骨格やスケジュールの想定	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	震災復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定	未作成 (平成30年度作成予定)
	計画案についての意見聴取方法の検討	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	復興計画案についての区民等からの意見聴取方法の検討	未検討 (平成30年度検討)
	公表方法の検討	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	復興計画の公表方法の検討	未検討 (平成30年度検討)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)震災復興計画の策定	被災後4カ月以内	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	<p>① 復興本部長は、復興基本方針決定後、関係各部に対し、計画策定方針に基づいた復興計画素案の作成依頼をする。</p> <p>関係各部課は、素案を作成し、復興本部会議において調整を行う。</p> <p>② 復興本部会議において、提出された分野別の復興計画案をもとに、財政等を含め協議調整を行う。合わせて、都の基本方針・総合計画、区の復興基本方針等との整合性をとりながら調整を行う。</p>	
	被災後6カ月	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	<p>③ 復興本部は計画原案をとりまとめ、区民等に提示し、意見を求める。</p> <p>(復興法第10条に基づき復興計画を策定する際には、公聴会の開催その他の意見を反映させるための措置を必ず講じる必要がある。)</p> <p>(復興法第10条に基づき復興計画を策定する場合には、復興計画等について協議するために、区市町村長、都知事等から成る「復興協議会」を組織することができる)</p> <p>④ 復興計画原案調整後、復興総合計画案を作成し、復興本部会議の審議を経て決定した計画を公表する。</p>	

(2) 震災復興計画の実施・検証・見直し	計画実施後～	企画課、危機管理対策課、防災課、都市整備部管理課	① 迅速かつ着実な復興の実現に向け、震災復興計画の進捗状況、被災地域における復興の状況、住民・外部有識者の意見等を踏まえ、震災復興計画の検証・見直しを行う。	
----------------------	--------	--------------------------	--	--

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定 ・計画案についての意見聴取方法の検討 ・復興計画の公表方法
-------	--

留意点（今後の課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・震災復興計画の骨格や計画策定スケジュールの想定 ・公表方法の決定
-------------	--

都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課、都市整備局市街地整備部企画課
	支援内容	長期的視点に立った都民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要ソフト、ハードの総合的な施策を内容とした「東京都震災復興計画」の策定

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-5	財政方針の策定等		
項目名	2-5-(1)	財政方針の策定		
実施担当	財政課			
マニュアル更新担当課	財政課			
<p>内容の概略説明</p> <p>財政需要見込みは、予算措置、財源対策や特例措置に係る国・都への要望、復興計画の策定等を行うときの基礎資料になる。財政需要は数次にわたって見込み、順次その精度を高めていく。</p> <p>ただし、特に緊急度が高い対策は、第一次の財政需要見込みの報告に含めるよう努めることとし、可能な限り当該年度予算で措置を行う。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	財政需要見込額算定方法の検討	財政課	応急復旧・復興事業にかかる財政需要見込額を算定するための検討を行う。	発災時の被害状況調査の結果に基づき被害規模に応じた経費を算定する。
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 財政需要見込額等の算定及び補正	被災後1週間以内	各所管課	① 緊急を要する応急・復旧事業や被災直後の生活支援策に係る財政需要見込額を算定する。	①被災後1カ月以内に被災区市町村等からの意見聴取のうえ、復興事業に係る財政需要見込み額を算定する。 ②①の算定見込み額を基に、被災区市町村との負担割合運用利率等を勘案して、震災復興基金に係る貸付所要額を見込む。
	被災後1か月以内	財政課	② 復興事業の財政需要を事業別、項目別、箇所別に大まかに把握し、年次計画見込みとともに算定する。 ③ 復興基金に係る貸付所要額を見込む。	
	随時	財政課	④ 財政需要見込額を精査し、所要額の調整を行う。補正したうえで、災害対策本部・復興本部に報告する。	
(2) 予算執行方針の策定、執行	被災後2週間以内	財政課	① 緊急度が高い対策に要する必要額を確定し、予算の重点配分、流用、予備費の充当などの具体的な予算執行方針案を策定し、決定する。	
		各所管課	② 予算執行方針に従って、速やかに予算を執行する。	
(3) 予算見積り方針の策定等	被災後2週間以内	財政課	① 専決処分による補正予算の編成、補正予算編成、翌年度当初予算編成の見積り方針案を策定し、決定する。 ② 復興基金に関する必要な調整を経て方針案を策定し、関係者間の合意を得て決定する。	
		各所管課	③ 決定された予算見積り方針に従って予算要求する。	
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				
震災復興基金で対応すべき事業をあらかじめ想定・整理しておく必要がある。 財務会計システムが機能しなくなった場合の予算執行方法について検討する必要がある。				
都の支援体制等	担当課	総務局行政部区政課・市町村課		
	支援内容	区市町村の財政方針の策定に係る技術的な助言		

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-5	財政方針の策定等		
項目名	2-5-(2)	財源の確保		
実施担当	財政課			
マニュアル更新担当課	財政課			
<p>内容の概略説明</p> <p>巨額の財政需要と大幅な税収減が想定されるため、財源対策は極めて重要な柱となる。できる限りの措置を講じて財源を確保し、応急・復旧対策、復興対策に取組、一日も早い住民生活の再建等を図る。</p> <p>また、復旧・復興財政需要に対応するために、既存の制度の枠内で措置可能なものについては速やかに必要事項を取りまとめ、都及び国に要望する。既存の制度の枠を越える特例措置を設けなければならないものについても、早期に要望する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	国や都に要望すべき特例措置の検討	財政課	国や都に要望すべき特例措置のうち、事前に想定できるものについては、あらかじめ庁内において十分な検討を行い、整理する。	発災時の被害状況調査の結果に基づき被害規模に応じて算定した経費の中から要望内容を精査する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 起債に関する手続	被災後1か月	財政課	① 災害復旧事業債（歳入欠かん等債等）、減収補填債などに関して、必要な基礎数値を算定し、都総務局行政部に起債申請等所要の手続をとる。	国に対し、起債申請等の手続をとる。
(2) 国庫補助金等の特例措置の要望	被災後1か月以内	財政課、各所管課	① 復興本部は、起債及び交付税、国庫補助金等に関する特別措置について庁内の要望事項を取りまとめ、国及び都総務局行政部に要望する。	震災復興宝くじの発行等を検討する。
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				
震災復興基金で対応すべき事業をあらかじめ想定・整理しておく必要がある。				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-5	財政方針の策定等		
項目名	2-5-(3)	復興基金の創設		
実施担当	財政課			
マニュアル更新担当課	財政課			
<p>内容の概略説明</p> <p>震災からの早期復興を図るため、行政による被災者の救済と自立支援及び被災地域に係る総合的な復興対策の取組を補完し、災害により疲弊した地域を魅力ある地域として復活させるため、国、都、関係区市町村と協議のうえ、震災復興基金を創設する。</p> <p>また、国、都と協議のうえ、公益財団法人の認定を受け、復興のための諸事業を長期的視点に立って機動的かつ弾力的に推進するものとする。</p>				
	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	復興基金に関する関係部課と協議	財政課	復興基金に関する基金の負担のあり方、職員派遣の取扱いなど関係部課と協議する。	復興基金を割り当てる事業や経費等を関係部課に調査し精査する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 基金創設の決定	被災後2週間程度～	財政課	① 震災復興基金の創設について、国、都総務局総合防災部等と協議を行う。 ② 復興基金を創設する場合、下記重要事項について復興本部長等連絡会議において決定する。 ・ 基金を設立する地方公共団体（発起人） ・ 基本財産の総額と地方公共団体の出捐金額 ・ 運用財産の総額と地方公共団体の貸付金額 ・ その他の事項の設立準備委員会への委任	東京都は、被災後2週間程度以降に震災復興基金創設について、国、被災区市町村等と協議する。復興基金を創設する場合、復興本部長等連絡会議において、基本財産の総額などの重要事項を決定する。
(2) 基金創設に係る予算措置	基金設立決定後	財政課	① 震災復興基金の基本財産に係る出捐及び運用財産に係る貸付けのための予算措置を講ずる。	
(3) 一般財団法人の設立申請	基金設立決定後	財政課	① 都及び関係区市町村において予算措置が講じられ次第、一般財団法人を設立する。 (ただし、設立の緊急性を考慮し、被災区市町村の基金に係る予算措置を待っていたのでは設立が著しく遅延すると認められるときは、予算措置が既に講じられた地方公共団体のみを設立者として設立を申請し、その他の被災区市町村からは設立後に財産を受け入れる場合もありうることとする。)	
(4) 公益財団法人の認定の申請	準備後	財政課	① 準備が整った段階で、所管行政庁に対して、公益財団法人の認定を申請する。	
(5) 財団法人の解散及び清算		財政課	① 復興が進み、住民生活が安定して復興基金事業を継続する必要がなくなったときは、理事会は法人の解散を決定し、清算人を選任し、清算人が清算を結了させる。	

必要なもの	
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	総務局総合防災部防災管理課
	支援内容	① 法人の組織、内部規定等の雛型の整備 [事前] ② 復興基金に関する関係部局及び区市町村との協議 ③ 運用財産の運用方法の検討 ④ 法人設立準備委員会の設置

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-6	人的資源の確保		
項目名	2-6-(1)	受援体制・広域連携体制の検討		
実施担当	人事課			
マニュアル更新担当課	人事課			
<p>内容の概略説明</p> <p>復興事業の実施には、通常業務に加えて膨大な事務が相当長期間にわたって発生するため、特定の分野や職種において人員が不足することが予想される。庁内で必要な人員を確保することが困難な場合には、他の区市町村、都及び国職員の派遣を要請する。派遣職員の受入れについては、支援が必要な業務や職員派遣の受入体制等を事前にかつ具体的に検討しておく必要がある。</p> <p>また、被害が甚大であり、他の地方公共団体や国からの職員派遣だけでは人員が充足しない場合には、任期付職員の採用、民間企業等の従業員の採用、OB職員の活用等、様々な手法により、人的資源の確保に努める。</p> <p>なお、他の地方公共団体において職員が不足し、国や都を通じて職員派遣の要請があった場合は、可能な範囲で派遣に応じる。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	受入体制の検討	人事課	派遣職員等の受入体制を検討する。	未整備。 (平成30年度に受援計画の策定と併せ検討を行う)
	指揮命令系統の検討	人事課 防災課	派遣職員等がスムーズに活動するための指揮命令系統の確立	未整備。 (平成30年度に受援計画の策定と併せ検討を行う)
	派遣職員マニュアル策定	人事課 防災課	派遣職員等向けマニュアルを策定する。	未整備。 (平成30年度に受援計画の策定と併せ検討を行う)
	相互援助協定締結	危機管理対策課 防災課	他自治体等との、災害時の相互応援協定の締結(復興対応を含む)	締結済。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)職員等の安否確認	被災直後	人事課	① 職員やその家族の安否確認を、各部を通じて行う。 ② 安否確認ができない職員について情報収集を行い、避難場所、収容先、医療機関等の特定作業を行い、家族等との連絡を行う。	
(2)必要職員数の把握	随時	人事課	① 復興事業を推進するに当たり、各部が必要とする職員の職種及び職員数の調査を行い、復興本部(復興本部設置前の場合は、災害対策本部)に報告する。 ② 復興本部(設置前は災害対策本部)は、各部からの情報を集約し、受援が必要な業務内容・人数・場所・期間等を明確にする。	

(3)派遣職員 の受入れ	随時	人事課	<p>① 庁内における職員の再配置等に対応できない場合は、都総務局に職員の派遣を要請する。また、国に対して派遣要請又はあつ旋要請を行う。（復興計画の作成等のため必要があるときは、国に対して復興法第53条及び第54条に基づく派遣要請又はあつ旋要請を行う。）</p> <p>② 相互応援協定に基づき、締結自治体に職員の派遣を要請する。</p> <p>③ 職員派遣の要請にあたっては区内もしくは近隣での宿舍の確保など必要な受入れ体制の整備を可能な限り行う（課題有・留意点欄参照）とともに、次の点を明らかにして要請を行う。</p> <p>I 活動内容・人数・場所・期間 II 交通手段・要請担当責任者 III その他特記事項（連絡先・携行品・宿泊に関すること等）</p> <p>④ 派遣を受けるに当たっては、国又は派遣元の地方公共団体と派遣協定を締結する。</p> <p>⑤ 受入れ職員の配置を決定する。</p> <p>⑥ 支援を受ける業務について、職員用のほかに支援者用マニュアルを整備する。整備に当たっては、支援職員等に土地勘がなく、業務に不慣れであっても対応できるように配慮する。</p>	被災区市町村の派遣受入れ希望を取りまとめる。 特別区支援対策本部が設置されている場合は、これとの調整を行う。
(4)職員の派遣	随時	人事課	①他の地方公共団体において職員が不足し、国や都を通じて職員派遣の要請があった場合は、可能な範囲で派遣に応じる。	
(5)その他の人的資源の確保の検討	随時	人事課	①OB職員や民間企業、第3セクター等の従業員の受入れについて総務省、区長会、市長会、町村会等に要望する。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣協定書 ・派遣職員用マニュアル ・所要人員の調査書式
-------	---

留意点（今後の課題等）

派遣職員の宿舍については、受け入れ側自治体が用意するのが本来のあり方である。しかし、東日本大震災や熊本地震においても、被災自治体は宿舍の確保どころではなく派遣する側が自ら宿舍を確保した上で職員を派遣するのが実態であった。杉並区には宿泊施設が限られており、また、発災時には、近隣地域の宿泊施設の確保が困難であると想定されるため、都が宿泊施設を一括して借り上げ、各区へ分配するような対応について都への協議の検討を要する。

なお、職員派遣を含む相互援助協定を締結している自治体は以下の通り

- ・自治体スクラム支援会議関連自治体等（名寄市・南相馬市・北塩原村・東吾妻町・青梅市・小千谷市・忍野村・南伊豆町）
- ・特別区
- ・武蔵野市

都の支援体制等	担当課	総務局行政部区政課・市町村課①②、総務局人事部人事課・調査課③④
	支援内容	<p>① 派遣協定書様式の検討</p> <p>② 区市町村からの要請に基づき、都内の他区市町村に派遣を要請</p> <p>③ ②で対応できないものについては、都職員を派遣</p> <p>④ ②③で対応できないものについては、国に対して、国職員の派遣又は都外の地方公共団体からの職員派遣のあつ旋を要請</p>

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-6	人的資源の確保		
項目名	2-6-(2)	継続的な執行体制の確保		
実施担当	人事課			
マニュアル更新担当課	人事課			
<p>内容の概略説明</p> <p>復興事業の実施において予想される人員不足に対応するため、事務量が大幅に増加する部署等に弾力的かつ集中的に職員を配置するなどして対処する。さらに不足する場合には、臨時職員を雇用する等の措置をとる。復旧・復興業務が長期にわたる場合には、職員のローテーション体制の整備やメンタルヘルスカケア等、業務が円滑に継続するような執行体制を確保していく。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	所要人員調査方法の整備	人事課	所要人員を把握するための調査・集計方法等を整備する。	未整備。 (平成30年度に受援計画の策定と併せ検討を行う)
	メンタルヘルスカケアの検討	人事課	メンタルヘルスカケアの内容・執行体制を検討する。	未検討 (平成30年度に検討予定)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)職員の再配置	被災後1週間程度～	人事課	①復興事業等を推進するうえで、特に業務量が増加する部課等が生じた場合は、必要となる職員の職種、人数、期間を精査する。 ②精査した結果に基づき、関係部署間で調整を行い、臨時的に兼務をかけるなどの職員再配置を行う。	
(2)臨時職員の雇用等	随時	人事課	①他の地方公共団体からの職員の派遣等によっても不足を補うことが困難である場合には、区民や区OB職員等の臨時職員を雇用する等の措置をとる。	
(3)職員のローテーション体制の整備	随時	人事課	①必要に応じて職員のローテーション体制を整備し、長期にわたる業務が円滑に継続するような執行体制を確保する。	
(4)メンタルヘルスカケア等の健康管理	随時	人事課	①健康相談室をはじめとするメンタルヘルスカケアを実施し、職員の心身の健康回復を支援する。	
必要なもの	・ 所要人員の調査書式			
留意点 (今後の課題等)				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-7	用地等の確保・調整		
項目名	2-7-(1)	用地の確保・調整		
実施担当	企画課、防災課、経理課			
マニュアル更新担当課	企画課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災直後の避難誘導や緊急救助等の活動やその後の復旧・復興事業を円滑に実施するため、速やかな被害概況の把握と必要なオープンスペースの確保を図る。</p> <p>また、各種応急・復旧対策や復興対策を円滑に進めるため、各分野にわたる用地需要を総合的に集約・整理して用地調整方針を策定し、計画的な用地等の確保・調整を行う。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	必要な用地の事前把握	経理課	災害対策の用途別に必要な用地の事前把握(毎年1回調査し、現状を把握する)	平成29年度中に事前に把握している用地情報を点検する
	用地確保利用計画(案)の検討	経理課	用地確保利用計画(案)の検討	未整備 平成29年度中に用地確保利用計画(案)の作成に着手する
	用地調整方針の策定準備	経理課	用地調整方針の検討を行うなど策定にむけた準備を行う。	未整備 平成29年度中に用地調整方針の策定に着手する
	用地の被害状況・使用状況の把握体制の整備	経理課	①発災後、速やかに、用地の被害状況を把握する体制、②用地使用状況を速やかに把握する体制の整備	未整備 平成30年度に、用地の各状況を把握するための体制を整える
	土地使用契約書(案)の検討	経理課	土地の一時使用に係る契約書(案)の検討	平成29年度中に既存の契約書を見直す
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 緊急に必要とされる用地の確保とその利用状況の把握	被災直後～	企画課 防災課 経理課	①必要な用地として利用想定していた用地の被害概況を速やかに把握し、救出・救助部隊の活動拠点等、緊急に必要とされる用地を確保するとともに、広報等により情報提供を行う。また、被災地域において、避難場所、野外受入施設の設置場所等として緊急に使用された用地の利用状況を把握する。	①緊急に必要とされる用地の確保とその利用状況の把握
(2) 用地需要の集約と用地確保利用計画の策定	被災後～2週間程度	企画課 防災課 経理課	①被害の概況と都オープンスペース等利用計画などを参考に、必要に応じて現地調査を実施した上で、応急対策や復興対策などの使用目的毎に、面積、使用予定期間、所在地等を明らかにした「用地確保利用計画」を作成し、都災害対策本部に報告する。	①用地需要の集約 ②用地調整基本方針の策定 ③用地の第1次調整

(3) 継続的な 用地の確保・ 調整	被災後 2 週 間～随時	企画課 防災課 経理課	①用地使用状況の集約・整理及び需要・供給に係る都との調整を継続的に実施する。	④継続的な用地の確保・調整
--------------------------	-----------------	-------------------	--	---------------

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の用途別に必要な用地一覧 ・用地被害状況調査票の様式 ・土地の一時使用に係る契約書（案）
-------	---

留意点（今後の課題等）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の用途別に必要な用地の事前把握（毎年 1 回調査し、現状を把握する） ・用地確保利用計画（案）の検討 ・用地調整方針の検討を行うなど策定にむけた準備を行う。 ・土地の一時使用に係る契約書（案）の検討
-------------	---

都の支援体制 等	担当課	総務局総合防災部防災計画課他関係各局
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 震災時に利用可能な用地の事前把握と区市町村と調整の上、都オープンスペース利用計画案の充実 [事前] ② 災害時における事前用地調整方針の策定 ③ 応急・復旧・復興対策等に伴う全体的な用地調整・確保

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-8	がれき等の処理		
項目名	2-8-(1)	がれき等の処理（がれき処理基本計画の策定・周知等）		
実施担当	都市整備部管理課			
マニュアル更新担当課	都市整備部管理課			
内容の概略説明				
震災による建物の倒壊・消失及び解体により発生するがれき等廃棄物を適正に処理し、復旧・復興を円滑に進めるため、「がれき処理計画」を策定する。その後、東京都や近隣区市との連携の下で、適切な処理を推進する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	用地の事前把握・確保	都市整備部管理課	災害時のがれき処理に必要な用地の事前把握・確保	杉並区震災がれき処理マニュアルに記載済
	連絡体制の整備	都市整備部管理課	連絡体制の整備（都がれき処理部会の連絡体制）	発災後第1段階において連絡調整を行う旨をマニュアルに記載済
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)がれき等の発生量予測	発災後3日	都市整備部管理課 市街地整備課 土木管理課 ごみ減量対策課	家屋等の被害状況を確認し、その被害状況に応じて、震災がれきの発生量を予測し、「東京都がれき処理部会」に報告する。	区市町村の被害報告に基づき震災がれきの発生量を予測し、区市町村、廃棄物関係団体と連絡調整し、がれき処理の基本的な流れを決定する。
(2)がれき処理計画の策定一時積み置き場の運営	発災後2週間	都市整備部管理課 市街地整備課 土木管理課 ごみ減量対策課	被災状況などの様々な情報を収集・整理し「杉並区震災がれき処理計画」を策定し、主に緊急道路から除去された震災がれきや応急活動に伴う震災がれきの一時積み置き場への搬入を開始する。	区市町村のがれき処理計画、災害廃棄物処理体制の支援を行い、国の処理方針を反映した上で、「東京都震災がれき処理基本計画」を策定する。
(3)がれき処理の実施	発災後から2週間以降	都市整備部管理課 市街地整備課 土木管理課 ごみ減量対策課	一時積み置き場、分別処理場の委託による管理運営を行うとともに、住民の被災家屋の解体及び撤去の窓口業務を開始し、区が指示する分別処理場（または一時積み置き場）に搬出する。	都が提供できる土地を確定するとともに、近隣県に対して応援を求めるとともに、広域的な連絡調整を行い、区市町村に対し情報を提供する。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区震災がれき処理マニュアル、東京都震災がれき処理マニュアル ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル ・震災がれき搬入申請・許可に関する書類、杉並区緊急道路障害物除去路線網図 			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課	東京都環境局資源循環推進部計画課		
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な処理体制を確保するための調整 ・国庫補助に関する国との調整及び公費による処理対象範囲の決定 ・災害時の広報 ・家屋情報提供に関する調整 ・集積場所の確保に関する支援 ・仮置場に関する支援、最終処分に関する調整 		

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-9	広報・被災者相談体制の整備		
項目名	2-9-(1)	復興関連情報の提供		
実施担当	広報課			
マニュアル更新担当課	広報課			
内容の概略説明				
被災後の復興に際しては、錯綜する種々の情報により混乱を招かないよう、区の基本的な方針や具体的な事業、生活関連情報などを区民に迅速かつ的確に様々な媒体を活用して区民に周知する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	J-comとの連携・協力	広報課	協定に基づき災害情報をケーブルテレビから配信する。配信する情報の提供方法などを確認する。	協定締結済 必要に応じて、配信方法の見直しを行う。
	臨時広報紙の発行等の体制の構築	広報課	緊急に印刷が必要となったとき、庁舎内の環境に依存することなく印刷業務ができる印刷室委託業務契約を総務課で締結しており、臨時広報紙の発行に活用する。	杉並区印刷室業務委託
	情報発信体制の確保	広報課	ホームページを活用した、継続的に災害情報の提供が可能となるよう、メインサーバダウン時に備えバックアップ用サブデータセンターを遠隔地に設置する。また、より災害情報に特化した情報を提供するため、災害用特別トップページおよび災害対応アプリを活用する。その他、携帯wi-fiルータにより庁外からの情報発信体制を確保する。	対応済み
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 臨時広報紙の発行	復興本部設置後直ちに	所管課 広報課	①復興の具体的な方針や生活情報など、区民に早急に周知すべき事項について、担当所管から広報課へ情報を提出する。 ②広報課は上記の情報を整理し、臨時広報紙を発行する。 ③配布の方法については、既存の方法によるが、区掲示板への掲示や避難場所への送達、ボランティアによる配布、広報車を利用した情報伝達など、様々な方法を採用する。 ④また、発行は随時とし、適宜必要な情報を周知する。	
(2) インターネットなどの活用	復興本部設置後直ちに	広報課	①臨時広報紙の発行と同時に、区公式ホームページ・ツイッター・フェイスブック等の様々な媒体を活用し、必要な情報を適宜掲載する。 ②J-COMなどの映像媒体も活用し、情報の提供に努める。	広報東京都、都政広報番組、ホームページ・SNS等の自主広報媒体を活用して必要な広報及び情報提供を行う。
(3) 報道機関への情報提供	復興本部設置後直ちに	広報課	①上記のほか、より広範な広報を提供するため、報道機関へも情報を提供する。	

(4) 他団体との連携	復興本部設置後直ちに	広報課	①都及び他自治体の情報媒体を利用し、より広い情報の周知と広報活動の応援を行う。特に被害が甚大で独自の広報活動が不可能となった場合は、都生活文化局の広報媒体での情報提供を依頼する。	被害が甚大で、独自の広報活動が不可能となったときは、都は区市町村からの要請に基づき、生活関連情報など必要な広報の応援を行う。
-------------	------------	-----	---	--

必要なもの	ケーブルテレビ事業等に対する出資に関する協定書 災害時における災害情報の放送等に関する覚書
-------	--

留意点（今後の課題等）	①臨時広報紙の印刷・発行体制及び配布体制については、事前に申し入れや検討を要する。②インターネットの利用に関しても、発災後の運用のための整備に関して検討を要する。
-------------	---

都の支援体制等	担当課	生活文化局広報広聴部広報課① 総務局総合防災部防災管理課②
	支援内容	① 被害が甚大で独自の広報活動が不可能となった区市町村から要請があった場合における都の広報媒体で可能な支援 ② 震災復興のプロセス等について、広く都民に周知する。 [事前]

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組	
取組名	2-9	広報・被災者相談体制の整備	
項目名	2-9-(2)	被災者相談体制の整備	
実施担当	区政相談課、関係各課		
マニュアル更新担当課	区政相談課		

内容の概略説明

被災者は、日常の水準をはるかに越えた様々な生活上の不安や問題を抱えることになる。その際、多くの区民がもっとも身近な区政に対して、その問題解決を求めることが予想される。区が窓口を設け、被災者からの相談に応じることで、少しでも問題や悩みを解消し、その生活の再建と安定を支援していくことは、極めて緊急かつ重要な課題である。

このため、被災者の要請にきめ細やかに対応するとともに、必要な情報を総合的かつ一元的に提供することが重要であることから、震災発生後、速やかに臨時窓口を開設する。また、復興対策の本格化に応じて、可能な限り早期に庁内で連携を図り、被災者総合相談所を設置し、総合的な相談業務を開始する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	被災者相談マニュアルの作成	区政相談課・関係各課	相談窓口の設置・運営にかかる態勢等を定める。	未整備：平成29年度中にマニュアルの作成に着手する。
	各団体への事前要請	区政相談課	専門相談体制の確保のため、法曹会など各専門団体へ相談員派遣のための協定締結など	未整備：平成29年度中に関係団体と調整の上、協定締結などを行う。
	杉並区一般区民相談実施要綱等各相談実施要綱	区政相談課	一般区民相談実施要綱、外国人相談実施要綱、防犯相談実施要綱、法律相談実施要綱、暮らしの相談実施要綱、家事相談実施要綱、司法書士実施要綱	済

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 臨時相談窓口の開設	被災後1週間以内	区政相談課 防災課	<ol style="list-style-type: none"> ① 区政相談課の相談窓口とは別に、本庁舎内に臨時相談窓口を設置する。 ② 東京都都民の声課及び区災害対策本部または復興対策本部と随時、情報交換を行う。 ③ 状況に応じて災証明発行窓口が開設される地域区民センターや避難所等に相談窓口を開設する。 ④ 関係各課は、臨時相談窓口の開設に合わせて個別相談窓口を開設するとともに、区政相談課の要請に応じ、臨時相談窓口への情報提供及び要員派遣等の支援を行う。 ⑤ 区政相談課は、必要に応じて、各専門家団体に相談員の派遣を要請する。 ⑥ 相談員および相談担当職員は、相談内容・回答の記録を作成し、区政相談課長に提出する。 ⑦ 相談事例が多く、他の被災者にも関係のあるものは必要な処理をした後、各相談所などに情報提供を行う。 	被災後1週間以内に臨時相談窓口の開設

(2)被災者総合相談窓口の設置	被災後1か月程度	区政相談課 企画課 防災課 関係各課	<p>① 住民ニーズや復興計画及び区における相談実績を踏まえて、被災者総合相談窓口を設置する。</p> <p>② 被災者総合相談窓口は、各課及び関係機関の支援と協力を得て運営する。</p> <p>③ 関係所管課の支援・協力体制が整い次第、臨時相談窓口から被災者総合相談窓口へ移行する。</p> <p>④ 被災者相談所には、必要に応じて次の窓口を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法律相談 イ 土地・建物相談 ウ 住宅相談 エ 年金・保険相談 オ 保健相談（健康・心の相談） カ 福祉相談（高齢者・障害者等相談） キ 教育相談 ク 外国人相談 ケ その他必要な相談 <p>⑤ 設置期間は、復興計画期間中を想定する。</p> <p>⑥ 各課及び関係機関における個別相談窓口との連携を確保する。また、相談内容に応じて、専門家及び各専門家団体へ協力を要請する。</p>	被災後1か月程度で被災者総合相談所の設置
-----------------	----------	-----------------------------	---	----------------------

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画・震災復興マニュアル ・災害復興本部の構成 ・被災者支援システム端末機 ・被災者相談マニュアル
-------	---

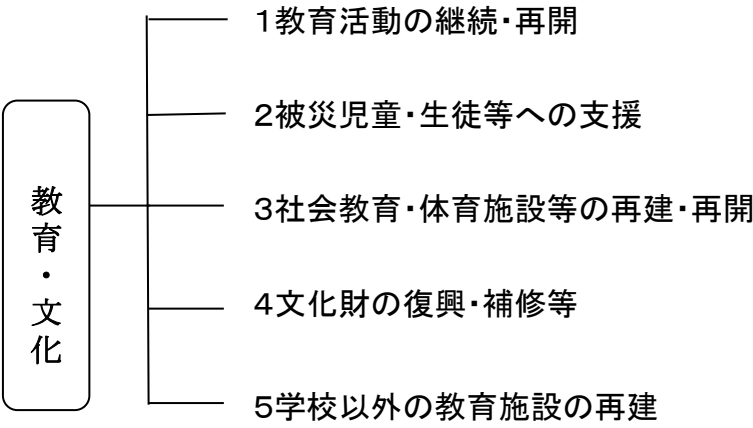
<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口配置する関係課の要員確保 ・専門相談員確保のため、各団体への事前要請（協定等） ・具体的な行動マニュアルの作成。（要員確保のための計画づくり（危機管理部門）や本庁以外の相談所へ定型化された相談内容の情報提供の方法や様式づくり等を含む。） 	
--	--

都の支援体制等	担当課	生活文化局広報広聴部都民の声課
	支援内容	相談事業の運営に伴う情報提供

震災復興体制の構築		復興体制構築に係る具体的取組		
取組名	2-9	広報・被災者相談体制の整備		
項目名	2-9-(3)	外国人への支援		
実施担当	文化・交流課、防災課、区政相談課、広報課、総務課			
マニュアル更新担当課	文化・交流課			
<p>内容の概略説明</p> <p>区内には、多くの外国人が居住している。災害時には、外国人も被災者となることが予想され、生活習慣・文化・言語の違いから、日本人と異なる不便さを感じ、精神的にも負担が増すことになる。そのため被災外国人の救援・復興を適切に行うため、語学ボランティアや外国人相談員などの協力を得て、確かな情報を速やかに提供できる体制を整える。また、外国人であるという理由で差別が発生しないよう注意を喚起する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	杉並区外国人相談実施要綱	区政相談課	杉並区内に在住する外国人の日常生活に関する相談や区政に対する相談等に対し、適切な指導、助言を行うとともに必要な生活情報の提供を目的とするための要綱	済
	杉並区交流協会外国人相談実施要綱	文化・交流課	杉並区内に在住する外国人の日常生活に関する相談に対して、適切な助言を行うとともに、必要な生活情報の提供し、また、必要に応じて杉並区等による専門相談を紹介することにより外国人の福祉向上と国際理解の増進を目的とするための要綱	済
	外国人が参加する防災訓練の開催	文化・交流課 (交流協会)	消防署、警察署、病院、区清掃事務所・防災課等と連携して防災訓練を盛り込んだ「ウェルカムパーティ」を開催し、外国人の防災意識の醸成を図る。	毎年開催
	多様な情報提供・共有体制の整備	防災課	<p>【多言語パンフレット等による情報提供】</p> <p>①英語版の防災マップ（実施済み）</p> <p>②防災メールの英語版の配信（実施済み）</p> <p>③すぎナビ（スマートフォン向け地図アプリ）の英語版実装（実施済み）</p> <p>④東京防災の多言語版の活用</p> <p>⑤東京都防災ガイドブックの英語版</p> <p>⑥杉並区HPの多言語翻訳版の活用（実施済み）</p> <p>⑦外国人の被災状況を速やかに共有する仕組みの構築</p> <p>⑧外国人災害情報センターとの連携体制の構築（文化・交流課）</p>	一部整備済み さらに多様化を図っていく
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)外国人被災状況の把握	被災直後～	防災課	①被災外国人の状況や、必要とされる援助などについて、情報を収集する。	災害対策本部や関係団体等から収集した情報を基に、外国人の被災状況を把握し、必要とされる援助について情報提供する。

(2) 外国語による情報提供	被災直後～	広報課 文化・交流課	①英語版すぎナビで、危険箇所、震災救護所等の開設情報について情報提供を行う。 ②震災救護所においては、多言語シートを活用して情報提供を行う。 ③救援、復興、生活支援情報を翻訳し、広報、ホームページ(区・交流協会)、防災無線、掲示板、駅頭等で随時知らせる。また、報道機関にも提供する。	在住外国人への情報提供を行う。 外国人災害時情報センターとの情報交換により、市区町村へ情報を提供する。
(3) 区の語学ボランティア等の確保	被災直後～	文化・交流課 区政相談課	①語学ボランティア(交流協会登録)に協力依頼(メール)をする。 ②外国人相談担当員や語学力のある外国人支援団体等を確保する。	登録されている東京都防災(語学)ボランティアに対する派遣体制を整え、救護所等に派遣する。
(4) 外国人相談窓口の充実・拡大	被災直後～ 被災後1か月程度	文化・交流課 区政相談課 文化・交流課 区政相談課	①震災救護所・救護隊本隊や各種窓口等からの要請に応じて語学ボランティアを派遣する。現行の外国人相談窓口の相談回数を増やす。相談窓口等を設置する際には、その中に外国人相談窓口を併せて設置する。 ②被災者総合相談窓口を設置する際には、その中に外国人相談窓口を併せて設置する。要請に応じて語学ボランティアを派遣する。	①市区町村の要請に応じて東京都防災(語学)ボランティアを派遣する。 ②都の各部局で臨時相談窓口等を設置する際には、その中に外国人相談窓口を設置する。
(5) 外国人への差別が発生しないため注意喚起	被災直後～	総務課 文化・交流課	①外国人への差別が発生しないように区広報紙等を通じて注意を喚起する。	東京都生活文化局は、外国人に対する公平な取扱いに関し、関係各局等に注意喚起をする。
必要なもの			・地域防災計画・震災復興マニュアル・英語版防災マップ ・東京防災の英語版・多言語シート・区の語学ボランティア活動マニュアル ・英語版すぎナビの配信	
留意点(今後の課題等)				
<ul style="list-style-type: none"> 外国人災害時情報センターとの連携体制の構築 外国人の被災状況を速やかに把握し、支援を行う仕組みの検討 				
都の支援体制等	担当課	生活文化局都民生活部地域活動推進課		
	支援内容	①外国人が必要とする情報の収集 ②区市町村が行う外国人への情報提供に対する支援 ③区市町村からの要請に基づき、都に登録されている東京都防災(語学)ボランティアを避難所等に派遣 ④外国人災害時情報センターからの情報提供		

3	教育・文化
<p>■取組の趣旨と目的</p> <p>被災地においては、児童・生徒が早期に教育を受けられるよう、学校施設の再建、安全確保、教科書・文房具等の給与、こころの相談窓口の開設等を行うとともに応急教育計画による学校の早期再開をめざす。</p> <p>学校以外の教育施設(専修学校、保育所、幼稚園、児童館等)については、被害状況を把握し、再開に向けた支援等を行う。</p> <p>早期に衣・食・住、ライフラインの緊急対応が一段落した後の復旧・復興期には、児童・生徒の教育の場である学校、住民の生活の潤いとなる文化・社会教育のための施設等の再建が重要となるため、ハード面の安全、復旧を確認後、施設の整備を行い開館する。</p>	



震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-1	教育活動の継続・再開		
項目名	3-1-(1)	学校教育施設の再建		
実施担当	学校整備課			
マニュアル更新担当課	学校整備課			
内容の概略説明 学校施設の被害状況を基に、授業再開のための補強・補修工事や仮設校(園)舎や代替施設の利用を盛り込んだ施設の再建計画を策定する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	営繕課との役割分担の確認	学校整備課 営繕課	再建に向けて営繕課と役割分担を確認する。	営繕課と調整済。他の区有施設と同様に、被災度区分判定と軽微な補修工事は営繕課が行い、学校との連絡及び校舎修繕を学校整備課が行う。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
施設再建計画の策定	震災直後1週間～1か月	学校整備課 営繕課	①学校施設の点検と応急措置を行った後、被災度区分判定(解体、補強、補修の要否の判定)結果の集約や救援所の状況(授業再開のために使用可能な教室や代替施設等)を考慮し、優先順位を決める。 ②この判定に基づき学校施設再建のための恒久的な補強、補修工事等の計画を策定する。 ③ 財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、国・都教育庁に助成を要請し、必要な協議を行う。	
再建の実施	震災直後1週間～3か月	学校整備課 営繕課	① 体制2-1-(1)に基づき、軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続を行い、早期に工事を実施する。 ② 発注方式及び契約事項については、簡略化を図る。 ③ 施設の性質を考慮した結果、必要な場合には、優先的に再建事業を実施するよう、関係部及び機関と協議する。	
必要なもの				
留意点(今後の課題等)				
現行マニュアルは、教育委員会に技術職員が配置されている前提で策定されているが、現組織に技術職員はなく、応急危険度判定は、営繕課職員が行う。				

都の支援体制等	担当課	教育庁地域教育支援部義務教育課
	支援内容	公立学校施設災害復旧事業に係る助言・指導

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-1	教育活動の継続・再開		
項目名	3-1-(2)	授業・給食再開		
実施担当	学務課、教育人事企画課、済美教育センター、土木管理課			
マニュアル更新担当課	庶務課、学務課、済美教育センター			
内容の概略説明 学校施設の再建状況や教職員の体制、児童・生徒の通学時の安全確保等を判断し、授業や給食(以下「授業等」という)の早期再開を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	通学路の安全確保	学務課	通学路の危険箇所情報の収集方法等について確認する。	確認済 通学路の危険箇所情報の収集方法等について、関係課と確認済み。
	緊急連絡先名簿作成	教育人事企画課	区立学校・子供園管理職緊急連絡先名簿の策定	策定済（毎年度策定）
	区立学校標準防災マニュアル策定	庶務課	学校標準防災マニュアルの策定	作成済
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 授業等の再開の決定	震災直後～早期	学務課 教育人事企画課 済美教育センター 土木管理課	①区内各地域の通園・通学路・ライフラインの被害状況を調査するとともに、授業等の再開に向けての学校施設等の被害状況と安全対策を確認する。 ②東京都教育委員会の動向確認及び各学校の被害状況等を把握・調査のうえ、教育委員会で授業等の再開時期を協議する。 ③授業等の再開に向けて教職員体制等の確保、児童・生徒の通園・通学路の安全確保、ライフラインの復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、給食施設の復旧状況、児童・生徒・避難住民等の意識などを考慮のうえ、授業等の再開を教育委員会で決定する。 ④授業等の再開時期の決定を受け、保護者への周知を行うため、園長・校長は、教育委員会事務局と協議する。 ⑤学校の実情に応じて、授業等の再開時期を決定し、保護者に対して掲示・通知・電話などで周知する。	広域地域・地区および隣接の他区の被害状況を把握し、授業再開時期を決定する。

(2) 応急教育 計画の策定	早期	各学校	校長は学校教育活動が正常に実施されるまでの間、諸般の状況を勘案し、休校、二部授業、他校の利用等、応急教育計画を早期に作成する。	
-------------------	----	-----	---	--

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・学校標準防災マニュアル ・緊急連絡先名簿 			
-------	--	--	--	--

留意点（今後の課題等）				
-------------	--	--	--	--

都の支援体制 等	担当課	教育庁地域教育支援部義務教育課		
	支援内容	① 公立学校施設災害復旧事業に係る助言・指導 ② 授業の再開に向けた情報提供		

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-1	教育活動の継続・再開		
項目名	3-1-(3)	済美教育センターの復旧		
実施担当	済美教育センター			
マニュアル更新担当課	済美教育センター			
内容の概略説明 震災発生後、建物の破損・損壊箇所を速やかに補修しセンターの各機能を再開させる。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	済美教育センター消防計画書	済美教育センター	済美教育センター消防計画書（発災時の開所までのセンター職員の行動の記載あり）	整備済
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
済美教育センターの復旧	震災直後～早期	済美教育センター	地震発生後、衣・食・住などの緊急対策が一段落し、ライフラインの復旧をまって、建物の損壊箇所を確認し、体制2-1-(1)に基づき、修繕する手続きなどを進めるとともに、所内の片付けを行い開所準備を進める。	
必要なもの	済美教育センター消防計画書			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-2	被災児童・生徒等への支援		
項目名	3-2-(1)	学用品の給与		
実施担当	済美教育センター、学務課			
マニュアル更新担当課	学務課、済美教育センター			
内容の概略説明 被災児童・生徒等の失った教科書、就学に必要な文房具及び通学用品（以下「学用品」という）についても給与（支給）する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	要保護・準要保護名簿準備	学務課	通常事務で使用する要保護・準要保護者名簿を準備し、口座の確認をしておく。	済(毎月更新)
	給与必要数等の把握調査方法決定	学務課	学用品の給与必要数等を把握するための品目リスト等の様式を作成しておく。	未整備。平成29年中に作成
	教科書等の給与の手順の確認	済美教育センター	1 災害救助法が適用される場合の教科書の給与の手順を確認する。 2 災害救助法が適用されない場合の教科書の給与の手順を確認する。	未整備。平成29年度中に手順書を作成
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 被災児童生徒数を把握	震災直後～1か月以内	学務課 済美教育センター	①校長は、震災のために学用品を失った児童生徒数を把握し、教育委員会に報告する。なお、登校可能な児童・生徒数の調査と同時に行う。必要な数の把握が困難な場合には避難者数等から推測する。 ②教育委員会は、東京都教育庁指導部・地域教育支援部に報告する。	①教科書等の学用品を必要とする被災児童生徒数の調査を行う。 ②災害救助法が適用される場合には無償給与となる。 ③正確な数の把握が困難な場合には避難者数等から推測する。
(2) 教科書の給与		済美教育センター	①災害救助法が適用された場合は、教科書は東京都が一括して調達し区が支給する。 ②災害救助法が適用されない場合は、要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童・生徒には、教科書協会から教科書が寄贈されるので、この手続きを進める。それ以外の児童・生徒については、区で支給の準備を行う。	④必要な教科書数の確保を特約供給所に依頼する。
(3) 文房具及び通学用品の給与	15日以内	学務課	①災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則に定める額の範囲内において、東京都が一括して調達し、区が支給する。 ②災害救助法が適用されない場合は、要保護・準要保護世帯の認定を受けた児童・生徒に対して、学校でかかる費用の援助を行う。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護・準要保護名簿 ・給与必要数等の把握調査方法決定調査表・集計表
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	教育庁指導部管理課 地域教育支援部義務教育課
	支援内容	教科書等の学用品を必要とする被災児童・生徒数の調査、必要な教科書数の確保

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-2	被災児童・生徒等への支援		
項目名	3-2-(2)	学用品の給与(私立学校)		
実施担当	済美教育センター、学務課			
マニュアル更新担当課	学務課、済美教育センター			
内容の概略説明 被災児童・生徒等の失った教科書、就学に必要な文房具及び通学用品（以下「学用品」という）についても給与（支給）する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	被害状況把握方法の確立	学務課	学用品の給与必要数等を把握するための品目リスト等の様式を作成しておく。	未整備。平成29年度中に作成
	教科書等の給与の手順の確認	済美教育センター	1 災害救助法が適用される場合の教科書の給与の手順を確認する。 2 災害救助法が適用されない場合の教科書の給与の手順を確認する。	未整備。平成29年度中に手順書を作成
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)被災児童生徒数の把握	震災直後～1か月以内	学務課 済美教育センター	①学校長は、震災のために学用品を失った児童生徒数を把握し、区に報告する。なお、把握は、登校可能な児童・生徒数の調査と同時に行う。 必要な数の把握が困難な場合には避難者数等から推測する。 ②区は、東京都教育庁指導部及び生活文化局私学部部に報告する。	①教科書等の学用品を必要とする被災生徒数の調査 ②災害救助法が適用される場合には、都による無償給与 ③国による支援が行われない場合には、都による無償給与を含め、改めて検討
(2)教科書の給与（支給）		済美教育センター	①災害救助法が適用された場合は、東京都が教科書を一括して調達し、区が支給する。それ以外の場合は、区で支給の準備を行う。	④正確な数の把握が困難な場合は、避難者数等から推測 ⑤必要な教科書数の確保を特約供給所に依頼
(3)文房具及び通学用品の給与（支給）	15日以内	学務課	①災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行規則に定める額の範囲内において、東京都が一括して調達し、区が支給する。	
必要なもの				
留意点（今後の課題等） ・災害救助法による教科書等の給与の手順の確認 ・被害状況把握方法の確立				
都の支援体制等	担当課	教育庁指導部管理課 生活文化局私学部私学振興課		
	支援内容	教科書等の学用品を必要とする被災生徒数の調査、無償給与の検討、必要な教科書数の確保		

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-2	被災児童・生徒等への支援		
項目名	3-2-(3)	こころの相談窓口の設置・充実と震災体験を生かす教育の実施		
実施担当	特別支援教育課、済美教育センター			
マニュアル更新担当課	特別支援教育課、済美教育センター			
内容の概略説明				
<p>被災の影響が児童・生徒の生活基盤に及ぶ場合には、一時的に学校生活を継続することが困難になることが想定される。そのため、児童・生徒が学校生活への早期復帰ができるよう区立小・中学校と連携し「こころの相談窓口」を開設する。スクールカウンセラーの支援・協力や保健所とも連携をとりながら児童・生徒の心のケアを図る。また、災害で心のダメージをより一層受けやすい教育相談の来所者（児童・生徒等）への対応には、特に配慮する。また、震災体験を生かす教育を授業に取り入れ震災対策の一助とする。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	対応マニュアルの作成	特別支援教育課・済美教育センター	各学校の教育相談室に設置する「こころの相談窓口」の円滑な運用に向け、対応マニュアルを作成する。	未整備。平成29年度中に作成
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) こころの相談窓口の開設と充実	震災発災早期～1カ月	特別支援教育課 済美教育センター	災害による悩みごとや心配ごとについて、児童・生徒その保護者等からの相談を受ける「こころの相談窓口」を各小中学校の相談室に設ける。	① 児童相談所等をはじめとする相談機関を早期に立ち上げるとともに、区市町村の児童館等を活用した相談窓口を設置し、相談の内容に応じた対応体制を確立する。 ② 区市町村に対し、保育所や児童館の設備及びスタッフを活用した遊び場を確保するよう要請する（遊びの場と相談の場を地域に確保）。
(2) メンタルヘルスケアの充実	震災発災後1カ月～	特別支援教育課	①災害に伴わない家屋の損傷で家を失ったり、生計維持者の死亡・傷病等で生活基盤の確保ができなくなった児童・生徒の生活不安や精神的な不安に対処する。 ②スクールカウンセラー、教育相談員の協力を受けて、相談体制を充実する。	①区市町村、教育委員会(学校)、児童委員等から、要ケア児童に関する情報提供を受けるとともに、関係機関と連携しながら必要な援助・指導を行う。 ②公立中学校に配置されたスクールカウンセラーが公立小学校も含めて巡回相談・指導を行う。
(2) 震災体験を生かす教育の実施	児童・生徒の生活状況を勘案して	済美教育センター	震災に伴う体験を教育に生かすため、消防署や地域防災関係者等の震災体験を授業に取り入れ、児童・生徒に対して「震災とは」を問う防災教育を実施する。（健康・安全教育・生活指導に重点を置いた教育内容とする。）	

必要なもの	こころの相談窓口開設や相談体制の対応マニュアル 受付用紙/記録用紙・関係機関連絡票・関係機関名簿等
-------	--

留意点（今後の課題等）	・こころの相談窓口開設・対応マニュアルの作成
-------------	------------------------

都の支援体制等	担当課	福祉保健局東京都児童相談センター 教育庁東京都教育相談センター
	支援内容	学校生活の円滑な再開に向け、職員等を派遣し、園児・児童・生徒の心のケアを支援

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-2	被災児童・生徒等への支援		
項目名	3-2-(4)	被災児童・生徒の転出入学の調整		
実施担当	学務課			
マニュアル更新担当課	学務課			
<p>内容の概略説明</p> <p>家屋損壊等の理由により、在籍している学校へ通学することができない児童・生徒が、在籍校以外で早期に授業を受けられるようにするため、転校手続きを簡略化し迅速に行う。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	処理手順検討	学務課	転校手続きの簡略化の付帯的な方法の検討(区民事務所での受付方法も含む)	済(学務課で受付)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
転出入学の相談・調整と手続き	震災直後～早期	学務課	<p>①相談窓口を開設し、児童・生徒の被災状況を把握するなかで、家屋損壊等により現在の指定校への通学が不可能な児童・生徒の保護者から転校する意思を確認する。</p> <p>②他自治体と転校を希望する児童・生徒の受け入れについて連絡調整を行い、可能な限り双方の受入態勢を整えるようにするとともに、児童・生徒が速やかに授業を受けられる環境を確保する。</p> <p>③転校手続き(区内、私立を含む)は簡略化して、手続きが滞りなく行えるようにする。</p> <p>④私立の学校の児童・生徒についても、区立の学校の児童・生徒と同様に扱う。</p>	公立・私立学校の転入学について、弾力的に取り扱うよう各区市町村に周知や指導を行う。
必要なもの	転出入事務処理マニュアル			
<p>留意点(今後の課題等)</p> <p>・転校手続きの簡略化の付帯的な方法の検討</p>				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-3	社会教育・体育施設等の再建・再開		
項目名	3-3-(1)	社会教育施設の再建・再開		
実施担当	生涯学習推進課			
マニュアル更新担当課	生涯学習推進課			
内容の概略説明 震災発生後、建物の破損・損壊箇所を速やかに補修し、被災した社会教育施設の早期復旧を図る。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
社会教育施設の被災状況の把握	震災直後～	生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・区立の社会教育施設を調査点検する。 ① 地震発生後、衣・食・住などの緊急対策が一段落し、ライフラインの復旧をまって、営繕課に区有施設の点検を依頼し、建物の損壊箇所を確認し、修繕する手続きなどを進めるとともに、施設内の片付けを行い開所準備を進める。 ② 財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、助成を都及び国に要請し、必要な協議を行う。 	
社会教育施設の再建・再開	被災後3か月～	生涯学習推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・体制2-1-(1)に基づき、被災施設を修繕し、施設の安全性を確認し、運営を再開する。 	
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

震災復興体制の構築		教育・文化	
取組名	3-3	社会教育・体育施設等の再建・再開	
項目名	3-3-(2)	社会体育施設等の再建・再開	
実施担当	スポーツ振興課		
マニュアル更新担当課	スポーツ振興課		

内容の概略説明

震災発生後、建物の破損・損壊箇所を速やかに補修し、被災した社会体育施設の早期復旧を図る。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	事業者連絡先一覧の作成	スポーツ振興課	指定管理者・委託業者に対し、開所にむけての調整をするための緊急時用の連絡先一覧を作成する。	済

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 社会体育施設の被災状況の把握	震災直後～	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> 区立の社会体育施設を調査点検する。 地震発生後、衣・食・住などの緊急対策が一段落し、ライフラインの復旧をまって、体育館を除く施設については、営繕課に区有施設の点検を依頼し、建物の損壊箇所を確認し、修繕する手続きなどを進めるとともに、施設内の片付けを行い開所準備を進める。体育館については、災害対応の状況を踏まえ、損壊箇所を確認し、修繕する手続きなど開所準備を進める。 ③ 財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、助成を都及び国に要請し、必要な協議を行う。 	
(2) 社会体育施設の再建・再開	被災後3か月～	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> 体制2-1-(1)に基づき、被災施設を修繕し、施設の安全性を確認し、運営を再開する。 	

必要なもの	
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	
	支援内容	

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-3	社会教育・体育施設等の再建・再開		
項目名	3-3-(3)	区立図書館等の再建・再開		
実施担当	中央図書館			
マニュアル更新担当課	中央図書館			
内容の概略説明 発災後に建物の破損・損壊個所を速やかに補修し、図書館を開館する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	現行の消防計画等の見直し	中央図書館	現行の消防計画等を国立国会図書館の業務継続計画や先進自治体の震災復興マニュアル等を参考にして必要な見直しを図る。	平成29年度中に実施
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 図書館の被災状況の把握	被災直後	中央図書館	発災後、ライフラインなどの復旧をまって図書館オンラインシステムを立ち上げる。建物の損壊個所を修繕する手続きなどを経たうえで、書架を整えたのち開館準備を行う。	
(2) 図書館の早期再開	被災後3か月以降	中央図書館	体制2-1-(1)に基づき施設を修繕し、施設の安全性を確保し、運営を再開する。区内全域の被害や、各図書館の復旧状況などを判断して、混乱を回避しながら区民生活の潤いを取り戻すべく開館する。	
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

震災復興体制の構築	教育・文化	
取組名	3-4	文化財の復興・補修等
項目名	3-4-(1)	文化財の復興・補修等
実施担当	生涯学習推進課	
マニュアル更新担当課	生涯学習推進課	

内容の概略説明

区指定・登録文化財の破損等の被害に対し、早期の被害状況の把握と補修等の対応方法について検討する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	文化財の現況の把握	生涯学習推進課	文化財の現況（保存場所及び状況）をデータベース化する。	整備済
	「調査書類のひな型」の作成	生涯学習推進課	被害状況の調査時に使用する、調査書類のひな型を作成する。	未整備。平成29年度中に作成
	仮保管に関する検討	生涯学習推進課	特に慎重な扱いを要する収蔵品の仮保管に適する施設等について検討し、情報を常に把握しておく。	仮保管施設は郷土博物館を予定

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)被害状況の調査・報告	被災直後	生涯学習推進課	① 文化財係職員を中心として、課内応援職員や文化財ボランティアにより、文化財の被害状況を調査把握するとともに、文化財案内標示板・標柱の状況も調査する。 ② 調査については、文化庁通知等に則り、都教育庁と連携して行う。	東京都は各区市町村に文化財の被害状況の把握を依頼する。
	調査終了後		③ 文化財係は、被害状況を集約して都教育庁に「文化財被害状況対応調査票」により報告する。	
(2)補修方法等の調査	被災後1か月～		① 民間所有の場合、被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度等に応じて所有者と仮保管・修復に関する協議を都と連携して行う。	東京都は区と連携して所有者と協議を行う。
(3)復興・補修等	被災後1か月～		① 国や都に対し、被害状況に応じて、国による国庫補助の緊急採択を要請するとともに、応急措置の技術的支援を要請する。 ② 文化財に対する復興基金による助成を検討する。助成を実施する場合には、制度の趣旨と内容を対象文化財の所有者に周知する。 ③ 国や都の通知等に則り、スケジュールを含めた指定文化財の復旧計画を策定する。復旧計画を策定する際には、都の「総合的・長期的な文化施策の展開」等との整合性を測る。	①国へ国庫補助及び技術的支援を要請する。 ②文化財への復興基金による助成を検討する。 ③文化庁通知等に則り都と連携をとりながら復旧計画を策定。

必要なもの	
留意点（今後の課題等）	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の被害状況調査時の文化財ボランティアの人員確保。 ・復旧費用の財源（国庫補助、都補助含む）確保。 	

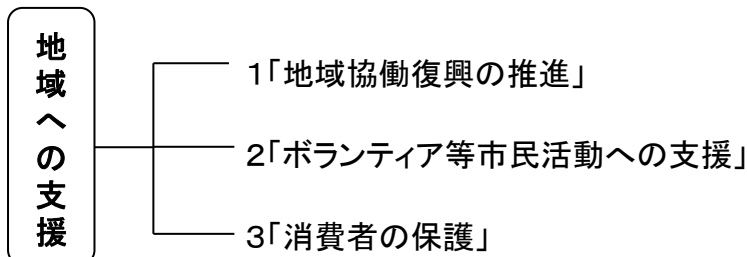
都の支援体制等	担当課	教育庁地域教育支援部管理課
	支援内容	<p>① 「文化庁防災業務計画」及び「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」（以下「文化庁通知等」という。）に則り、区市町村と連携し被害状況調査を実施。</p> <p>② 文化庁通知等に則り、文化庁等へ調査協力の依頼。</p>

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-5	学校以外の教育施設の再建		
項目名	3-5-(1)	私立専修学校・各種学校の再建		
実施担当	学務課			
マニュアル更新担当課	学務課			
内容の概略説明 私立専修学校・各種学校の被害状況を確認し、運営の再開を支援する。				
	準備行動名	所管課	内容	準備状況
事前に準備すべき事項	被害状況把握方法の確立	学務課	被害状況の把握方法について、対象となる専修学校・各種学校と事前調整を行う。(様式の作成含む)	済
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)被害状況の把握	被災直後	学務課	① 私立専修学校・各種学校から被害状況の報告を受け把握する。 ② 都生活文化局へ報告する。	被害情報の集約。
(2)再建支援	被災後1週間～1か月	学務課	① 私立専修学校・各種学校及び都と協議のうえ、必要な支援策を検討する。 ② 杉並区は、災害復興基金が創設される場合には、災害復興基金による私立専修学校・各種学校への再建助成の実施について都に確認し、各学校に通知する。	災害復興基金による私立専修学校・各種学校への再建助成の情報の区への提供。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況報告用紙 専修学校・各種学校連絡先一覧 			
留意点（今後の課題等）				
<ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握方法について、事前に調整しておく。 被害状況報告の様式の作成及び用意 				
都の支援体制等	担当課	生活文化局私学部私学行政課		
	支援内容			

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-5	学校以外の教育施設の再建		
項目名	3-5-(2)	私立幼稚園の再建		
実施担当	保育課			
マニュアル更新担当課	保育課			
内容の概略説明 私立幼稚園の被害状況を確認し、運営の再開を支援する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	被害状況把握方法の確立	保育課	被害状況の把握方法について、私立幼稚園と事前調整を行う。	整備済み
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)被害状況の把握	被災直後	保育課	① 私立幼稚園から被害状況の報告を受け把握する。 ② 都生活文化局へ報告する。	被害状況の集約。
(2)再建支援	被災後1週間～1か月	保育課	① 私立幼稚園及び都と協議のうえ、必要な支援策を検討する。 ② 政令により、当該災害が激甚災害に指定された場合は、学校法人設置の私立幼稚園について、国の再建助成が措置される場合がある。 ③ 都生活文化局に対し、再建助成適用の有無、内容等について確認し、各園に通知する。 ④ 災害復興基金が創設される場合には、災害復興基金による私立幼稚園への再建助成の実施についても都に確認し、各園に通知する。	・支援策の協議 ・国の再建助成措置の情報収集と区への提供。 ・災害復興基金による再建助成についての情報収集と区への提供。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況報告用紙 ・私立幼稚園連絡先一覧 			
留意点（今後の課題等）				
<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況把握方法について、専修学校・各種学校と事前に調整しておく。 ・被害状況報告の様式の作成及び用意 				
都の支援体制等	担当課	生活文化局私学部私学行政課		
	支援内容			

震災復興体制の構築		教育・文化		
取組名	3-5	学校以外の教育施設の再建		
項目名	3-5-(3)	保育所・児童館等の再建		
実施担当	保育課、児童青少年課			
マニュアル更新担当課	保育課、児童青少年課			
<p>内容の概略説明</p> <p>区立保育所・児童館の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、全面建て替えの必要性の有無、工期及び費用、周辺の被害状況や復旧状況の把握を速やかに行い、再建の難易度を勘案しつつ、再建計画を作成する。 民間保育施設・学童クラブについては、被害状況を把握し、施設の応急修繕と再建を支援する。都と協議のうえ、必要な支援策を検討する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	被害状況把握方法の確立	保育課 児童青少年課	被害状況の把握方法について、民間保育施設・学童クラブと事前調整を行う。(被害状況報告の様式の作成を含む)	整備済み
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)再建計画の策定	被災後1週間以内	保育課 児童青少年課	① 区立保育所・児童館等の被害状況や道路、ライフラインの復旧状況を勘案し、施設の復旧方法や優先順位を判断する。 ・施設の被害が軽微な場合は、早期改修を計画する。 ・施設の被害が甚大な場合は、施設再開のスケジュールを考慮した再建計画を策定する。 ② 財源の確保については、被害の程度に応じ、激甚災害法の適用を含め、国・都福祉保健局に助成を要請し、必要な協議を行う。	国への助成の要請 都による独自措置の検討
(2)再建の実施	被災後1週間～3か月以内	保育課 児童青少年課	① 区立保育所・児童館等の軽微な改修については、被害程度の確定作業等の終了後、直ちに契約手続を行い、早期に工事を実施する。 ② 発注方式及び契約事項については、簡略化を図る。 ③ 施設の性質を考慮した結果、必要な場合には、優先的に再建事業を実施するよう、関係部及び機関と協議する。	
(3)民間保育施設・学童クラブの再建支援	6か月以内	保育課 児童青少年課	① 民間保育施設・学童クラブ I 集約した被害状況に基づき、再建支援のための方策を検討する。 II 被害状況を都福祉保健局へ報告するとともに、国費、都費の補助申請を行う。 III 現行助成制度外の施設においても、被害程度、必要性、緊急性を勘案し、都福祉保健局及び国へ助成要請を行う。 ② 収集した再開情報は住民に周知する。	国への助成の要請 都による独自措置の検討
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況報告用紙 私立保育施設連絡先一覧 			
留意点（今後の課題等）				
<ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握方法について、事前に調整しておく。 被害状況報告の様式の作成及び用意 				
都の支援体制等	担当課	福祉保健局少子社会対策部保育支援課・家庭支援課		
	支援内容			

4	地域への支援
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>計画的な復興のためには、区だけでなく、被災者本人をはじめNPO、ボランティアなど幅広い参画が必要となる。地域復興を進めるためには、地域住民が主体となる地域協働復興が必須であるため、東京都と連携しながら、平常時から地域協働復興の組織及び活動への支援を行う。</p> <p>大規模な震災が発生した場合に生じる被災者の多様なニーズに応じていくうえで、機動的かつ柔軟できめの細かいボランティアやNPO（民間非営利団体）、各分野の専門家などと行政との連携が極めて重要である。特にボランティアに関しては、災害時に果たす役割の大きさを踏まえ、国及び地方公共団体は、ボランティアとの連携に努めなければならない旨、平成25年に災害対策基本法で規定されている。</p> <p>ボランティアが円滑に活動することができるよう、区には、それらの自主性・自立性を尊重しながら、相互に連絡をとりつつ、活動しやすい環境の整備を図っていくことが求められる。</p> <p>震災発生後の応急対応期においては、防災市民組織をはじめとする地域住民相互の救援活動のほか、被災地域外から多くのボランティアやNPO等が駆けつけてくることが予想される。このため、社会福祉協議会は区との協定に基づき災害ボランティアセンターを設置し、区と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。</p> <p>被災後に地域外から受け入れたボランティア・NPO等による活動は、当然のことながら恒久的なものではなく、やがては地域住民や地域コミュニティ団体に引き継がれていくものである。従来から区内で活動しているボランティア・NPO団体、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティ団体が、できるだけ早く被災前の活動状況を取り戻し、地域の復興に向けて取り組むことができるよう区は、自主性・自立性を尊重しつつ、支援を行う必要がある。そして円滑に活動が引き継がれていくように調整等を行う。</p> <p>さらに、被災後の混乱に便乗した悪徳商法による消費者被害が予想される。これらを防止し、消費者を保護するため、相談窓口を開設する。</p>	



震災復興体制の構築		地域への支援		
取組名	4-1	地域協働復興の推進		
項目名	4-1-(1)	地域協働復興の推進		
実施担当	都市整備部管理課、市街地整備課、防災課、産業振興センター、住宅課、耐震・不燃化担当、狭あい道路整備課、企画課			
マニュアル更新担当課	都市整備部管理課、防災課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災地で復興を進めるプロセスでは、まちづくり、住宅、福祉・保健、雇用・産業など、多くの分野で様々な課題が生じる。</p> <p>被災後速やかに地域復興を進めるには、個人の力だけでは限界があり、地域住民が話し合い、力を合わせて主体的に復興を進める共助のしくみが機能することが大きな鍵となる。</p> <p>そのため、平常時から地域協働の震災復興まちづくり訓練(※1)などを通じて、地域協働復興の意義や地域の課題について住民の理解を深めるなど、復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織)の育成に対し、積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>また震災後も、地域復興協議会(※2)による協働復興区(※3)での活動やその他の復興市民組織の活動が円滑に行われるよう、できるだけ早期から専門家等の派遣、情報提供・相談体制の充実など必要な支援ときめ細かい対応を、区市町村と都が連携して行うことが重要となる。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	訓練の実施	都市整備部管理課、市街地整備課、防災課、産業振興センター	①区民を対象とした地域協働の震災復興まちづくり訓練の実施	平成28年は、復興まちづくり実務者訓練に職員を派遣した。区民協働の復興訓練は平成30年度以降実施を検討する。
	資機材及び施設の準備	都市整備部管理課、防災課	①復興市民組織等に貸与する資機材及び施設のリストアップ、維持管理	今後訓練の実施と合わせて準備を進める。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)復興市民組織に対する活動支援	被災直後～	都市整備部管理課、市街地整備課、防災課、産業振興センター、住宅課、耐震・不燃化担当、狭あい道路整備課、企画課	①区が被災地に設置する地区復興センターにおける広報相談業務、啓発業務を通じ、既存の復興市民組織等と協働復興に取り組むとともに、復興市民組織が未組織な地区では、復興市民組織の立ち上げを支援する。 ②復興市民組織等が必要とする資機材及び施設を貸与する。	・マニュアル配布や研修、シンポジウムを通じ区民との協働による事前復興の重要性を啓発する ・早期から専門家等の派遣、情報提供・相談体制など必要な支援を行う。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・住民協働復興を担う経験を積んだ職員 ・東京都震災復興マニュアル(復興プロセス編)等区民向け啓発資料 ・復興市民組織等に貸与する資機材及び施設(リストアップ、維持管理を含む) 			
留意点(今後の課題等)				
<p>①区民協働の事前復興訓練の実施(訓練を担当できる職員の継続的な養成を含む)</p> <p>②復興市民組織の立ち上げと継続的な活動に対する支援</p> <p>③区民と協働で復興まちづくりの計画の事前検討</p> <p>④地域協働復興推進条例の検討</p>				
都の支援体制等	担当課	東京都総務局総合防災部①③、東京都都市整備局市街地整備部企画課②		
	支援内容	<p>① 東京都震災復興マニュアル(復興プロセス編)等において、都民向けに「地域協働復興」を啓発</p> <p>② 区市町村職員を対象とした復興まちづくり実務者養成訓練の実施等</p> <p>③ 弁護士、司法書士等の専門家で構成する「復興まちづくり支援班」の派遣</p>		

※1 地域協働の震災復興まちづくり訓練：地域住民が被災後の状況をイメージし、復興に関する問題の解決に取り組む訓練

※2 地域復興協議会：震災後に、地域住民が主体的に地域づくり協議やコミュニティ活動などを行う組織として行政の認定を受けた復興市民組織。町会・自治会、まちづくり協議会などが母体となる。

※3 協働復興区：地域復興協議会が活動する区域

震災復興体制の構築		地域への支援		
取組名	4-2	ボランティア等市民活動への支援		
項目名	4-2-(1)	ボランティア等市民活動への支援		
実施担当	社会福祉協議会、防災課、保健福祉部管理課、地域課			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課、地域課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災直後に、「災害時におけるボランティア活動に関する協定」による区との協議に基づき、杉並区社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設するとともに、区は災害時の一般ボランティアの活動がスムーズに行えるよう支援する。また、区は区内における効果的な支援活動が展開できるよう、市民活動等に関する情報及び支援ニーズに関する情報を収集し、災害ボランティアセンターへ情報提供を行う。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	ボランティア受入体制整備	防災課	災害時のボランティア活動に関する協定	締結済 30年度に再協定予定
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 体制の整備等	被災直後～	保健福祉部管理課	①区との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、区と杉並区社会福祉協議会が災害ボランティアセンター開設に関して協議を行う。	
(2) ボランティアセンターへの情報提供	被災直後～	地域課	①区は、ボランティアの需要に関して、庁内外から情報を収集し、災害ボランティアセンターと共有する。合わせて、区内における市民活動等に関する情報を収集し、災害ボランティアセンターへ情報提供を行う。 (活動拠点：あんさんぶる荻窪（平成30年4月より天沼三丁目複合施設複合施設棟に変更予定))	東京ボランティア・市民活動センターを中心としたネットワークを活用して、支援を必要とする地域や新たなボランティアニーズ等に関する情報を収集・提供するとともに、被災地域の復興状況に応じて、地域外からのボランティアやNPO等による活動が地域住民や地域の活動団体に円滑に引き継がれていくよう、調整等を行うこととする。
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				

都の支援体制等	担当課	生活文化局地域活動推進課、東京ボランティア・市民活動センター
	支援内容	災害ボランティアコーディネーターの養成 区災害ボランティアセンターの代替施設や資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設の確保 災害ボランティアコーディネーターの派遣や区災害ボランティアセンター設置・運営支援、資機材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ボランティアの受入状況等の情報収集と提供

震災復興体制の構築		地域への支援		
取組名	4-3	消費者の保護		
項目名	4-3-(1)	消費者相談等の実施		
実施担当	消費者センター			
マニュアル更新担当課	区民生活部管理課			
内容の概略説明 震災後は、生活関連物資の不足による混乱や悪質商法による被害の発生が予想される。これらに対応するため、相談窓口の設置等を行うとともに、必要に応じて住民に対して注意喚起を実施する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	消費生活相談行動マニュアル	区民生活部管理課	相談窓口の設置及び運営にかかる体制等を定める。	未整備 平成29年度中整備予定
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
消費生活相談等の実施	震災直後	区民生活部管理課	①悪質な商法に対する注意を喚起するための広報を行うとともに、相談窓口を開設する。 ②窓口設置については、インターネットやマスコミ等を通じて広報する。 ③生活関連物資の不足による混乱や物価の高騰等、また悪質な商法について報告が寄せられた場合には、住民に対しインターネットやマスコミ等を通じて注意を促す。 ④必要に応じて、都の相談窓口や取引指導部門等と連携を図る。	震災直後に相談窓口を開設する。
必要なもの	相談カード			
留意点（今後の課題等） ・相談窓口の設置及び運営にかかる体制等を定める。				
都の支援体制等	担当課	生活文化局消費生活部・消費生活総合センター		
	支援内容	得られた情報を集約し、区市町村に情報提供		

第2章 都市の復興

目 次

●マニュアル第2章の使い方				都市-序 2
●作業別担当課一覧				都市-序 5
●事前用意リスト				都市-序 6
●共通作業				都市-序 8
●工程表				都市-序 10
●復興対策基本図1(現況特性図)				都市-序 11
●復興対策基本図2(現行計画図)				都市-序 12
	復興作業項目	作業期限	担当課	頁
調査編	1 家屋被害概況調査	1週間以内	管理課	都市-2
	2 区有施設等点検	2日以内	営繕課	都市-8
	3 道路の応急対策及び復旧	2週間以内	土木計画課他	都市-8
	4 被災建築物応急危険度判定	2週間以内	建築課	都市-8
	5 被災宅地危険度判定	2週間以内	建築課・土木管理課	都市-8
	6 公共基準点の復旧		土木管理課	都市-8
	7 家屋被害状況調査	1カ月以内	管理課	都市-9
計画編	8 都市復興基本方針	2週間以内策定	都市企画担当他	都市-26
	9 第一次建築制限	2週間以内告示	市街地整備課他	都市-28
	10 地区復興センター等	1週間以内設置	市街地整備課他	都市-34
	11 復興対象地区	1カ月以内指定	都市企画担当他	都市-40
	12 都市復興基本計画(骨子案)	2カ月以内策定	都市企画担当他	都市-47
	13 第二次建築制限	2カ月以内告示	市街地整備課他	都市-54
	14 復興まちづくり計画等	6カ月以内策定	市街地整備課他	都市-60
	15 都市復興基本計画	6カ月以内策定	都市企画担当他	都市-71
	16 復興事業		市街地整備課他	都市-73
時限的市街地編	17 時限的市街地	3カ月以内入居	住宅課他	都市-80

マニュアル第2章の使い方

震災が発生した際、誰が庁舎にたどり着き、どのような作業を担うのかわかりません。このため、当マニュアルでは、誰もが作業を理解できるように、想定できる具体的作業プロセスの一例を示しています。発災直後の混乱の中、行動するための目安として活用してください。

① 工程管理

このマニュアルは、皆さんが作業をしながら書き込んでいくマニュアルです。震災が発生したら、先ず「工程表」に発災日とそこから計算される週ごと、月ごとの日(作業期限日)を記入(入力)します。

また、管理課都市企画担当で保管しているA0版「工程表」にも同じく発災日等を記入し、復興都市整備部及び都市整備部各階の壁面に掲示することにより、職員誰もが復興作業のプロセスと進捗状況を確認できるようにします。

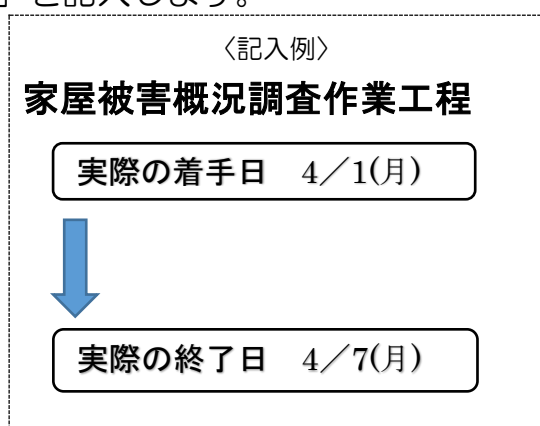
作業期限は、下図のとおり本マニュアルの各作業項目のタイトル下にも記入し、工程管理を行います。

〈4月1日を発災日とした記入例〉

1 家屋被害概況調査	
発災～1週間以内	4/7(月)以内

② 作業記録

作業項目内の各作業工程の前後にある枠内に「実際の着手日」、「実際の終了日」を記入します。



また、作業で気付いたことや課題などの情報を余白や付箋に書き込み、復興の記録として残します。

③ 作業実施状況のチェック

作業工程内の各作業を終了したときは、番号の前にある「□」にチェックを入れてください。席を外した時や、他の担当者に引き継ぐときに、どこから何をすれば良いのか明白にします。



④ 訓練メニュー

このマニュアルの各「作業工程」は、職員訓練メニューにも活用できるように考えています。訓練を継続することにより、記述の作業プロセスが確実に機能するのか検証し、より使いやすく実効性のあるものに研磨していきます。

⑤ GIS「すぎなみまっぷ」の使用

震災復興の作図作業は、「すぎなみまっぷ」の使用が必須となります。職員各自、講習会参加や実務を通じ基本操作をマスターしてください。

⑥ 現場写真

被災現場の写真撮影は、職員各自のスマートフォンのアプリケーション「すぎナビ」を使用することを前提としています。これにつきましても訓練に使用しながら、使いかたの習熟、作業の改善を図っていきたいと考えます。



■都市計画審議会委員の安否確認

発災後2カ月以内の被災市街地復興推進地域及び発災6カ月以内の復興都市計画等の都市計画手続きを行うため、区の都市計画審議会が機能しなければなりません。発災後ただちに委員の安否を確認してください。

■隣接区市復興担当課連絡先

区市名	部	課	電話(内線)	FAX
世田谷区	都市整備政策部	都市計画課	03-5432-2458	03-5432-3023
渋谷区	都市整備部	都市計画課	03-3463-2619	03-5458-4915
中野区	都市基盤部	都市計画分野	03-3228-8964	03-3228-5668
練馬区	都市整備部	都市計画課	03-5984-1534	03-5984-1226
武蔵野市	都市整備部	まちづくり推進課	0422-60-1873	0422-51-9250
三鷹市	企画部	総合企画課	0422-45-1151(2151)	0422-48-1419
	都市整備部	都市計画課	〃 (2811)	0422-46-4745

※ 上記部署及び東京都都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当のメールアドレス等連絡先は、庁内ネットワーク「管理課」キャビネット「復興作業用」フォルダにあります。

■「都の諸計画」とは

当マニュアルに言う「都の諸計画」とは、主に以下のものをいいます。

- ① 都市づくりのグランドデザイン(平成 29 年 9 月)
- ② 震災復興グランドデザイン(平成 13 年 5 月)
- ③ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(平成 26 年 12 月)
- ④ 東京都住宅マスタープラン(平成 29 年 3 月)
- ⑤ 都市再開発の方針(平成 27 年 3 月)
- ⑥ 住宅市街地の開発整備の方針(平成 27 年 3 月)
- ⑦ 防災街区整備方針(平成 26 年 12 月)
- ⑧ 防災都市づくり推進計画(平成 28 年 3 月)

■データ保存注意事項

データの保存は、少なくとも庁内ネットワーク「管理課」フォルダの「復興作業用」フォルダ内、ウイルスチェックの上「復興作業用」USBメモリに保存するようにしてください。

■作業別担当課一覧

担当課 復興作業項目		管理課	管理課(都市企画担当)	住宅課	建築課	市街地整備課	市街地整備課(拠点整備担当)	市街地整備課(耐震・不燃化担当)	土木管理課	土木計画課	狭あい道路整備課	みどり公園課	杉並土木事務所	営繕課
調査編	1 家屋被害概況調査	◎												
	2 区有施設等点検													◎
	3 道路の応急対策及び復旧								○	◎			○	
	4 被災建築物応急危険度判定				◎									
	5 被災宅地危険度判定				○				○					
	6 公共基準点の復旧								◎					
	7 家屋被害状況調査	◎												
計画編	8 都市復興基本方針		◎			○								
	9 第一次建築制限		○		○	◎								
	10 地区復興センター等			○		◎		○			○			
	11 復興対象地区	○	◎		○	○	○	○		○	○	○		
	12 都市復興基本計画(骨子案)	○	◎	○		○	○	○		○	○	○		
	13 第二次建築制限	○	○		○	◎	○	○		○	○	○		
	14 復興まちづくり計画等		○	○		◎	○	○		○	○	○		
	15 都市復興基本計画		◎			○								
	16 復興事業	○	○	○		◎	○	○		○	○	○		
時限的市街地			◎						○		○		○	

「◎」はリーダー課を示す

■事前用意リスト

- 今後の課題 ※時限的市街地は住宅課、それ以外は管理課(都市企画担当)が主動。

課 題 名	復興作業項目	チェック
杉並区市街地復興整備条例・規則の制定	8 都市復興基本方針 11 復興対象地区 15 都市復興基本計画	<input type="checkbox"/>
杉並区都市復興基本方針の事前検討	8 都市復興基本方針	<input type="checkbox"/>
杉並区都市復興基本計画(骨子案)等の事前検討	12 都市復興基本計画(骨子案)	<input type="checkbox"/>
被災市街地復興推進地域の都市計画手続き期間不足について東京都と各区市町村とともに事前調整 ※区市が定める都市計画に係る知事の協議に関する要綱例外摘要について	13 第二次建築制限	<input type="checkbox"/>
学識経験者、コンサルタント、建築士、弁護士等との災害時協力協定締結	10 地区復興センター等 その他各計画・事業	<input type="checkbox"/>
家屋被害概況・状況調査シミュレーションによるマニュアル検証、調査時間・必要人員数の検証	1 家屋被害概況調査 7 家屋被害状況調査	<input type="checkbox"/>
職員の GIS 習熟	各調査・計画とも	<input type="checkbox"/>
地区復興センター候補場所リストの作成 地区復興センター運営要綱の検討 施設利用の可否と管理協議・PC 設置準備	10 地区復興センター等	<input type="checkbox"/>
説明会・意見交換会等開催マニュアル・シミュレーション他		<input type="checkbox"/>
応急仮設住宅等建設用地の検討 ● 応急仮設住宅建設候補用地リスト ● 災害時土地利用協定締結 ● 地域危険度の高い地域の民有地の定期借地の事前検討 ● 東京都との情報共有	17 時限的市街地	<input type="checkbox"/>
応急仮設住宅運営(仮)条例の事前検討 応急仮設店舗等運営(仮)条例の事前検討	17 時限的市街地	<input type="checkbox"/>
住居等の確保支援策の具体的検討 ● 住宅応急修理の支援(都と連携) ● 自力仮設住宅等の建設支援(都と連携) ● 公的住宅・民間賃貸住宅の空屋利用あっせん ● 仮設店舗等の設置・建設支援	17 時限的市街地	<input type="checkbox"/>
● 地域復興協議会運営規定 ● 地域復興協議会事前結成に向けた検討・支援 ● 復興まちづくり計画の事前検討	16 復興まちづくり計画等	<input type="checkbox"/>
● 職員復興訓練企画・実施・マニュアル内容検証 ● 区民協働復興訓練企画・実施		<input type="checkbox"/>

● 事前用意資機材 ※管理課(都市企画担当)で用意・保管。

資機材等名称	チェック
プリンターケーブル ⇒ 1本	<input checked="" type="checkbox"/>
復興作業用 USB ⇒ 1本	<input checked="" type="checkbox"/>
白地図(縮尺:1/10,000) ⇒100部 ※ 代用品として「行政施設要覧図」裏白地図(縮尺:1/14,000)企画課の地図更新時期に100部ほどもらうこと(H31/3、H33/3……)	<input type="checkbox"/>
白地図(縮尺:1/2,500)事前にプリントアウト ⇒17面×10部	<input type="checkbox"/>
住宅地図冊子及びGIS「街区境界」レイヤ	<input checked="" type="checkbox"/>
「工程表」のA0版カラー印刷5枚ほど(更新時)	<input type="checkbox"/>
フリクションマーカー:ピンク・イエロー・ブルー・グリーン・その他色 ⇒各10本追加	<input type="checkbox"/>
フリクション4色ボールペン ⇒ 20本以上	<input type="checkbox"/>
予備油性4色ボールペン ⇒ 20本以上	<input type="checkbox"/>
予備通常マーカー類多色 ⇒10色×10セット	<input type="checkbox"/>
A4クリップボード ⇒ 40枚以上	<input type="checkbox"/>
A3クリップボード ⇒ 20枚以上	<input type="checkbox"/>
A4フラットファイル ⇒ 適宜	<input type="checkbox"/>
A3フラットファイル ⇒ 20冊以上	<input type="checkbox"/>
巻尺(7.5m) ⇒20個	<input type="checkbox"/>
雨具及び傘 ⇒各自用意	<input type="checkbox"/>
リュックサック ⇒10個以上(派遣者には持ってきてもらう)	<input type="checkbox"/>
携帯食料・飲み物 ⇒防災課等から調達	<input type="checkbox"/>
1ha定規 ⇒ 左頁 「資機材保管場所」参照	<input checked="" type="checkbox"/>
各種付箋 ⇒各課持ち寄りとするが、大判など特殊なものは事前に用意	<input type="checkbox"/>
方眼模造紙 ⇒50枚以上	<input type="checkbox"/>
プロッキー(水性太書きマーカー) ⇒2セットストックあり	<input checked="" type="checkbox"/>
トレッシングペーパー ⇒ロール5本	<input checked="" type="checkbox"/>
地区復興センター用図面保管筒 ⇒3本	<input type="checkbox"/>
地区復興センター用住宅地図(冊子) ⇒3冊(各課持ち寄り)	<input checked="" type="checkbox"/>
地域危険度の高い町丁目・街区ごとの住宅地図事前印刷	<input type="checkbox"/>

● 事前作業 ※管理課(都市企画担当)が主動。

作業名	チェック
復興作業各リーダー職員(係長)の防災課「DIS」メールアドレスの登録	<input type="checkbox"/>
庁内ネットワーク「管理課」キャビネットにマニュアル及び様式の最新版アップロード(更新時)	<input type="checkbox"/>
「すぎなみまっぷ」に「復興作業用」レイヤ作成の申請	<input type="checkbox"/>
復興対策基本図に係る都市計画変更箇所等4月1日ごとに更新	<input type="checkbox"/>

■共通作業

共通作業1 PCの確認

- 庁内ネットワーク使用可
 - ※ 庁内ネットワーク「管理課」フォルダ又は、「管理課」キャビネット内の「復興作業用」フォルダ内にあるファイルで作業を行う。
- 庁内ネットワークが使用不可
 - ・ 紙帳票、地図で対応
 - ※ 電源が回復している場合は、PC プレインストールアプリケーションソフトの Excel、Word 等及びデスクトップ、C・D ドライブは使用できる。

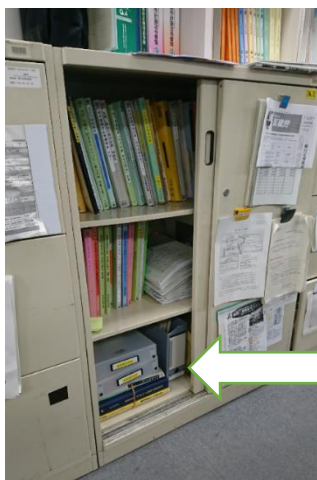
共通作業2 DIS通信 ※都から送付されたメールは防災課に転送してもらう

- 庁内ネットワーク使用可
 - ※ 防災課の「DIS」にメール送付。「DIS」に登録されている東京都都市整備局市街地整備部のメールアドレスを選択して転送。
- 庁内ネットワークが使用不可
 - ・ 紙帳票、地図で対応 ※必要に応じ東京都庁に赴く

共通作業3 公表(広報課に依頼)

臨時広報紙の発行、区公式ホームページ・ツイッター・フェイスブック等、J-COM、その他考え得る様々な情報伝達方法を活用する。⇒別に説明会などを開催する

■左頁「事前用意資機材」保管場所写真(平成 29 年度時点)



資機材保管場所(管理課書庫No.)

■地形図等の印刷について

【地形図の白地図を印刷する】※「東京都縮尺 1/2,500 地形図」のある地図選択

- ① 庁内ネットワーク「管理課」フォルダ又は、「管理課」キャビネット「復興作業」フォルダ内の「復興マニュアル_GIS データ」を開く。
- ② 「01_杉並区行政界.gcd」、「02_町境.gcd」、「03_丁目境.gcd」、「04_街区番号.gcd」、「05_街区境界.gcd」（「05_街区境界(現場作業用).gcd」、「05_街区境界(作図作業用).gcd」）、「06_都市計画河川.gcd」、「07_鉄道線」等使用用途に合わせて PC のデスクトップ等にコピーする。
- ③ 「すぎなみまっぷ」を起動し、「コンテンツ」ウィンドウから「東京都縮尺 1/2,500 地形図」のみにチェックを入れる。(他のベース地図のチェックを外す。)
- ④ P. 資-都市-6「被害分布図の加工方法」の①～⑤までを参考に、「挿入」タブ⇒上部左側「地図」囲みの中の「レイヤ」アイコンクリック⇒「データセット」選択⇒「ローカルファイル」から、②のファイルを選択し、左側の「コンテンツ」ウィンドウにそれぞれのレイヤを表示させる。
- ⑤ 「05_街区境界」の街区線は、使用用途によって選択する。
- ⑥ 画面真ん中下の縮尺表示をクリックし、縮尺を指定する。
- ⑦ 左上隅の「す」ボタンをクリックし、印刷する。

【住宅地図の白地図を GIS で印刷する】

- ① 地形図の白地図印刷と同様で、ベース地図を「コンテンツ」ウィンドウで「住宅地図 (2012.12 zenrin)」のみにチェックを入れる。(他のベース地図のチェックを外す。)
- ② 1/2,500 以上で家形、1/980 以上で建物名が表示される。
- ③ 街区線は、使用用途によって選択する。

【復興対策基本図を GIS 上で印刷する】

- ① 地形図と同じ要領で印刷を行う。
- ② 地図選択画面から、一番軽そうな「すまっぷ(白地図)」等を選択し、「すぎなみまっぷ」を起動する。
- ③ 復興対策基本図 1 (現況特性図)は「000_町名区域」、「07_鉄道線(基本図 1 のみ)」、「基本図 1-0～」から「基本図 1-12～」までを、復興対策基本図 2 (現行計画図)は「000_町名区域」、「基本図 2-1～」から「基本図 2-14～」までのレイヤを番号順に「コンテンツ」ウィンドウに挿入し印刷を行う。
- ④ なお、4月1日ごとに、都市計画等の変更を確認してレイヤの更新を行う。

【復興対策基本図 PDF ファイルを印刷する】

- ① そのまま印刷したのでは、細街路線等がところどころ飛んでしまう部分ができる。
- ② 「印刷」ダイアログボックスの上方にある「詳細設定」クリック。
- ③ 「詳細設定」ダイアログボックスが開いたら、下から 3 行目の「画像として印刷」にチェックを入れて印刷する。

調査編

1 家屋被害概況調査

管理課

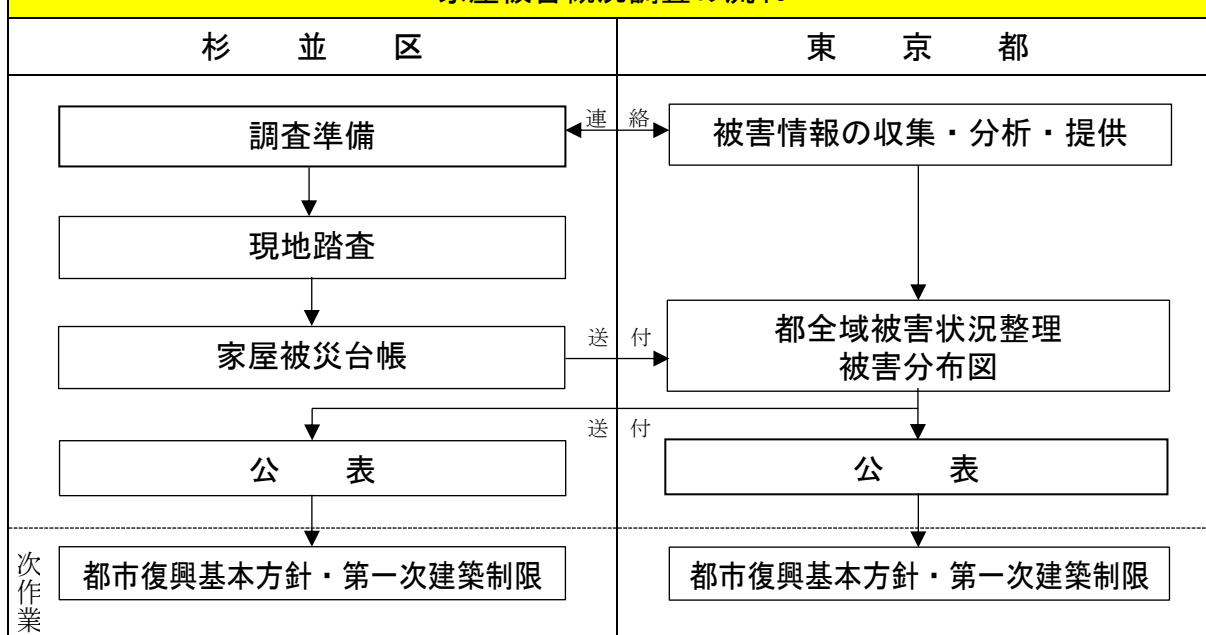
発災～1週間以内

／ 以内

【目的】街区ごとに家屋被害の概況を把握し、都市復興基本方針の策定及び第一次建築制限の区域指定の判断に活用する。

- 杉並区災害対策本部に集まる情報を地図に落とす。そのうち、大被害地区及び中被害地区については、現地踏査により被害区域及び規模の補足調査を行う。
- 空撮が行われる場合は、現地踏査に代わって家屋被害概況を分析する。

家屋被害概況調査の流れ



家屋被害概況調査の作成物

- ① 調査班名簿
- ② 現地踏査検討図
- ③ 現場記録用家屋被害台帳
- ④ 街區別被害割合図
- ⑤ 町丁目別被害割合図
- ⑥ 【杉並区】家屋被害台帳 ⇒東京都送付・公表
- ⑦ 被害分布図 ⇒公表（東京都から送付されたもの）
- ⑧ 【杉並区】家屋被害台帳（街區別）（資料編 P. 資-都市-18・資料 2-8-1 参照）

家屋被害概況調査作業工程

実際の着手日 / ()

調査準備

- ① 発災後登庁した管理課職員は、災対・復興都市整備部に報告の後、事務局設置及び調査作業を開始する。
- ② 管理課長は、次の家屋被害状況調査とともに当調査の責任者とする。管理課長が登庁していない場合は、先着した管理職が代理を務める。
- ③ PCの確認。
⇒P.都市-序8「共通作業1 PCの確認」参照。
- ④ デジカメ・各自スマートフォン(杉並区作成アプリケーション「すぎナビ」を事前にインストール)のバッテリー充電(通電時)。
- ⑤ 災害対策・震災復興本部での情報収集。
 - 管理課事務職員1名を情報収集員として災害対策・震災復興本部に配置。
 - 別に、すぎナビ、SNS等による情報収集員配置。(被害記録用紙使用)
 - 情報収集員は、**定期的に災対・復興都市整備部に情報を伝達**する。

〈必要なものの例〉

- ・被害記録用紙(資料編P.資-都市-1・資料2-1)
- ・クリップボードA4
- ・デジカメ ・筆記用具(4色ボールペン等)
- ・白地図(縮尺:1/10,000)(ストックがない場合等は管理課書庫No.にある企画課作成の「行政施設要図」1/14,000を代用)

- ⑥ 被害情報をまとめ、現地踏査の必要性を判断する。
 - 白地図(1/10,000又は1/2,500)を使用する。
 - 情報収集員の被害情報から、下表に基づき大被害地区(ピンク)、中被害地区(黄色)をフリクションマーカー等で描画、大被害等が疑わしき街区を含め現地踏査実施を判断する。

区 分	判 定 基 準
大 被 害 地 区	概ね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼
中 被 害 地 区	概ね5~8割の家屋が全壊・半壊・全半焼
小・無被害地区	上記以外

※全壊・半壊:P.都市-14「建築物の応急危険度判定表からの被害判定基準(東京都)」参照

※全半焼:20%以上の焼損(P.都市-13中程記述参照)

実際の着手日 / ()

実際の終了日 / ()

現地踏査

- ① 空撮が行われる場合は、空撮写真により家屋被害概況の分析をこない、補足調査として現場を確認する。
- ② 空撮がない場合、調査班を編成し現地踏査を行う。
 - 管理課建築調整係がリーダー。
 - 地震の規模により事務局に応援要請。建築職員と事務職員それぞれ 1 名の一班 2 名編成で行う。
 - 建築職が不在の場合又はやむを得ない場合は、事務職のみ 2 名の編成で現地踏査班を構成する。
 - 庁内ネットワーク「管理課」フォルダ又は、「管理課」キャビネット内の「復興作業用」フォルダにある「調査班名簿」を印刷し、班番号、氏名、所属、携帯電話番号、同メールアドレス(図面等による指示の発送のため)を記入する。(「調査班名簿」は庁内に据え置き)
 - 現地踏査必要エリアの分担を決め、白地図に担当エリアを描画、班番号を記入(現地踏査検討図)の後、「調査班名簿」に調査地区、出発時刻を記入し、調査に赴く。(徒歩又は自転車)
 - 帰庁後は帰庁時刻を「調査班名簿」に記入する。
 - 調査時間は原則 9 時から 17 時とし、日没までに戻る。

〈必要なものの例〉

- ・ 現場記入用家屋被害台帳(次頁及び資料編 P. 資-都市-2・資料 2-2)
- ・ 住宅地図(P. 都市-序 9 参照)
 - ※ 班が少なければ印刷せず地図冊子の持ち出し等も考えられる。
- ・ 白地図(1/10,000 又は 1/14,000) ・ A3 及び A4 クリップボード
- ・ 筆記用具(赤・黒のフリクションボールペン及び予備ペン) 〈事前用意〉
- ・ 巻尺 ・ ヘルメット ・ マスク ・ 軍手 ・ 雨具 ・ 防寒具
- ・ スマートフォン ・ 携帯飲料及び食料 ・ リュックサック

- ③ 記録。
 - 現場記録用家屋被害台帳(次頁及び資料編 P. 資-都市-2・資料 2-2 参照)及び住宅地図に調査日、調査員氏名、右上隅に班番号を記入する。
 - 被災地域を街区ごとに目視調査する。
 - 被害割合を住宅地図に赤色で記入。(次頁「住宅地図記入例」参照)
 - 街区ごとに現場記入用家屋被害台帳(次頁参照)に「街区」及び「被害概況」欄のうち「被害割合」(10%刻み)と「大(○)中(△)」を記入。
 - 半焼・半壊以上の被災共同住宅は、住宅地図に青丸で囲み、戸数を記入する。⇒**応急仮設住宅等必要量(概数)調査へ (P. 都市-82)**
 - スマートフォンの GPS を ON にし、「すぎナビ」を使用して被害概況判断

ポイントの写真を撮影。住宅地図に、撮影位置、方向、時間、撮影開始からの通算撮影枚数を記録。

- ※被災共同住宅は戸数がわかる写真と全景写真を撮影のこと。
- ※各自のスマートフォンですぎナビメニューの「災害を報告する」で写真を撮影すると、区のサーバーに位置情報付きデータが保存される。
- ※庁内ネットワークが停止している場合は、念のため「カメラ」アプリでも撮影する。

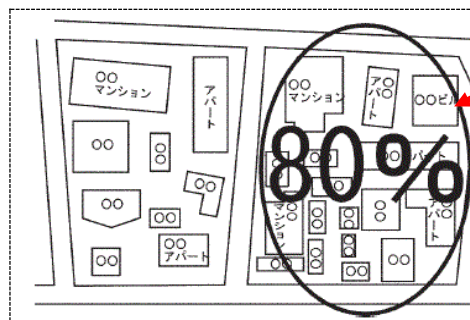
調査日： / 調査員氏名：○○○○ / 頁

街 区		建物 総棟数 a	被害割合 b	被害概況		備 考
町丁目	番			被害棟数 a×b	大(×) 中(△) 被害	
※	※					

● 街区番号まで記入

現地踏査は点線の部分を記入

現場記入用家屋被害台帳(資料編 P. 資-都市-2・資料 2-2 参照)



住宅地図記入例(都マニュアルより)

□④ まとめ。

- 街区ごとの被害割合を新たな白地図に描画する。(大被害地区：地区ピンク、中被害地区：黄色、小・無被害地区：青色、未調査地区：着色なし。)(**街區別被害割合図**)
- 街區別被害割合図から、町丁目単位の被害割合を判断し、別の白地図に描画する。(町丁目別被害割合図)
- それぞれの図には、**無被害地区(調査不要地区)**及び**未調査地区(調査必要地区)**をきちんと区別して描画する。
- 「復興作業用」フォルダにある【杉並区】家屋被害台帳(※町丁目別 Excel ファイル) (資料編 P. 資-都市-3・資料 2-3)に町丁目ごとの被害状況を入力する。(できれば、【杉並区】家屋被害台帳(街區別) (資料編 P. 資-都市-18・資料 2-8-1 参照)の「被害概況」欄入力。)

実際の終了日 / ()

実際の着手日 / ()

公表(GIS使用)

- ① 災対・復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、調査結果のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正。
- ② 東京都へ【杉並区】家屋被害台帳(※町丁目別)データ送付。
⇒P.都市-序8「共通作業2 DIS通信」参照。

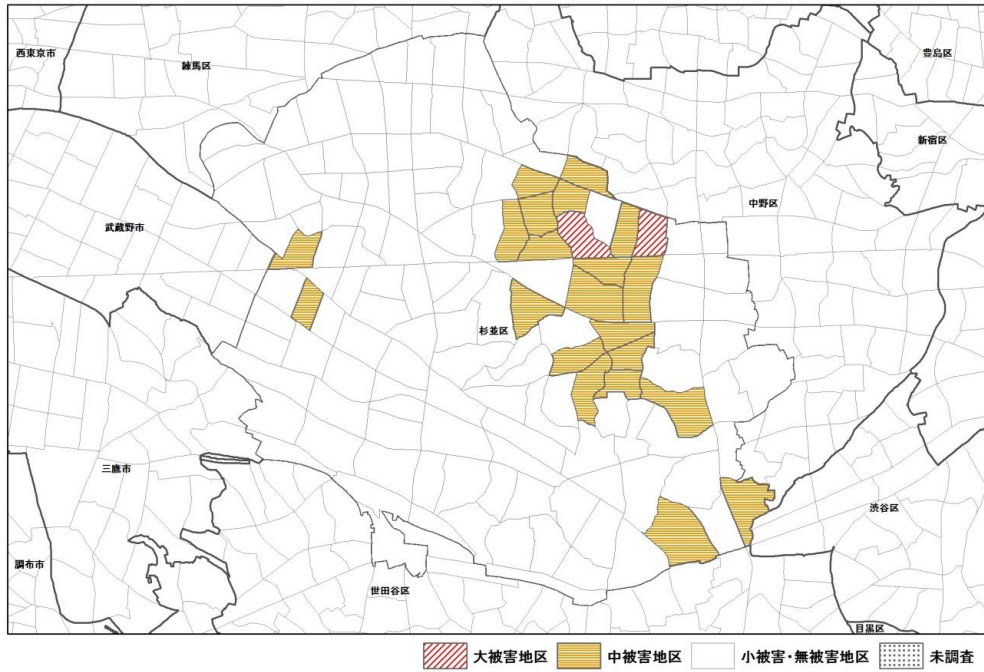
東京都都市整備局市街地整備部企画課	復興企画担当	5320-5124
総務局 総合防災部 防災管理課		5388-2587
都市整備局総務部 総務課 庶務担当		5388-3206
〃 〃 〃 広報広聴担当		5388-3240
〃 都市づくり政策部都市計画課地理情報担当		5388-3225
〃 〃 土地利用計画課土地利用担当		5388-3261

- ③ 東京都から都内全域の被害状況により整理・調整した**被害分布図** SHP ファイルを受信後、公表用「**被害分布図**」へ加工。
 - 都から受信した SHP ファイルを「すぎなみまっぷ」へ取り込み、加工する。(資料編P.資-都市-6・資料2-4参照)
 - 東京都から、調整後の都内「**家屋被害台帳**」が送付されなかった場合は、SHP ファイルのレイヤ属性列にある被害状況(「HIGAI2」※東京都との今後の訓練の中で名称が変わる可能性がある)の表示に応じ、区の【**杉並区**】**家屋被害台帳**を修正する。
 - 図の加工ができない場合は、一緒に送られてくる JPG ファイルを公表する。
- ④ 区長決裁。
- ⑤ 公表。
⇒P.都市-序8「共通作業3 公表」参照。

実際の終了日 / ()

115杉並区 ■被害分布図

日付: 2016/09/28 時間: 14:25:20



平成 28 年 情報連絡訓練 東京都作成の被害分布図(家屋被害概況図)

大被害地区……………赤右上がりハッチ

中被害地区……………オレンジ横ハッチ

小被害・無被害地区……………無色

未調査……………黒又は青ドット

※白黒印刷であっても判別できるようにする。

被害分布図例

2 区有施設等点検

営繕課

発災～2日以内

/

以内

大規模地震発生後、震災救援所及び救護活動の拠点となる本庁舎や地域区民センター等の区有施設の被害状況を、災対総務部の区有施設点検班が「杉並区区有施設等点検基準」により、余震等による建築物の倒壊や落下物等による危険性を調査し、当面の使用の可否について判定する。

3 道路の応急対策及び復旧

土木計画課・杉並土木事務所・土木管理課

発災～2週間程度(復旧方針策定まで)

/

以内

道路・橋梁の被害状況等の情報を収集し、二次災害の防止措置を行い、「緊急道路障害物除去作業土木班作業マニュアル」により、逐次道路上障害物の除去等を実施する。被害を受けた道路・橋梁の応急復旧方針を速やかに策定し、復旧工事を行う。

4 被災建築物応急危険度判定

建築課

発災直後～2週間以内

/

以内

被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによる二次災害を防ぐため、「杉並区被災建築物応急危険度判定実施本部マニュアル」による判定を迅速かつ的確に実施する。

家屋被害状況調査の損壊の程度調査に当調査データを活用する。

5 被災宅地危険度判定

建築課・土木管理課

発災～2週間

/

以内

被災した宅地の崩落等による二次災害を防ぐため、被災宅地危険度判定士に調査・判定を要請、被害の発生状況を把握する。

6 公共基準点の復旧

土木管理課

発災～

/

以内

地震により地殻変動が発生した地域を把握するため公共基準点を調査し、関係機関との連携を図りながら計画的に公共基準点を復旧し、復興計画の基礎とする。

7 家屋被害状況調査

管理課

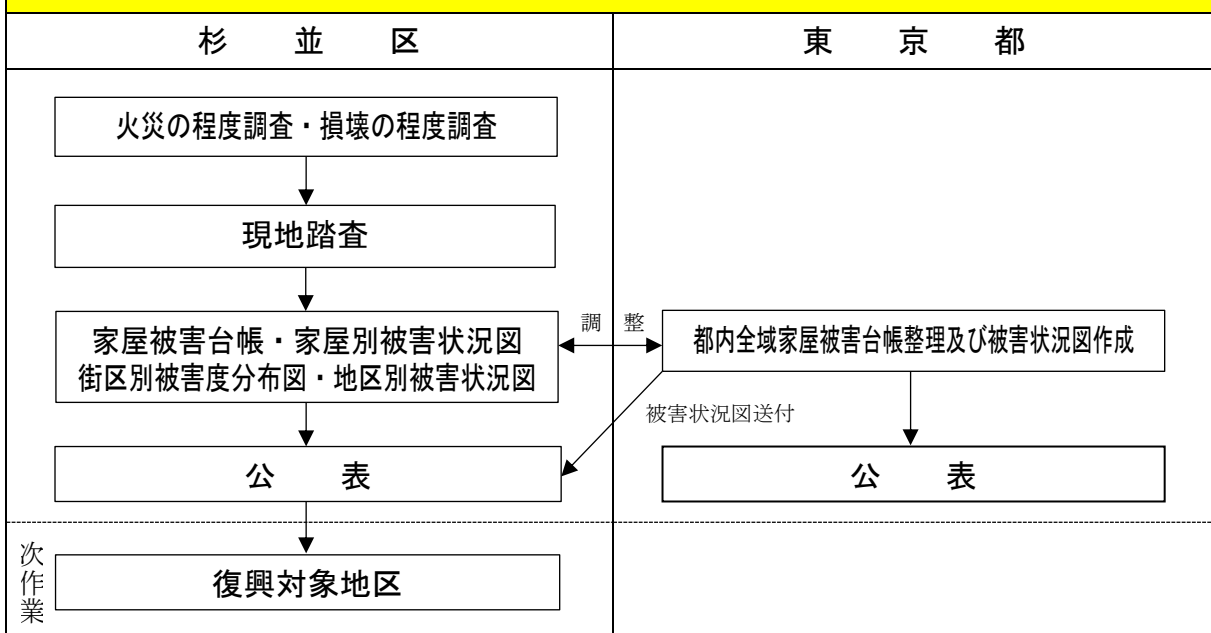
発災～1カ月以内

／ 以内

【目的】被災市街地の損壊等の被害を**家屋ごとに調査**し、**地区別被害状況図(復興対策基本図3)**を作成、復興対象地区指定の際の基礎情報とする。

- **家屋被害状況調査**及びり災証明の発行を目的とした住家被害認定調査(P.体制-8参照)は、原則「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府)(資料編P.資-都市-13・資料2-5参照)により行うとされている。
- 広域かつ緊急を要する場合は、東京都震災復興マニュアルに基づき次の代替調査を行う。なお、**商業・業務等の非住家建物もこれに準じて調査**を行う。
 - ① 消防署情報による**火災の程度調査**
 - ② 応急危険度判定調査表による**損壊の程度調査**
 - ③ 家屋損壊判定基準例(東京都)に基づく**現場踏査**

家屋被害状況調査の流れ



家屋被害状況調査の作成物

- ① 調査担当者図・調査班名簿
- ② 家屋被害状況図(火災)(損壊)(現地)
- ③ 家屋別被害状況調査票
- ④ 【杉並区】家屋被害台帳(街区別) (資料編P.資-都市-18・資料2-8-1参照)
- ⑤ 【杉並区】家屋被害台帳 ⇒東京都送付
- ⑥ 【杉並区】家屋別被害状況図 ⇒東京都送付
- ⑦ 【杉並区】街区別被害度分布図 ⇒東京都送付・公表
- ⑧ 【杉並区】地区別被害状況図 ⇒東京都送付・公表

家屋被害状況調査作業工程

【調査作業スケジュールイメージ】

調査等名称	発災	1 週間	2 週間	3 週間	4 週間
火災の程度調査		[Blue bar spanning 1, 2, 3 weeks]			
損壊の程度調査		[Blue bar spanning 1, 2, 3 weeks]			
現地踏査	家屋被害概況調査	[Blue bar spanning 1, 2, 3, 4 weeks]			
調査まとめ・公表				[Blue bar spanning 3, 4 weeks]	

実際の着手日 / ()

■火災の程度調査・損壊の程度調査・現地踏査に向けて

- ① 管理課長を当調査の責任者とする。
- ② 発災直後に参集した管理課職員のうち、家屋被害概況調査の現地踏査を行う職員除き、消防署情報による**火災の程度調査係**、応急危険度判定調査表による**損壊の程度調査係**に分かれて並行作業する。
- ③ 作業開始直後の情報が少ない時間は、下記の災害の危険度が高い地域の住宅地図の印刷を行い調査に備える。**(都市-序 9 参照)**

⇒住宅地図は事前に印刷しストックするよう努める。〈事前用意〉

	町丁目	根拠
火災	本天沼、天沼、阿佐谷北、阿佐谷南 1・2 丁目、高円寺北 2~4 丁目、高円寺南 3 丁目、梅里 2 丁目、堀ノ内、松の木、成田東 1~3 丁目、和泉 1・2 丁目	「地震被害シミュレーション(以下「区シミュレーション」という)」(平成 29 年 杉並区)で焼失棟数が多いとされた地域
倒壊	高円寺北 3 丁目、高円寺南 3 丁目	「地震に関する地域危険度測定調査報告書(第 7 回)」(平成 25 年 9 月東京都都市整備局)で、災害時活動困難度を考慮した倒壊危険度ランク 4 以上。※「区シミュレーション」では、区東部に半壊の地域が広がるが、特に集中する地域は見受けられない。

※ 「すぎなみまっぷ」で**都市-序 9【住宅地図の白地図をGISで印刷する】**

を参考に、現場調査用街区線を入れ、建物名を表示(1/980 以上とする必要あり)、調査対象街区が A3 版に収まるように印刷する。

※ 庁内ネットワークが復旧していない場合は、管理課(都市企画担当)が保管する紙のバインダー式住宅地図で、調査対象街区が A3 版に収まるように切り貼り(セロハンテープが表に出ないように)地図を作成する。

※ 被害の程度等によっては、住宅地図冊子を持ち出すことも考えられる。

- ④ 現地踏査のため、各自のスマートフォンのバッテリー充電。(通電時)

■消防署情報による火災の程度調査(火災の程度調査係)

- ① 情報収集員(⇒家屋被害概況調査 P. 都市-3 参照)からの消防署情報に基づき、火災被害のあった街区の住宅地図を印刷(都市-序 9 参照)し、調査員氏名及び調査日を記入する。当該住宅地図を**家屋別被害状況図(火災)**とする。
- ② 街区の重複調査を避けるため、担当街区について白地図(1/10,000)の**調査担当者図**にマーカー等で名前を記入する。(火災調査員名は赤色)
- ③ 住宅地図に被災建築物のあった街区の中にある建築物の全てに通し番号(「街区内通し番号」という)を振る。(延焼があり得るため。)※街区の北西の角にある家屋を「1」とし、時計回りに番号を振る。

- ④ **家屋被害状況調査票(火災)**(資料編 P. 資-都市-16・資料 2-6 参照)に「調査日」、「調査員氏名」、「所在地」、「街区内通し番号」、「家屋名称」欄を記入。「町丁目コード」欄は資料編 P. 資-都市-17・資料 2-7 より後に記入する。

- 情報収集員(⇒家屋被害概況調査 P. 都市-3 参照)からの情報により、**家屋被害状況調査票**の「火災の程度」(全焼・半焼・その他)をチェックする。
- **次頁図**の図を参考に**家屋別被害状況図(火災)**作成する。

注意! **家屋別被害状況図(火災)**及び**家屋被害状況調査票(火災)**は、ファイルに綴じ、抜け落ちたり紛失しないように管理する。また、スキャナでPDFの控えを取る。

- ・A3 ファイル(家屋被害状況図(火災)用)
- ・A4 ファイル(家屋被害状況調査票(火災)用)

■応急危険度判定調査表による損壊の程度調査(損壊の程度調査係)

- ① 建築課で調査済みの応急危険度判定調査表をコピーする。※応急危険度判定調査表は、P. 都市-14 の「**建築物の応急危険度判定表からの被害状況判定基準(東京都)**」と同様の構成になっている。サンプルは管理課書庫のフラットファイルを参照。

- ② 損壊被害のあった街区の住宅地図を印刷(都市-序 9 参照)し、調査員氏名及び調査日を記入する。当該住宅地図を**家屋別被害状況図(損壊)**とする。
- ③ 上記「火災の程度調査」②～④と同じ。(損壊調査員名は調査担当図に青色記入)
- ④ **家屋被害状況調査票(損壊)**(資料編 P. 資-都市-16・資料 6 参照)に、「**建築物の応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(東京都)**」(P. 都市-14)に基づき、家屋被害状況の判定し、「損壊の程度」欄を記入。

- 同調査表「損壊の程度」欄の右端「(No.)」に、応急危険度判定調査表からの読み取りであることを示すために「応」と記入。
- **次頁図**の図を参考に**家屋別被害状況図(損壊)**作成する。

注意! **家屋別被害状況図(損壊)**及び**家屋被害状況調査票(損壊)**の取り扱いは、上記火災の程度調査④の「注意!」と同じ。

■家屋別被害状況図の作成例

赤ペンで記入のこと！

住所	〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
調査日	月 日
調査員氏名	

凡 例

- 全壊家屋
- 半壊家屋
- 一部損壊家屋
- 無被害家屋
- 火災による被害
(全半焼は、軽微な火災被害は火のみ)

家屋別被害状況図の作成例(東京都震災復興マニュアルから引用)

〈GIS 凡例〉(仮) ※太線等の入力は全て赤色とする。

全壊家屋

半壊家屋

一部損壊家屋

無被害家屋

全半焼

軽微火災

■家屋損壊判定基準例に基づく現地踏査(現地踏査係)

※ 調査員が不足の場合は、応援人員の派遣要請(P. 都市-23 参照)

- ① 家屋被害概況調査を終了した建築職を含む調査班は、家屋被害概況調査の大・中規模被害地区で、消防署からの情報がない又は応急危険度判定調査がされていない地区(未調査地区等)の現地踏査による家屋被害状況調査を開始する。
- ② 建築職を含む建築職一班 2 名体制を組み、現地踏査必要エリアの分担を決める。⇒**災対・復興都市整備部事務局に応援要請**
- ③ 庁内ネットワーク「管理課」フォルダ又は、「管理課」キャビネット内の「復興作業用」フォルダから、「調査班名簿」を印刷し、班番号、氏名、所属、携帯電話番号、同メールアドレス(図面等の指示書等の発送のため)を記入する。(「調査班名簿」は庁内に据え置き)
- ④ 現地踏査を行う街区の住宅地図を印刷(都市-序 9 参照)し、班番号名及び調査日を記入する。当該住宅地図を**家屋別被害状況図(現地)**とする。
- ⑤ 調査に当たっては、「火災の程度調査」(前頁上)の②～③の作業を行う。(調査担当図に班番号を緑色記入)
- ⑥ 「調査班名簿」に調査地区、出発時刻を記入し、現場踏査に赴く。(徒歩又は自転車)

〈調査に必要なものの例〉

- ・住宅地図(P.都市-序9参照またはP.都市-10③下※参照)
※班が少なければ地図冊子の持ち出し等考えられる。
- ・白地図(1/10,000 又は 1/14,000)
- ・A3 及び A4 クリップボード
- ・筆記用具(赤・黒のフリクションボールペン及び予備ペン)〈事前用意〉
- ・巻尺 ・ヘルメット ・マスク ・軍手 ・雨具 ・防寒具
- ・スマートフォン ・携帯飲料及び食料 ・リュックサック

- ⑦ **家屋被害状況調査票(現地)**(資料編 P.資-都市-16・資料 2-6 参照)に「調査日」、「調査員氏名」、「所在地」、「街区内通し番号」、「家屋名称」欄及び右上に班番号を記入。「町丁目コード」欄は後に調べて記入する。
- ⑧ 調査票の「損壊の程度」欄は、「**家屋損壊判定基準例**」(P.都市-17)の該当項目のうち、最も大きい「損壊の程度」で判定し、該当にチェックを入れ、判定基準の番号を「損壊の程度」欄の右端「(No.)」に記入する。
 - 判定に迷った被災建築物は、台帳「判断迷」欄にチェックを入れ、できるだけ建物の4方向から写真を撮影、住宅地図に撮影位置、方向、時間、調査・撮影開始からの通算撮影枚数を記録する。
 - **前頁図**を参考に**家屋別被害状況図(現地)**作成する。
 - **20%以上の焼損した焼失家屋**を認めるときは、家屋被害状況調査票の「損壊の程度」欄の「**全半焼**」にチェックを入れ、被害状況図に**前頁**の凡例にならい赤色で印す。なお、前記の「火災の程度調査」によるものと区別化するため、家形線を赤色でなぞる。
 - 応急仮設住宅必要戸数把握のため、居住不可能と思われる被災共同住宅は、住宅地図に青丸で囲み戸数を記入する。被害戸数がわかる写真と全景写真を撮影し、住宅地図に上記同様の撮影情報を記入する。
- ⑨ 調査時間は原則9時から17時とし、日没までに戻る。
- ⑩ 帰庁後は、「**調査班名簿**」帰庁時刻を記入する。
- 注意!** **家屋別被害状況図(現地)**及び**家屋被害状況調査票(現地)**の取り扱いは、P.都市-11 火災の程度調査④の「注意!」と同じ。
- ⑪ 未調査地区等の調査が終了した現地踏査係は、火災・損壊の程度調査係から**家屋被害状況調査票(火災)(倒壊)**及び**家屋別被害状況図(火災)(倒壊)**を引き継ぎ、大・中規模被害地区の補足調査を行う。

実際の終了日 / ()

建築物の応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(東京都)

「木造」建築物の応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(案)

応急危険度判定の調査項目及び判定基準

1 一見して危険と判定される。

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階
2.基礎の著しい破壊.上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜
4.その他()

* 記載内容により判断する。

↓
全 壊

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造^{ぐたい}躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり	* 対象外
② 構造躯体の不同沈下	1.なし又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下	
③ 基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)	
④ 建築物の1階の傾斜	1. 1/60以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20超	
⑤ 壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険あり	
⑥ 腐食・蟻害の有無	1.ほとんどなし	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損	* 対象外



↓
半 壊

↓
全 壊

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
① 瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	
② 窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり	
③ 外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、はく離	
④ 外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	
⑤ 看板・機器類	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり	* 対象外
⑥ 屋外階段	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	
⑦ その他()	1.安全	2.要注意	3.危険	* 内容により判断する。

↓
無被害

↓
一部損壊

↓
半 壊

* コメント欄に記載してある場合は、その内容により判断する。

「鉄骨造」建築物の応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(案)

応急危険度判定の調査項目及び判定基準

1 一見して危険と判定される。

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階
2.基礎の著しい破壊.上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜
4.その他()

* 記載内容により判断する。

全 壊

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり	* 対象外
② 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/300以下	2. 1/300～1/100	3. 1/100超	
③ 建築物全体又は一部の傾斜	傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	2. 1/100～1/30	3. 1/30超	
	傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	2. 1/200～1/50	3. 1/50超	
被害最大の階(階)	④部材の座屈の有無	1.なし	2.局部座屈	3.全体座屈又は著しい局部座屈
	⑤筋違の破断率	1. 20%以下	2. 20%～50%	3. 50%超
	⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.なし	2.一部破断又は亀裂	3. 20%以上の破断
	⑦柱脚の破損	1.なし	2.部分的	3.著しい
	⑧腐食の有無	1.ほとんどなし	2.各所に著しいさび	3.孔食が各所に見られる

半 壊

全 壊

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
① 屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	
② 窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり	
③ 外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、はく離	
④ 外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	
⑤ 看板・機器類	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり	* 対象外
⑥ 屋外階段	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	
⑦ その他()	1.安全	2.要注意	3.危険	* 内容により判断する。

無被害

一部損壊

半 壊

* コメント欄に記載してある場合は、その内容により判断する。

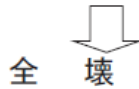
「鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造」建築物等の 応急危険度判定調査表からの被害状況判定基準(案)

応急危険度判定の調査項目及び判定基準

1 一見して危険と判定される。

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階
2.基礎の著しい破壊.上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜
4.その他()

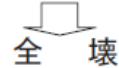
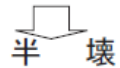
* 記載内容により判断する。



2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造^{（むい）}躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定 (1)	① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.なし	2.あり 一部損壊	—
	② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり
	③ 地盤破壊による建築物全体の沈下	1. 0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
	④ 不同沈下による建築物全体の傾斜	1. 1/300以下	2. 1/300～1/100	3. 1/100超
判定 (2)	柱の被害[下記⑤⑥の調査階(最大被害の階)階] (壁構造の場合は柱を壁の長さを読み替える。)			
	⑤ 損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総本数	調査柱本	本 (調査率 %)
	⑥ 損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総本数	調査柱本	本 (調査率 %)

* 対象外

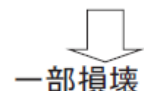


3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
①	窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり
②	外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、はく離
③	外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④	看板・機器類	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり
⑤	屋外階段	1.傾斜なし	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥	その他()	1.安全	2.要注意	3.危険

* 対象外

* 内容により判断する。



* コメント欄に記載してある場合は、その内容により判断する。

東京都震災復興マニュアルから引用

家屋損壊判定基準例(東京都)

■家屋損壊判定基準例

損壊の程度	判定基準		基準例	
			木造	非木造
危険又は修理不能 (全壊)	1	全面的倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ある階が壊れている ・屋根が落ちている又は傾斜が著しい 	
			(傾斜：概ね 1/20 以上)	(傾斜：概ね 1/30 以上)
	2	液状化等による沈下	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が沈下している 	
	3	基礎の破断	<ul style="list-style-type: none"> ・上部構造と遊離している ・ひび割れが著しく上部を支えられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎のコンクリートが破壊している
	4	柱梁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・柱が破損している ・柱が抜け出している ・軸組みが分解している 	<ul style="list-style-type: none"> ・座屈が著しい ・折れ曲がっている ・柱脚のアンカーが破断している ・鉄筋のはみ出し・曲がり・破断が認められる ・コンクリートが崩れ落ちている ・柱に剪断破壊が認められる
5	外壁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の構造体が剥離・剥落している、今にも落下しそうである 		
大修理を要する (半壊)	6	部分的破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・傾きが認められる 	
			(傾斜：概ね 1/60～1/20 以上)	(傾斜：概ね 1/60～1/30 以上)
	7	基礎の破断	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎にひび割れが認められる 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎のコンクリートが部分的に破壊している
	8	柱梁の破壊	—	<ul style="list-style-type: none"> ・柱や梁が僅かに変形している
	9	外壁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな亀裂が認められる ・目地が著しくずれている ・ガラス窓が破れ落ちている 	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の一部が落ちている ・目地がずれている ・隅角部に亀裂がある、隙間が見える
10	屋根の破損	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦の大半が落ちているなどズレが著しい 	—	
小修理を要する (一部損壊)	11	基礎の破断	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎のモルタルが剥離している 	—
	12	外壁の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・モルタルが部分的に落ちている ・壁に僅かなひび割れがある 	
			—	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラスが一部損壊している
	13	屋根の破損	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根が部分的に落ちている 	—
	14	雨樋の破損	<ul style="list-style-type: none"> ・雨どいが破損している 	
15	底の破損	<ul style="list-style-type: none"> ・底が破損している 		
修理を要しない (無被害)	見た目には損壊がない			

東京都震災復興マニュアルから引用

実際の着手日 / ()

調査結果のまとめ(G I S使用)

□① **家屋被害状況調査票(火災)(損壊)(現地)**を読み上げるなどして、【**杉並区**】**家屋被害台帳(街区別)**(Excel ファイル)にデータ入力を行う。(PC 様式・紙様式 資料編 P. 資-都市-18・資料 2-8 参照)

- 町丁目内合計の「建物総棟数 a」について(次頁上図(1)参照)

原則、家屋被害概況調査で使用した東京都による町丁目内の建物棟数(PC 入力様式は事前に入力済み)を使用するものとするが、今後の復興訓練、東京都との調整により実務的に有効なデータを検討する。(次頁上図参照)

- 街区ごとの「建物総棟数 a」欄は、以下から適当と思われるものを選択する。(次頁上図(2)参照)

(ア) 電子データ

※ 庁内ネットワーク「管理課」フォルダ又は「管理課」キャビネット内の「復興作業用」フォルダの次のファイルの数値を使用する。

データの別	長所	短所
街区内建物棟数(住宅地図ベース) 平成 28 年版住宅地図で街区内の建物棟数を数えたもの。(管理課(都市企画担当)作成)	調査用住宅地図及び家屋被害状況調査票 と同じ住宅地図ベースの数字なので、次頁②以降の作業で調整や混乱が少ないと思われる。	各街区の建物棟数の合計は、東京都が出した町丁目内の建物棟数と一致しない。
街区内建物棟数(土地利用現況調査ベース) 東京都が、平成 24 年度土地利用現況調査による街区内の建物棟数を数えたもの。	各街区の建物棟数の合計は、東京都が出した町丁目内の建物棟数と一致する。	街区形状について、道路を基にソフトウェアが判断しているため、②以降の作図に使う街区形状と合わないものがあり、街区ごとの被害判定に手間取る可能性あり。

(イ) 紙データ

管理課書庫内(P. 都市-序 8)の同名フラットファイル「街区内建物棟数(住宅地図ベース・土地利用現況調査ベース)のいずれかを利用する。

- 紙様式は、町丁目ごとに最初の行に町丁目の合計値を記入する。
- 全壊、半壊、全半焼欄に棟数を入力(記入)、被害度を算定する。
- 家屋被害概況調査で作成した【**杉並区**】**家屋被害台帳**(※「町丁目別」であり、「街区別」ではない)に町丁目データを入力する。
⇒P. 都市-序 8「共通作業 1 PC の確認」参照。

- ② **【杉並区】家屋被害台帳**データを東京都へ送付。
⇒P. 都市-序 8「共通作業 2 DIS 通信」参照。

(1)家屋被害概況調査で使用した東京都の町丁目内棟数データの数値を記入

町丁目	番	建 物 総棟数 a	被害概況			被害状況			
			被害 割合 b	被害 棟数 a×b	大(×) 中(△) 被害	全壊 c	半壊 d	全半焼 e	被害度 (c+d+e) ÷a
阿 佐 谷		1143							
北 1 丁 目									
〃	1	47							
〃	2	2							

この部分を
家屋被害状況調査票
に基づき入力・記入する

(2)杉並区で用意している街区内棟数データを記入

家屋被害台帳(街区別)紙様式記入例

- ③ **家屋別被害状況図(火災)(倒壊)(現地)**から、「すぎなみまっぷ」で**【杉並区】家屋被害状況図**を作成する。

- 違う図形(ポリゴン等)の更新であれば数台並行した作業が可能と思われるため、GIS 更新資格者が分担地区を決めて作業を行う。若しくは、資格者以外の者が作ったレイヤを GIS 更新資格者が合成して、「すぎなみまっぷ」の「復興作業用」レイヤにアップロードする。

※ 紙対応の場合、白地図(1/2,500、1/10,000)に清書する。

- ④ **【杉並区】家屋被害台帳(街区別)**から、「すぎなみまっぷ」で**【杉並区】街区別被害度分布図**を作成する。(資料編 P. 資-都市-6・資料 2-4 参照)

- 「すぎなみまっぷ」地図選択で「すまっぷ(白地図)」等を選択。
- 庁内ネットワーク「管理課」フォルダ又は「管理課」キャビネット内の「復興作業用」フォルダの「復興マニュアル_GIS データ」フォルダにある「05_街区境界(作図作業用).gcd」その他の必要なレイヤを挿入する。
- 「コンテンツ」ウィンドウ内のレイヤ名「05_街区境界(作図作業用)」をダブルクリックし、「テーブル」を表示させる。
- 変更するポリゴン又は「テーブル」行番号をクリックして選択。
- 選択により「テーブル」内の反転した行(街区番号確認)の属性列「街区別 被害度割合(%)」で該当数値を入力する。
- 画面最上方にある「描画ツール」から、ポリゴンを当該被害度に該当する色に変更する。

※ 基図を「東京都縮尺 1/2,500 地形図」に差替え、チェックすること。

※ 紙対応の場合、白地図(1/2,500)使用。(P. 都市-序 7・9 参照)



街区別被害度分布図の作成例(東京都震災復興マニュアルから引用)

※家屋被害台帳(街区別)の被害度の分布を描画する

□ ⑤ 街区別被害度分布図を基に、【杉並区】地区別被害状況図(復興対策基本図3)を作成する。

- 白地図(1/2,500)等にフリクションマーカー等で、事業導入の目安とした1 ha 以上の一団の街区塊を次頁図のとおり、大被害地区、中被害地区、小被害地区、無被害地区の4つの区分に描画する。
- それを基に前頁「【杉並区】街区別被害度分布図」同様、「すぎなみまっぷ」で作図する。
- 同じ被害が連坦した街区を合成する場合は、合成したいポリゴンを Sift 又は Ctrl キーを押しながら連続して選択。「描画ツール」、「編集」囲みの中の「たし算」をクリックすると一つのポリゴンにできる。(合成後のポリゴンを選択して、「描画ツール」バーの右端「面積」をクリックすると合成した面積が瞬時に表示される。)

※ 紙対応の場合、白地図(1/10,000)使用。(後の「復興対象地区」検討用として1/2,500も作成しておくとも良いと思われる。)

※ 1 ha 定規

〈管理課書庫内(P. 都市-序 8)のテンプレートを使用〉

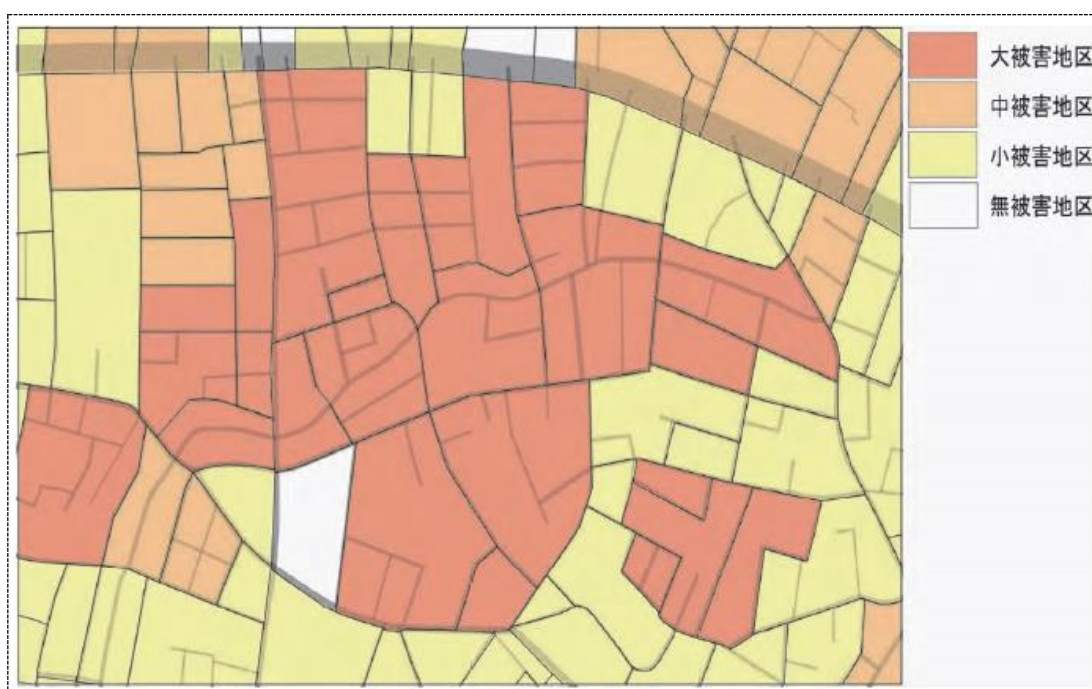
1/10,000 10 mm×10 mm方形定規 半径 6 mmの円定規

1/ 2,500 40 mm×40 mm方形定規 半径 23 mmの円定規

被害区分	判定基準
大被害地区	概ね被害度※80%割以上の街区が連坦した地区
中被害地区	概ね被害度 50～80%の街区が連坦した地区
小被害地区	上記以外の割合で部分的な被害がみられる全ての街区が連坦した地区
無被害地区	被害がほとんど見られない地区

※被害度：一定区域(街区又は町丁目)における全家屋棟数に占める全壊家屋と半壊家屋と全半焼家屋を合算した棟数の割合の100分比

東京都震災復興マニュアルから引用



※ 大被害地区赤斜め上ハッチ・中被害地区オレンジ横ハッチ・小被害地区黄色ベタ塗とする。

地区別被害状況図の作成例(東京都震災復興マニュアルから引用)

実際の終了日 / ()

実際の着手日 / ()

公表(GIS使用)

- ① 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、**家屋被害状況図、街
区別被害分布図、地区別被害状況図**等調査結果のプレゼンテーションを行
う。意見を募り適宜修正。
- ② 東京都へデータ送付。公表図面等の調整及び確定。
 - **【杉並区】家屋被害台帳、【杉並区】家屋別被害状況図** (SHP・JPG フ
ァイル、以下の図同じ)、**【杉並区】街区別被害度分布図、【杉並区】地区
別被害状況図**を送付する。
 ※SHP ファイルの出力方法は、資料編 P. 資-都市-6・資料 2-4 参照。
 ※メールには GIS の「測地系」(資料編 P. 資-都市 7・⑥参照) 記入。
 ⇒メール通信が復旧していない場合は P. 都市-序 8「共通作業 2 DIS 通
信」参照。
 - 東京都と公表する地区別被害状況図等の調整を図り、SHP ファイルが
送付された場合は、「すぎなみまっぷ」へ取り込み、公表用に加工する。
(資料編 P. 資-都市-6・資料 2-4 参照)
 - 図面の加工ができない場合は、一緒に送られてくる JPG ファイルによ
り調整及び公表を行う。

東京都都市整備局市街地整備部企画課			復興企画担当	5320-5124
総務局	総合防災部	防災対策課		5321-1111(代)
都市整備局総務部		総務課	庶務担当	5388-3206
"	"	"	広報広聴担当	5388-3240
"	都市づくり政策部	都市計画課	地理情報担当	5388-3225
	市街地建築部	建築企画課	建築担当	5388-3343

- ③ 区長決裁。
- ④ 公表。
⇒P. 都市-序 8「共通作業 3 公表」参照。

実際の終了日 / ()

■（参考）家屋被害状況調査（代替調査）の必要人員試算

ア 防災都市づくり推進計画の対象区域である区部及び多摩7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市）の全体50%の区域を調査対象と想定し、約2週間（15日）で現地調査を実施する。

イ 調査は2人1組のチーム編成とし、模擬訓練の実績を踏まえ1棟を3分で調査すると仮定する。→1チーム1日の調査棟数は140棟

ウ 1日の調査時間は8時間、調査地区への往復は1時間とする。

エ 試算

- 建物棟数 約196万棟（23区＋上記7市）
- 必要調査延べ人員 $2人 \times (1,960,000 \text{ 棟} / 2 (=50\%)) / 140 = 14,000 \text{ 人}$
- 1日当たりの必要調査人員 $14,000 \text{ 人日} / 15 \text{ 日} \approx 930 \text{ 人}$

東京都震災復興マニュアルから引用

■家屋被害状況調査に係る応援人員の派遣（東京都災害対策本部）

ア 区は、被災地近傍での宿舎の確保など必要な受入れ体制の整備を行う。

イ 区は、都に応援要請するにあたり、以下の点を明らかにして要請する。
活動内容・人数・場所・期間／交通手段／その他特記事項（建物被害状況調査担当責任者・連絡先、携行品、宿泊に関すること等）／要請担当責任者

東京都震災復興マニュアルから引用

計画編

8 都市復興基本方針

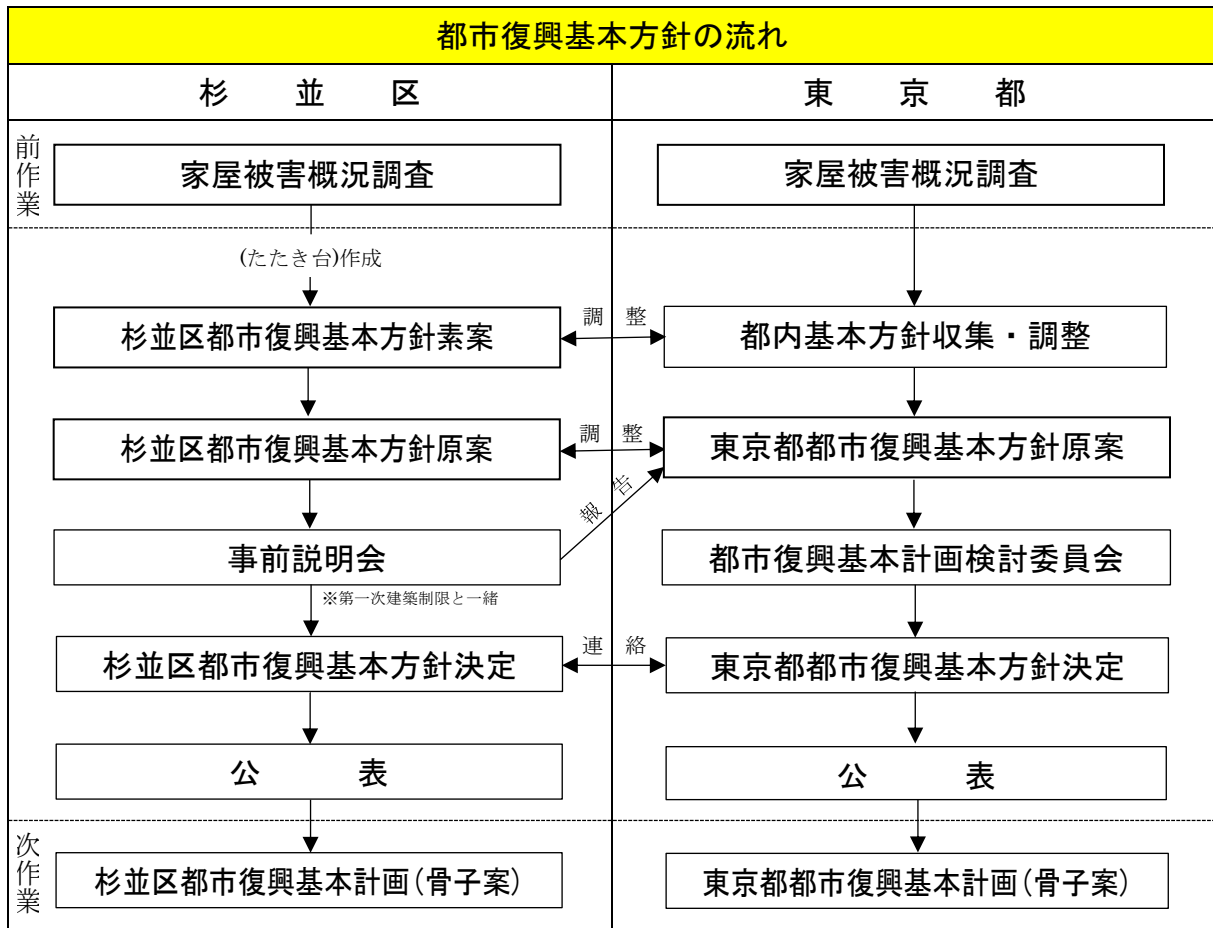
都市企画担当・その他

発災～2週間以内

／ 以内

【目 標】被災後速やかに都市復興の理念、目標、方向性等を区民に示すため、区の震災復興基本方針(P. 体制-15)の部門方針として**当方針**を策定し公表する。

- 家屋被害概況調査及び同時に作業を進める第一次建築制限の内容を基に、東京都都市復興基本方針との整合を図りながら、「都市復興基本方針策定指針」(東京都)(P. 資-都市-20・資料 2-9-1)、「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」を踏まえ、地域特性を加味し**当方針**を策定する。
- **当方針**の公表は、**都の第一次建築制限告示の前**に行う。(都の都市復興基本方針は、都の第一次建築制限区域の指定・告示と同時に2週間以内に公表される。)



都市復興基本方針の作成物

- ① 杉並区都市復興基本方針 ⇒公表

都市復興基本方針作業工程

実際の着手日 / ()

都市復興基本方針の作成

※ 第一次建築制限とともに状況に応じ事前説明会を行う

中心として作業にあたる担当

管理課(都市企画担当)企画調査係(リーダー) 都市施設担当係
市街地整備課地区計画係

- ① 発災直後から、情報収集員(P.都市-3参照)からの情報、家屋被害概況調査の途中経過及び結果、第一次建築制限区域の検討状況等から東京都震災復興マニュアルの都市復興基本方針策定指針(資料編 P.資-都市-20・資料2-9-1)に基づき、東京都都市復興基本方針(案)(資料編 P.資-都市-21・資料2-9-2)を参考に区都市復興基本方針(たたき台)を作成する。
※ 都及び区の諸計画、特に杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)に配慮する。
- ② 災対・復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、事前説明会を想定して(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し(素案)を作成。
- ③ (素案)を東京都と調整し(原案)を作成。(必要に応じて都庁に赴く)
⇒P.都市-序8「共通作業2 DIS通信」参照。

東京都都市整備局市街地整備部企画課	復興企画担当	5320-5124
総務局 総合防災部 防災管理課		5388-2587
都市整備局総務部	総務課 庶務担当	5388-3206
〃	〃 広報広聴担当	5388-3240
〃	都市づくり政策部広域調整課都市政策担当	5388-3227
〃	〃 土地利用計画課土地利用担当	5388-3261
〃	市街地建築部建築企画課建築担当	5388-3343
建設局 総務部 企画経理課		5321-1111(代)

- ④ 第一次建築制限(原案)とともに地区復興センター(P.都市-34)で状況に応じて事前説明会等を行い、今後の復興まちづくりの流れについて説明する。
- ⑤ 東京都に報告。
- ⑥ 区長決裁。
 - 杉並区都市復興基本方針決定。
 - 東京都に連絡。
- ⑦ 公表。(都の方針公表、第一次建築制限告示の前)
⇒P.都市-序8「共通作業3 公表」参照。

実際の終了日 / ()

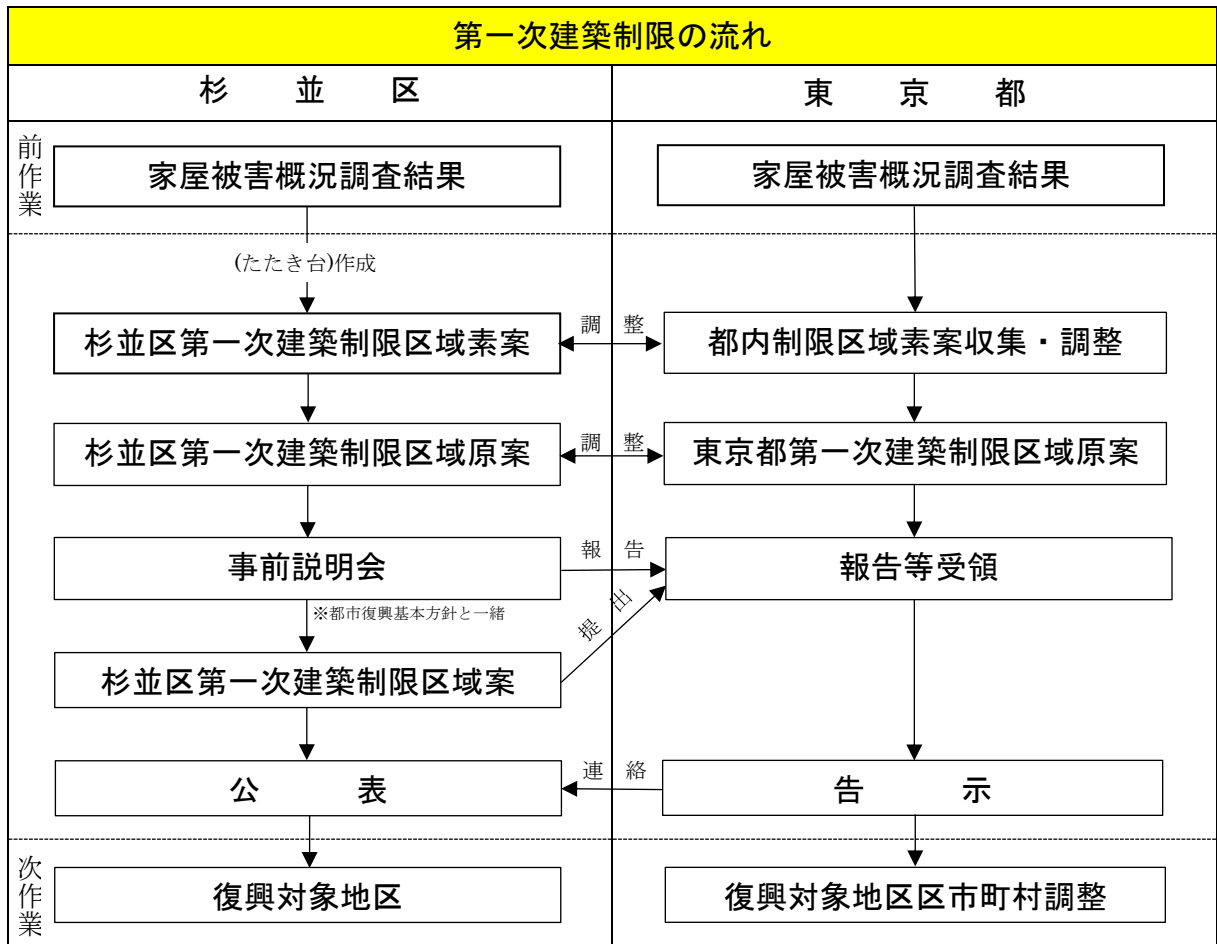
9 第一次建築制限

市街地整備課・都市企画担当・建築課

制限期間：発災～最長2カ月間	/	以内
指定・告示期限：発災～2週間以内	/	以内

【目的】被災市街地において都市計画(再開発、地区計画他)又は土地区画整理法による土地区画整理事業のために必要な場合、建築基準法第84条に基づき、発災した日から1月以内に限り(さらに1月を超えない範囲内において延長が可能)建築制限(第一次建築制限)を設ける。建築基準法第85条第1項に基づき被災市街地の隣接区域で仮設建築物の制限を緩和する場合は、同時に手続する。

- 家屋被害概況調査で大被害地区と判定された区域を基本に、都市復興基本方針との整合を図りながら、復興事業を見通して合理的な区域とする。
- 指定手続は発災後2週間以内を目途に行う。
- 区部での区域指定・告示は都知事が行うため調整が必要。



第一次建築制限の作成物

- ① 杉並区第一次建築制限区域案 ⇒東京都送付・東京都告示
- ② 杉並区仮設建築物の制限緩和区域案 ⇒東京都送付・東京都告示

第一次建築制限作業工程

実際の着手日 / ()

第一次建築制限区域告示(建築基準法第84条第1項)(GIS使用)

- ※ 必要に応じて仮設建築物の制限緩和区域(建築基準法第85条第1項)を併せて指定する
- ※ 1カ月の期間延長をする場合は、同じ手続きによる
- ※ 都市復興基本方針とともに状況に応じ事前説明会を行う

中心として作業にあたる担当

市街地整備課土地利用計画係(リーダー) 地区計画係
管理課(都市企画担当)企画調査係
建築課審査係

- ① 発災直後から、家屋被害概況調査で大被害地区と判断される地区のうち、都市計画[☆]又は土地区画整理法による土地区画整理事業等が必要と思われる区域を**第一次建築制限区域**として、白地図(1/10,000)にフリクションマーカー等で町丁目単位に描画し、(たたき台)とする。区域の指定に当たって、次の視点を考慮する。(必要に応じ現場調査)
 - 復興で改善すべき点は何か。
 - 残したい、活かしたい復興資源はあるか。
 - 時限的市街地に利用できそうな資源はあるか。☆ 「都市計画」の内容：
土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画、街路・公園事業等
- ※ 大被害地区に隣接する中被害地区についても、土地区画整理事業等を一体的に行う必要がある場合には区域に含める。
- ② 同時に、建築基準法第85条第1項の**仮設建築物の制限緩和区域**についても検討、区域を描画し(たたき台)を作成する。
- ③ 災対・復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、事前説明会を想定して(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、「すぎなみまっぷ」を使い(素案)を作成。

- ④ 東京都と調整し(原案)を作成。(必要に応じて都庁に赴く。)
⇒P. 都市-序 8 「共通作業 2 DIS 通信」 参照。

東京都都市整備局市街地建築部建築企画課				5320-3343
都市整備局総務部	総務課	庶務担当		5388-3206
〃	〃	〃	広報広聴担当	5388-3240
都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当				5320-5124
総務局	総合防災部	防災管理課		5388-2587
生活文化局広報広聴部		広報広聴課管理担当		5388-3079

- ⑤ 都市復興基本方針とともに地区復興センター(P. 都市-34) で状況に応じて事前説明会を行い、指定理由、区域の課題、建築制限内容、今後の復興まちづくりなどについて説明する。
- ⑥ 東京都に報告。
- ⑦ 区長決裁。(建築行政所管課起案)
- 杉並区第一次建築制限区域案決定。
 - 杉並区仮設建築物の制限緩和区域案決定。
- ⑧ 東京都に送付。
- ⑨ 東京都告示。
- ⑩ 公 表。
- ⇒P. 都市-序 8 「共通作業 3 公表」 参照。
- ⑪ 建築確認申請時当の指導開始。(発災後最長 2 カ月まで)

実際の終了日 / ()

■第一次建築制限告示例

(案)

平成〇年〇月〇日
告示第〇〇〇〇号

被災市街地における建築制限について

建築基準法(昭和25年法律第201号)法第84条第1項の規定に基づき、次のとおり区域を指定し、期間を限り建築物の建築を制限する。

1 建築制限の内容

次項に掲げる区域内においては、建築物の建築(新築、改築、増築及び移転)をしてはならない。ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体等が復興都市計画事業の一環として建築する建築物
- (2) 次に掲げる要件に該当する建築物
 - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないこと。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
 - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (3) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物
- (4) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置き場、その他これらに類する仮設建築物
- (5) 前各号に掲げられるものの他、特定行政庁が復興都市計画事業の施行に支障がないと認めて許可した建築物

2 区 域(詳細は、別添図面のとおり)

地区名	区 域
〇〇地区	〇〇〇丁目、及び〇〇〇丁目の一部、並びに〇〇…
〇〇地区	……………
〇〇地区	……………

3 期 間

平成〇年〇月〇日まで。

東京都震災復興マニュアルより引用

(仮設建築物に対する制限の緩和)

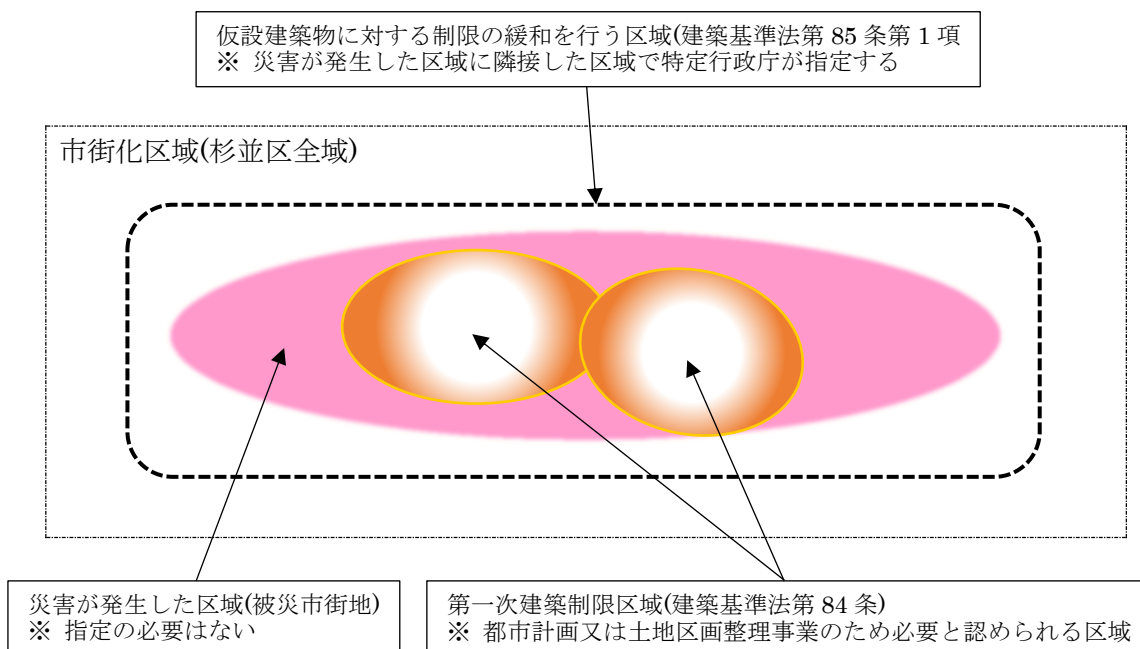
建築基準法第 85 条

非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの内においては、災害により破損した建築物の応急修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が 30 m²以内のもの

■第一次建築制限(建築基準法第 84 条)と

仮設建築物に対する制限の緩和(建築基準法第 85 条)の関係



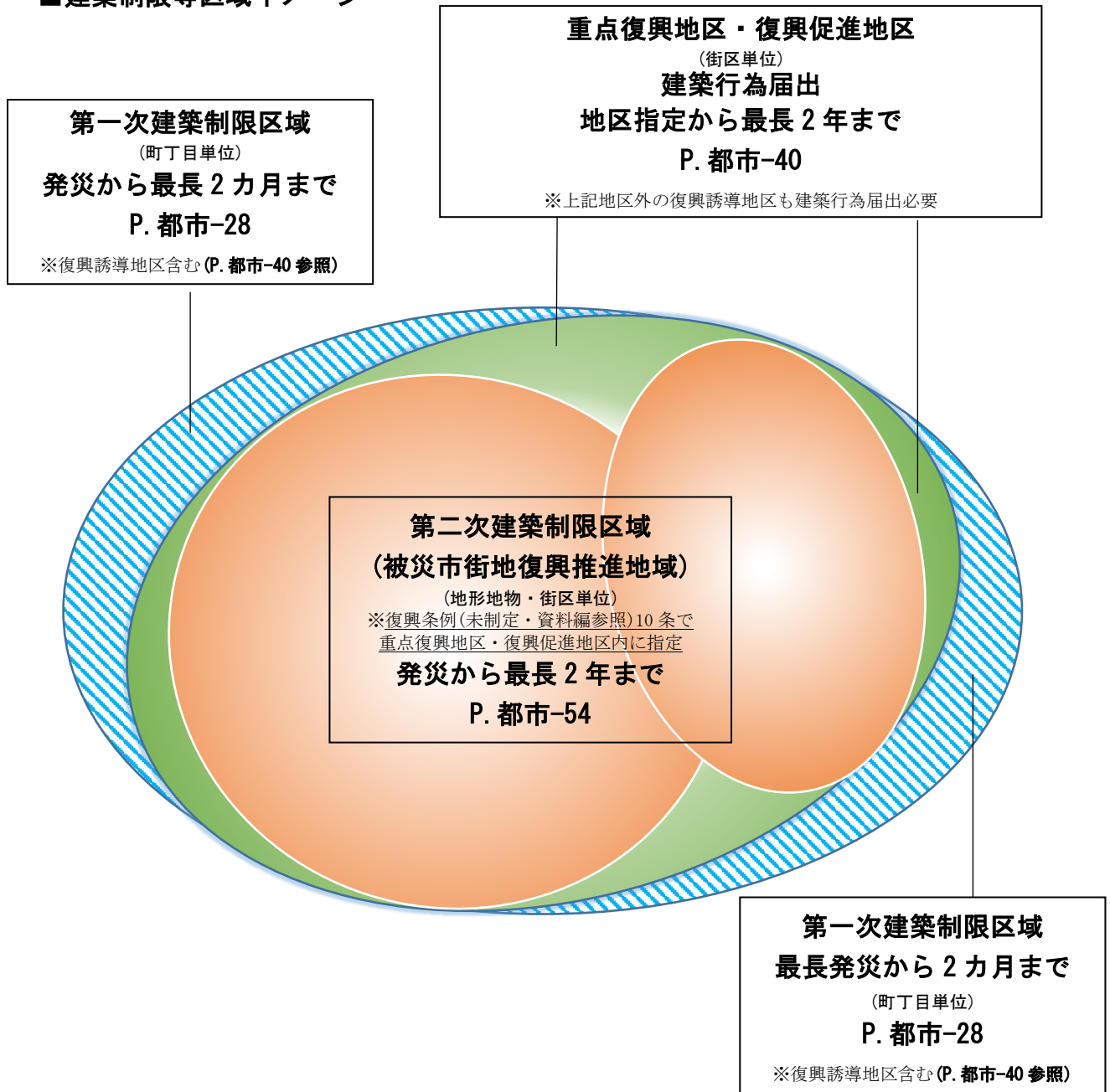
注)建築基準法第 85 条第 1 項は第 84 条に優越するものと解される。

東京都震災復興マニュアルから引用

建築指導等の体制		
対象建築物延べ床面積	特定行政庁による区域指定	建築主事による確認
10,000 m ² 以内	東京都 (知事)	杉並区
10,000 m ² 超		東京都

東京都震災復興マニュアルから引用

■ 建築制限等区域イメージ



建築制限区域等イメージ図

10 地区復興センター等

市街地整備課・その他

発災1週間～

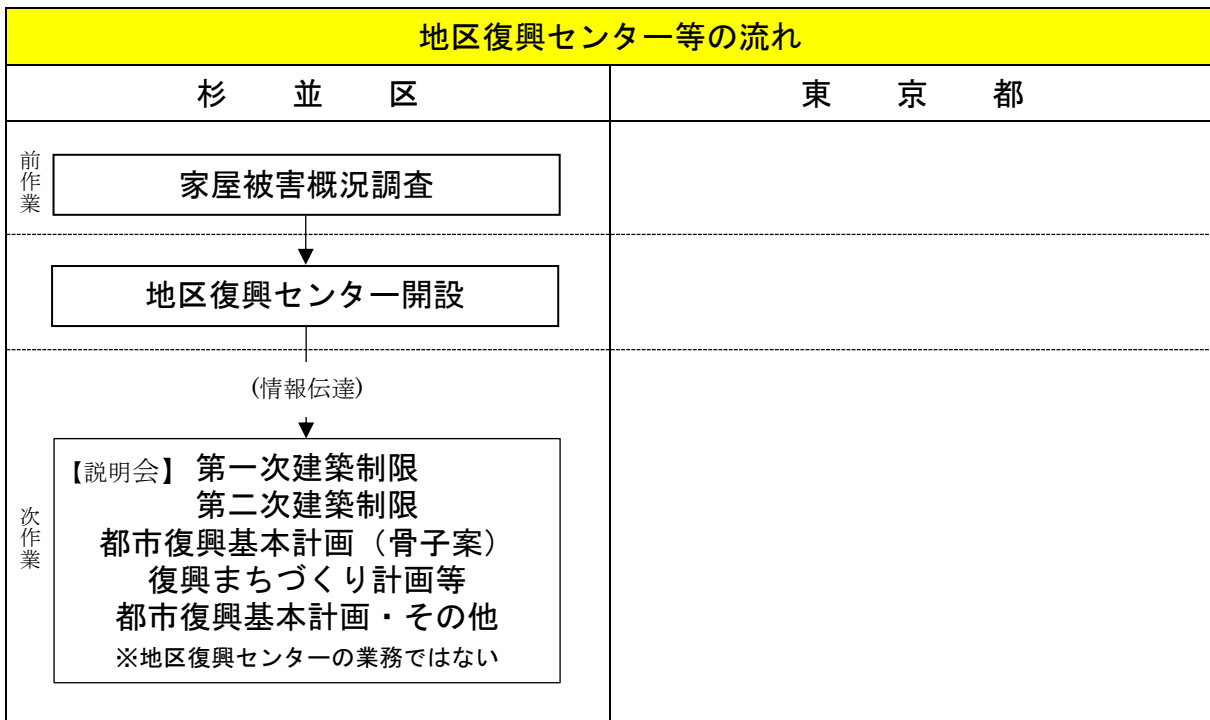
/

程度まで

【目的】地区復興センター等は、被災者の様々な建築相談を聴き取る中で、情報を収集し、復興へのきっかけを区民と探る。また、区民との協働復興に必要な地域復興協議会(東京都震災復興マニュアル復興プロセス編 P.11 参照)結成に向けた取組み等の支援を行う。

- 発災後1週間以内に、本庁舎内臨時相談窓口(都市整備部)を開設する。また、必要に応じて7地域区民センターに相談窓口を開設する。(第1章 P.体制-25 参照)
- 大被害を受けた第一次建築制限指定の可能性が高い地区内又は付近の公共施設に、復興まちづくりを目的とした地区復興センターを設ける。
- 必要に応じ、大被害地区の震災救援所及び時限的市街地に復興相談コーナーを設ける。
- 地区復興センター内で都市復興基本方針、第一次建築制限、復興対象地区、時限的市街地計画づくりの方針(原案)及び配置計画、都市復興基本計画(骨子案)、第二次建築制限、復興まちづくり計画等、都市復興基本計画、復興都市計画・事業など(以下「建築制限区域等」)、区民への制限・生活再建に関わる計画等の説明会・相談を行う。

地区復興センター等の流れ



地区復興センター等の作成物

- ① 地区復興センター名簿(下記③参照)
- ② 相談調書

地区復興センター等作業工程

実際の着手日 / ()

臨時相談窓口及び被災者総合相談窓口(第1章 P. 体制-25 参照)

- ① 発災後1週間以内に本庁舎内に開設される臨時相談窓口に、都市整備部の窓口を開設する。また必要に応じて、り災証明書発行窓口が開設される地域区民センターに相談窓口を開設する。

実際の終了日 / ()

実際の着手日 / ()

地区復興センター等の開設・運営

相談担当課

市街地整備課 住宅課 市街地整備課(耐震・不燃化担当)
狭あい道路整備課

- ① 震災復興本部の了承得て、家屋被害概況調査の結果及び第一次建築制限区域の検討状況から、今後の第二次建築制限にも指定されるであろう地区内又は付近の公共施設に**地区復興センター**を開設する。
※ 事前に、「地震被害シミュレーション」(平成29年杉並区)で広域焼失が想定される地域に、建物の安全性やPC・通信環境などを考慮し、**地区復興センター**の開設可能な場所をリストアップする。(「復興作業用」フォルダ使用のため、庁内ネットワークが利用可能な環境を探す。)〈事前用意〉
- ② この他、大被害地区の震災救援所、また今後、時限的市街地が設けられた場合は、必要に応じ**復興相談コーナー**の設置を検討する。
- ③ 相談業務は、原則、相談担当課からそれぞれ1名の4人一組で行う。
※ 庁舎から出発時に「復興作業用」フォルダから「**地区復興センター名簿**」を印刷し、「被災地区名」、「施設名」、「氏名」、「所属」、「携帯電話番号」、「携帯電話メールアドレス」、「出発時刻」を記入し、帰庁時に「帰庁時刻」を記入する。(「**地区復興センター名簿**」は庁内に据え置き)

- ④ 相談状況により、東京都を通じ災害復興まちづくり支援機構から法律等の専門家の派遣を要請する。

〈地区復興センター必要事務用品例〉

- ・PC(庁内ネットワーク利用可能な場合等)
- ・住宅地図(冊子)
- ・白地図(1/10,000 又は 1/14,000、1/2,500) ・白地図等図面保管筒
- ・筆記用具 ・マーカー
- ・ヘルメット及び軍手(余震用) ・マスク ・雨具 ・防寒具
- ・スマートフォン ・携帯飲料及び食料 ・リュックサック

- ⑤ **相談調書**に番号、相談日、初回・再相談の別、相談者氏名、被災建物住所(住宅地図で相談者とともに確認する)、連絡先、相談内容、対応内容、その他を入力(記入)する。相談者と確認の上、住宅地図等にプロットし、調書と同じ番号を振る。

※住宅地図、白地図(1/2,500)で対応する。(P. 都市-序 9 参照)

- ⑥ 区民の相談に答えながら、時限的市街地、今後必要となる復興プロセス・まちづくりについて情報提供と説明を行う。
- ⑦ 災対・復興都市整備部は、**地区復興センター等**に集まる情報を共有し、被害状況と合わせて、復興まちづくり等に活用する。
- 災対・復興都市整備部に都市整備部全係長級以上を招集、ミーティングを行い、情報の共有化を図る。
- ⑧ **地区復興センター**では、建築制限区域指定等の際に事前説明会等を行う。
- 区外に一次的に避難している区民に連絡する。
 - 参加できない区民には、説明会資料等を送付する。
- ⑨ **地区復興センター等**の閉鎖は、当面発災から2年を経過した第二次建築制限の終了日までとするが、利用者実態を踏まえ、本庁への移転・統合を行う。

実際の終了日 / ()

【地区復興センター等の相談・説明以外の役割】

- 被災地域区民等の話し合い、協議場所の提供
- **地域復興協議会設立支援**
- 住民要望を受け、コンサルタント、建築士、弁護士等専門家の派遣要請
- 協議の熟度に応じ、他のまちづくりや土木系職員などに応援を要請

■地域復興協議会の結成

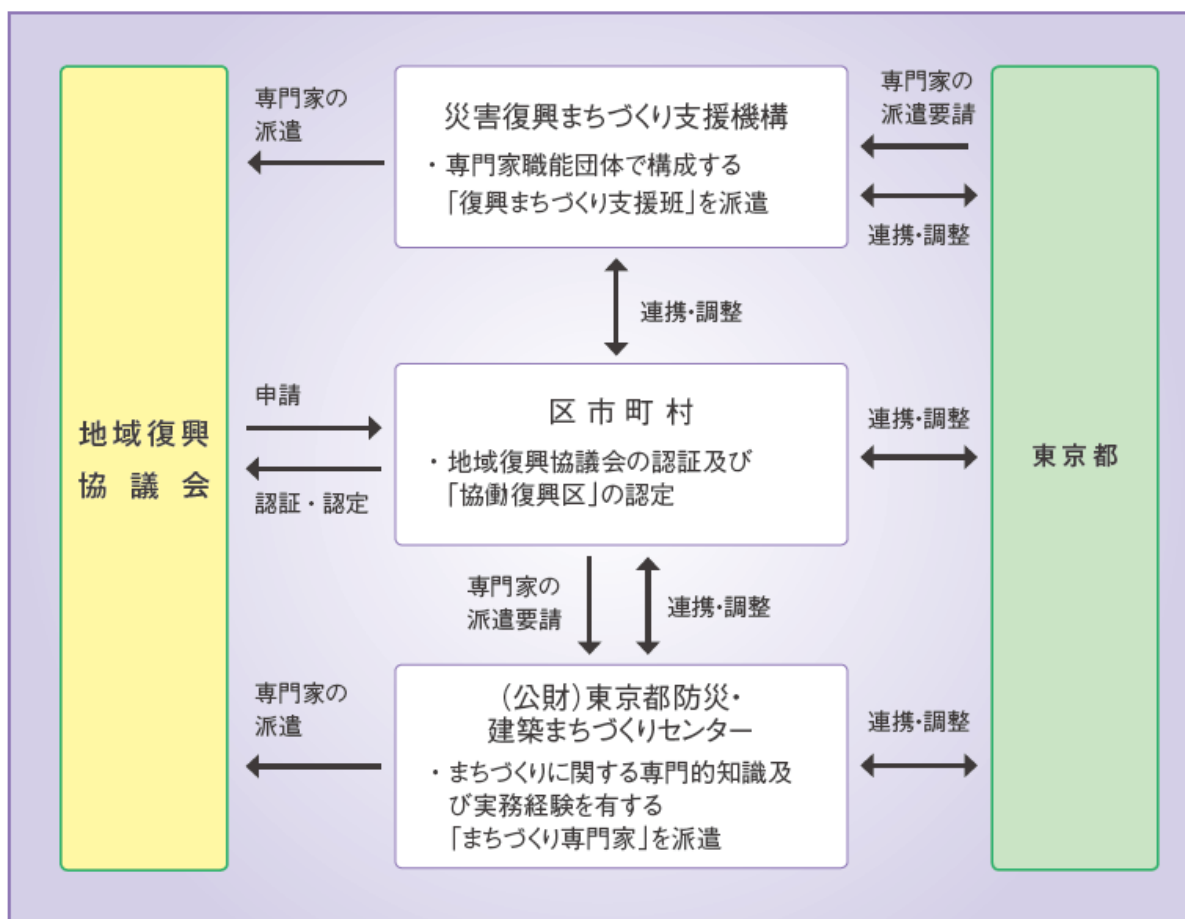
「地域復興協議会」とは、被災地の住民や事業者が主体的に地域を活かした復興を行う組織で、自治会・町会、まちづくり協議会、マンション管理組合等の団体・組織が母体となり、**発災から2週間までの避難生活期に結成**する。

被災時に地域復興協議会を迅速に設立運営させるためには、事前に組織づくりや課題の検討などを進めておく必要がある。

地域復興協議会の活動は、次のようなものが考えられる。

- ① 地域の課題の解決に向け、地域の実情に応じた復興計画づくり
 - ② 建物の建て方や地域環境保全に関するルールづくりや協定締結の活動
 - ③ 地域の課題をきめ細かく対応する事業や施設の管理・運営
 - ④ 住民自らが取り組む高齢者用宅配弁当会社等、地域の課題に対応したビジネス
- なお、協議会の運営にあたっては、遅速を避け、一定の期間内にできるだけ多数の合意が得られるように努めることが大切。

結成から6カ月までは、地域特性に応じた復興計画や環境整備、生活改善、地域安全等の活動に関する取り決めを行う。



東京都震災復興マニュアルプロセス編から引用

■地域での合意形成の取組

1 地域での合意形成の取組の必要性

被災後は居住者や地権者が一時転出することなどが想定され、平常時に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一刻も早い復興のためには、効率よく議論を深め、まちの進むべき方向を共有すること(合意形成)が重要である。

ここでは、復興プロセス編で示している区市町村が認定する地域復興協議会について述べているが、認定をしない様々な協議会においても同様に考えることが望ましい。

2 具体的な方向

(1) 地域復興協議会の組織化

- a. 震災後のまちづくり計画について検討を行うために、住民は地域復興協議会を組織化する。機運が盛り上がりにくい場合は、区市町村が組織化の呼びかけを行う。
- b. 組織化に当たっては、事業等の導入が想定される単位又は町丁目、学校区等の既存の社会的圏域で区分し、既存まちづくり協議会がある場合はその会員の他、地権者や借家人、町会等の地元組織の役員、公募による選出者等、多様な住民により構成する。
- c. 地域復興協議会の組織化が困難な地域では、説明会やアンケート等で関係権利者の意向を把握し、意見集約を行う。
- d. 地域復興協議会は、まちづくりの計画について検討する他に、コミュニティ再生計画や地域産業復興計画、福祉振興計画等の地域の状況に応じた様々な計画づくりについても検討を行うことが必要となる。(復興プロセス編参照)

(2) 地域復興協議会での検討

- a. 地域復興協議会では、まちづくりの目標や骨格プラン、分野別の方針について検討を行い、「まちづくり提言」としてまとめ、区市町村に提言を行う。その際、被災地域外への一時転出者の意向を十分に踏まえることに留意する。
- b. 被災地域外に一時転出した住民については、アンケートやヒアリング等を通して意向を把握する。
- c. 地域復興協議会は、復興まちづくり計画や個別事業の整備計画が策定された後の事業の推進や、完成施設の維持管理を担う等、まちづくりの主役として関わっていく。

(3) 一時転出者への対応

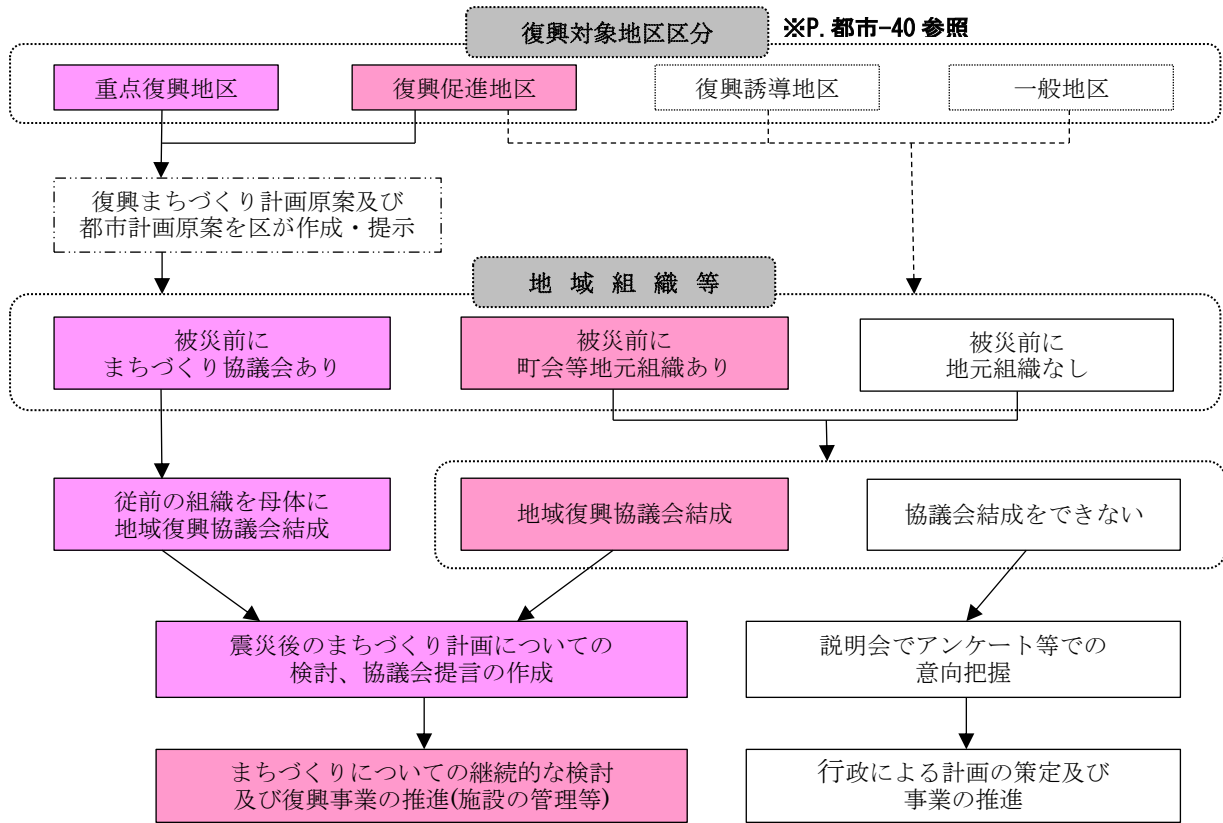
- a. 一時転出者の連絡先の把握については、地域復興協議会が中心となり、転出先を書いた立て看板及び近所への伝言の有無等を確認し、転出先の把握に努める。また、郵便局に転送の届出が行われていると想定されるので、被災前の住所へ郵送し、転出先を連絡するように伝える。
- b. 地域復興協議会への参画が困難な一時転出者の意向を把握するために、協議会の検討経過等の情報が一時転出者に伝えられる必要がある。協議会における検討内容を郵送やインターネット、ファックスサービス等を活用して十分な情報提供を行う。

(4) まちづくり専門家の配分調整

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、区市町村において、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、都において専門家の配分調整を行う。

東京都震災復興マニュアルから引用

■合意形成の流れ



■復興地区区分の考え方 ※P. 都市-40 参照

地区区分	考え方	留意事項
重点復興地区	<第一次建築制限～第二次建築制限(一般型)> 建築基準法第 84 条の建築制限に続き、被災市街地復興特別措置法(第 5 条、第 7 条)に基づく被災市街地復興推進地域指定による建築制限に移行し、その間に住民の合意形成を図り、復興まちづくり計画及び個別事業の整備計画を策定(一部都市計画決定)の策定を順次進める。	1 被災市街地復興特別措置法第 7 条による最大 2 年の建築制限期間にとらわれず、なるべく早期に計画の策定が図られるように努める(3 カ月～6 カ月以内を目途とすることが望ましい)。 2 重点復興地区における一般的な方式とする。 3 復興都市計画(都市計画決定が必要な事業)の合意に至らない場合には、代替え方策(任意事業導入など)を準備する。
	<第一次建築制限のみ(短工期型)> 建築基準法の 2 カ月の建築制限期間内に、復興まちづくり計画及び個別事業の整備計画を策定(一部都市計画決定)し、その後住民との協議を行い事業決定へ進める。	1 震災前から事業導入の検討が進み、地元での合意形成がなされている。
復興促進地区	<条例⇒都決型> 条例による建築の届出・協議を実施するとともに、住民との復興まちづくり協議を進め、一定の合意形成が得られた段階で都市計画決定を行い、引き続き事業決定を行う。	1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上げりを粘り強く働きかける。 2 復興都市計画(都市計画が必要な事業)の合意に至らない場合には、代替え方策(任意事業の導入など)を準備する。
	<条例⇒任意型> 条例による建築の届出・協議を実施するとともに、住民との復興まちづくり協議を進め、復興まちづくり計画を策定し、それと連動する地区計画又は任意事業の導入を行う。	1 復興まちづくりへの地元機運の盛り上げりを粘り強く働きかける。
復興誘導地区	<誘導型> 条例による建築の届出を実施するとともに、街区整備、建築誘導を可能なところから順次進めていく。	1 良好な建築物への誘導に力点を置く。

東京都震災復興マニュアルから引用

11 復興対象地区

都市企画担当・その他

制限期間：指定告示～2年間	/	まで
指定・告示期限：発災2週間～1カ月以内	/	以内

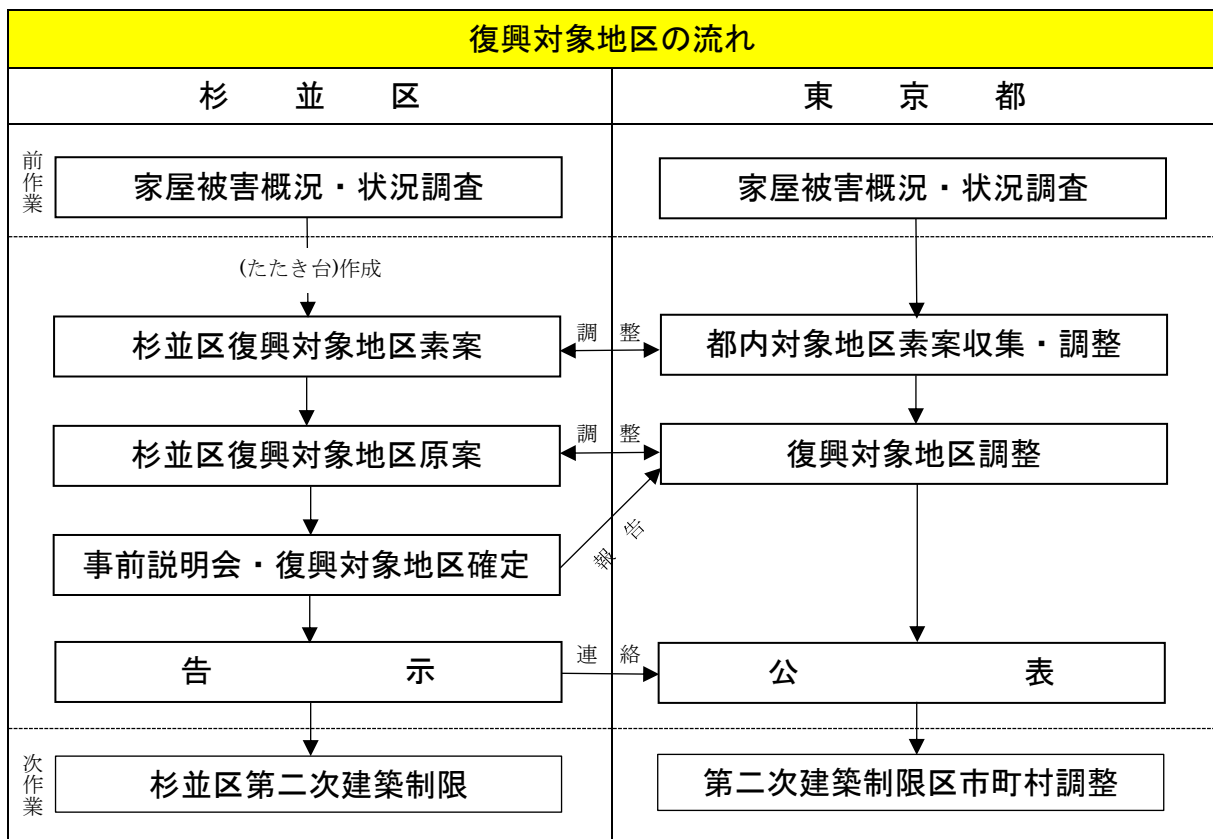
【目的】被災市街地の被害の程度及び都市基盤整備状況等に応じた復興を図るため、下記の復興対象地区を指定する。

- ① 重点復興地区(抜本改造型)
- ② 復興促進地区(部分改造・自力再建型)
- ③ 復興誘導地区(自力再建型)
- ④ 一般地区

- 下表に基づき復興対象地区を分類する。
- 杉並区市街地復興整備条例(未制定 資料編 P.資-都市-23 参照)に基づく**重点復興地区、復興促進地区及び復興誘導地区**での建築の届出・協議は、復興対象地区指定の日から2年間。

⇒被災市街地復興推進地域の建築制限期間(被災市街地復興特別措置法第5条第3項)と異なる。

基本図種別	作成時期	地図表示事項	
復興対策基本図1 (現況特性図)	発災前	基盤未整備地区・整備済み地区に分類	P.序 11
復興対策基本図2 (現行計画図)		防災都市づくり推進計画の整備地域 区域マス、3方針、都市マス、その他	P.序 12
復興対策基本図3 (地区別被害状況図)	発災後	家屋被害状況調査結果	P.都市-20⑤



復興対象地区の作成物	
① 杉並区復興対象地区区分図	⇒東京都送付・公表
② 杉並区復興対象地区指定図書	⇒告示

復興対象地区作業工程

実際の着手日 / ()

杉並区市街地復興整備条例(以下「復興条例」)等の制定

中心として作業にあたる担当

管理課(都市企画担当)企画調査係 管理課庶務係

- ① 発災直後から、復興条例・同施行規則(資料編 P. 資-都市-23・資料 2-10)を、**政策法務担当課(内線:1438)**と調整を行い、発災後 1 カ月以内に制定する。
※ 条例制定作業と復興対象地区指定と同時並行作業となる。
※ 速やかな復興のために、**復興条例・規則は発災前に制定**することが望ましい。〈事前用意〉

実際の終了日 / ()

復興対象地区の指定(G I S使用)

中心として作業にあたる担当

管理課(都市企画担当)企画調査係(リーダー) 都市施設担当係
 市街地整備課地区計画係 土地利用計画係
 市街地整備課(拠点整備担当)拠点整備係
 市街地整備課(耐震・不燃化担当)不燃化推進係 耐震改修担当係
 建築課審査係 建築防災係
 土木管理課占用係 狭あい道路整備課狭あい道路係
 土木計画課都市計画道路整備係
 みどり公園課公園企画係

- ① 復興整備条例に基づき、復興対策基本図1・復興対策基本図2、復興対策基本図3(家屋被害状況調査の「地区別被害状況図」)により、下表を目安に**重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区**、一般地区の4地区を白地図(1/10,000 又は 1/2,500)に復興対象地区区分をフリクションマーカ等で描画し、**復興対象地区区分図**(たたき台)を作成する。
- 復興対策基本図1・2・3を印刷し、紙面上で検討する。
 - 基本図3にトレッシングペーパーを重ね、フリクションマーカ等で地区の検討を行い、まとまったら白地図に描画する。
 - 復興地区区分判定における区域設定の留意事項
 - まだら状の区域が生じた場合(同じ地区が連坦する中に違う地区区分がある)は、周囲の地区区分に合わせる。
 - 被害の程度が低い街区であっても、周囲の大被害地区と一体的なまちづくりが必要な場合は、大被害地区として地区区分する。

復興対象地区区分	基本図3 (被害状況)				基本図1 (基盤整備)		基本図2 (既定計画)	
	大	中	小	無	未整備	整備済	整備地域※	方針等※
重点復興地区	○				○			
	○				○	○	○	
重点復興地区 又は 復興促進地区	○					○	○	○
		○				○	○	○
復興促進地区	○					○		
		○				○		
復興誘導地区			○					
一般地区				○				

※ 板橋区都市復興マニュアル参考

※ 整備地域

防災都市づくり推進計画(H28.3 東京都)に定める「整備地域」

※ 方針等

- ・都市づくりのグランドデザイン
- ・都市計画区域の整備、開発保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
- ・都市再開発方針
- ・防災再開発の方針
- ・既定都市計画施設(道路・公園)
- ・既定都市計画、市街地開発事業
(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)
- ・住宅マスタープラン(重点供給地域)
- ・東京都長期ビジョン
- ・区基本構想、都市計画マスタープラン
- ・その他考慮すべき計画

※ 地区復興センターの情報を確認する。

- ② 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、事前説明会を想定して(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、「すぎなみまっぷ」を使い(素案)を作成。
- ③ 東京都との調整により(原案)を作成。

東京都都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当	5320-5124
〃 都市づくり政策部広域調整課広域計画担当	5388-3244
〃 市街地建築部建築企画課建築担当	5388-3343
建設局 総務部 企画計理課	5321-1111(代)

- ④ 地区復興センター等で事前説明会を行い、地区選定理由、地区の課題について説明する。
- ⑤ 東京都に報告及び確定した復興地区区分図等送付。
- ⑥ 区長決裁。
 - 杉並区復興対象地区決定・告示。
 - 東京都に通知。
 - 告示により、建築行為の区長への届け出義務が生じる。
- ⑦ 公表。
⇒P. 都市-序 8 「共通作業 3 公表」参照。
- ⑧ 建築確認申請時の指導開始。(告示日から 2 年間)
- ⑨ 第二次建築制限区域指定により**復興対象地区**に縮小が生じる場合等は、復興条例に基づき変更の手続きを行う。

実際の終了日 / ()

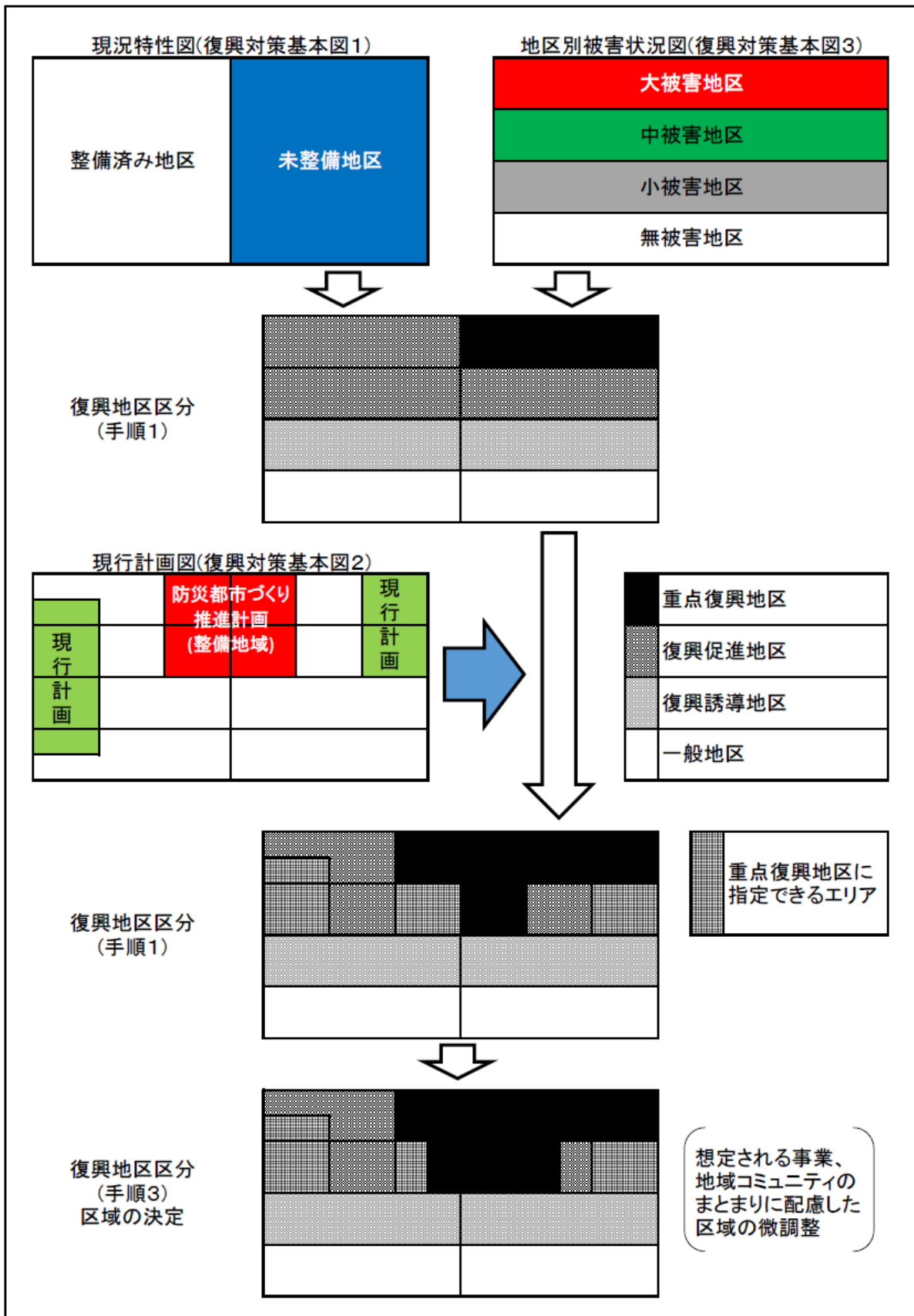
復興条例の建築行為の届出の例

第〇条 重点復興地区及び復興促進地区（被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。）並びに復興誘導地区内において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を「区長に届出」なければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物等については、この限りでない。

- 一 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
- 二 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの
- 三 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
- 四 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するもの
 - (1) 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - (2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - (3) 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等
 - 2 前項の規定による届出の義務は、第6条第1項に規定する復興対象地区の指定の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

東京都震災復興マニュアルから引用

■復興対象地区の設定イメージ



※東京都震災復興マニュアルから引用

12 都市復興基本計画(骨子案)

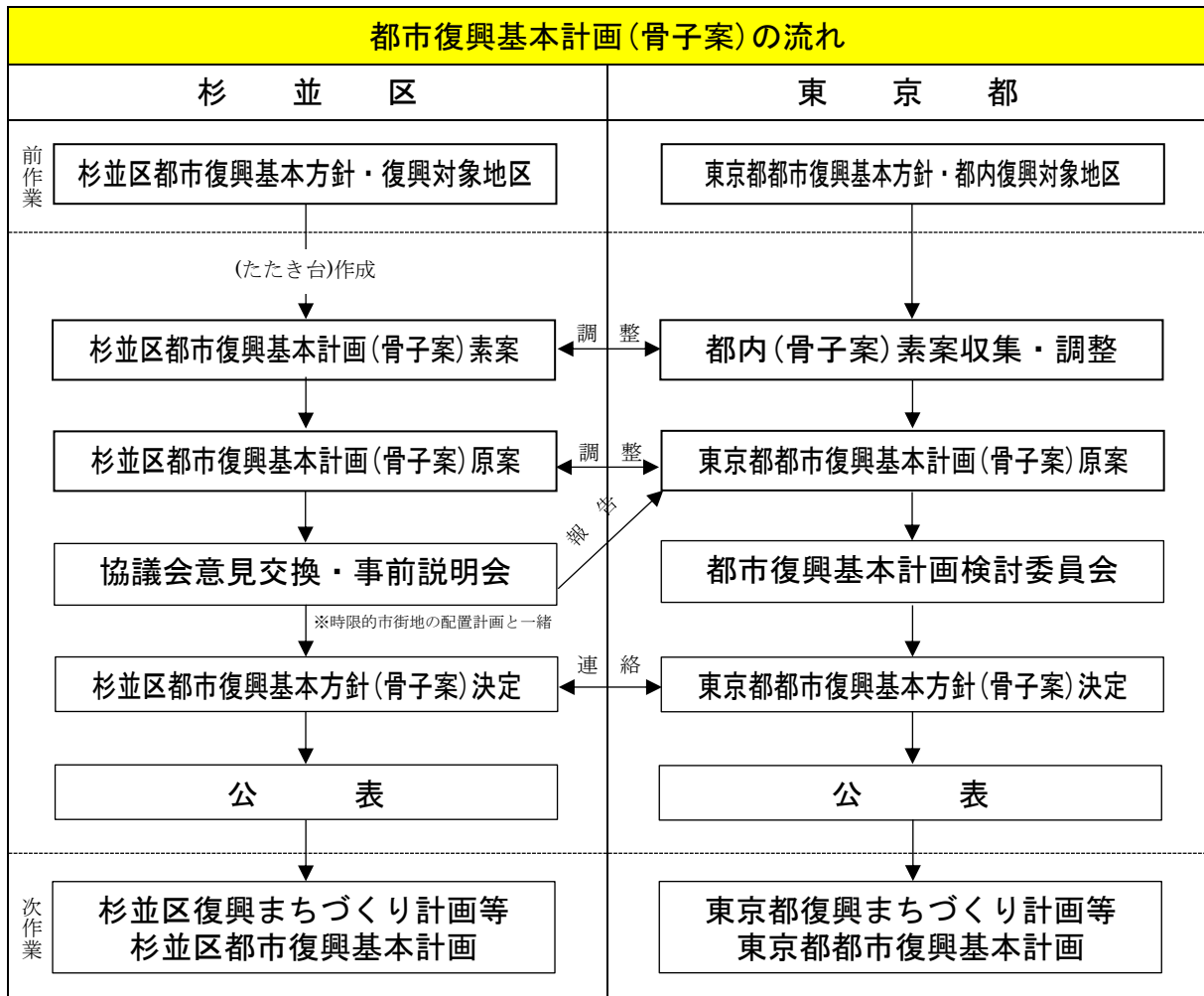
都市企画担当・市街地整備課・その他

発災後 2 週間～2 カ月以内

／ 以内

【目的】復興後のまちの姿を区民と共有することを目的に、**本(骨子案)**を策定し公表する。都市復興基本方針の考えをより具体化し、地域ごとに検討が進められる地域復興都市計画及び地域復興まちづくり計画の骨格(骨子)を示すものである。

- **本(骨子案)**の円滑な策定のために、都の諸計画、杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)を踏まえて、「区市町村都市復興基本計画(骨子案)策定指針」(P.都市-51)に基づき検討する。
- 都の都市復興基本計画(骨子案)と同時に公表することとされているので、都と十分に調整を図る。
- 抜本的な復興まちづくりを行う地区がある場合は、区の都市計画マスタープラン改定に留意する。



都市復興基本計画(骨子案)の作成物

- ① 杉並区都市復興基本計画(骨子案)(被災地域別計画図) ⇒公表

都市復興基本計画(骨子案)作業工程

実際の着手日 / ()

都市復興基本計画(骨子案)の作成(G I S 使用)

※ 時限市街地の配置計画とともに事前説明会を行う

中心として作業にあたる担当

管理課(都市企画担当)企画調査係(リーダー) 都市施設担当係
管理課建築調整係 住宅課管理係
市街地整備課地区計画係 土地利用計画係
市街地整備課(拠点整備担当)拠点整備係
市街地整備課(耐震・不燃化担当)不燃化推進係 耐震改修担当係
土木管理課占用係 狭あい道路整備課狭あい道路係
土木計画課都市計画道路整備係
みどり公園課公園企画係

- ① 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区内について、現場再確認のうえ、復興対象地区区分図(1/2,500)を使い作業を行う。
- ② **都市復興基本計画(骨子案)(被災地域別計画図)**については、KJ 法等の活用により意見集約を図り、(たたき台)作成する。
※ (たたき台)作成プロセスは、今後の復興訓練の中で検証・整理する。
※ 同時に、(骨子案)の事前作成を検討する。
- ③ 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、事前説明会を想定して(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、「すぎなみまっぷ」を使い(素案)を作成。
- ④ 東京都との調整により(原案)を作成。
⇒地域復興協議会等との調整のため、できるだけ早期にまとめる。
 - 行政境界で他区市と被害が連坦した地域の調整は東京都を介して行う。

<u>東京都都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当</u>				5320-5124
都市整備局総務部	総務課	庶務担当		5388-3206
〃	〃	〃	広報広聴担当	5388-3240
〃	都市づくり政策部	広域調整課	広域計画担当	5388-3244
〃	市街地建築部	建築企画課	建築担当	5388-3343
建設局	総務部	企画計理課		5321-1111(代)

- ⑤ 地域復興協議会と意見交換。必要に応じて修正。
- ⑥ 時限市街地の配置計画とともに、地区復興センター等で事前説明会を行い、今後の復興まちづくりについて説明する。
- ⑦ 東京都に報告。
- ⑧ 区長決裁。
 - **杉並区都市復興基本計画(骨子案) (被災地域別計画図)**決定。
- ⑨ 東京都に連絡。
- ⑩ 公表。(東京都と同時)
 - ⇒P. 都市-序 8 「共通作業 3 公表」参照。
 - ⇒必要に応じて、都市計画マスタープラン改定手続きへ。

実際の終了日 / ()

■都市復興基本計画(骨子案)の内容

項 目	東京都の計画内容	(参考)区の計画内容
1 復興目標・理念等	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本方針の内容踏襲 2 復興の期間 短期目標は3～5年以内。長期目標は10年以内の復興事業完了を目指す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左
2 土地利用の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 「都市づくりのグランドデザイン」(平成29年9月東京都)及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成26年12月東京都)等の既定計画並びに被災状況を踏まえながら、東京都(首都圏)レベルの視点からのマクロな土地利用のゾーニングを行う。 2 区の土地利用方針との整合を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本構想・基本計画、都市計画マスタープランを踏まえた土地利用方針 2 抜本的な都市改造を行う地区がある場合は、地区の整備方針を踏まえて見直しを行う。
3 都市施設の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 「震災復興グランドデザイン」における「幹線道路などの広域インフラ整備」がベース(既定計画及び構想レベルの高速道路、放射・環状の都市計画道路や大規模オープンスペース、スーパー堤防等都市の骨格をなす施設の整備方針) 2 被災状況に応じて、適宜復興対象施設を見直す。 3 広域インフラ整備は地域のまちづくりに大きな影響を与えるため、区の整備方針との調整を図る。 また、広域的なライフラインについて、規模やルート等を事業者と調整する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 区が主体となって整備すべき主要な都市計画施設(都市計画道路、公園・緑地等)に関する整備方針。 2 既定計画及び必要に応じて新規の都市計画施設を計画内容に盛り込む。 また、ライフラインについて、規模や占用位置等を事業者と調整する。
4 市街地の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 「震災復興グランドデザイン」における「市街地の整備」がベース。 2 都が整備主体となる広域インフラ整備計画に関連する市街地の整備方針を併せて示す。 3 特定地区の整備方針 被災を受けた経済活動や日常生活の中心拠点となるエリア(都心・副都心及び生活拠点など)の早期の機能回復を図る整備方針を示す。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市街地整備を重点的に進めるべき地域(重点復興地区及び復興促進地区)ごとの整備方針。 2 地区の復興まちづくりを住民と検討する際のたたき台となる。被災市街地復興推進地域に定めることになる「緊急復興方針」との整合を図る。
5 都市復興の主要プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1 「震災復興グランドデザイン」における「震災復興戦略プロジェクト」がベース。 2 復興のシンボルとなる新しい都市づくりに向けた広域プロジェクトを提示。 	

東京都震災復興マニュアルから引用

■区都市復興基本計画(骨子案)策定指針

【策定内容】

1 都市復興の理念・目標

都市復興基本方針で示された都市復興の理念・目標を踏襲する。また、都市復興の目指す期間について提示する。なお、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ア 短期目標は3～5年以内の実現を目指す。長期目標は、大規模な被災であっても、10年以内の復興事業完了を目指す。
- イ 行政と住民が対話し、協働して住民参加型のまちづくりを進める。
- ウ 地域特性に応じたまちづくりを進める。

2 土地利用の方針

既定計画を踏まえながら大括りのゾーニングごとの整備の方向性を示す。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 基本構想や基本計画、都市計画マスタープランなどの既定計画を踏まえて、被災地域の土地利用の基本的方針を示す。
- イ 被災の程度が大きく都市全体にわたって改造が必要となる場合には、既定計画にとらわれない土地利用方針の設定も検討する。

3 都市施設の整備方針

道路や公園、公共施設などで、区市町村が主体的に整備すべき都市施設について、都市復興における整備の基本的方針を示す。なお、整備の基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 壊滅的に被災した市街地では、都市計画道路、都市計画公園等の既に都市計画決定済みの都市施設は原則として整備する。
- イ 事前に都市計画マスタープランにより位置づけられ、又は、被災後その必要性が地域住民に十分に認識された都市施設については、新たに都市計画決定を行い整備を進める。特に、土地区画整理事業等の面整備を実施する地区においては、地区レベルの防災性向上に寄与する駅前広場、近隣公園、街区公園及び避難路、集散道路等の整備を図ることが望ましい。併せて、ライフライン事業者と調整を図る。
- ウ 広域的な都市整備の観点から、早急な整備が求められる都市施設は、都市計画法第55条の指定と先行買収を進めながら整備する。

4 市街地整備方針

被災を繰り返さないようまちづくりを進めるための方針を定める。なお、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ア 被災した市街地においては、被災を繰り返すことのないように、安全な基盤づくりを推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による総合的なまちづくりを進める。
- イ 市街地復興に当たっては、まちの特性、被災状況を踏まえてきめの細かい市街地の復興方策・整備手法を適用していくことを基本とする。そして、これらまちづくりを広域的な都市基盤整備を通じて体系的に組み立て、全体的な市街地復興を図る。
- ウ 壊滅的に被災した基盤未整備の地区では、原則として被災市街地復興推進地域の指定を行い、建築を制限し、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業を実施する。
- エ 半壊的あるいは被災建物が散在的に分布する地区(住工混在地区など)のうち、基盤未整備市街地については、地元のまちづくりの機運に応じて面整備を推進する。また、面整備を実施しない場合は、主要生活道路のネットワーク化及び狭あい道路の整備方針を作成し、その方針に従って必要な道路幅員を確保しつつ、本格建築の誘導を図る。
- オ 被災した市街地のうち、土地区画整理事業(耕地整理、震災復興区画整理を除く)等による基盤整備済みエリアにおいては原則として再度の面整備は行わない。ただし、土地利用更新や高度利用の必要性が高い地域については、再開発事業等により基盤整備水準の向上を図る。
- カ 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区について地区毎の特性などを踏まえつつ、主に以下の各号について定める。
 - (ア) 都市施設の配置や土地利用の方針
 - (イ) 防災機能確保の方針(避難地、延焼遮断帯、消防水利など)
 - (ウ) 基盤施設整備の方針
 - (エ) 公共公益施設整備の方針
 - (オ) その他地区に必要な事項の方針

(参考)東京都市街地復興基本計画(骨子案)の例

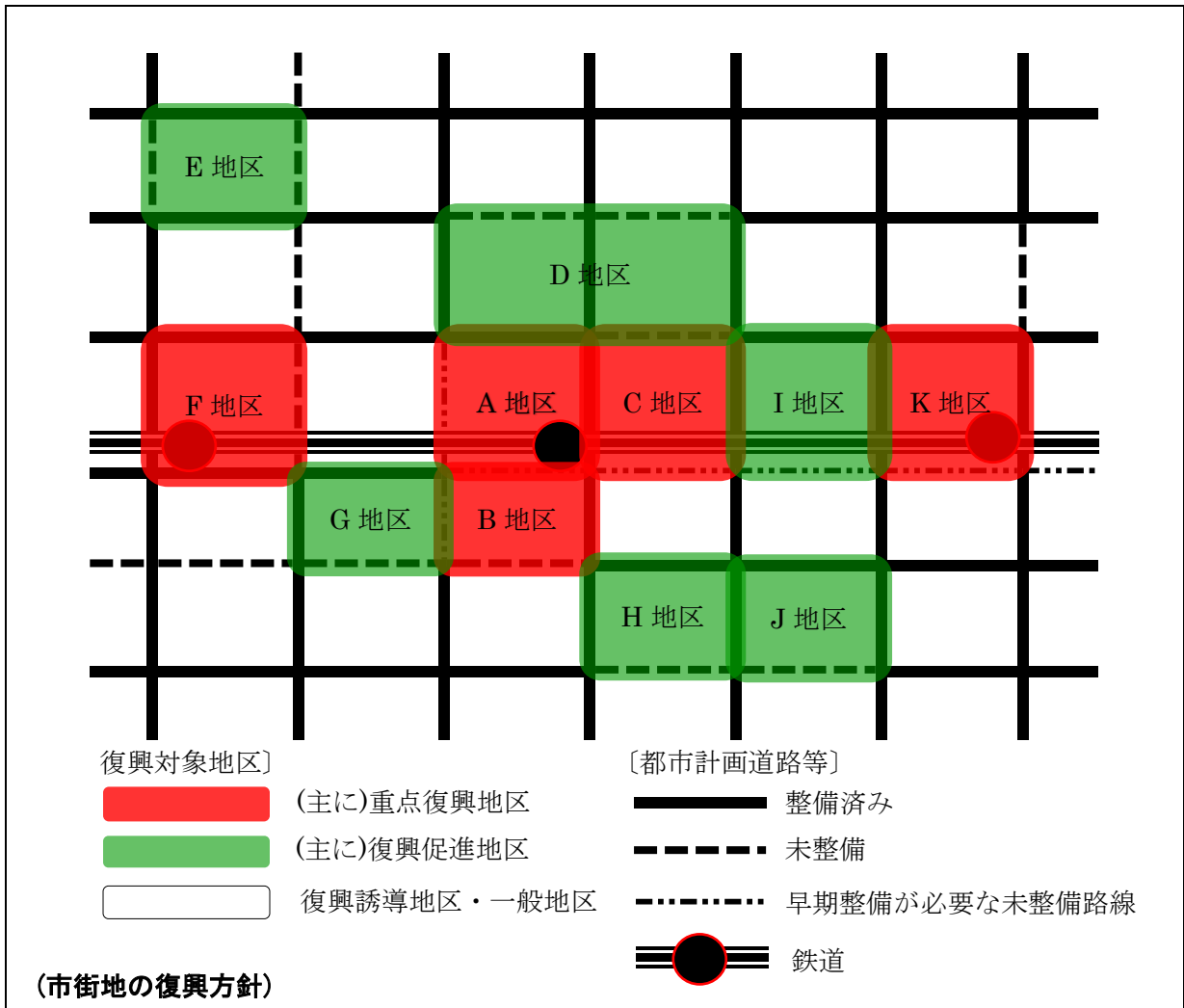
東京都震災復興マニュアルから引用

■震災復興グランドデザインにおける被災市街地の整備方針

市街地類型	整備方針
<p>環状7号線市街地(区部西部) ⇒建物焼失による大被害地域</p>	<p>抜本的な市街地改造型の復興を進めていくため、土地区画整理事業などにより基盤整備を行うとともに、地区計画による基盤整備も活用しながら復興を進めていく。</p> <p>補助幹線沿道においては、原則として道路の整備と一体的に周辺市街地の基盤整備を行う。</p> <p>こうした市街地の整備により、敷地の共有化、共同建替えなどを進め、中高層建物を中心とした安全で快適な住宅市街地として復興する。</p>
<p>駅周辺の地域拠点 (JR中央線沿線、私鉄沿線など) ⇒建物焼失による大被害地区</p>	<p>駅周辺地区の抜本的な復興により地域の拠点づくりを進めていくため、市街地再開発事業などにより駅前広場等の基盤整備を行う。</p> <p>また、併せて住宅、保育施設、福祉施設、IT関連オフィスなどを整備し、複合用途の中高層市街地を形成するとともに、鉄道の連続立体交差を実施し、踏切における渋滞の解消を図る。</p>

東京都震災復興マニュアルから引用

■ (参考) 都市復興基本計画(骨子案)の被災地域別計画図作成イメージ



(市街地の復興方針)

復興地区区分	特性や位置づけ	地区	市街地復興の基本的な考え方
(主に)重点復興地区	1. 駅周辺で大規模な商業集積がみられ地区の中心的な商業地 2. 商業地の後背は住商の複合市街地及び住宅地 3. 駅前広場は未整備 4. 全般的に基盤未整備	A	1. 中心商業、業務地区としての機能を強化していく。 2. 高度利用によるオープンスペースの拡充や歩行者回遊動線の強化を図る。 3. 駅前においては法定再開発事業を中心とした復興を進め、併せて駅前広場を設ける。 4. 駅前を除く基盤未整備地区では土地区画整理事業を中心とした市街地の復興を進め、都市計画道路、公園を確保する。
	1. 基盤未整備の木造住宅密集地域	B	1. 交通便利な都市型住宅地として整備していく 2. 都市計画道路や駅前広場の整備など、基盤施設の整備を行う。 3. 土地区画整理事業を中心とした市街地の復興を進める。
	1. 幹線道路沿道の住工混在地区(一部街路事業による幹線道路整備済み)	C	1. 沿道サービス型の商業業務機能の強化と住工混在の解消を図る。 2. 土地区画整理事業を中心とした市街地の復興を進める。
(主に)復興促進地区	1. 幹線道路沿道で被害が集中 2. 基盤整備済みの戸建て住宅中心の地区	D	1. 幹線道路の沿道で、共同建替え等による不燃化を進める。 2. 被災の集中した街区等では、ミニ区画整理や小規模な共同化による復興を進める。 3. 地区計画等を活用したまちづくりルールを策定する。
復興誘導地区・一般地区	1. その他部分的な被災地区		1. 学校、集会施設、福祉施設等の公共公益施設の周辺での不燃化、緑化やオープンスペースの拡充を進め、地域のコミュニティ拠点づくりを進める。 2. 被災の集中した街区等では、ミニ区画整理や小規模な共同化による復興を進める。

東京都震災復興マニュアルから引用

第二次建築制限の作成物

① 杉並区被災市街地復興促進地域都市計画図書 ⇒告示

第二次建築制限作業工程

実際の着手日 / ()

被災市街地復興推進地域の都市計画原案作成(G I S 使用)

中心として作業にあたる担当

市街地整備課土地利用計画係(リーダー) 地区計画係
管理課(都市企画担当)企画調査係 都市施設担当係 管理課建築調整係
市街地整備課(拠点整備担当)拠点整備係
市街地整備課(耐震・不燃化担当)不燃化推進係 耐震改修担当係
建築課審査係
土木管理課占用係 狭あい道路整備課狭あい道路係
土木計画課都市計画道路整備係
みどり公園課公園企画係

- ① 現場再確認の後、復興対象地区の重点復興地区を基本に、**第二次建築制限指定**が必要な地域を白地図(1/10,000)にフリクションマーカ―等で描画し、**指定地域一覧表**をまとめ(たたき台)を作成する。
- ※ 指定要件
- 震災により、相当数の建築物が滅失したこと。
 - 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用動向等から見て放置すると不良な街区が形成されるおそれがあること。
 - 土地区画整理事業、市街地再開発事業、または、これらと併せて公共施設の整備に関する事業を実施する必要があること。
- ※ 地域指定
- 地形地物、街区又は町丁目単位。
 - 地域の状況により、土地区画整理事業等の復興都市計画事業の導入が必要な復興促進地区を含めることも検討する。
- ② 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、**事前説明会**を想定して(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、「すぎなみまっぷ」を使い(素案)を作成。

□③ 東京都との調整を行い、(原案)を作成。

東京都都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当	5320-5124
〃 都市づくり政策部広域調整課広域計画担当	5388-3244
〃 市街地建築部建築企画課建築担当	5388-3343
総務局 総合防災部 防災管理課	5388-2587
建設局 総務部 企画計理課	5388-1111(代)

実際の終了日 / ()

実際の着手日 / ()

被災市街地復興推進地域の都市計画手続(区決定)

- ① 通常必要な手続き期間が取れない^{※1}ため、**震災時の対応を事前に東京都と取り決める。〈事前用意〉**
- ② 案の作成は担当課、都市計画手続は管理課庶務係とする。
※ 都市計画に定める事項(被災市街地復興特別措置法第5条)
(1)名称 (2)位置 (3)区域 (4)区域の面積
(5)緊急復興方針 (6)建築制限の満了日(発災から2年以内)
- ③ 地区復興センター等で事前説明会等を行い、指定理由、区域の課題、建築制限内容等について説明する。(都市計画法第16条)
- ④ 都市計画案を区長決裁。
- ⑤ 東京都知事協議。※都要綱では休日を除く20日間必要
(都市計画法第19条第3項)
- ⑥ 都市計画案の公告・縦覧、意見書の提出(募集)について部長決裁。
(縦覧期間2週間⇒都市計画法第17条)
- ⑦ 都市計画審議会へ諮問及び意見書要旨の提出について区長決裁。
(都市計画法第19条)
- ⑧ 答申受領について都市整備部長決裁。
- ⑨ 都市計画決定告示区長決裁。告示。(都市計画法第20条)
 - 告示により、建築行為の際に都知事の許可が義務づけられる。
- ⑩ 東京都に図書の写し及びデータを送付。
- ⑪ 公表。(東京都と同時)
⇒P.都市-序8「共通作業3 公表」参照。
 - 建築確認申請時の指導開始。(発災後最長2年まで)

実際の終了日 / ()

※1 東京都の「区市が定める都市計画に係る知事の協議に関する要綱」では、知事協議期間は、都市計画案の公告縦覧(都市計画法第17条第1項縦覧期間2週間)予定日から起算して土日祝祭日を除く20日間(4週間)必要とされている。これだけでも6週間必要であり、都の震災復興マニュアルの被災市街地復興推進地域の都市計画告示期限から逆算すると手続き日数が不足となる。

※2 被災市街地復興推進地域の都市計画等手続きを都が代行する制度は、「大規模災害からの復興に関する法律」第42条に規定あり。

被災市街地復興推進地域の都市計画決定と建築指導等の体制				
対象建築物延べ床面積	都市計画決定	都市計画同意	建築許可	建築主事による確認
10,000 m ² 以内	杉並区	東京都 (知事)	東京都 (知事)	杉並区
10,000 m ² 超				東京都

※東京都震災復興マニュアルから引用

被災市街地復興特別措置法(抜粋)	
	平成 30 年 1 月現在
(建築行為等の制限等)	
第七条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。	
一	通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
二	非常災害（第五条第一項第一号の災害を含む。）のため必要な応急措置として行う行為
三	都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
2	都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。
一	土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
イ	被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの
ロ	次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物（建築物を除く。）の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの
ハ	次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更
二	建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
イ	前項の許可（前号ハに掲げる行為についての許可を除く。）を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
ロ	自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
	(1) 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
	(2) 主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
	(3) 容易に移転し、又は除却することができること。
	(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
ハ	次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築
3	第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。
一	都市計画法第四条第五項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示（以下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。） 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
二	都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められた区域
三	都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域

四 土地区画整理法第七十六条第一項第一号から第三号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施行地区

五 都市再開発法第六十条第二項第一号に掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第三号に規定する施行地区

六 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域

4 第一項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

5 都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。

6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確認することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土地の買取り等)

第八条 都道府県、市町村その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事等(前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者)は、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

一 前条第二項第二号ロ(1)から(3)までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築

二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更

4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

6 第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

14 復興まちづくり計画等

市街地整備課・その他

発災2カ月～6カ月以内

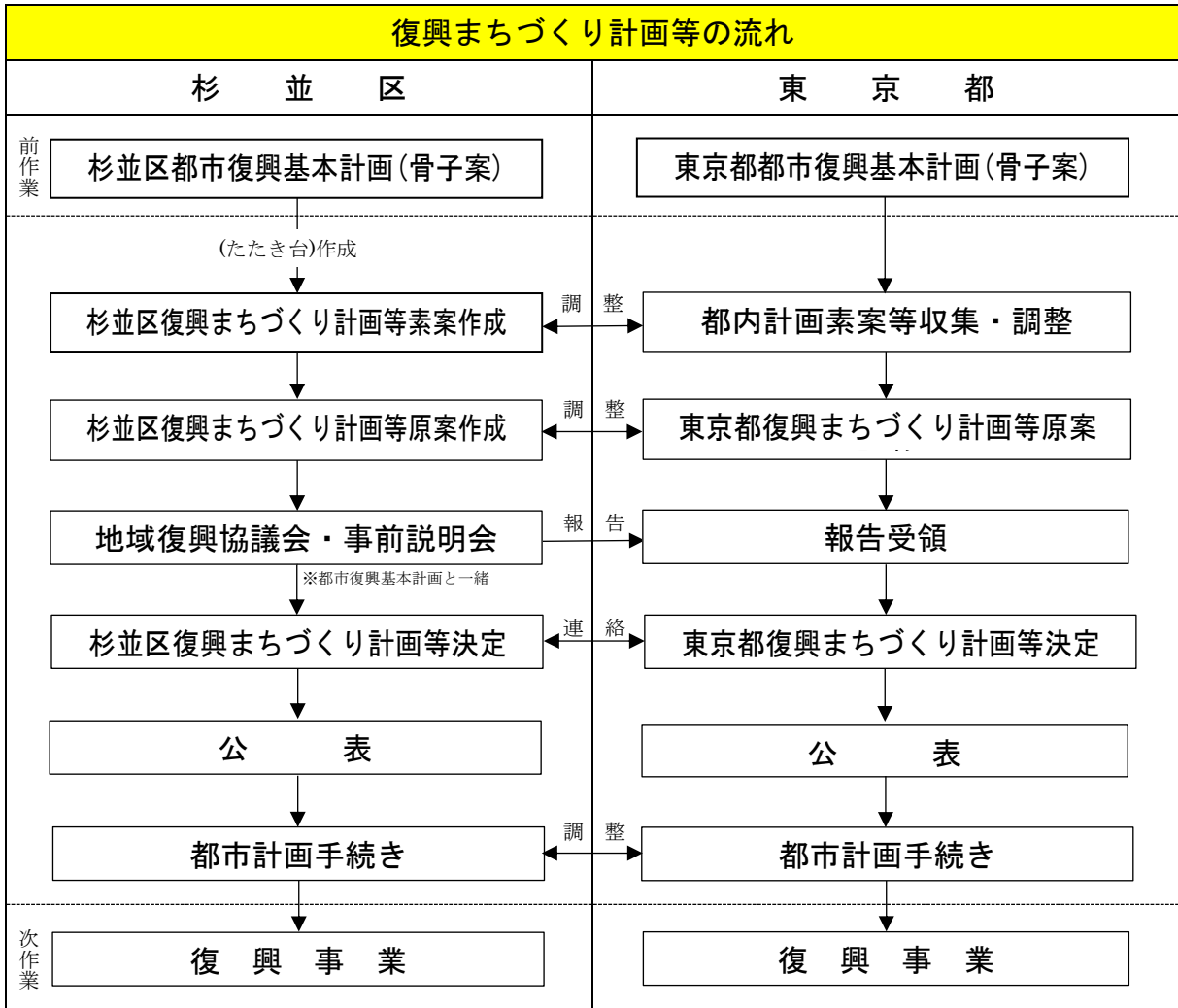
／ 以内

【目的】都市復興基本計画(骨子案)を踏まえ、地区ごとの復興の取組を実現する事業手法を具体的に示す。**本計画等**は、以下3つの計画で構成される。

- ① **復興まちづくり計画**(地区の全体像を明らかにする計画)
- ② **復興都市計画**(重点復興地区及び復興促進地区の土地地区画整理事業等)
- ③ **修復型事業計画**(復興促進地区及び復興誘導地区の任意事業等)

- 本計画等は、①地区復興センターで得た情報、②区が復興プロセスの中で行う各種説明会で出された意見、③地域復興協議会との協議内容等を考慮して定める。
- 復興都市計画は、都の諸計画に留意し都市計画決定を伴う。

復興まちづくり計画等の流れ



復興まちづくり計画等の作成物

① 杉並区復興まちづくり計画等 ⇒公表

復興まちづくり計画等作業工程

実際の終了日 / ()

復興まちづくり計画等の作成(G I S使用)

※都市復興基本計画とともに事前説明会等を行う

中心として作業にあたる担当

市街地整備課地区計画係(リーダー) 土地利用計画係
管理課(都市企画担当)企画調査係 都市施設担当係
住宅課管理係 市街地整備課(拠点整備担当)拠点整備係
市街地整備課(耐震・不燃化担当)不燃化推進係 耐震改修担当係
土木管理課占用係 狭あい道路整備課狭あい道路係
土木計画課都市計画道路整備係
みどり公園課公園企画係

- ① 地区復興センター等の情報を確認。
- ② 都市復興基本計画(骨子案)作成で使用した資料を用意。
- ③ 復興まちづくり実現のため、具体的にどのような事業・手法(例を下記に示す)、手順をさらに詳細かつ具体的に検討する。
 - 重点復興地区及び復興促進地区の一部は復興都市計画
 - ・ 土地地区画整理事業
 - ・ 基盤整備を伴う市街地再開発事業等面的整備
 - 復興促進地区及復興誘導地区は修復型事業計画
 - ・ 地区計画＋街路事業
 - ・ 市街地住宅総合整備事業(密集住宅市街地整備型)
 - ・ 都市防災不燃化促進事業
 - ・ 都市防災総合推進事業
 - ・ ポイント的な市街地再開発事業(共同化によるオープンスペース創出)
 - ・ 優良建築物等整備事業(共同化によるオープンスペース創出)
 - ・ 街路事業
 - ・ その他
 - 各事業等の採用の可否を東京都と事前調整。
 - 用途地域や基幹道路の都市計画の変更など、東京都の都市計画となるものを書き出し、発災から6カ月で都市計画決定告示ができるよう東京都と調整し、都市計画審議会の日程等、スケジュールを決める。

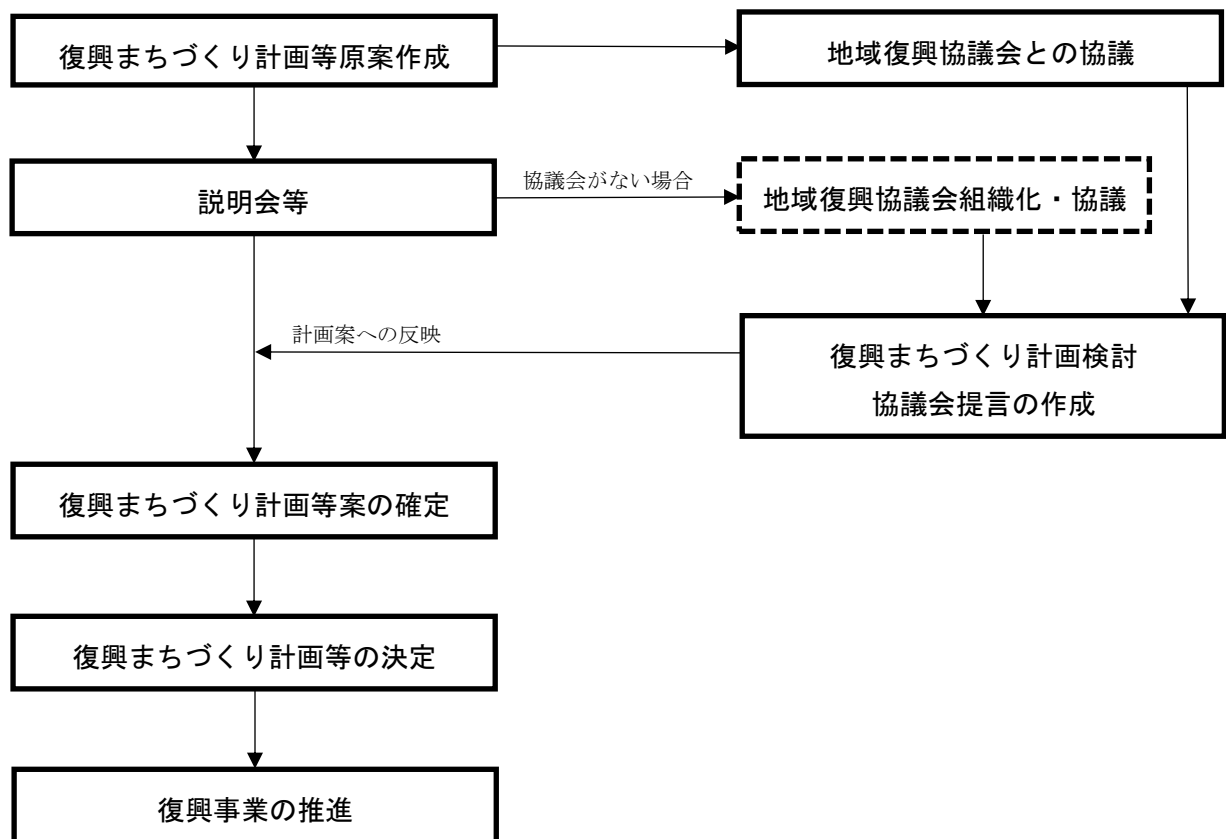
- ④ **P. 都市-64** 以降に示す「復興まちづくり計画等策定指針」、「復興まちづくり計画原案の作成例」、「地区復興まちづくり計画原案(例)」に基づき**復興まちづくり計画等**(たたき台)を作成。
 ※ **復興まちづくり計画**は、復興都市計画と修復型事業計画を踏まえて作成する。
- ⑤ 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、事前説明会を想定して(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、「すぎなみまっぷ」を使い(素案)を作成。
 ※ 通常時の計画プロセス(部内調整⇒まちづくり調整会議⇒政策調整会議～)が可能な場合は移行する。
- ⑥ 東京都との調整により(原案)を作成。
 ⇒地域復興協議会等との調整のため、できるだけ早期にまとめる。

東京都都市整備局市街地整備部企画課	復興企画担当	5320-5124
都市整備局総務部	総務課 庶務担当	5388-3206
〃	〃 広報広聴担当	5388-3240
〃	住宅政策推進部住宅政策課企画担当	5320-4938
〃	都市基盤部 調整課施設計画担当	5388-3298

- ⑦ 地域復興協議会と意見交換。必要に応じて修正。(都市計画法第 16 条)
- ⑧ 都市復興基本計画とともに、地区復興センター等で事前説明会等を行う。(都市計画法第 16 条)
- ⑨ 東京都に報告。
- ⑩ 区長決裁。(計画の具体的事業・手法の所管課が起案)
 - **杉並区復興まちづくり計画等決定**
- ⑪ 東京都に連絡。
- ⑫ 公表。(東京都と同時)
 ⇒**P. 都市-序 8**「共通作業 3 公表」参照。
- ⑬ 公表の後、区扱いの各事業に関わる都市計画手続(**P. 都市-57**「被災市街地復興推進地域の都市計画手続」参照)

実際の終了日 / ()

※ **共同建替え支援のため、地区計画により市街地環境が担保される場合は、建築基準法第 52 条第 8 項による容積率の緩和(東京都都市計画審議会に付議が必要)も検討する(東京都震災復興マニュアル P. 263 参照)**



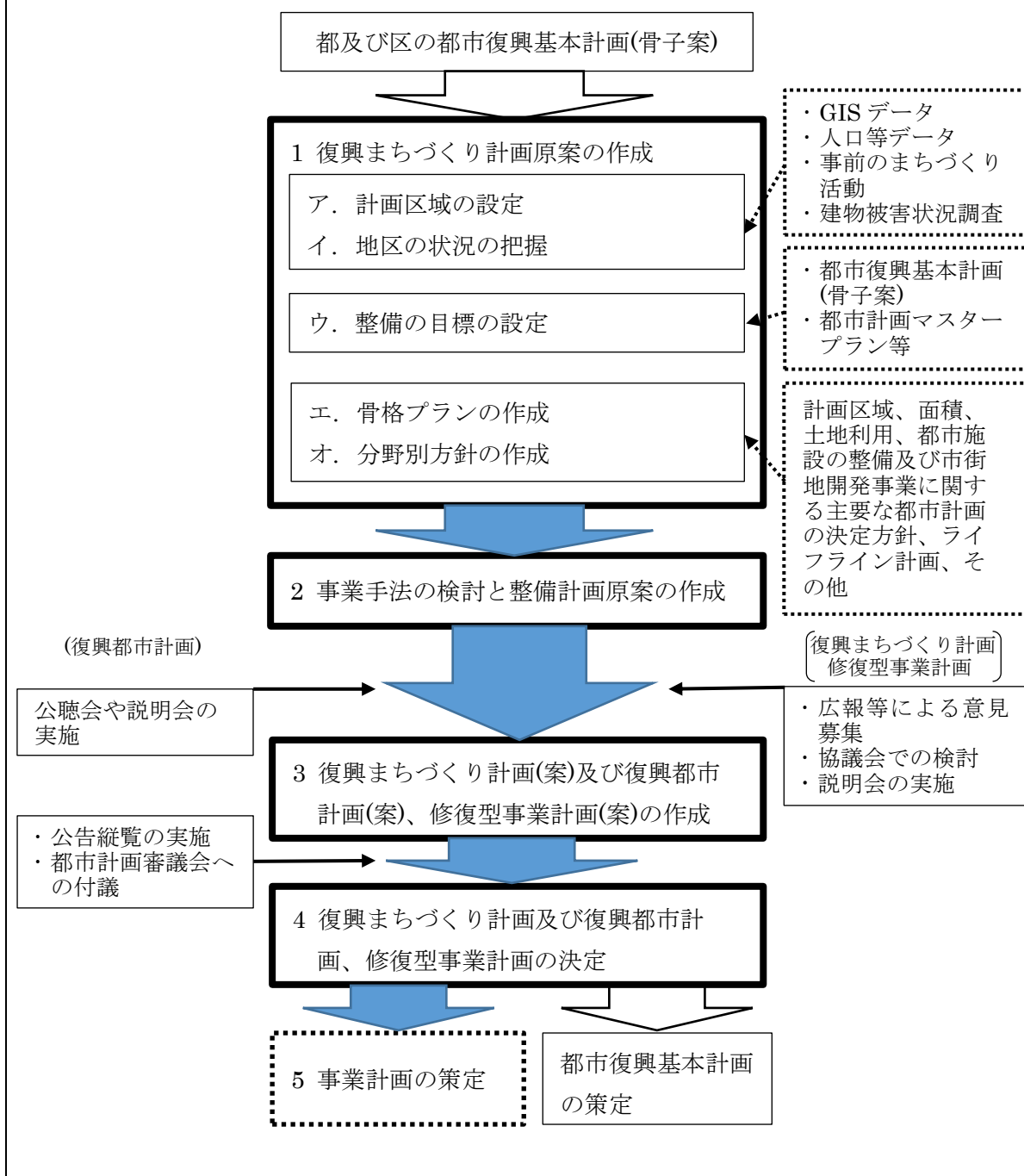
※杉並区地域防災計画(震災編)(平成27年修正)参考

■復興まちづくり計画等策定指針

復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画は、都市復興基本計画(骨子案)で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興の取組について具現化を図るものである。

復興まちづくり計画等策定指針は、復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画の策定手順、並びに復興まちづくり計画原案の作成方法と作成例を示すものである。

1 復興まちづくり計画等の作成の流れ



2 復興まちづくり計画原案の作成方法

(1) 計画区域の設定

被害の分布を基本に、既定計画や街区構成、地元組織(町会・自治会、協議会等)の区域などを踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a.位置 b.面積

(2) 地区の現況

ア. 被災前の状況の整理

GIS等を活用し、以下のデータを整理する。

a.復興対策基本図 1(現況特性図) b.復興対策基本図 2(現行計画図) c.用途地域図
d.土地利用現況図(数値データとしても整理する)
e.その他(当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの)
f.年齢別人口、世帯数等のデータ整理(入手できない場合は登記簿と住民基本台帳を利用)
g.事前のまちづくり活動の有無及び活動内容を整理

イ. 被災状況の整理

当該地区について、「家屋被害状況調査」(P.都市-9参照)の結果を引用する。

(3) 整備目標の設定

都市復興基本計画(骨子案)、都市計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理・作成する。

a.計画年次 b.将来像 c.目標

(4) 骨格プランの作成

以下の内容を整理・作成する。

a.地区の拠点 b.地域の軸

(5) 分野別方針の作成

都市計画及び導入事業を踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a.土地利用の方針 b.都市施設の整備方針 c.市街地復興の基本方針 d.その他

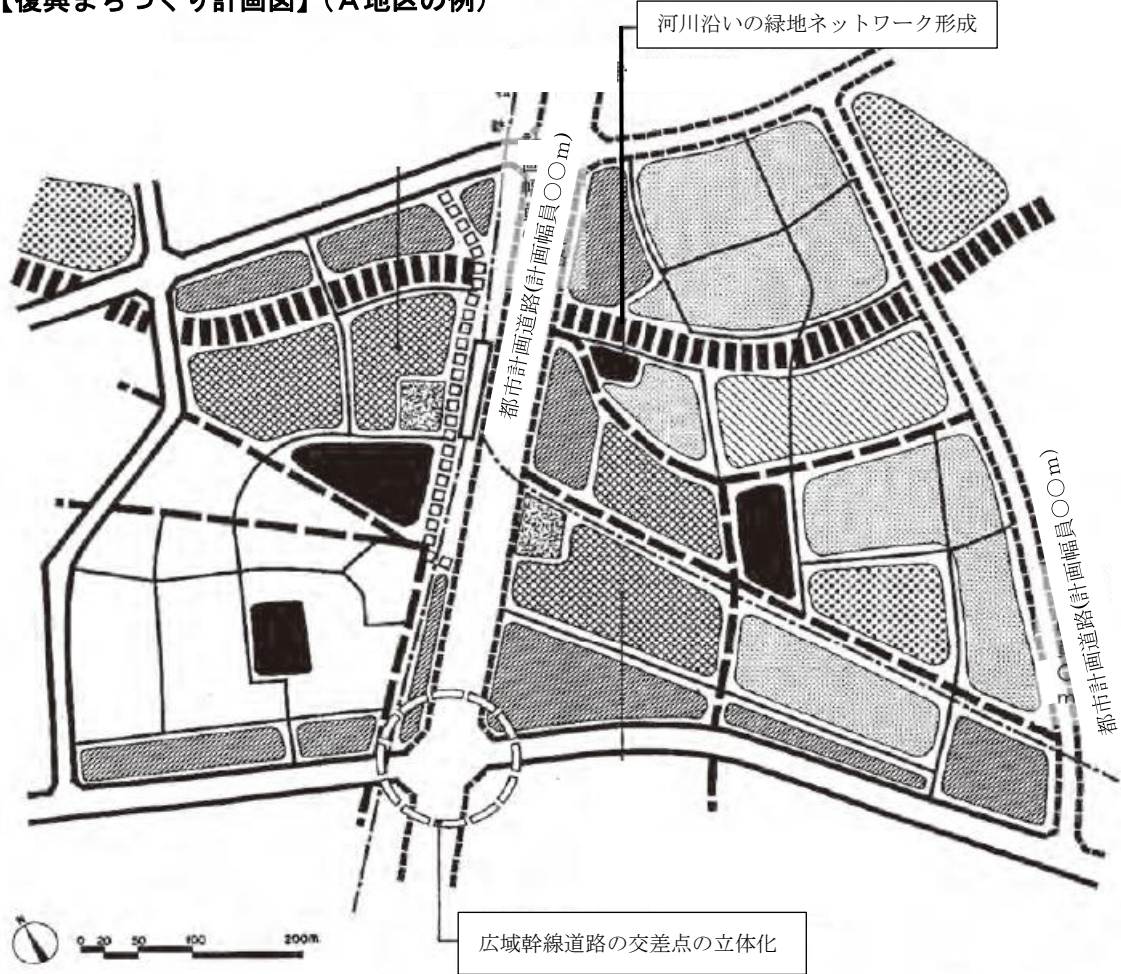
東京都震災復興マニュアルから引用

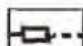





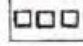
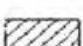






■復興まちづくり計画原案の作成例

(参考)復興まちづくり計画原案の例示のための地区区分					
地 区		市街地特性	防災都市づくり 推進計画での 位置づけ	面整備の状況	震災復興グランド デザインにおける 市街地類型
と商業を 地区中心	A地区	区を中心商業地/商住工の混 在する市街地/駅前広場は未 決定	重点整備地域	未整備(一部震災 復興土地区画整 理済み)	駅周辺の地域拠点 (JR中央線沿線、私 鉄沿線など)
と住宅を 地区中心	B地区	木造住宅密集地域/近隣商店 街の集積が高い/未整備の都 市計画道路を含む地区/駅前 広場は未決定	整備対象地域	未整備	環状7号線、補助26 号線の周辺市街地 (区部西部)

次ページに続く

【復興まちづくり計画図】(A地区の例)



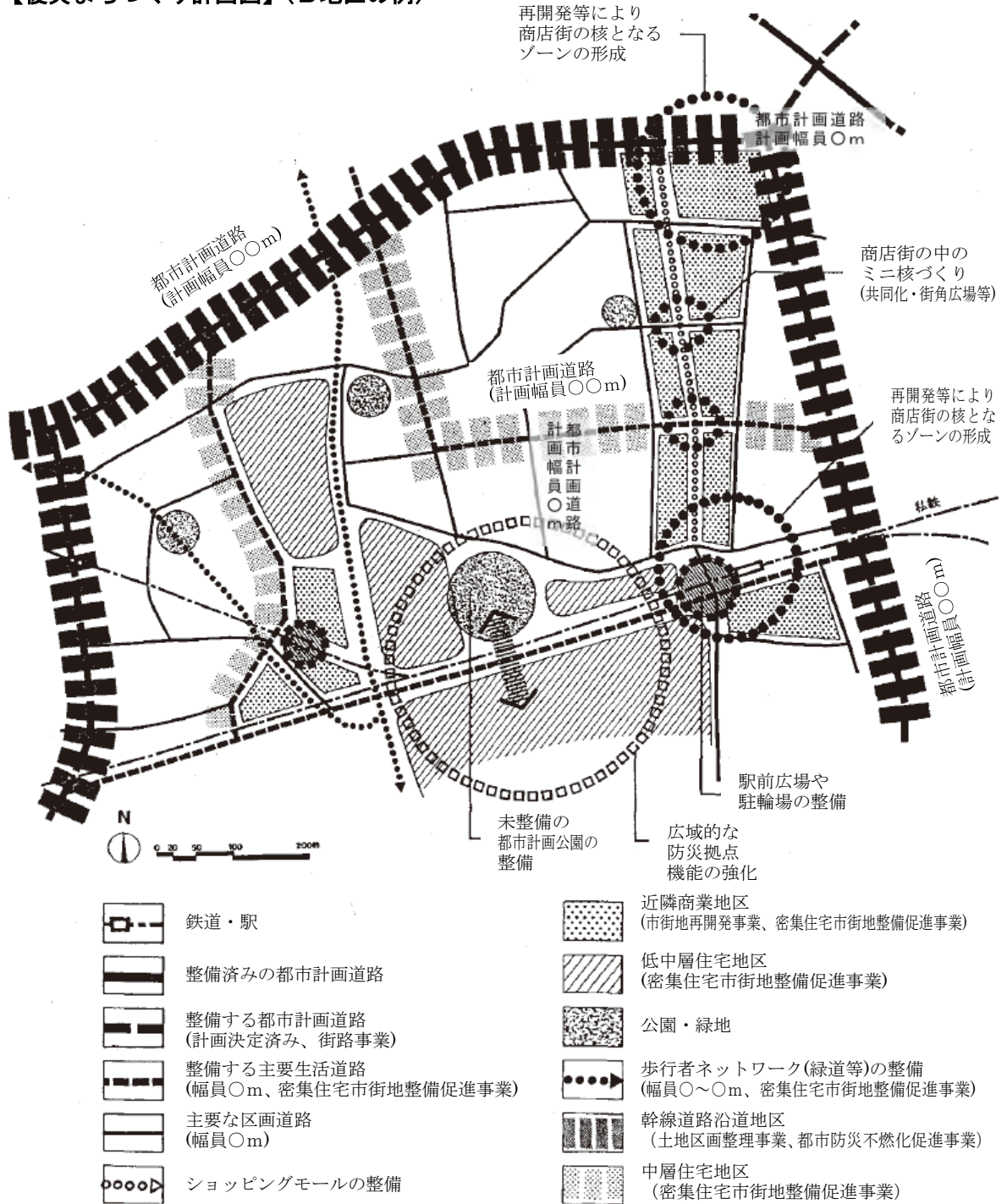
	鉄道・駅		商業・業務・文化等の拠点の形成 (市街地再開発事業)
	整備済みの都市計画道路		幹線道路沿道地区 (密集住宅市街地整備促進事業)
	整備する都市計画道路 (計画決定済み、街路事業)		低中層住宅地区 (土地区画整理事業・密集住宅市街地整備促進事業)
	整備する都市計画道路 (新規計画決定、街路事業)		都市型産業地区 (土地区画整理事業・密集住宅市街地整備促進事業)
	整備する駅前広場・駐輪場		学校周辺の防災機能の強化
	整備する主要生活道路 (幅員〇m、密集住宅市街地整備促進事業)		公園・緑地
	主要な区画道路(幅員〇m)		歩行者ネットワーク(緑道等)の整備 (幅員〇~〇m、密集住宅市街地整備促進事業)

【注】凡例中の事業については、各事業の整備計画を併せてご覧ください。

【計画の留意点】

- ① 中心商業地にふさわしい駅前の再整備を行う。(駅前広場や駐輪場の整備／駅前アクセス道路の整備／駅周辺の小規模店舗等の再開発)
- ② 商店街は幅員の狭い道路が多く、小規模・老朽化した店舗などで大きな被災を受けた街区では、共同建替え等による復興を行い、十分なオープンスペースを確保していく。
- ③ 木造住宅密集地域には小規模な工場等も多いことから、地区内での工場の集約化や住宅の共同化による良好な市街地環境づくりを行う。(土地区画整理事業や共同建替え事業等の推進)
- ④ 河川・学校・公園を連携させた防災機能の強化を進める。

【復興まちづくり計画図】(B地区の例)



注) 凡例中の事業については、各事業の整備計画を併せてご覧ください。

【計画の留意点】

- ① 未整備の都市計画道路 (3路線)の整備と沿道環境の整備(不燃空間の拡大、沿道緑化等)を行う。
- ② 駅前や駅前商店街の再開発により、駅前広場や駐輪所の整備、安全な商業地の形成を進める。
- ③ 未整備の都市計画公園を整備し、学校と連担した防災拠点づくりや公園緑地の適正配置を行う。
- ④ 住宅系市街地については共同化による中高層住宅の整備を進める。
- ⑤ 主要な区画道路や緑道沿道の不燃化を行い、安全な避難ルートを確認していく。

東京都震災復興マニュアルから引用

■復興まちづくり計画原案(例)

〇〇区〇〇地区復興まちづくり計画原案(例)

1 計画区域

計画区域及び面積 ～略～

2 地区の現況

被災前の状況、被災状況 ～略～

3 整備の目標及び方針

(1) まちの目標

当地区では、〇月〇日に発生した〇〇地震により甚大な被害を受けました。当地区の復興を進めるにあたっては、被災を二度と受けない災害に強いまちづくりを進めることが必要です。

また、当地区は・・・といった歴史あるまちであり、このようなまちの財産を活かしながら、今回の被災も含めてまちの記憶を次の世代に伝えていくことも大切です。

これからまちづくりを進めていくには、地区の住民のみなさんがこのまちの中でお互い支えあっていく環境がなければ、まちの復興を進めていくことはできません。

このようなことを踏まえ、当地区では、「歴史的な魅力が感じられる、安全で住み続けられるまち」の形成を目指し、平成〇〇年を目標とします。

(2) まちづくりの方針

まちづくりの目標を実現するために、以下の方針にそってまちづくりに取り組みます。

- ア 集い、育むコミュニティのあるまちにするためのまちの核の創出
- イ 災害に強いまちにするための延焼遮断帯の形成
- ウ 安全で快適に歩けるまちにするための道路整備とネットワーク化
- エ 住みよいまちにするための落ち着いた住宅地の形成

4 骨格プラン

(1) 地区の拠点

ア 〇〇駅周辺は、古くからの商店街や地区会館等の公共施設があり、〇〇通り沿道では業務施設が集積して多くの人々が訪れていた。人々の交流の拠点となっていたことを踏まえ、〇〇駅周辺を「商業・業務・文化等の拠点」として位置づけ、それらの機能の充実を図る。

イ 地区の生活サービスや防災機能の向上を図るため、既存の公園や学校、公共公益施設を地域の「生活・防災拠点」として位置づけ、移転による集約や新規整備によりその形成を図る。

(2) 地区の軸

〇〇駅と公共施設を結ぶ道路とその沿道は利用者が多く、当地区の顔にふさわしい「都市の景観軸」として、道路舗装や建物の色調の統一など、良好な景観の形成を誘導する。

5 分野別方針

(1) 土地利用の方針

ア 住宅地の整備方針

- (ア) 低層住宅地区： 戸建て住宅やゆとりある集合住宅で構成される落ち着いた住宅を中心とした地区の形成を図る。
- (イ) 低中層住宅地区： 共同化・協調化を誘導し、集合住宅と戸建て住宅が調和した地区の形成を図る。
- (ウ) 中層住宅地区： 共同化・協調化を誘導し、駅への利便性を活かした集合住宅を中心とした地区の形成を図る。
- (エ) 高層住宅地区： 業務空間を居住空間が調和した都心居住にふさわしい住宅の民間による供給を誘導する。

イ 商業地の整備方針

近隣商店街地区： 〇〇通りの沿道の〇〇商店街の再生を図り、駅前広場と公園との一体的な整備を図る。

ウ 業務地の整備方針

業務地区： 土地の高度利用を図り、街区を再編し商業・業務・文化施設の適切な立地の誘導を図る。

エ その他の地区の整備方針

- (ア) 都市型産業地区： 混在する住工併用建物については、土地区画整理事業による集約立地を図りながら、産業と住宅が調和した環境を有する地区の形成を図る。
- (イ) 幹線沿道地区： 沿道型の商業・サービス施設が立地する地区の形成を図る。

(2) 都市施設の整備方針

ア 道路及び交通体系の整備方針

(ア) 幹線道路

- a 安全な交通環境を確保し、沿道の不燃化により延焼遮断帯の役割を果たす道路である。
- b 補助〇〇号線(計画幅員〇m)の整備を図り、合わせて沿道緑化を進め、豊かな歩行者空間の形成を図る。

(イ) 主要生活道路

- a 地区内の生活交通の主軸となり、災害時の避難・消防活動を円滑にし、バス交通等の生活サービス機能を有するため、計画幅員〇mとする。
- b 土地区画整理事業に合わせて歩道のある安全な道として整備を図る。

(ウ) 区画道路

- a 地区内の円滑な交通処理や日常時の防災性能の向上を図るため、計画幅員〇mとする。
- b 土地区画整理事業に合わせて整備を図る。なお、歩行者の安全を確保するように配慮する。

(エ) 歩行者ネットワーク

- a 幹線道路や主要生活道路について豊かな歩行者空間を確保し、水際空間及び公園とのネットワーク化を図る。
- b 〇〇川沿いの緑道(計画幅員〇~〇m)の整備を図る。

(オ) その他

- a 地域のまちづくり推進と併せて、鉄道〇〇線の連続立体交差事業を推進する。

イ 公園・緑地の整備方針

- (ア) 土地区画整理事業や都市計画道路の整備に合わせて街区公園や小公園の整備を図る。

- (イ) 〇〇川については、緑化及び親水空間として整備を図る。また、これに連続する街区公園・緑地を一体的に整備する。

- (ウ) 市街地再開発事業や都市計画道路の整備に合わせて街区公園の整備を図る他、総合設計制度の活用等により、街区の再編に合わせて開かれた空間の確保を図る。

(3) 市街地復興の基本方針

ア 防災機能確保の方針(避難地・延焼遮断帯・消防水利)

- (ア) 補助〇〇号線の整備と合わせて沿道不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
- (イ) 小、中学校については、校舎の修理や建替えに併せて、耐震補強や防災資機材を備蓄するほか、その周辺でも生垣化により安全な空間形成を誘導する等、防災機能の強化を図る。
- (ウ) 水際の緑地整備により避難及びレクリエーション機能の確保を図る。

イ 基盤施設の整備方針(公共公益施設等)

- (ア) 既存の地区会館の再編にあたっては、高齢者等の利便を考慮し、合わせて小公園を整備する等、魅力的な空間の形成を図る。
- (イ) 都心居住者の生活利便施設のバランスを考慮し、民間の建設活動にあたっては、適切な生活利便施設の導入を誘導する。

ウ その他

- (ア) 地区内に散見される小さな社は地区のシンボルであり、土地区画整理事業の実施にあたってはできる限り移動させないように配慮する。
- (イ) 道路以外の開かれた空間が少なくなりがちであるため、公園と公立学校と一体として整備を図るなど、まとまった空間の確保を図る。

6 事業手法

- (1) 〇〇駅周辺地区では土地区画整理事業、その他の地区は密集住宅市街地整備促進事業によって実現を図る。
- (2) 〇〇駅周辺地区では市街地再開発事業、その他の地区は土地区画整理事業とし、民間の建設活動には総合設計制度等の制度の導入を誘導する。

東京都震災復興マニュアルから引用

(参考)インフラ整備に関する検討にあたって考慮すべき事項			
	重点復興地区	復興促進地区・復興誘導地区	
整備済みの都市計画道路の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被災道路の早急な復旧を行う。 鉄道交差点部や交差点等でより円滑な交通流の確保の観点から、拡幅が望ましい道路区間については、一部幅員を見直し整備を進める。 		
未整備の都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業等の面的整備事業により整備する。 防災機能の強化、ゆとりある歩行空間の創出、都市環境への配慮から、計画決定の幅員が十分でない判断される道路については、都市計画変更による適切な歩道空間の確保や沿道建築物のセットバック等により歩行区間を確保しつつ整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿道に被災建物が比較的多くあり、建替えに合わせて、一定空間の整備が図れる道路については、可能な限り整備を進める。 	
既決定で未整備の公園緑地等	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定済みで未整備の公園、緑地、広場等については整備を行う。 緑のマスタープラン、都市計画マスタープラン等の既定計画に位置付けられている公園緑地等については、可能な限り整備を進める。 なお、上記の公園緑地等の整備にあたっては、地域コミュニティ機能や防災拠点機能の強化に配慮して、必要に応じて計画面積の拡充や公共公益施設と連坦した公園緑地等の配置・整備を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定済みで未整備の公園、緑地、広場を含む地区で、土地区画整理事業等の面的整備事業を行う場合には、整備を進める。 	
新規計画による都市計画施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業等の面的整備により、以下の施設整備を行う。 ① 駅前広場の整備(駅前での適切な交通結節機能や防災広場機能の強化・拡充) ※ 整備済み及び既決定駅前広場についても再検討を行い、必要な場合には再整備を行う ② 公園等の整備(公園不足地区の解消、消防水利などの防災拠点機能の強化) ③ 広域的な観点から必要性の高い骨格防災軸(「防災都市づくり推進計画」において位置付けられている) ④ 都市計画マスタープラン等で位置付けられ、住民にその必要性が十分に認識されていた都市施設。 		
都・区の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 現在、整備主体の位置づけがなされている都市計画施設は、原則として、その整備主体が整備を実施する。 原則として、都は複数の区市町にまたがる都市施設や円滑な復興を進める上で重要な都市施設の整備を行い、区はその他の地域レベルの都市計画施設等の整備を進める。 		
(参考)市街地整備に関する検討に当たって考慮すべき事項			
類型	地域復興の主要課題	復興の基本的な方向	
基盤未整備エリア	密集住宅	<ul style="list-style-type: none"> 狭あい道路、行き止まり道路の解消 狭小宅地、未接道宅地の解消 木造賃貸住宅に居住する高齢者世帯の住宅対策 道路、公園等の公共施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業、市街地再開発事業等を中心とする地域復興による公共施設整備と街区の形成 共同建替えによる適正な高度利用とオープンスペースの確保 復興共同住宅、公的な高齢者住宅の供給
	在地工混	<ul style="list-style-type: none"> 小規模点在型の工場、倉庫等の工業地と住宅地の分離 狭あい道路、行き止まり道路の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業、市街地再開発事業等を中心とする地域復興による公共施設整備と街区の形成、工業地の集約化 土地利用再編による大街区の形成と共同建替え
基盤整備済みエリア	在地工混	<ul style="list-style-type: none"> 耕地整理等が実施された後、小規模宅地開発により形成された住工混在地域などで、半壊的あるいは被災建物が散在する(虫食い状の被災)被災地への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ミニ区画整理が他の地区整備の連鎖や小規模な共同化事業の連鎖による地域復興 ツイン区画整理型の事業による土地利用の再編
	住商混在地域	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興土地区画整理事業^{※2}等の実施後、小規模建築の立地は街区内での敷地細分化により形成された狭あい道路地区、未接道宅地への対応 下町商業地での木造賃貸住宅に居住する高齢者世帯の住宅対策 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業や小規模な共同化事業の連鎖による地域復興 一体程度の高度利用によるオープンスペースの拡充(歩道状空地の確保、広場整備等) 復興共同住宅、公的な高齢者住宅の供給
<p>※1 水準の低い面整備事業(耕地整理、震災復興区画整理事業等)の実施地区を含む</p> <p>※2 震災復興区画整理事業：関東大震災における土地区画整理事業、杉並区内にはない。</p>			

東京都震災復興マニュアルから引用

15 都市復興基本計画

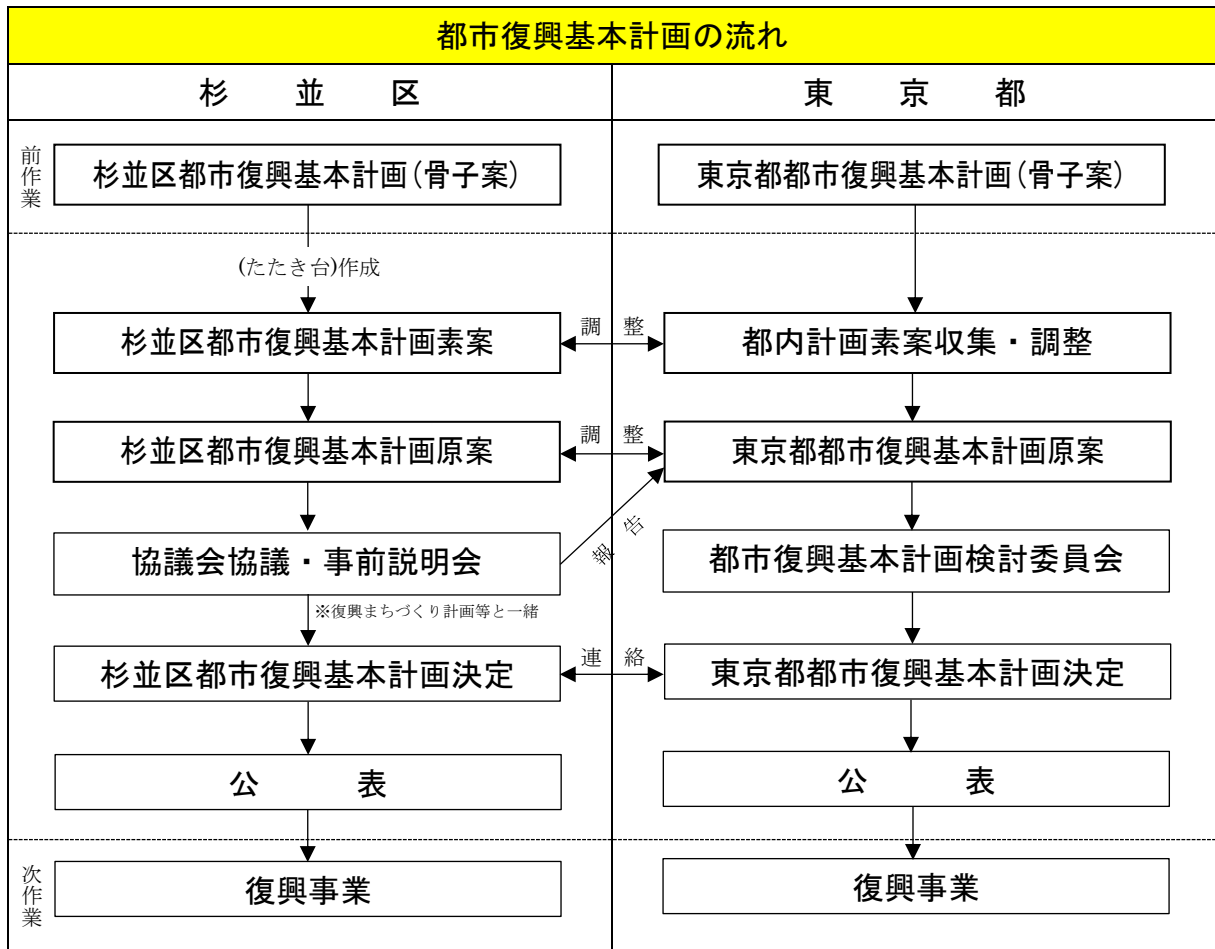
都市企画担当・その他

発災2カ月～6カ月以内

／ 以内

【目的】本計画は、具体的な復興の取組を体系的に取りまとめた都市復興のマスタープランであり、区の震災復興計画(第1章P.体制-16参照)の部門別計画として公表する。

- 都市復興基本計画(骨子案)を基本に、復興まちづくり計画等の内容や復興の進捗状況との整合を図りながら、復興の見通し等を記載する。



復興まちづくり計画等の作成物

- ① 杉並区都市復興基本計画 ⇒公表

都市復興基本計画作業工程

実際の着手日 / ()

都市復興基本計画の作成

- ※ 復興まちづくり計画等を後追的に作業進める
- ※ 復興まちづくり計画等とともに事前説明会等を行う

中心として作業にあたる担当

管理課(都市企画担当)企画調査係(リーダー) 都市施設担当係
市街地整備課地区計画係

- ① 都市復興基本計画(骨子案)に復興まちづくり計画等の進捗によって明らかになった復興事業計画や事業期間等の情報を加えながら(たたき台)を作成する。
- ② 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、事前説明会を想定して(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、「すぎなみまっぷ」を使い(素案)を作成する。
※ 通常時の計画プロセス(部内調整⇒まちづくり調整会議⇒政策調整会議～)が可能な場合は移行する。
- ③ 東京都との調整により(原案)を作成する。

東京都都市整備局市街地整備部企画課	復興企画担当	5320-5124
都市整備局総務部	総務課 庶務担当	5388-3206
〃	〃 広報広聴担当	5388-3240
〃	都市づくり政策部広域調整課都市政策担当	5388-3227
〃	市街地建築部建築企画課建築担当	5388-3343
建設局	総務部 企画計理課	5321-1111(代)

- ④ 地域復興協議会と意見交換。必要に応じて修正。
- ⑤ 復興まちづくり計画等とともに、地区復興センター等で事前説明会を行う。
- ⑥ 東京都に報告。
- ⑦ 区長決裁。
 - 杉並区都市復興基本計画決定。
- ⑧ 東京都に連絡。
- ⑨ 公表。(東京都と同時)
⇒P.都市-序8「共通作業3 公表」参照。

実際の終了日 / ()

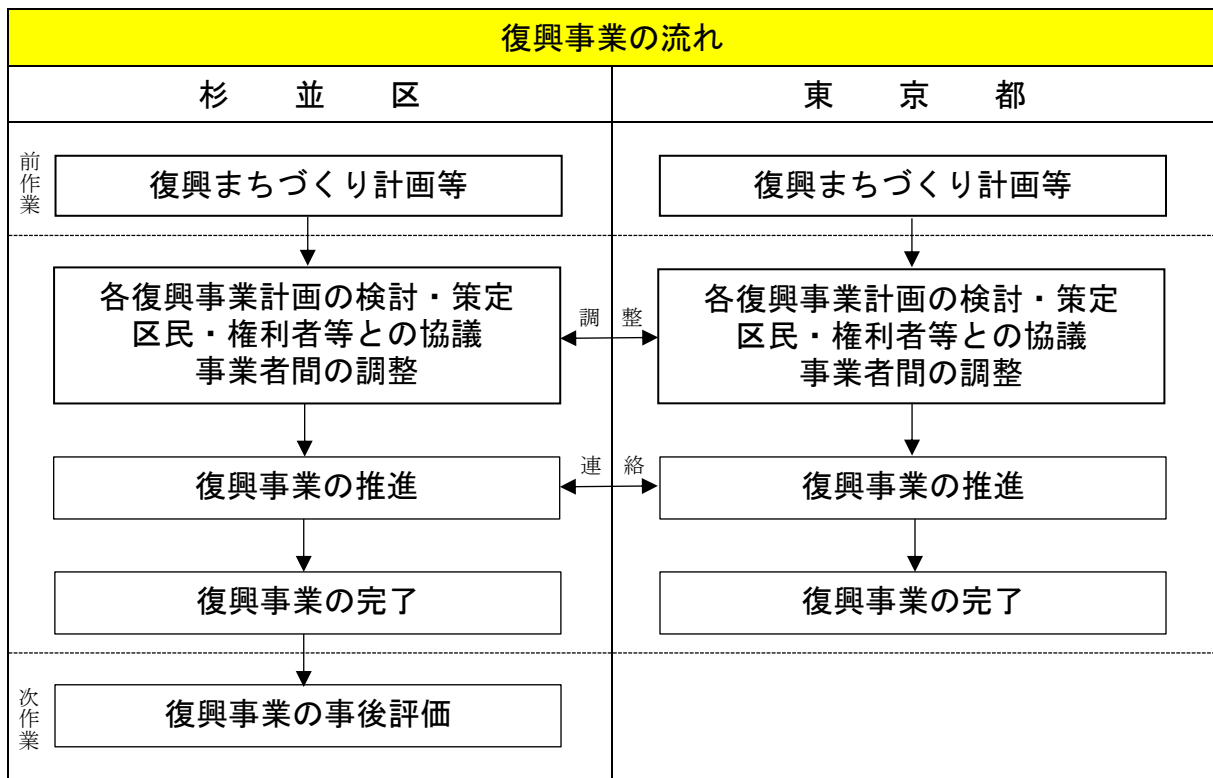
16 復興事業

市街地整備課・その他

事業開始～

【目的】復興都市計画(都市計画に基づく面整備事業)や修復型事業計画(任意事業)等の復興事業を行う地区では、地区復興センター等や地域復興協議会において、被災区民及び地権者の意向を聞き、希望に寄り添いながら事業計画をまとめる。

- 道路事業を伴う面的な復興事業を行う場合は、ライフラインの整備について事業者等と調整を図る。
- 復興事業は、基本的には区や都が事業者となるが、内容によっては東京都住宅供給公社、UR、再開発組合、民間企業等も事業者になりうるので区が調整する。
- 外部委員会等を活用して復興事業の事後に検証・評価を行う。



【東京都相談窓口】

東京都都市整備局市街地整備部企画課復興企画担当	5320-5124
// 都市基盤部 調整課施設計画担当	5388-3298

主要な復興事業等の手順

■土地区画整理事業 ・復興都市計画(基盤等総合的な整備)	
施行者：個人・組合・区画整理会社	施行者：区・都
① 案の検討・合意 ② 施行区域の都市計画決定 ● 50ha 以下は区決定 ※非都市計画事業の土地区画整理事業もある ③ (個人・会社)施行認可 } 都知事 組合設立認可 } 【定めるもの】 ● 個人施行：規準又は規約・事業計画 ● 組合施行：定款・事業計画 ● 会社施行：規準・事業計画 ④ 総会等の設置(組合施行のみ) ● 総組合員 ⑤ 換地設計 ⑥ 仮換地指定 ⑦ 建物等移転・工事 ● 建物移転、道路等公共施設整備、宅地造成 ⑧ 換地設計の決定(換地計画の認定) ⑨ 換地処分 ⑩ 清算金徴収・交付 ⑪ 事業終了(都知事) ● 個人施行：事業終了認可 ● 組合施行：組合解散認可及び決算報告書の承認 ● 会社：事業終了認可	① 同左 ② 同左 ③ 設計の概要認可 区施行：都知事認可 都施行：国土交通大臣認可 【定めるもの】 ● 施行規程及び事業計画 ④ 土地区画整理審議会の設置 ※ 選挙 ⑤ 同左 ⑥ 同左 ⑦ 同左 ⑧ 同左 ⑨ 同左 ⑩ 同左
東京都都市整備局市街地整備部区画整理課 区 03-5320-5441 組合・個人・機構(・区画整理会社) 03-5320-5132	

■市街地再開発事業 ・復興都市計画・修復型事業計画(建物共同化とそれに伴う道路基盤等整備)	
第一種市街地再開発事業(権利変換方式) 施行者:個人・組合・会社・区・都・機構	第二種市街地再開発事業(買収方式) 施行者:区・都・機構・再開発会社
① 案の検討・合意 ② 高度利用地区・都市再生特別地区・地区計画等の都市計画決定 ③ 第一種市街地再開発事業の都市計画決定 ● 個人施行は、市街地再開発促進地区を都市計画決定した場合、非都市計画事業とすることができる ④ 施行認可(個人・会社・機構)・組合設立認可・設計の概要認可(区・都) 【定めるもの(認可者)】 ● 個人：規準又は規約・事業計画(都知事) ● 組合：定款・事業計画(都知事) ● 会社：規準・事業計画(都知事) ● 区：施行規程・事業計画(都知事) ● 都・機構：施行規程・事業計画(国交大臣) ⑤ 組合施行は総組合員による総会を組織 ⑥ 権利変換計画認可・公告 ● 個人・組合・会社・区の認可⇒都知事 ● 都・機構の認可⇒国交大臣 ⑦ 権利の変換(権利変換処分) ⑧ 工事着手 ⑨ 工事完了公告 ⑩ 清算(組合のみ) ⑪ 事業終了認可(都知事) ● 個人：事業終了認可・公告 ● 組合：組合解散認可・公告 ⇒清算人による清算・決算報告書の承認 ● 会社：事業終了認可・公告	① 同左 ② 同左 ③ 第二種市街地再開発事業の都市計画決定 ④ 設計の概要認可(区・都)・施行認可(機構・会社) 【定めるもの(認可者)】 ● 区：施行規程・事業計画(都知事) ● 都：施行規程・事業計画(国交大臣) ● 機構：施行規程・事業計画(国交大臣) ● 会社：規準・事業計画(都知事) ⑤ 市街地再開発審査会設置 ※ 区・都・機構の場合 ⑥ 管理処分計画認可・公告 ● 区・会社の認可⇒都知事 ● 都・機構の認可⇒国交大臣 ⑦ 用地買収(土地等の取得) ⑧ 工事着手 ⑨ 工事完了公告 ⑩ 清算 ⑪ 事業終了認可・公告 ● 会社施行のみ(都知事認可)
東京都都市整備局市街地整備部再開発課 区 03-5320-5411 組合・個人・再開発会社・機構 03-5320-5461	

■地区計画

・修復型事業計画(都市計画・建築基準法建築条例による建築ルールの策定)

- 一般型
- 誘導容積型
- 容積適正配分型
- 高度利用型
- 用途別容積型
- 街並み誘導型
- 立体道路整備型
- 再開発等促進区を定める地区計画
- 開発整備促進区を定める地区計画

【地域区民】

- ① 地区の現状把握
- ② まちの将来像を協議
- ③ 地区計画素案作成(杉並区まちづくり条例第19条)

【杉並区】

- ④ 地区計画原案作成
- ⑤ 地区計画原案の縦覧と意見書の提出
- ⑥ 地区計画案作成・建築制限条例策定手続き
- ⑦ 都知事協議
- ⑧ 地区計画案の縦覧と意見書の提出
- ⑨ 都市計画審議会付議
- ⑩ 都市計画決定・建築制限条例施行

東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課地区計画担当 03-5388-3388

■住宅市街地総合整備事業

- ・修復型事業計画(戸別建替え、共同建替え、道路、公園、その他整備助成)

■都市防災不燃化促進事業

- ・修復型事業計画(建築、除却、仮住居費補助)

■都市防災総合推進事業

- ・修復型事業計画(公園、道路、避難所等整備助成)

① 整備計画調査

- ・広域調査
- ・現況調査

② (社会資本総合)整備計画策定

③ 事業開始

住宅市街地総合整備事業

東京都都市整備局市街地整備部防災都市づくり課住宅市街地整備担当
03-5320-5146

都市防災不燃化促進事業・都市防災総合推進事業

東京都都市整備局市街地整備部防災都市づくり課防災事業担当
03-5320-5143

■優良建築物等整備事業

- ・修復型事業計画(建物共同化補助事業)

① 共同化の機運醸成

② 準備組織の結成

③ 基本計画作成・合意形成

④ 事業計画案の作成

⑤ 施行者の決定

⑥ 補助金申請手続き

⑦ 事業計画・建築実施計画の作成

⑧ 土地・建物持ち分の決定契約

⑨ 移転・仮住宅

⑩ 除却・建築物等工事

⑪ 工事完了

⑫ 清算

東京都都市整備局住宅政策推進部マンション課 03-5320-4941

時限的市街地編

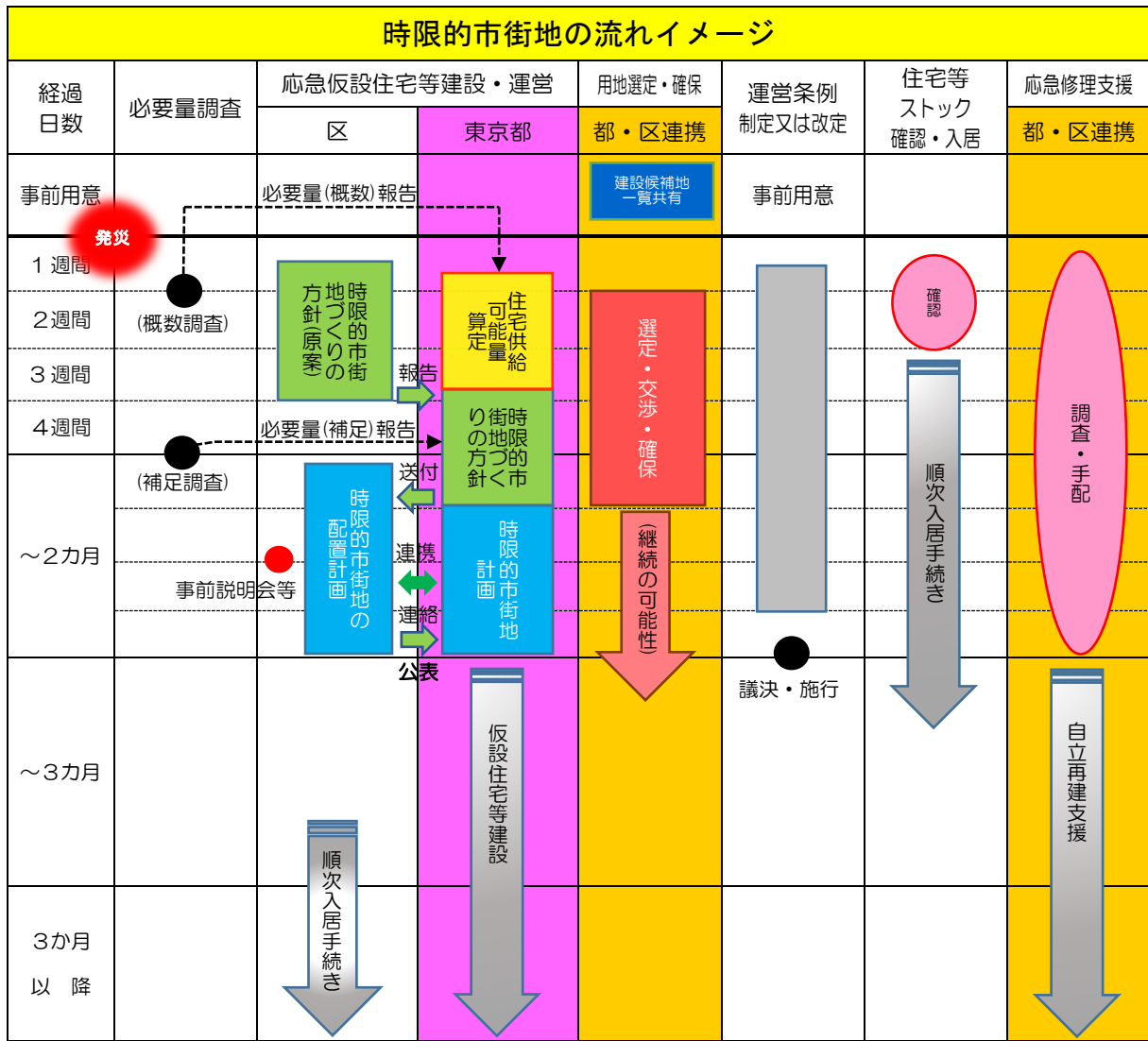
17 時限的市街地

住宅課・産業振興センター・営繕課・その他

必要量・供給量：発災から1週間以内	/	以内
方針・計画：発災から2カ月以内	/	以内
建設・運営：発災から3カ月	/	以内

【目的】被災市街地において、発災前のコミュニティや地域の産業を絶やすことなく円滑に復興を進めるため、応急仮設及び利用可能な残存建築物から成る**時限的市街地**を設ける。

- 必要に応じて時限的市街地内に復興相談コーナー(P. 都市-34 参照)を置き、区と区民の協働による復興を進める。
- 「時限的市街地づくりの方針」(区原案、都策定)を踏まえた「時限的市街地計画」(都策定)及び「時限的市街地の配置計画」(区策定)に基づき、都区が分担して建設・運営を行う。
- 被災市街地に公園、農地等大規模なオープンスペースが無い場合は、「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」に基づく特例を活用した用地確保を検討する。
- あくまでも過渡的な対応であり、公的住宅の先導的供給等により、早急に本設市街地への移行を進める。
- 右頁の「時限的市街地の流れイメージ」に示すとおり、複数の手続き等を同時並行で行う必要がある。
- 「時限的市街地づくりの方針(原案)」(区作成)については、できるだけ事前に検討・用意することが望ましい。



- #### 時限的市街地の作成物
- | | |
|-----------------------|----------|
| ① 必要量基礎データ | |
| ② 応急仮設住宅等必要量 | ⇒東京都へ送付 |
| ③ 杉並区時限的市街地づくりの方針(原案) | ⇒東京都へ送付 |
| (時限的市街地づくりの方針) | ←東京都から送付 |
| (時限的市街地計画) | ←東京都から送付 |
| ④ 杉並区時限的市街地の配置計画 | ⇒東京都へ送付 |

必要量調査作業工程

実際の着手日 / ()

応急仮設住宅等必要量(概数)調査(発災後1週間以内に都に報告)

- ① 住宅課職員は概数調査として、家屋被害概況調査(発災直後から1週間以内に実施 P.都市-2参照)結果に基づき、概算必要量の算定を行う。
 - 家屋被害概況調査で作成する「【杉並区】家屋被害台帳」のデータをコピーし、被害棟数(町丁目別)を(概数)必要量基礎データとする。
 - 家屋被害概況調査住宅地図の青丸の被災共同住宅戸数を、(概数)必要量基礎データに加算する。必要に応じ現場写真を確認する。
 - 明らかに商業・業務専用と思われる建築物は基礎データから除き、産業振興センターが行う「被害状況の把握」(第5章産業の復興 P.産業-2「1-1-(1)区内産業の被害・復旧状況の把握」参照)から商業・業務用途等仮設建物必要数を把握し、東京都報告用データにまとめる。
- ② 東京都へ【杉並区】応急仮設住宅等(概数)必要量を報告。
⇒P.都市-序8「共通作業2 DIS通信」参照。

東京都都市整備局市街地整備部 企画課 復興企画担当	5320-5124
〃 住宅政策推進部住宅政策課企画担当	5320-4938

実際の終了日 / ()

実際の着手日 / ()

応急仮設住宅等必要量(補足)調査(発災後1カ月以内)

- ① 住宅課職員は補足調査として、家屋被害状況調査(発災後2週間~1カ月 P.都市-9参照)に基づき、必要量を把握する。
 - 家屋被害状況調査(P.都市-9)の【杉並区】家屋被害台帳の全壊、半壊、全半焼棟数を(補足)必要量基礎データとする。
 - (補足)必要量基礎データに家屋被害状況図(現地)の青丸の被災共同住宅戸数を加算する。必要に応じ、現場写真を確認する。大規模共同住宅など、戸数が不明の場合は現場を確認する。
 - 商業・業務等用途の仮設建物必要量は、産業振興センターが行う「現地調査」(第5章産業の復興 P.産業-2「1-1-(1)区内産業の被害・復旧状況の把握」参照)から把握し、東京都報告用データにまとめる。
- ② 前作業②と同様、東京都へ【杉並区】応急仮設住宅等(補足)必要量を報告。

実際の終了日 / ()

応急仮設住宅等の建設・運営作業工程

実際の着手日 / ()

時限的市街地づくりの方針(原案)・時限的市街地の配置計画の作成(2カ月以内)

※都市復興基本計画(骨子案)とともに事前説明会を行う

- ① 住宅課職員は、前頁の応急仮設住宅必要量(概数)が明らかになったら、下記に示す事項について**時限的市街地づくりの方針(原案)**(たたき台)作成する。

●時限的市街地づくりの方針(原案)作成事項(P.都市-86 都区役割表参照)

- ・ 公有地の利用方針
- ・ 民有地の利用方針
- ・ 応急仮設住宅の運用方針
- ・ 公的住宅、民友住宅等の空家利用の方針
- ・ 事業用仮設住宅の運用方針
- ・ 自力仮設住宅等の支援の方針
- ・ 仮設店舗・工場棟の支援の方針
- ・ 住宅応急修理の方針
- ・ 災害協定を結んでいる自治体等への支援要請事項
- ・ 仮設住宅等資材の受入等
- ・ その他

- ② 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、(たたき台)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、**時限的市街地づくりの方針(原案)**を作成する。

- ③ **時限的市街地づくりの方針(原案)**を東京都へデータ送付。
⇒庁内ネットワークが復旧していない場合は P.都市-序 8「共通作業 2 DIS 通信」参照。

東京都都市整備局市街地整備部	企画課	復興企画担当	5320-5124
〃	住宅政策推進部住宅政策課	企画担当	5320-4938
〃	総合防災部	防災計画課	5388-2454
建設局	総務部	企画計理課	〃
産業労働局商工部	調整課	施設整備担当	5320-7373

- ④ 東京都から送付される「**時限的市街地づくりの方針**」、「**時限的市街地計画**」を踏まえ、住宅課、産業振興センター、営繕課職員により、それぞれの時限的市街地の具体的な施設配置を示す「**時限的市街地の配置計画(原案)**」をまとめる。⇒**配置計画について都と協議・連携**

- ⑤ 復興都市整備部に集合できる全係長級以上を招集し、事前説明会を想定して(原案)のプレゼンテーションを行う。意見を募り適宜修正、庁内調整し、(案)を作成する。

※ 通常時の計画プロセス(部内調整⇒まちづくり調整会議⇒政策調整会議～)が可能な場合は移行する。

- ⑥ 都市復興基本方針(骨子案)とともに、地区復興センター、復興相談コーナー等で事前説明会を行う。⇒説明会結果と最終計画を都に報告
- ⑦ 区長決裁。(住宅課)
 - 時限的市街地の配置計画確定。
- ⑧ 東京都に連絡。
- ⑨ 公表。(東京都と同時)
⇒P.都市-序8「共通作業3 公表」参照。
- ⑩ 順次応急仮設住宅等建設。(東京都)
- ⑪ 建設終了した応急仮設住宅に運営条例(P.都市-85 参照)に基づき募集、入居開始。

実際の終了日 / ()

■時限的市街地計画の計画内容(東京都が作成し送付されるもの)

1. 時限的市街地の対象区域
2. 応急仮設住宅建設計画
 - (1) 建設量
 - (2) 建設用地(区内、区外、都外)
 - (3) 住宅種別
 - (4) 建設スケジュール
 - (5) 入居方式など
3. 公的住宅等・民間住宅利用計画
 - (1) 公的住宅等の空き室確保(施設名、戸数)
 - (2) 民間住宅と共同住宅の空家確保(施設名、戸数)
 - (3) 入居方法など
4. 事業用仮設住宅建設計画
 - (1) 建設量
 - (2) 建設用地
 - (3) 建設スケジュール
 - (4) 入居方式など
5. 住宅応急修理推進計画
 - (1) 対象棟数
 - (2) 修理限度額
 - (3) 施工業者の登録制度など
6. 自力仮設住宅等支援計画
 - (1) 対象棟数
 - (2) 支援限度額など
7. 仮設店舗・工場等供給計画
 - (1) 建設量
 - (2) 建設用地
 - (3) 施設種別
 - (4) 建設スケジュール
 - (5) 入居方式など

用地選定・確保作業工程

実際の着手日 / ()

応急仮設住宅等建設用地の確保

□① 第3章住宅の復興 P. 住宅-3 「1-1-(2) 応急仮設住宅建設用地の確保」に基づき、用地を確保する。

※ 「地震被害シミュレーション」(平成29年杉並区)で焼失の可能性が高い JR 中央線や、東京メトロ丸の内線に近い木造密集地等で壊滅的な被害等があった場合には、P. 都市-87 以降の「各復興イメージ」に示すとおり、公有地だけでなく、被災地内に「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」による民有地の定期借地を検討し、被災区民が居住地を離れず、コミュニティを維持できるよう、柔軟に建設用地を選定・確保する。〈定期借地マニュアルを事前に用意することが望ましい〉

実際の終了日 / ()

運営条例制定又は改定作業工程

実際の着手日 / ()

杉並区応急仮設住宅運営条例(仮)制定又は既存条例の改正

□① 住宅課職員は発災直後から、杉並区応急仮設住宅運営(仮)条例・同規則制定又は既存条例を改正が必要な場合は、**政策法務担当課(内線: 1438)**と調整を行い、発災後2カ月以内に施行する。

※ 条例制定又は改定期間が不足となり得るので、速やかに入居を行うために事前に条例検討することが望ましい。〈事前用意〉

実際の終了日 / ()

住宅等ストック確認・入居

※ 第3章住宅の復興 P. 住宅-6 「1-3-(2) 区営住宅等空き住戸・民間賃貸住宅等の確保」参照

実際の着手日 / ()

実際の終了日 / ()

応急修理事件数調査・手配

※ 第3章住宅の復興 P. 住宅-4 「1-2-(1) 被災住宅の応急修理」参照

※ 第3章住宅の復興 P. 住宅-10 「2 自力再建への支援」参照

実際の着手日 / ()

実際の終了日 / ()

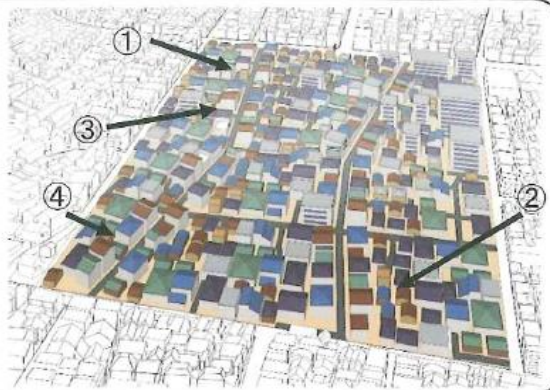
■発災後2か月以降の時限市街地の都区役割

	項 目	東京都	区
住宅(産業)復興	応急仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設用地の確保 ・ 応急仮設住宅の建設・撤去 ・ 入居者の募集計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設用地の確保 ・ 必要量の把握 ・ 入居者募集・選定 ・ 入居者の管理
	公的住宅等 民間住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空家(空室)情報の集約 ・ 供給計画の策定 ・ 住宅の斡旋、入居者の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の管理する公的住宅等の空家情報の提供 ・ 区が管理する公的住宅等の入居者の管理
	住宅応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針(選定基準、金額等)の設定 ・ 業者の斡旋依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理の募集・選定 ・ 施工の確認
	自力仮設住宅 店舗等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設工場・店舗の設置・提供 ・ 支援方策の検討(事前) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設店舗、工場、倉庫等の必要量の把握 ・ 支援方策の検討(事前)
都市復興	事業用仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体による建設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体による建設

■一般住宅地域の復興イメージ

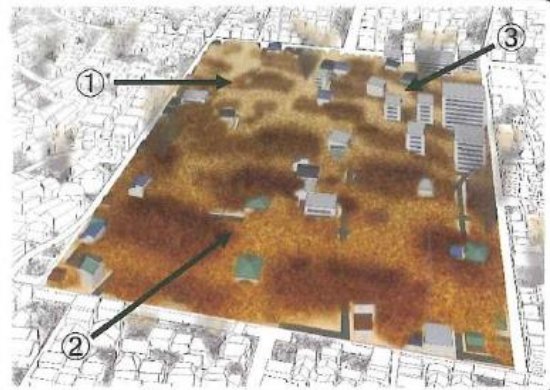
現況

- ① 高齢化、人口減少
- ② 道路網が未整備
- ③ 低層老朽木造が密集
- ④ バリアフリー化が進んでいない



被災状況（想定）

- ① 住宅地が壊滅的被害
- ② コミュニティが分断
- ③ 住宅地の一部がモザイク状被害※



復興途中

- ① 土地区画整理事業施行区域の設定
- ② 被災地短期借地による時限的市街地の整備
- ③ モザイク状の被害状況地域の建築制限解除
非被災賃貸住宅の借上げ仮設住宅



復興後

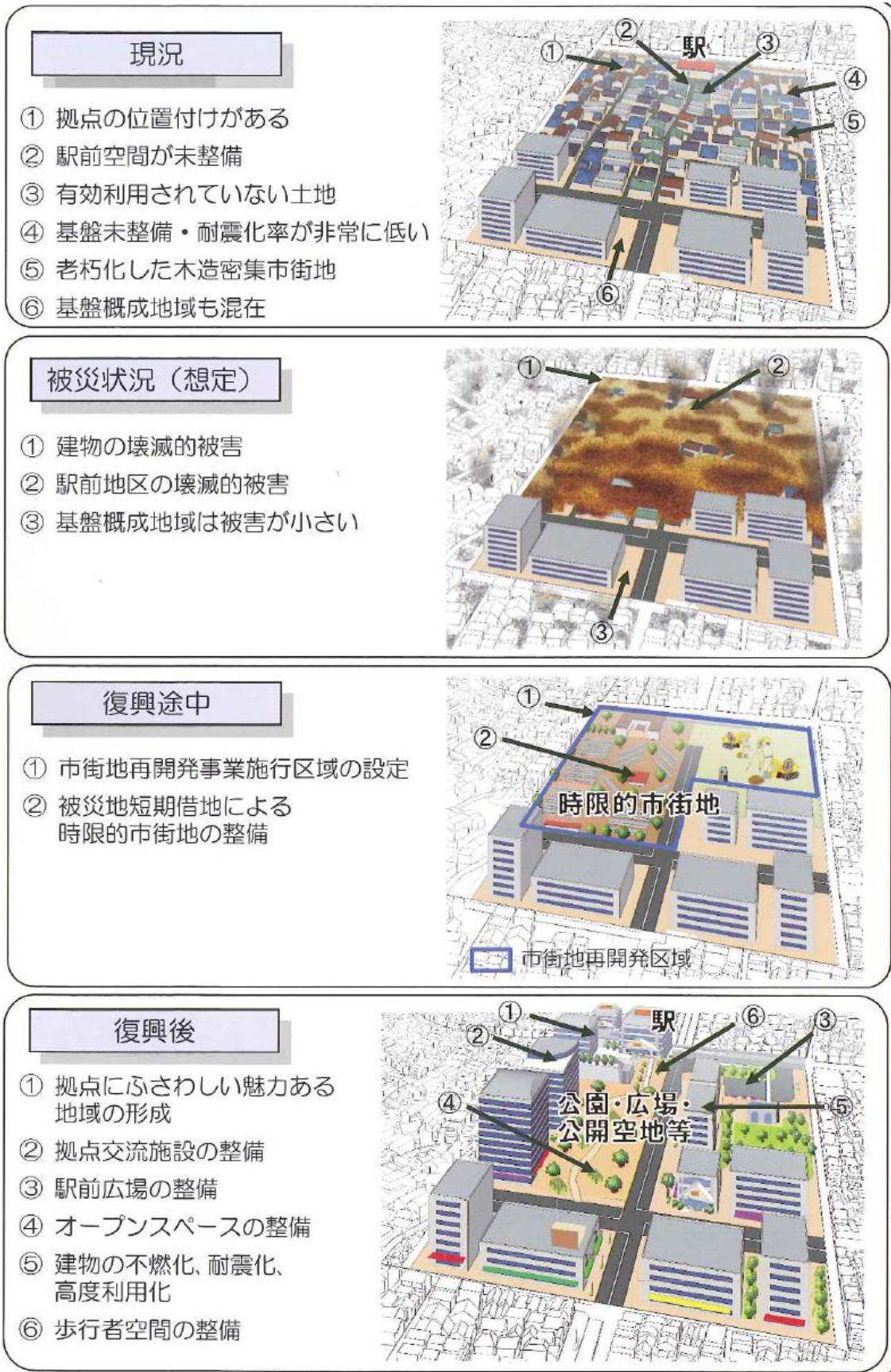
- ① 高齢者も暮らしやすいまちづくり
- ② 安全、安心なまちづくりのための土地区画整理事業による基盤整備
- ③ 歩いて暮らせるまちづくり
- ④ 個別建替えの誘導
- ⑤ 復興まちづくりの方針の地区計画等への位置付け



市街地の事前復興の手引き(東京都)から引用

※ モザイク状の被害状況とは、ここでは全壊率が50~80%程度で、倒壊、延焼を免れた建築物が地区内に散在する地区のことを指している。

■拠点商業地域の復興イメージ



市街地の事前復興の手引き(東京都)から引用

■住商混在地域の復興イメージ

<p>現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢化、人口減少 ② 商店街に空店舗、空地が点在 商店街が衰退 ③ 自動車のアクセス及び駐車緊急時の避難が困難 ④ 低層老朽木造が密集 ⑤ 全体的に緑が少ない 	
<p>被災状況（想定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商店街が壊滅的被害 商業継続困難 ② 住宅地が壊滅的被害 ③ 一部の住宅地がモザイク状の被害状況 	
<p>復興途中</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土地区画整理事業施行区域の設定 ② 被災地短期借地による時限的市街地の整備 ③ モザイク状の被害状況地域における個別建替え、個別の道路整備等仮設集会所等の整備 	
<p>復興後</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商店街のにぎわい再生 ② 建物の不燃化、耐震化、高度利用化 ③ 土地区画整理事業による基盤整備 ④ 歩行者空間の整備 電線類の地中化 ⑤ 復興まちづくりの方針の地区計画等への位置付け 	

市街地の事前復興の手引き(東京都)から引用

参 考 図 書

「第2章都市の復興」は、下記のマニュアルを参考に作成しています。

- 東京都震災復興マニュアル復興施策編(平成28年3月)
- 東京都震災復興マニュアル復興プロセス編(平成28年3月)
- 区市町村震災復興標準マニュアル(平成29年3月東京都)
- 市街地の事前復興の手引き(平成27年7月 東京都)
- 高知県震災復興都市計画指針【手続き編】(平成27年3月)
- 板橋区都市復興マニュアル(平成26年3月)

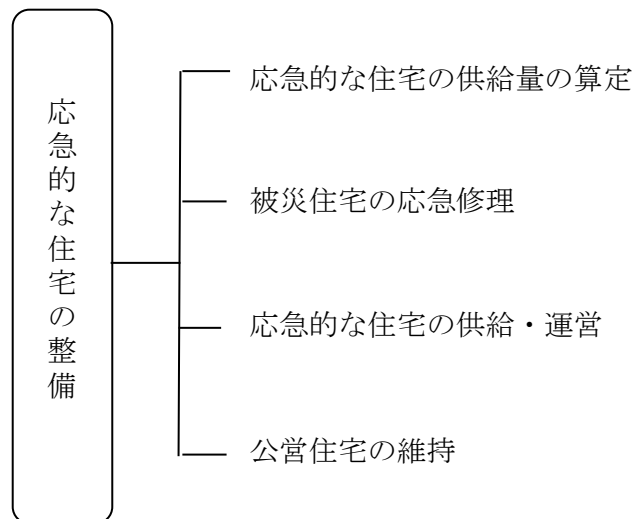
第3章

住宅の復興

住宅の復興

区分	取組名	項目名	ページ 住宅	所管課名	
1 応急的な住宅の整備 【応急】	1 応急的な住宅の供給量の算定	(1) 応急的住宅必要量の算出	2	住宅課 地域課 都市整備部管理課 保健福祉部管理課	
		(2) 応急仮設住宅建設用地の確保	3	住宅課 総務課 経理課 保育課 みどり公園課 学校整備課 スポーツ振興課 生涯学習推進課	
	2 被災住宅の応急修理	(1) 被災住宅の応急修理	4	住宅課	
	3 応急的な住宅の供給・運営	(1) 応急仮設住宅の建設・撤去	5	営繕課	
		(2) 公的住宅等空き住戸・民間賃貸住宅等の確保	6	住宅課	
		(3) 入居者の募集・選定	7	住宅課 区民課	
		(4) 入居者管理・支援	8	住宅課 保健所 福祉事務所等福祉部門関係課	
	4 公営住宅の維持	(1) 公営住宅の補修・補強	9	営繕課 住宅課	
	2 自力再建への支援 【復興】	1 一般住宅の再建に対する支援	(1) 一般住宅の再建支援	11	住宅課
		2 マンションの再建に対する支援	(1) マンションの再建支援	12	住宅課 拠点整備担当 建築課
3 公営住宅等の供給		(1) 区営住宅等の建替え	13	住宅課 営繕課	
4 情報提供及び相談の実施		(1) 情報提供及び相談の実施	14	住宅課	

1	応急的な住宅の整備【応急】
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>救援所生活を早期に解消して、一日も早い生活復興に向けての足がかりとするため、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅等の供給を行う。</p> <p>半焼・半壊の住宅については、地域での居住継続を確保するとともに、がれきの一時的な大量発生を抑制するため、可能な限り応急修理・補修で対応する。</p> <p>全焼・全壊住宅の居住者のうち自己の資力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅等の仮住宅を供給する。</p> <p>また、応急仮設住宅等に入居した後の生活全般についての改善要望等、生活支援サービスを実施する。</p> <p>応急仮設住宅等</p> <p>震災のため住家を失った住民の仮住まい用として、公共用地等に建設した仮設住宅。</p>	



住宅の復興		応急的な住宅の整備		
取組名	1-1	応急的な住宅の供給量の算定		
項目名	1-1-(1)	応急的な住宅必要量の算出		
実施担当	住宅課、地域課、都市整備部管理課、保健福祉部管理課			
マニュアル更新担当課	住宅課			
内容の概略説明 住宅の被害概況の分析により、震災直後における応急仮設住宅等の必要量を概算するとともに、引き続き住宅の被害状況を把握し、応急仮設住宅を供給するため、区は、速やかに被害調査結果を東京都へ報告する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	調査実施体制の整備	住宅課	関係部署との連絡体制の確認	マニュアル改定後、各調査担当課と確認
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)被害概況の把握・分析	震災直後  被災後1週間以内	都市整備部管理課	被災直後に区災害対策本部に集積する情報等をもとに、災害情報システム(D I S)により、東京都災害対策本部へ報告する。 また、特に被災度が大きいと思われる、大・中被害地区と判断される地区の調査を行い、被害概況調査に関する家屋被害台帳を作成した上で、東京都都市整備局市街地整備部・総務局総合防災部等へ報告する。 関連事項：「区震災復興マニュアル」第2章 都市の復興、調査編、時限的市街地編 参照	都市整備局住宅政策推進部で、区市町村の家屋被害概況の把握・分析を行う。
(2)被害状況(詳細)の把握・分析(応急修理等により居住可能な戸数を含む)	被災後1週間～2か月以内	都市整備部管理課 地域課 保健福祉部管理課 住宅課	①家屋・住家被害状況調査及び被災者生活実態調査により、都市復興計画の策定等に必要の家屋・住家被害等状況の把握・認定・分析を行い、東京都都市整備局住宅政策推進部等からの依頼に基づき、随時、調査結果を報告する。 ②被災後速やかに、東京都に対し応急仮設住宅等の必要量に基づき、供給要請・割当依頼を行う。 関連事項：「区震災復興マニュアル」第2章 都市の復興、時限的市街地編調査編 参照	都市整備局住宅政策推進部で、より詳細に区市町村の家屋被害状況の把握・分析を行う。
必要なもの	家屋被害状況調査集計 住家被害認定調査集計 被災者生活実態調査集計			
留意点(今後の課題等)				
都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局市街地整備部 東京都都市整備局住宅政策推進部・都営住宅経営部		
	支援内容	家屋被害概況・状況の把握・分析を行い、応急仮設住宅の全体必要量の算定を行う。		

住宅の復興	応急的な住宅の整備	
取組名	1-1	応急的な住宅の供給量の算定
項目名	1-1-(2)	応急仮設住宅建設用地の確保
実施担当	住宅課、総務課、経理課、保育課、みどり公園課、学校整備課、スポーツ振興課、生涯学習推進課	
マニュアル更新担当課	住宅課	

内容の概略説明

あらかじめ選定しておいた応急仮設住宅の建設が可能な公有地の震災発生後の状況を確認し、東京都と調整し建設予定地とする。

また、震災発生後、地権者などから提供の申し出があった民有地について、初期段階において、所有者等との間で、借地期間や借地料等などの契約関係を明確にしたうえで建設予定地として確保する。

※ 事前調査が必要であり、事前調査に関する概要は別紙1のとおり。

	準備行動名	所管課	内容	準備状況
事前に準備すべき事項	応急仮設住宅建設候補地の調査	住宅課 保育課 学校整備課 みどり公園課 スポーツ振興課 生涯学習推進課	事前調査として、応急住宅建設候補地一覧、応急仮設住宅建設候補地事前調査票を作成する。さらに、災害発生後の建設候補地の状況を把握し、確実に建設可能な用地を確保するため、応急仮設住宅建設候補地現況調査票、応急仮設住宅建設地現況調査一覧を作成し、都への報告に備える。	現段階での応急住宅建設候補地一覧（リスト）は更新済

震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 建設予定地の現況確認・報告	震災直後 ↓ 被災後～2週間程度	経理課 みどり公園課 学校整備課 スポーツ振興課 生涯学習推進課 保育課	応急住宅建設候補地現況調査票により、災害後の実査を行い建設の可否判定を行う。	区・都各局等と調整し、応急住宅建設予定地の確保を行う。
(2) 建設可能用地のリスト作成		総務課 住宅課	①（1）の判定及び都の調整に基づき、応急仮設住宅建設地現況調査一覧を作成する。 ②民有地提供の申し出があれば、調査する。	①民有地に関しては、区からの報告を基に、必要に応じて区と協力して現地調査を行う（関係局：契約、事前調整事務、総務局、財務局）。 ②借地等に係る協定書を締結する。
(3) 応急仮設住宅建設数の確定		住宅課	応急仮設住宅必要数により、建設面積を算定する。	
(4) 建設用地の確保		経理課 住宅課 みどり公園課 学校整備課 スポーツ振興課 生涯学習推進課 保育課	建設用地を確定する。	①使用目的毎に、面積、使用予定期間、所在地等を明らかにした「用途別用地確保利用計画」を作成する。 ②必要に応じて、区と調整し上記の「利用計画」を修正する。
(5) 都への報告		住宅課	東京都都市整備局都営住宅経営部に報告する。	

必要なもの	応急住宅建設候補地一覧（リスト）
留意点（今後の課題等）	<p>①応急的住宅とはいえ、長期間になることも考えられるので、基本的には公有地に対応する。</p> <p>②建設予定用地の選定にあたっては、地図上は建設可能でも、傾斜地や樹木の植栽、道路付けの問題などから建設ができないこともあるので、事前の実査が必要である。</p> <p>③応急仮設住宅の設営期間は、長期にわたることから、教育施設（小・中学校など）への設営は避けることが望ましい。やむを得ず設営する場合は、教育活動にできるかぎり支障を与えないような工夫を要する。</p> <p>④被害程度により住宅の建設必要量が多くなることもあり、面積的に余裕を持たせ、建設予定地を確保する必要がある。</p> <p>⑤被害程度により特定の地域には全く住宅が建設できないことも起こりえるが、被害者が長年住んでいる所から遠くに離れたくないとの思いに応えるためにも、区内にバランスよく住宅建設予定地を確保する必要がある。</p> <p>⑥民有地を利用する場合、借地期間などの点で後々問題が生じないように所有者と十分に調整する必要がある。</p>

都の支援体制等	担当課	東京都総務局総合防災部、財務局財産運用部、都市整備局都営住宅経営部
	支援内容	応急仮設住宅建設予定地の確保のため、民有地の確保のための交渉・契約を含め、区と協力・調整し利用計画を策定する。

住宅の復興	応急的な住宅の整備		
取組名	1-2	被災住宅の応急修理	
項目名	1-2-(1)	被災住宅の応急修理	
実施担当	住宅課		
マニュアル更新担当課	住宅課		

内容の概略説明

災害救助法が適用された地域内において、震災によって半焼・半壊した民間住宅のうち、利用が可能な住家に対し、東京都と連携して居住に必要な最低限度の応急修理を行う。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 応急修理戸数の把握・報告	↓	住宅課	既に行われた「応急危険度判定調査」及び「家屋被害状況調査」で、必要最低限度の応急修理等により居住可能な物件として把握された戸数の都への報告に基づき、被災住宅への修理を都に要請する。 「区震災復興マニュアル」第2章 都市の復興、調査編 参照	区市町村からの報告を基に、応急修理方針を決定する。
(2) 応急修理の募集・選定	被災後1週間～	住宅課	①都の募集選定基準をもとに、募集・選定を実施する。 ②選定結果を都に報告する。	区市町村に対し募集選定基準を提示し、募集・選定事務を依頼する。
(3) 応急修理の施工	被災後、10日程度～	都発注業者	都が発注する、一般社団法人東京建設業協会所属業者による施工	区市町村からの報告を受け、業者に発注する。
(4) 施工の確認	被災後、1か月以内	住宅課	都からの依頼により施工の確認をする。	必要に応じ、区市町村に対し施工の確認等について協力依頼する。

必要なもの	応急危険度判定調査済リスト 家屋被害状況調査集計結果
-------	-------------------------------

留意点（今後の課題等）


都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局住宅政策推進部
	支援内容	応急修理計画の策定、東京建設業協会所属の修理業者への発注、区市との協力による施工確認

住 宅 の 復 興	応急的な住宅の整備	
取 組 名	1-3	応急的な住宅の供給・運営
項 目 名	1-3-(1)	応急仮設住宅の建設・撤去
実 施 担 当	営繕課	
マニュアル更新担当課	住宅課	

内容の概略説明

被災者向けの居住の用に供するため、東京都からの依頼を受け、東京都に協力して応急仮設住宅建設工事の工事監理を行なう。また、東京都と調整しながら、不要になった応急仮設住宅を撤去する。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 応急仮設住宅の建設	震災直後 	営繕課	東京都から工事監理の協力依頼を受ける。	①プレハブ建築協会等の関係団体に、業者あつ旋及び資材調達等を依頼する。 ②施工業者と契約を締結する。 ③必要に応じて、区市町村に協力を依頼する。
	工事着手後～		東京都に協力して工事監理を行なう。	関係団体との連絡調整を密接にし、工程の適切な監理に努める。
(2) 応急仮設住宅の撤去	入居者退去後～			

必要なもの

留意点（今後の課題等）

災害救助法による応急救助対策は、都が実施し、区がそれに協力することとなるので、建設場所の選定、供給戸数、建物タイプ（間取り）、配置計画の想定など、都と事前に調整する。

都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局住宅政策推進部
	支援内容	プレハブ等の資材調達、建設業者あつ旋、契約締結、工事監理業務

住 宅 の 復 興	応急的な住宅の整備		
取 組 名	1-3	応急的な住宅の供給・運営	
項 目 名	1-3-(2)	公的住宅等空き住戸、民間賃貸住宅の確保	
実 施 担 当	住宅課		
マニュアル更新担当課	住宅課		

内容の概略説明

東京都は、応急的な住宅の供給のため、都営住宅等空き住戸を確保するとともに、協定を結んでいる各団体の協力を得て、都内の区市町村営住宅・公社住宅等や民間賃貸住宅を確保するが、区は東京都からの委任を受け、民間賃貸住宅借り上げに係る関係事務等を行う。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 公的住宅 (区営住宅) 等空き住戸の確保	震災直後 ↓ 被災後1週間～	住宅課	東京都からの協力要請に基づき、応急的な住宅として供与可能な空き住戸を調査し、可能な限り確保するとともに、東京都に対して状況を報告する。	区市町村への公的住宅等供与の協力要請及び集約等
(2) 民間賃貸住宅の確保	被災後1か月～		区は東京都からの委任を受けた場合には、民間賃貸住宅借り上げに係る手続きに伴い発生する関連事務等処理する。	①都は協定締結団体等（宅建協会支部や全日本不動産協会支部、東京都住宅供給公社、近隣区市町村、都市再生機構等）に対し、空き家・空き住戸の提供要請を行うとともに、区市町村別に集約する。 ②集計結果を取りまとめ、応急的な住宅として、利用可能戸数を把握する。
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				

都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局住宅政策推進部住宅政策課、都営住宅経営部指導管理課
	支援内容	○都営住宅等の空き住戸の確保、民間賃貸住宅の提供、全体戸数の集約等 ○公的住宅リストフォーマットの準備 ○甚大な災害発生の場合は、都外道府県・市町村への公営住宅・公社住宅等の供与について、国に協力要請を行い、被災者向け住宅を確保する。


住 宅 の 復 興		応急的な住宅の整備		
取 組 名	1-3	応急的な住宅の供給・運営		
項 目 名	1-3-(3)	入居者の募集・選定		
実 施 担 当	住宅課、区民課			
マニュアル更新担当課	住宅課			
内容の概略説明 住居を失った被災者に応急仮設住宅等を提供するため、迅速かつ的確に募集情報を提供するとともに、公平・公正な入居者の選定・通知を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	入居手続き等に必要帳票の準備	住宅課	入居手続きに必要な申込書等の帳票、入居者の属性・生活上の配慮事項などを記載できる名簿の準備	未整備。「被災者支援システム」帳票との整合を図りながら作成する。(下記留意点を参照)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)募集対象住宅の集約	震災直後 ↓ 被災後1週間～ 被災後1か月～	区民課 住宅課	被災者に提供できる応急仮設住宅等の提供戸数を決定する。	①入居者選定基準、選定方法、手続き等を決定する。 ②区市町村からの報告を集約し、区市町村に割当計画を提示の上、計画に基づく募集・選定を依頼する。
(2)入居者の募集・選定	第1次募集		東京都の基準に基づき、入居者の募集・選定を行う。	公的住宅等の案内窓口の設置
(3)入居手続き	第2次募集		①区市町村により選定結果通知を作成し、入居許可決定を被災者に通知する。 ②入居説明会を開催する。 ③契約書類を東京都に送付する。 ④契約書類を家主及び入居者に交付する。 ⑤入居者名簿を作成する。 ⑥入居者名簿を都・都市整備局住宅政策推進部・都営住宅経営部へ報告する。	
必要なもの	都作成の入居者選定基準、入居案内			
留意点(今後の課題等) ①入居手続きに必要な帳票等については、現在並行して検討中の「被災者支援システム」により開発される帳票書式を使用する必要がある。 ②入居者選定基準について、高齢者・障害者等に優先性をもたせるものの、被災者全体の状況を把握し、不公平の無いよう配慮する必要があり、入居できなかった被災者の住居確保も考える必要がある。				
都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局総務部、住宅政策推進部、都営住宅経営部		
	支援内容	公営住宅等の入居窓口の設置とインターネットやマスコミなどを通じた、募集情報を提供する。入居者選定基準の作成、入居案内等の作成		

住宅の復興	応急的な住宅の整備		
取組名	1-3	応急的な住宅の供給・運営	
項目名	1-3-(4)	入居者管理・支援	
実施担当	住宅課、保健所、福祉事務所等福祉部門関係課		
マニュアル更新担当課	住宅課		

内容の概略説明

応急仮設住宅等の入居者に対して、安否確認を行うとともに、生活支援サービスを実施する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	入居者管理に必要な帳票の準備	保健所 福祉事務所等福祉部門関係課 住宅課	入居者名簿及び管理台帳、入居者調査票書式等の整備	未整備。「被災者生活再建支援システム」帳票との整合を図りながら作成する。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)入居者名簿及び管理台帳の作成	入居後 	保健所 福祉事務所等福祉部門関係課 住宅課	①入居者名簿を作成して、都・都市整備局住宅政策推進部・都営住宅経営部に報告する。 ②入居者調査を実施するために、調査内容等を東京都と協議する。	①区市町村に入居者の管理事務を依頼する。 ②入居者調査を実施するために、調査内容・方法を区市町村と協議する。 ③入居者調査内容等を決定し、区市町村に調査を依頼する。
(2)民間賃貸住宅における家賃等の支払い			家主等が指定する方法により家賃等を支払い、支払い実績を都・都市整備局へ報告する。	
(3)入居者調査の実施			①入居者調査を実施する。 ②調査結果や相談内容等を集計し、都・都市整備局住宅政策推進部・都営住宅経営部に報告する。	

(4)巡回相談の実施及び応急仮設住宅支援員の配置			<p>①必要に応じて巡回相談等を実施する。</p> <p>②相談内容を集計し、結果を都・都市整備局住宅政策推進部・都営住宅経営部に報告する。</p> <p>③高齢者等の住宅確保要配慮者については、見守り等生活支援サービスに福祉部門とも連携して取り組む。</p> <p>④ボランティア団体等に相談員の配置、巡回相談、報告等を要請する。なお、民間ボランティア（団体）の受け入れ、役割分担については、杉並区社会福祉協議会ボランティアセンターと連携して対応する。</p> <p>⑤可能であれば、「応急仮設住宅支援員」をNPO法人等への委託や被災求職者を活用するなどして配置し、住宅の見回り、見守り活動、支援物資の配布・管理、ボランティア等との調整、管理業務、コミュニティ活動支援等を行わせる。</p>	<p>応急仮設住宅の維持・管理等に係る要綱等の作成・準備を行う。</p>
(5)メンテナンス	退居まで	保健所 福祉事務所等 福祉部門関係課 住宅課	<p>①入居者の退去時に、原状回復に係る調整を行い、その結果について都・都市整備局に報告する。</p> <p>②東京都が契約した関係団体と連携をとる。入居者の要望を受け、都及び関係団体に伝える。</p>	<p>買取り型の場合、関係団体と建物メンテナンス契約を締結し、区市町村に通知する。</p>

必要なもの	
<p>留意点（今後の課題等） 入居者支援については、被災者の「心のケア」を緩和するための医師・保健師等との連携が不可欠である。</p>	

都の支援体制等	担当課	都・都市整備局住宅政策推進部住宅政策課・都営住宅経営部指導管理課
	支援内容	応急仮設住宅の維持・管理等に係る要綱等の作成・準備。

住 宅 の 復 興	応急的な住宅の整備	
取 組 名	1-4	公営住宅の維持
項 目 名	1-4-(1)	公営住宅の補修・補強、
実 施 担 当	営繕課、住宅課	
マニュアル更新担当課	住宅課	

内容の概略説明

公営住宅の被災状況を調査し、被災度区分判定により、必要とされた部分の補修・補強工事が必要となった公営住宅については、工事を迅速に実施する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	都補修基準に基づく区補修方針の策定	営繕課 住宅課	応急補修実施基準及び解体・撤去基準の把握と区の補修方針の決定	未策定。平成30年度を目途に、補修方針を策定する。

震災後の 具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 被害状況の把握・被災度区分判定	↓ 被災後 1～2 週間以内	災対総務部 有施設点検班 営繕課	①区営住宅等の被災状況を把握する。 ②補修・補強工事が必要な区営住宅等を選別する。	
(2) 応急補修実施基準及び解体・撤去基準の策定等	被災後 1 か月以内	住宅課	東京都の基準を基に、応急補修実施基準及び解体・撤去基準を策定する。	①区市町村営住宅等の補修等に係る補助要綱の作成 ②応急補修実施基準及び解体・撤去基準の策定 ③補修等の実施計画の策定
(3) 補修工事の実施	被災後 1 か月～	住宅課	①区営住宅については、被災度区分判定等の結果及び補修等実施計画を居住者に通知する。 ②東京都住宅供給公社へ補修・補強工事の施工依頼をする。 ③工事監理を行う。	都営住宅の被災度区分判定等の結果及び補修工事実施計画を居住者に通知する。

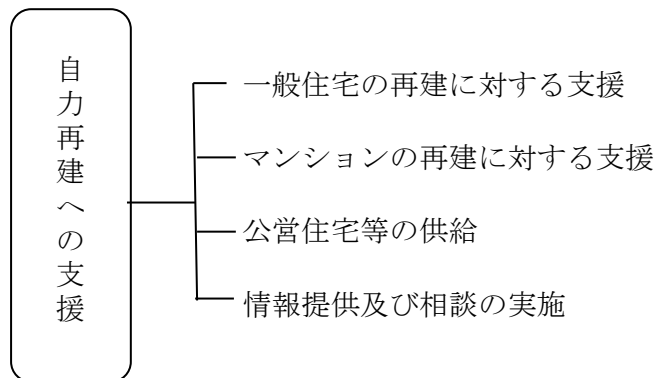
必要なもの

留意点 (今後の課題等)

都営住宅については、都から指定管理者への修理実施を依頼してもらう。また、公社住宅、公団住宅等は、各所有者へ工事施工依頼の手続きを取ってもらうよう周知する。

都の支援体制等	担当課	都・都市整備局・都営住宅経営部
	支援内容	①応急補修実施基準及び解体・撤去基準の策定、補修等の実施計画の策定 ②区市町村住宅等の補修等に関し、一時移転先に係る情報提供等の支援策の検討

2	自力再建への支援【復興】
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>住宅復興に当たっては、被災者による自力再建が基本であるが、区と区民が協力しながら、計画的かつ柔軟に復興まちづくりを進めていく必要がある。区は、区及び東京都、関係機関が実施する自力再建に係る支援制度などの情報提供や被災者の相談に対応できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を密にして一般住宅・マンション等の再建に対する支援活動を推進する。</p>	



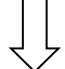
住宅の復興		自力再建への支援		
取組名	2-1	一般住宅の再建に対する支援		
項目名	2-1-(1)	一般住宅の再建支援		
実施担当	住宅課			
マニュアル更新担当課	住宅課			
内容の概略説明 被災者が住宅再建を行うために必要な融資制度等の情報を提供し、また、関係機関と連携して、民間賃貸住宅などを活用した自力再建の支援を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	支援諸制度の情報収集	住宅課	住宅金融支援機構等の住宅復興特別融資関連について、事前に情報収集する。	随時、情報収集している。
	居住支援協議会各構成団体との連携	住宅課	震災時の住宅再建について、不動産関係団体等との連携については、設立済の居住支援協議会を活用し、事前に検討しておく。	今後、不動産連携専門部会にて検討する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)住宅取得の融資・利子補給事業の情報提供	震災直後	住宅課	支援事業の募集情報を広報紙等に掲載する。 また、支援事業によっては、募集事務や資格審査、手続き事務を行う。	①住宅金融支援機構等に、住宅復興特別融資の実施について協議する。 ②関係機関と協議のうえ実施内容を決定する。 ③募集事務を行い審査結果を通知する。
(2)民間賃貸住宅入居者に対する支援	被災後3か月～		不動産関係団体等と連携の上、居住支援協議会の活動を推進し、応急仮設住宅等に入居する被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。	①区市町村による居住支援協議会を活用し、住宅確保要配慮者の民間住宅への入居促進に向けた支援策を検討・実施する。 ②新たな支援事業の概要案について検討・創設する。
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局、住宅政策推進部		
	支援内容	住宅復興特別融資に係る支援の協議、新支援事業概要案の検討・創設、居住支援協議会等への支援		

住宅の復興	自力再建への支援		
取組名	2-2	マンションの再建に対する支援	
項目名	2-2-(1)	マンションの再建支援	
実施担当	住宅課、拠点整備担当、建築課		
マニュアル更新担当課	住宅課		

内容の概略説明

マンションの補修・建替えを行うための融資制度やアドバイザー派遣制度等の情報を提供し、関係機関と連携して自力再建の支援を行う。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	各支援制度情報の収集	住宅課	マンション建替え等に係る各支援制度の概要を事前に収集しておく。	随時、情報収集している。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) マンション改良工事助成事業の情報提供	 被災後 3 か月～	住宅課	東京都で実施する支援事業の募集情報を広報紙等に掲載する。	①マンション建替え・補修等に係る融資に対する利子補給の内容を決定する。 ②募集事務を行い審査結果について通知する。
(2) 都市居住再生促進事業の活用	被災後 3 か月～	拠点整備担当	①募集情報を広報紙等に掲載する。 ②東京都の基準を参考に、申請に基づき、資格審査を行い、採否を決定する。 ③都に報告を行う。 ④法令等の定めに従い、都・国から補助金の交付を受ける。	①建築物の建替え、補修等に当たり、都市居住再生促進事業を活用した、建築物の再建について、対象や期間、内容等を含めて検討する。
(3) 建築基準法に基づく総合設計制度による、既存不適格建築物等のマンション建替え支援	被災後 3 か月～	建築課	支援制度情報を広報紙等に掲載する。	建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度を活用して、既存不適格建築物等のマンションの再建支援を図る。

(4)分譲マンション建替え・改修アドバイザー派遣制度や合意形成等に係る支援事業の実施	被災後1か月～3か月 <合意形成等に係る支援事業の実施は、3か月～>	住宅課	分譲マンション建替え・改修アドバイザーを（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが派遣するが、アドバイザー派遣について広報等により周知するとともに、合意形成等に係る支援事業の実施について、 ①募集情報を広報紙等に掲載する。 ②募集事務・資格審査事務を行い、都に審査結果を報告する。 ③都からの選定決定通知により、手続き事務を行う。	①個々のマンション管理組合や区市町村等からの要請に基づき、分譲マンション建替え・改修アドバイザーを（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターが派遣する。 ②関係機関と協議の上、合意形成等に係る支援事業の実施に係る内容の決定。
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				

都の支援体制等	担当課	都・都市整備局住宅政策推進部・市街地建築部
	支援内容	都市居住再生促進事業を活用した建築物の再建支援検討、マンション改良工事助成事業の融資に対する利子補給の内容決定、建築基準法による既存不適格建築物等のマンションの再建支援、建替え・改修アドバイザー派遣制度の内容決定

住 宅 の 復 興	自力再建への支援	
取 組 名	2-3	公営住宅等の供給
項 目 名	2-3-(1)	区営住宅等の建替え
実 施 担 当	住宅課、営繕課	
マニュアル更新担当課	住宅課	

内容の概略説明

区営住宅等の被災状況を調査し、被災度区分判定により、建替えが必要となった区営住宅の建替えを迅速に実施する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	被災度区分判定の事前把握	住宅課	建替えを判断するための、被災度区分判定を事前に明確にしておく。	未整備。建替えのための区分判定基準を平成30年度を目途に作成する。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 被害状況の把握・被災度区分判定	震災直後 ↓ 被災直後～	災対総務部 有施設点検班 営繕課	①区営住宅等の被災状況を把握する。 ②建替工事が必要な区営住宅等を選別する。	被害度区分判定に基づき、都営住宅等の建て替えを行う。
(2) 建替工事の実施	被災後1か月～	住宅課 営繕課	①被災度区分判定等の結果を居住者に通知する。 ②住民説明会の開催 ③東京都住宅供給公社へ建替工事の施工依頼をする。 ④工事監理を行う。	区市町村営住宅等の新築・建替え等に対する支援策の検討・実施する。
(3) 竣工後の正式入居手続き	被災後6か月～	住宅課	①一時避難入居者に対する正式入居の意向調査を実施するとともに、都・都市整備局に調査結果を報告する。 ②一定要件を満たす入居者を正式入居させ、居住の安定を図る。	
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				

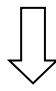
都の支援体制等	担当課	都・都市整備局住宅政策推進部・都営住宅経営部
	支援内容	区市町村営住宅等の新築・建替え等に対する支援策の検討と実施。

住宅の復興		自力再建への支援	
取組名	2-4	情報提供及び相談の実施	
項目名	2-4-(1)	情報提供及び相談の実施	
実施担当	住宅課		
マニュアル更新担当課	住宅課		

内容の概略説明

被災者の自力での住まい確保・再建を促進するため、住宅相談窓口を設置し関係団体と連携・協力を図りながら、住宅再建に係る支援事業等の情報提供や相談を行う。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	相談窓口設置場所等の事前検討	住宅課及び関係課	相談窓口設置場所及び相談人員体制等の事前検討	未整備。 平成30年度を目途に、設置場所・人員体制等の基本的な方針を福祉関係課とも協議し、概ね取り決めるとともに、その後、窓口対応マニュアル等の整備を行う。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
住宅相談窓口の設置	震災直後  被災直後被災後2か月～	住宅課	①区市町村設置の地区復興センターに住宅相談窓口を設置する。 ②専門家の派遣を要請するなど、都と連携して、応急仮設住宅への入居から住宅再建に至るまでの、各住宅支援事業の情報提供を行うとともに、相談に応じる。	①臨時相談窓口から被災者総合相談所へ移行し、住宅相談窓口を設置する。 ②設置への協力・派遣を要請する。 (住宅供給公社・都市再生機構・住宅金融支援機構・災害復興まちづくり支援機構・建築士会・弁護士会・手話・点字・外国語ボランティア等) ③広報やマスコミ等により、窓口の設置場所や提供する情報・相談内容等を周知する。
必要なもの				
留意点（今後の課題等）				

都の支援体制等	担当課	東京都都市整備局、住宅政策推進部、生活文化局
	支援内容	区市町村との連携により被災後のニーズの変化に対応した情報提供・相談体制を整備する。

第4章

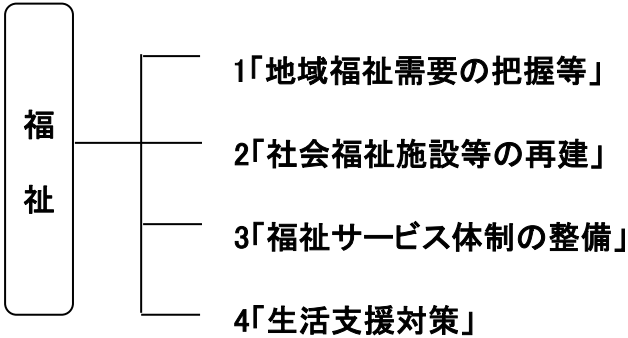
くらしの復興

くらしの復興

区分	取組名	項目名	ページ くらし	所管部課名	
1	福祉	1 地域福祉需要の把握等	(1) 福祉活動関連情報の収集	2	保健福祉部管理課、関係各課
			(2) 児童の一時入所及び緊急保育の実施	3	保育課
			(3) 障害者の入所施設及び福祉人材の確保	4	障害者施策課 障害者生活支援課
			(4) 高齢者の入所施設及び人材の確保	5	高齢者在宅支援課
	2	社会福祉施設等の再建	(1) 福祉施設の再建・支援(区立・法人立)	6	保健福祉部管理課、高齢者施策課、障害者生活支援課、保育課、児童青少年課、営繕課
			3 福祉サービス体制の整備	(1) 在宅サービス体制の整備(高齢者)	7
	(2) 在宅サービス体制の整備(障害者)	8		障害者施策課、管理課、福祉事務所	
	4	生活支援対策	(1) 生活に必要な資金の貸付	9	保健福祉部管理課、福祉事務所
			(2) 災害弔慰金等の支給	10	保健福祉部管理課
			(3) 被災者生活再建支援金の支給	11	保健福祉部管理課
			(4) 義援金の募集、配分	12	保健福祉部管理課
			(5) 生活保護	13	福祉事務所(荻窪事務所、高円寺事務所、高井戸事務所)
			(6) 租税の減免等(特別区税の減免)	14	課税課
			(6) 租税の減免等(特別区税の期限の延長)	15	課税課
			(6) 租税の減免等(特別区税の徴収猶予)	16	納税課
			(6) 租税の減免等(国民健康保険料の減免)	17	国保年金課
			(6) 租税の減免等(後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免)	18	国保年金課、東京都後期高齢者医療広域連合
	2	1 保健対策	(1) メンタルヘルスケアの実施	22	保健予防課、保健サービス課
			(2) 被災住民の健康管理	23	保健サービス課、健康推進課
			(3) 防疫活動の実施	24	生活衛生課、保健予防課、環境課
2 生活環境の整備		(1) 震災救援所の衛生管理	25	生活衛生課	
		(2) 公衆浴場の再開支援	26	生活衛生課、保健予防課、環境課、産業振興センター事業担当課	
		(3) 飲料水・食品の安全確保	27	生活衛生課	
		(4) ごみ等の処理	28	清掃事務所	

区分	取組名	項目名	ページ くらし	所管部課名
2	2 生活環境の整備	(5) 生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再開支援	29	生活衛生課
		(6) 特例許可証の発行	30	区民課
	3 医療機関の機能回復	(1) 医療機関の復旧状況に関する情報提供	31	健康推進課
	4 地域医療体制の再構築	(1) 仮設診療所の設置	32	健康推進課、地域保健・医療連携担当、住宅課
	5 動物救護	(1) 震災救護所における動物の保護管理	33	生活衛生課
		(2) 負傷動物の救護	34	生活衛生課
3	1 その他	(1) 防犯対策	35	危機管理対策課

1	福 祉
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>災害は、区民生活を取り巻く環境に大きな変化をもたらす。特に災害弱者といわれる高齢者、児童、障害者などには大きな影響を与え、福祉サービス受給者へのサービス供給の遅滞、新たな福祉需要の増加が予想される。</p> <p>このため、被災後の福祉の需要とサービス供給能力を的確に把握した上、福祉サービスの供給体制を再構築する必要がある。</p> <p>具体的には、地域における福祉サービス提供の拠点となる福祉施設の早期の再開、再建を図るとともに、福祉サービス提供のための人材を確保し、在宅を含め機能の充実を図る。</p> <p>また、被災による生活困窮に伴う新たな要保護者の発見に努めるとともに、生活保護制度等に関する知識の普及を図る。あわせて被災者の生活資金等の経済的支援のため災害援護資金の貸付等を行う。</p>	



くらしの復興	福 社	
取 組 名	1-1	地域福祉需要の把握等
項 目 名	1-1-(1)	福祉活動関連情報の収集
実 施 担 当	保健福祉部管理課、関係各課	
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課	

内容の概略説明

要配慮者やその介助者、住宅、施設等の被災は、新たな福祉需要を発生させる。そのため、福祉需要と社会福祉施設等の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、各種の調査を行う。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	被災者生活実態調査	保健福祉部管理課ほか	地域福祉需要を把握できるよう、要配慮者に関する補足調査項目や集計フォーマット等の案を作成	未整備。平成30年度中に作成する。
	施設等の復旧調査	関係各課	対象施設リスト、緊急連絡先一覧、被害状況等の調査票や集計用フォーマット等の作成	未整備。平成30年度中に作成する。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 社会福祉施設等の復旧調査	震災直後～1週間以内	保健福祉部管理課	①区立施設 各施設管理者は、被災直後直ちに被害状況を調査し、管理課に報告する。 管理課は、災害対策本部災対総務部に報告する。 ②法人立施設 各施設の被害状況及び再開の可否、再開の時期について報告を求める。 ③報告 ア被害状況集約後に、区立施設は都総務局、法人立施設については都福祉保健局に報告する。 イ震災後に従来の利用者以外の要配慮者を受け入れている場合、通常の利用者外の受入れ規模及び職員体制について報告を求める。	①区市町村の調査結果に基づき、全体的な要配慮者の状況を把握し、広域的な観点から入所施設、ショートステイほか、その他の在宅保健福祉サービス等の適切な供給体制確保に向けた支援 ②定期的な情報連絡会議を開催し、各々が収集した情報の交換、全体的な要配慮者の状況把握
(2) 地域福祉需要調査	震災後1週間程度～1カ月以内	保健福祉部管理課	①被災者生活実態調査を行う際に、要配慮者を的確に把握し、基本的な福祉的ニーズの調査を行うとともに、必要に応じて補足調査を実施する。	

必要なもの

地域福祉需要調査票、施設被害状況調査票、集計フォーマット

留意点（今後の課題等）

都の支援体制等	担当課	福祉保健局総務部・生活福祉部・高齢社会対策部・少子社会対策部・障害者施策推進部施設サービス支援課・地域生活支援課
	支援内容	①区市町村の調査結果に基づく全体的な要配慮者の状況を把握し、広域的な観点から入所施設、ショートステイ及びその他の在宅保健福祉サービス等の適切な供給体制確保に向けた支援 ②定期的に情報連絡会議を開催し、各々が収集した情報を交換するなどにより、全体的な要配慮者の状況把握

くらしの復興	福 社			
取 組 名	1-1	地域福祉需要の把握等		
項 目 名	1-1-(2)	児童の一時入所及び緊急保育の実施		
実 施 担 当	保育課			
マニュアル更新担当課	保育課			
内容の概略説明				
災害により住宅や家財に損害を受けた保護者への支援として実施する。児童の保育ができなくなった場合に、保育施設に一時的に入所及び緊急保育の必要が考えられる。そのため、需要と保育施設の再開状況を把握し、入所の調整を適切に対処する。				
	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	マニュアル等の整備	保育課	災害時用の簡略化した受付マニュアル及び申込書等の整備をする。	未整備。受付マニュアルは平成30年度中に作成し、申込書等も合わせて整備する。
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 需要及び保育施設の実態把握	震災直後～随時	保育課	①保育の必要な保護者からの相談を受け付ける。 ②保育施設の被災状況を把握し、再開の可否状況を確認する。 ・建物の被害状況や道路、ライフラインの復旧状況について	各区市町村において、受入れ施設が不足する場合には、区市町村の要請により、都内での広域調整を行う。
(2) 保育施設への一時入所及び緊急保育			①保護者からの相談・申請を受け付ける。 ②保育の必要性を判断する。 ③施設に対し、受入れの調整を行う。	
(3) 保育士及び看護師の確保			①保育施設の安全確認できた施設で、保育士及び看護師が確保できた施設から保育を再開する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・受付マニュアル ・保育所の地図 ・申請書等 ・り災証明書または勤務証明書 			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

くらしの復興		福 社		
取 組 名	1-1	地域福祉需要の把握等		
項 目 名	1-1-(3)	障害者の入所施設及び福祉人材の確保		
実 施 担 当	障害者施策課、障害者生活支援課			
マニュアル更新担当課	障害者施策課			
<p>内容の概略説明</p> <p>障害者は、震災による普段と異なる生活環境の変化に対応できない場合も多く、日常的に医療・保健・福祉サービスの提供を必要としている方が多い。また、震災救援所等の生活においては特別な配慮が必要である。そのため、震災後できるだけ早期に第二次救援所や福祉救援所を開設するとともに、民間社会福祉施設等を活用した避難施設を確保し、障害者の入所・転所の調整・あつせんを開始する。</p> <p>併せて障害の種別・心身の状態に応じた個別支援を可能とする障害者福祉施設等専門職員、医師、看護師、保健師などの福祉人材を確保し、福祉救援所等での介護や日常生活支援を行う体制をつくる。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	マニュアルの整備	障害者施策課・障害者生活支援課	施設の規模や設備が異なるため、各施設ごとに受入れ等に関するマニュアルを整備する。	整備済
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 第二次救援所・福祉救援所の開設及び障害者の入所等の実施	被災直後～1か月以内	障害者施策課・障害者生活支援課	①障害者の避難状況を把握する。 ②杉並区地域防災計画に定める第二次救援所及び福祉救援所の開設を要請する。 ③第二次救援所・福祉救援所への障害者の入所・転所及び移送の調整を行う。 ④福祉人材を確保する。	①入所可能な施設、受入れ可能人数の把握 ②各市区町村に対し、一時入所可能施設の情報提供 ③受入れ施設の都内広域調整、他道府県への協力依頼
(2) 社会福祉施設等の確保及び障害者の入所等の実施	被災後1～2か月以内		①避難が可能な民間社会福祉施設等を確保する。 ②震災救援所等における具体的支援について個別支援計画を作成する。 ③民間社会福祉施設等の避難施設への移送の必要性及び可否を検討する。 ④民間社会福祉施設等への移送を行う。	
(3) 応急仮設住宅入居者への支援	被災後1～2か月以降		①応急仮設住宅への入居者に対し、福祉人材を活用した生活介助等の支援を行う。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉施設等の一覧 ・移送手順書 			
<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉救援所として協定を締結する民間施設の拡大を図るとともに、震災時に救援所となりえる民間社会福祉施設等との協力体制の構築が必要である。 ・多くの人と空間を共有する生活が不安やパニックにつながる障害者もおり、特別な配慮を必要とする障害者に対する救援所でのソフト面・ハード面での対応方法についての周知が必要である。 ・日常的に、緊急入所が可能な民間社会福祉施設等の把握や地域内の障害者施設との災害時の課題共有化の取組が必要である。 				

都の支援体制等	担当課	福祉保健局高齢社会対策部、障害者施策推進部施設サービス支援課
	支援内容	<p>①入所可能な施設及び受入れ可能な人数を把握し、各区市町村に対し、管内における一時入所可能な施設の情報を提供する。</p> <p>②各区市町村において、受入施設が不足する場合には、区市町村の要請により、都内での広域調整を行うとともに、他の道府県等に対し、受入れに関する協力を依頼する。</p> <p>③定期的に、各施設における一時入所の状況を把握する。また、入所者が過大と思われる施設については、近隣施設や他縣市等と調整の上、転所のあっ旋等を行えるよう区市町村を支援する。</p>

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-1	地域福祉需要の把握等		
項 目 名	1-1-(4)	高齢者の入所施設及び人材の確保		
実 施 担 当	高齢者在宅支援課			
マニュアル更新担当課	高齢者在宅支援課			
内容の概略説明				
<p>震災が起きた際、被災した要介護高齢者は、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設へ一時的に入所することが考えられる。区は、高齢者の一時入所に伴い、入所可能な施設及び受入れ可能な人数を把握するとともに、不足が懸念される介護職員等を確保し、円滑に入所の調整、斡旋等を行う必要がある。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	高齢者や高齢者施設の情報を一括管理できる組織の検討	保健福祉部管理課 介護保険課 高齢者施策課 高齢者在宅支援課	被災した要介護高齢者の把握と受入れ施設の確認、移送手段等をスムーズに行うために、関係部署からの情報を一括にまとめる体制を作る。	未整備。平成30年度中に作成する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)需要及び収容可能施設の実態把握	震災直後～1か月	高齢者在宅支援課	①施設入所を要する被災要介護高齢者を把握する。 ②入所可能な施設情報を把握する。区民、施設、消防署等からの情報を一括管理できる組織を設置する。	①入所可能な施設及び受入れ可能な人数を把握し、各市町村に対し一時入所可能な施設の情報を提供
(2)施設への一時入所	震災直後～1、2か月以内		①入所判定・調整 災害時の入所基準により、入所者と受け入れ施設の決定をする。 ②施設不足時には、都などへ協力要請するとともに災害時相互援助協定により協力要請する。	②各市町村において、受入施設が不足する場合には、区市町村の要請により、都内での広域調整を行うとともに、他の道府県に対し、受入れに関する協力を依頼
(3)一時入所者の適正化	随時		①入所者が過大と思われる施設について、転所のあつ旋等を行う。	③定期的に、各施設における一時入所の状況を把握する。また、入所者が過大と思われる施設については、近隣施設や他区市等と調整の上、転所のあつ旋等行えるよう区市町村を支援
(4)介護人材の確保	一時入所～	高齢者在宅支援課、保健福祉部管理課	①移送手段の確保をする。 ②介護職員等のボランティアを確保する。 ・(1)の②で設置した組織とボランティアセンター等で連携を密にし、不足する介護職員の派遣体制を整える。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム等施設一覧 ・要介護認定情報 			
留意点（今後の課題等）				
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における高齢者及び高齢者施設の情報を一括管理できる組織の設置 ・災害時における入所基準の作成 ・ボランティアセンター、福祉救済所等との連携強化 ・受け入れ施設と外出支援協力事業者への移送手段確保の協力要請 				

都の支援体制等	担当課	福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
	支援内容	<p>①入所可能な施設及び受入れ可能な人数を把握し、各市町村に対し一時入所可能な施設の情報を提供</p> <p>②各市町村において、受入施設が不足する場合には、区市町村の要請により、都内の広域調整を行うとともに、他の道府県に対し、受入れに関する協力を依頼</p> <p>③定期的に、各施設における一時入所の状況を把握する。また、入所者が過大と思われる施設については、近隣施設や他縣市等と調整の上、転所のあっ旋等行えるよう区市町村を支援</p>

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-2	社会福祉施設等の再建		
項 目 名	1-2-(1)	福祉施設の再建・支援(区立・法人立)		
実 施 担 当	保健福祉部管理課、高齢者施策課、障害者生活支援課、保育課、児童青少年課、営繕課			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課、高齢者施策課			
内容の概略説明 各施設の被害状況を把握後、区立施設は使用の可否の点検結果を踏まえ早期に再開を図る。 法人立の施設については、施設の安全性を確認しつつ早期の再開を要請する。また、再建のため国、都と協力して行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	広報媒体などの確認	関係各課	施設関係者等に対する情報伝達方法などを確認する。	整備済
震災後の 具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)施設の再開	1週間後～ 6か月以内	管理課 高齢者施策課 障害者生活支援課 保育課 児童青少年課 営繕課	① 区立施設 ア 被害状況の点検結果に基づき、施設の再開の判断をする。また、業務継続に必要な軽微な修理、改修については、各所管課が直接又は営繕課へ依頼して応急的に業者と契約し対応する。 イ その他、施設整備が必要なものについては、本マニュアル第1章震災復興体制の整備中の「2-1-(1)区有施設の被害状況把握と復興手順」による。	① 社会福祉法人等の設置する施設について I 国への助成の要請 II 都による独自措置の検討、応急修理の支援
(2)再建支援	6か月以内 ～		① 法人立施設 ア 集約した被害状況の基に、再建支援のための方策を検討する。 イ 被害状況を都福祉保健局に報告するとともに、国費、都費の補助申請を行う。 ウ 現行助成制度外の施設においても、被害程度、必要性、緊急性を勘案した上で、都及び国へ助成の要請を行う。 ② 情報提供 適宜再開した福祉施設の情報を、区民に周知する。	
必要なもの	・杉並区区有施設点検基準			
留意点 (今後の課題等)				
都の支援体制等	担当課	福祉保健局生活福祉部・高齢社会対策部・少子社会対策部・障害者施策推進部施設サービス支援課		
	支援内容	社会福祉法人等の設置する施設について、国への助成の要請、都による独自措置の検討、応急修理の支援の実施		

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-3	福祉サービス体制の整備		
項 目 名	1-3-(1)	在宅サービス体制の整備（高齢者）		
実 施 担 当	高齢者在宅支援課、保健福祉部管理課			
マニュアル更新担当課	高齢者在宅支援課			
内容の概略説明				
<p>在宅で生活している高齢者は、何らかの支援を受けながら生活している方がいる。被災後の激変する非常時の混乱の中で放置され、孤立化してしまうことも予想される。このような事態に対応するため、在宅高齢者の支援体制を整備する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	連絡方法の確保	関係各課	震災救援所、協力者、介護サービス事業者等との安否確認情報の連絡方法の検討	平成30年度中に検討
	ネットワーク化の構築	関係各課	「地域の日」登録者を「地域の手」へも登録してもらうための方策検討	平成30年度中に検討
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)ひとり暮らし高齢者等の実態把握及び訪問支援体制の整備	被災直後～1か月	高齢者在宅支援課 保健福祉部管理課	①震災救援所において「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の登録者（要配慮者）の安否確認の状況から高齢者の被災後の実態を把握する。 ・在宅か施設か病院か、震災救援所か第二次救援所か福祉救援所か、親戚の家等への一時的避難等の実態や健康状態の確認を行う。 ②健康状態の確認により、福祉救援所や施設、病院へつなげる。 ③ケア24等で把握できた医療や介護サービス供給情報を対策本部にあげるとともに、対策本部からの医療や介護サービス供給情報を震災救援所などに提供し、必要な支援・サービスにつなげる。	①被災の少ない区市町村等に応援を要請 ②地域福祉サービスを提供する新たなNPO法人の立ち上げや、地域組織の事業化などを支援し、多様な福祉サービス提供主体の参入を促進
(2)要配慮者等の介護及び日常生活支援等の体制の充実	被災後1～2か月以内	高齢者在宅支援課	①により、必要なサービスが受けられているか確認し、在宅生活の継続の支援を行う。在宅生活継続が困難な場合は、ケアマネジャー等を中心に必要なサービス調整ができるよう支援する。	
(3)福祉サービスについての情報提供、相談体制の充実		高齢者在宅支援課 保健福祉部管理課	①民間福祉団体（NPO等）とボランティアとの連携強化を進め、情報提供、相談体制を整備する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者リスト ・ケア24に係る医療・介護サービス利用者情報 			

留意点（今後の課題等）

○地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の登録者の安否確認の結果の情報を速やかに震災救援所に集約し、要配慮者支援システムを使用して情報の共有を図ることとしているが、協力者や、介護サービス事業者等からの安否確認の結果の連絡方法をどうするかとの課題がある（電話が不通、通じていたとしても回線がパンク等）。

○ひとり暮らし高齢者等あんしんネットワーク（地域の目）は、平常時のたすけあいネットワークなので、登録者は原則地域のたすけあいネットワーク（地域の手）も登録し、災害時にも有効なたすけあいネットワーク化を要する。

都の支援体制等	担当課	福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
	支援内容	被災直後から復興までの間にわたる福祉、保健、医療の需要増に対する多様な分野での専門的職能を持つ人材の確保及び他道府県への応援要請

くらしの復興	福 祉	
取 組 名	1-3	福祉サービス体制の整備
項 目 名	1-3-(2)	在宅サービス体制の整備（障害者）
実 施 担 当	障害者施策課、保健福祉部管理課、福祉事務所	
マニュアル更新担当課	障害者施策課	

内容の概略説明

在宅で生活している障害者は、日常的に医療・保健・福祉サービスの提供を必要としている方も多い。特に被災後は、生活環境の変化や心的ストレスから、多くの障害者が体調を崩すことが予想される。非常時の混乱の中で放置され、孤立化したり、ひとり暮らしの障害者の孤独死等の発生も懸念される。このような事態の発生を防ぐため、在宅障害者への訪問支援などによる在宅サービス体制を整備する。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)ひとり暮らしの障害者等の災害時要配慮者の実態把握及び訪問支援体制の整備	被災直後～1か月	障害者施策課、保健福祉部管理課、福祉事務所	①「避難行動要支援者名簿（原簿）」や警察・消防、救援協力者等の協力による安否確認・避難情報を基に情報収集を行い、障害者の被災状況・健康状態の確認を行う。 ②救援協力者等に対し、要配慮者に対する定期的な巡回、見守り、声かけ等を要請するとともに、東京都等へボランティアのほか、在宅福祉サービスを提供するための福祉人材の派遣を要請する。	
(2)障害者の介護及び日常生活支援等の体制の充実	被災後1～2か月以内		①区職員・関係機関職員、ボランティア等による要配慮者に対する定期的な巡回、見守り、声かけ等を継続する。 ②在宅福祉サービスに係る福祉人材を活用して障害者等に対する介護やコミュニケーション支援を含めた日常生活支援等を行う体制を整備する。	
(3)福祉サービスについての情報提供、相談体制の充実			①民間福祉団体（NPO）やボランティア等からの福祉的支援が必要とする障害者に行き渡るよう、連携強化を含めた仕組み作りを進める。 ②在宅福祉サービスに関する情報提供や相談体制を整備する。	
(4)地域見守りシステムの整備	被災後6か月以内～		①障害者団体、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者のほか、ボランティア団体等による地域ネットワークを構築し、要配慮者のリストアップや必要な支援を把握し、提供する仕組みを充実させる。 ②要配慮者の心身の健康状態の把握を継続し、必要に応じて在宅福祉サービスの提供や施設への入所、医療機関等へとつなげていく。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿（原簿） ・助け合いネットワークに登録している要援護者の個別避難支援プラン
-------	---

<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時に障害などにより自力での避難行動や避難生活が困難な方へ地域の方による支援が行えるよう、平常時から「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録勧奨を行うことが必要である。 ・発災時に避難行動要支援者名簿（原簿）等のデータやリストを活用することで、速やかに実態把握や支援につなげられるよう、発災時の安否確認までの流れを区民・関係機関職員等と共有し、実践的な震災訓練を継続することが必要である。 ・被災後出来るだけ早く必要な在宅福祉サービスを障害者に提供できる仕組みづくりを関係事業者等としておくことが必要である。 	
---	--

都の支援体制等	担当課	福祉保健局高齢社会対策部、障害者施策推進部地域生活支援課
	支援内容	<p>①被災の少ない区市町村等に応援要請を行う。</p> <p>②地域福祉サービスを提供する新たなNPO法人の立ち上げや、地域組織の事業化などを支援し、多様な福祉サービス提供主体の参入を促進する。</p>

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-4	生活支援対策		
項 目 名	1-4-(1)	生活に必要な資金の貸付		
実 施 担 当	保健福祉部管理課、福祉事務所			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課			
内容の概略説明 特に低所得者を対象として、災害援護資金及び杉並区応急小口資金の貸付を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	応援職員体制等の整備	保健福祉部管理課	受付開設場所、応援体制の整備を図る。	未整備。平成30年度中に体制の整備を図る。
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課等	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度中に作成、研修等は30年度以降実施する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 災害援護資金の貸付	被災後2週間後～3か月以内	保健福祉部管理課	①災害救助法の適用を受ける規模の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯(所得制限あり)に対し、災害援護資金の貸付を行う。(資料1(資-くらし-1)、2(資-くらし-2))参照) ②職員応援体制の要請を行う。 ③申請書等手続関係書類の準備をする。 ④制度の周知を図る。(救護所での掲示、広報紙、ホームページ等) ⑤貸付の状況(申請・審査・貸付など)について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	区からの貸付金申請があった場合、予算措置を行い、区へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱により厚生労働大臣あて貸付を申請する。
(2) 杉並区応急小口資金の貸付		福祉事務所	①災害等により住居又は家財に被害を受けた、他からの貸付を受けることが困難な低所得者に対して貸付を行う。(資料1(資-くらし-1)参照) ②貸付の状況(申請・審査・貸付など)について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
必要なもの		申請書等手続関係書類 周知を図るための掲示物		
留意点(今後の課題等) 上記貸付のほか、東京都社会福祉協議会が実施主体となる生活福祉資金の貸付が、杉並区社会福祉協議会が窓口となり実施される。				
都の支援体制等	担当課	福祉保健局生活福祉部計画課・生活支援課		
	支援内容			

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-4	生活支援対策		
項 目 名	1-4-(2)	災害弔慰金等の支給		
実 施 担 当	保健福祉部管理課			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課			
内容の概略説明 被災者や被災世帯に対して、経済的支援のための災害弔慰金等を支給する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	応援職員体制等の整備	保健福祉部管理課	受付開設場所、応援体制の整備を図る。	未整備。平成30年度中に体制の整備を図る。
	他機関との調整	保健福祉部管理課	金融機関、医師会との調整	未整備。平成30年度中に調整を図る。
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課等	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 災害弔慰金の支給	被災後1か月後～2か月以内	保健福祉部管理課	①自然災害による死亡者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。(資料1(資-くらし-3)、2(資-くらし-4)参照) ②広報紙等で制度の周知を行う。 ③重複支給や支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況確認について、他区市町村などに確認を行う。 ④支給は口座振替で行うが、支給対象者が多数生じるなど口座振替が困難な場合には、引換券方式による金融機関の窓口払いを検討する。 ⑤支給に当たっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を深め、協力を要請する。 ⑥支給の状況(申請・支給など)について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	①災害による死亡者の遺族に対して支給する災害弔慰金について、都負担金を交付する。 ②制度の周知を図るために広報を行う。ただし、受付開始時期、場所等具体的な事項は区市町村の広報に依頼する。 ③重複支給や支給漏れを防ぐために、死亡者及び遺族の状況と弔慰金支給状況について、他道府県に確認する。 ④支給に当たっては、医師の診断書や証明書が必要となることから、医師会に対して制度への理解を求め、協力を要請する。
(2) 災害障害見舞金の支給			①自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(資料1(資-くらし-3)、2(資-くらし-4)参照) ②手順については(1)に準ずる。 ③職員応援体制の要請を行う。 ④至急の状況(申請・支給など)について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	⑤災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金について都負担金を交付する。

必要なもの	申請書等手続関係書類 周知を図るための掲示物	
留意点（今後の課題等）		
都の支援体制等	担当課	福祉保健局生活福祉部計画課
	支援内容	都負担金の交付、他府県への照会、医師会への協力要請

くらしの復興	福 社			
取 組 名	1-4	生活支援対策		
項 目 名	1-4-(3)	被災者生活再建支援金の支給		
実 施 担 当	保健福祉部管理課			
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課			
<p>内容の概略説明</p> <p>自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、生活再建支援金を支給する。</p>				
	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課等	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)被災者生活再建支援金(国制度)の支給	震災後1週間～6か月以内	保健福祉部管理課	①被災世帯から提出された申請書の取りまとめを行い、都に送付する。(資料(資-くらし-5)参照) ②事務処理結果を被災者生活再建支援システムに入力する。 ③支給の状況(申請・支給など)について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	①各区市町村から申請書及び報告書を取りまとめ、基金へ送付する。
必要なもの				
留意点(今後の課題等)				
都の支援体制等	担当課	福祉保健局生活福祉部計画課		
	支援内容	各区市町村から申請書及び報告書を取りまとめ、基金へ送付する。		

くらしの復興	福 祉	
取 組 名	1-4	生活支援対策
項 目 名	1-4-(4)	義援金の募集、配分
実 施 担 当	保健福祉部管理課	
マニュアル更新担当課	保健福祉部管理課	

内容の概略説明

震災が発生した場合には、被災直後から都、区市町村や日本赤十字社及び東京都共同募金会に義援金が寄せられることが予想される。寄せられた義援金は、公平かつ公正に配分する必要があるため、都に設置される義援金配分委員会において、被害状況及び寄せられた義援金の金額等を考慮して配分計画を定め、区市町村を通じて被災者に配分する。

区は東京都と連携し、義援金交付申請や配分に関する事務を行う。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	義援金配分委員会要綱の作成	保健福祉部管理課	配分率、配分方法の審議	未整備。平成30年度までに要綱作成する。
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課等	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) (仮称)義援金配分委員会の設置	震災直後1～2週間以内	保健福祉部管理課	①義援金の配分を公平に行うため、設置要綱に基づき義援金配分委員会を設置する。	①震災直後から、被災の状況を把握し、都として義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
(2) 義援金の配分	被災後募集期間内	保健福祉部管理課	①義援金の配分を受けた際は、設置した義援金配分委員会において、対象者の範囲及び金額について定めた義援金配分計画を策定する。	②被災の状況を勘案し、九都県市など他県市を含めて合同で実施するか検討する。発災後、迅速に対応できるように、検討体制については九都県市で調整する。
(3) 義援金の交付申請			①配分に当たっては、窓口を設置し、交付申請の受付を行う。	③義援金の募集を決定した場合、義援金の募集・配分を適正、公平に行うために、都の設置要綱に基づき義援金配分委員会を設置する。
(4) 義援金の交付の判断			①申請書類について義援金品配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかを判断する。 ②必要に応じて、再度り災調査等を行う。	④銀行等の金融機関に都福祉保健局名義の口座を開設し、義援金の受付を行う。受け付けた義援金は、適宜受付状況を同委員会に報告するとともに、配分が決定された後、委員会に送金する。
(5) 義援金の支給			①定めた配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。 ②支給は金融機関からの口座振替等で行う。 ③被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。	

(6)被災者台帳への記録	被災後募集期間内	保健福祉部管理課	①事務処理経過を被災者生活再建支援システムにより被災者台帳に記録する。	⑤（義援金配分委員会）被災状況と集まった義援金の額を考慮し、被災区市町村を単位として、配分計画を策定し、被災区市町村に義援金の配分を実施する。
--------------	----------	----------	-------------------------------------	---

必要なもの	
-------	--

留意点（今後の課題等）

都の支援体制等	担当課	福祉保健局指導監査部指導調整課
	支援内容	各区市町村から申請書及び報告書を取りまとめ、基金へ送付する。

くらしの復興	福 社	
取 組 名	1-4	生活支援対策
項 目 名	1-4-(5)	生活保護
実 施 担 当	福祉事務所（荻窪事務所・高円寺事務所・高井戸事務所）	
マニュアル更新担当課	福祉事務所	

内容の概略説明

新たに要保護者が発生することが予想されることから、生活保護制度等に関する情報を震災救援所滞在者、応急住宅入居者を中心に周知するとともに、地域福祉需要調査や地域住民からの情報提供などによる要保護者の把握により、生活保護に関する手続きを迅速に行う。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 要保護者の発見	地域福祉需要調査後～6か月	福祉事務所	① 地域福祉需要調査の結果、保護が必要と思われる者が把握された場合、又は地域住民等から情報提供を受けた場合は、対象者に福祉事務所職員や応援職員による訪問を実施する。 ② 生活保護法による支援が必要と判断した者については、迅速に生活保護の申請受付などの手続きを行う。 ③ 都福祉保健局から状況報告について要請があった場合は、都福祉保健局に状況報告を行う。	①区市町村からの報告に基づき、被災の実態に即した保護の適用を指導 ②必要に応じて、東京都民生児童委員連合会等関係団体や関係機関等に働きかけを行い、民生委員、保健師、ケースワーカーの連携が図られるよう支援
(2) 福祉事務所職員等の巡回	地域福祉需要調査後～1年	福祉事務所	① 震災救援所滞在者や応急住宅に入居している被保護者等に対して、民生委員、保健師、福祉事務所職員による巡回班を組織する。 ② 巡回班による被保護者に対する巡回訪問を実施し、新たな需要に対する相談に応じる。また、巡回訪問時に震災救援所滞在者や応急住宅入居者に対する聞き取りを行い、要保護者を把握する。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉需要調査実施結果 ・震災救援所、応急住宅入所者リスト
-------	--

留意点（今後の課題等）

○生活保護制度等の周知については、他課で実施する給付金や資金貸付などの周知と連携して実施することが効果的であることから、周知方法について整備する必要がある。
 ○巡回について、巡回班による聞き取り票などの整備、民生委員等への協力依頼や調整が必要である。
 ○復興時における生活保護業務の経験のある応援職員の確保が必要である。また、経常業務に戻った際に、被保護者数の増加や、その住居確保・就労支援・生活自立支援・資産調査など業務の増加が想定されることから、経常業務における生活保護業務の経験のある応援職員の確保も必要である。

都の支援体制等	担当課	福祉保健局生活福祉部保護課
	支援内容	① 区市町村からの報告に基づき、被災の実態に即した保護の適用を指導 ② 必要に応じて、東京都民生児童委員連合会等関係団体や関係機関等に働きかけを行い、民生委員、保健師、ケースワーカーの連携が図られるよう支援

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-4	生活支援対策		
項 目 名	1-4-(6)	租税の減免等（特別区税の減免）		
実 施 担 当	課税課			
マニュアル更新担当課	課税課			
内容の概略説明				
災害により住宅や家財に損害を受け、又は生活が困難となった特別区民税（都民税個人分を含む。）と軽自動車税に係る納税者義務者からの申請に対し、納期限が到来していない税額の減免を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	被災者生活 再建支援シ ステム	保健福祉部管 理課 課税課	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルール の策定	未整備。マニュアルは 平成30年度までに作 成、研修等は30年度以 降実施する。
震災後の 具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)相談、必 要書類の確認 (2)納期限ま でに申請（納 期限までに申 請できない場 合は、提出期 限の延長申請 を促す。） (3)減免審査 会開催（特別 区民税・都民 税個人分） (4)減免の決 定 (5)減免通知 の送付（還付 手続きが発生 する場合は書 類の送付・提 出）	概ね発災1 か月後より 被災日の翌 月から起算 して3カ月 後まで	課税課	①申請書・家財の内訳書・記入例等手続き関係 書類を準備する。 ②納税義務者（区外在住者含む。）からの相談 に応じ、必要書類を説明する。 ③必要に応じ職員応援体制を要請する。 ④救護所での掲示、チラシ、広報等により制度 の周知を図る。 ⑤申請の状況等（申請・審査・決定など）につ いて、被災者生活再建支援システムを活用し て、漏れ等のないよう確認する。	主に東京都が国税や都 税に係る減免に関する 情報を発信する。
必要なもの	住民税システム 申請書、り災証明			
留意点（今後の課題等）				
①納税義務者のり災証明書は迅速に発行されるか。 ②税情報の確認、税情報が被害を受けた場合の復元は可能か。 ③職員の応援体制は確保されているか。 ④還付となる場合の振込先となる金融機関の支払い体制は万全か。				
都の支援体制 等	担当課			
	支援内容			

くらしの復興		福祉		
取組名	1-4	生活支援対策		
項目名	1-4-(6)	租税の減免等（特別区税の期限の延長）		
実施担当	課税課			
マニュアル更新担当課	課税課			
内容の概略説明 災害により納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限を延長する。				
	準備行動名	所管課	内容	準備状況
事前に準備すべき事項	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課 課税課	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 特別区税（都民税個人分を含む。）の納期限・書類提出期限の延長	概ね発災から1か月程度まで	課税課	(職権による場合) ①災害が広域にわたる場合、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 (申請による場合) ①その他の場合、災害がおさまった後、速やかに被災した納税者等から申請があったときは、区長が期限を延長する。 ②申請の状況等（申請・審査・決定など）について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	主に東京都が国税や都税に係る期限の延長に関する情報を発信する。
必要なもの	申請書類・り災証明書（職権による場合は不要）			
留意点（今後の課題等） 発災後、減免や分納の相談などにつなげることが現実的には有効な対応と考えられる。				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

くらしの復興	福 祉	
取 組 名	1-4	生活支援対策
項 目 名	1-4-(6)	租税の減免等（特別区税の徴収猶予）
実 施 担 当	納税課	
マニュアル更新担当課	納税課	

内容の概略説明

災害により住宅や家財に損害を受け、又は生活が困難となった特別区民税（都民税個人分を含む。）に係る納税義務者からの申請に対し、徴収猶予を行う。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	必要書類の確認	納税課	申請書・記入例等手続き関係書類を準備する。	整備済
	周知		職員・区民への周知	復興支援全般に係るものは、ホームページに掲載済みである。
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課 納税課	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 申請	随時	納税課	①納税義務者（区外在住者を含む。）からの相談に応じ、必要書類を説明する。 ②申請書類を受領する。 ③申請状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	主に東京都から国税や都税に係る猶予に関する情報を取得する。
(2) 可否の決定			①申請内容を、地方税法や区条例・規則に照らし、調査の上、徴収猶予の可否を決定する。 ②決定状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
(3) 通知			①可否決定通知を納税義務者あて発送する。	

必要なもの	申請書類
-------	------

留意点（今後の課題等）	
-------------	--

都の支援体制等	担当課	総務局行政部区政課
	支援内容	国や都の動向や通知など

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-4	生活支援対策		
項 目 名	1-4-(6)	租税の減免等（国民健康保険料の減免）		
実 施 担 当	国保年金課			
マニュアル更新担当課	国保年金課			
内容の概略説明 災害により住宅や家財に損害を受け、又は生活が困難となった国民健康保険被保険者からの申請に対し、保険料の減免を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	周知	関係課	職員・区民への周知	災害（震災・水害・火災など）の減免制度は、「国保のてびき」、ホームページで周知済み
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課 国保年金課	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。
震災後の 具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)相談、必要書類の確認	随時	国保年金課	①申請書・記入例等手続き関係書類を準備する。 ※救護所での掲示、チラシ、広報等により制度の周知を図る。	
(2)申請			①国民健康保険被保険者からの相談に応じ、必要書類を説明する。 ②申請書、必要書類を受理し申請を受け付ける。 ③申請状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
(3)減免の決定及び通知の送付			①減免を決定し、決定通知を対象者あて送付する。 ②決定状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
必要なもの	厚生労働省、東京都から国民健康保険料の減免に関する情報 り災証明書			
留意点（今後の課題等） 特別区民税、各種保険料等の減免、徴収猶予の窓口を一本化する必要がある。 決定通知の送り先の判断（救護所等において、住民登録地にいない可能性がある）。				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

くらしの復興	福 祉	
取 組 名	1-4	生活支援対策
項 目 名	1-4-(6)	租税の減免等（後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免）
実 施 担 当	国保年金課、東京都後期高齢者医療広域連合	
マニュアル更新担当課	国保年金課	

内容の概略説明

大規模災害が発生した場合における被災者救済及び生活再建支援のために、後期高齢者医療保険料について次に掲げる減免等の措置を講じる。

- ・申告、納付等の期限の延長
- ・徴収（納付）の猶予
- ・保険料の減免

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	周知用資料の作成	関係課	申請主義のため、区民向けのわかりやすい説明資料を作成し、り災証明発行窓口などで配布し、周知する。	作成済 「被災された方へのお知らせ」と公式ホームページ「くらしのガイド」内の「被災者への支援」により周知
	受付マニュアル等の整備	関係課	受付マニュアル等を整備し、減免基準や資格確認方法などを明確にしておく。	未整備。マニュアルは平成30年度中に作成、研修等は30年度以降実施する。
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課 国保年金課	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)減免措置等の把握	被災後2週間程度	国保年金課	①都や国等から情報を収集、特例措置・減免措置の内容及び手続きを確認する。 ②確認した情報を一括してまとめる。	
(2)被災者への広報実施及び相談体制の確立			①広報誌やHP、チラシなどを活用し、制度の周知を図る。 ②相談窓口の体制を整え、手続きに必要な書類や、状況に応じて仮受付簿などを用意する。	
(3)相談、申請の受付	随時	①被保険者からの相談に応じ、手続きを説明する。 ②申請書、必要書類を受理し申請を受け付ける。 ③申請状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。		
(4)徴収猶予の決定及び通知の発送		①徴収猶予申請があった者について、許可・不許可を決定し、通知する。 ②決定状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。		
(5)減免申請書類の回送、広域連合による減免審査		国保年金課 東京都後期高齢者医療広域連合 ①区で受け付けた減免申請に区の意見を添え、広域連合に書類を回送する。 ②広域連合は、減免申請について審査し、決定する。		

(6) 減免決定通知の送付		保健福祉部 国保年金課	①広域連合で決定された減免について、決定通知を対象者あて送付する。 ②決定状況（申請・審査・貸付など）について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
---------------	--	----------------	---	--

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・受付マニュアル ・システム（住民情報系システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、被災者生活再建支援システム） ・区民用周知資料 ・申請書等 ・り災証明 			
-------	--	--	--	--

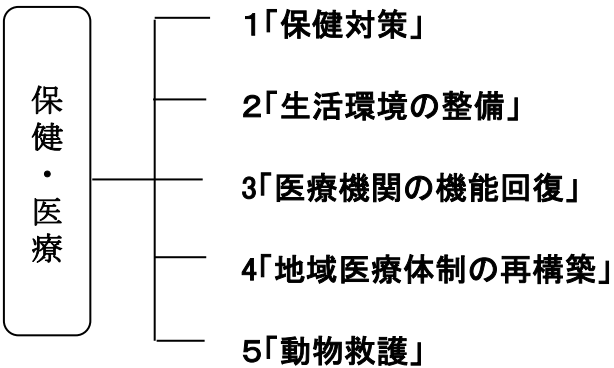
<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請主義のため、広報を充実させ被災者に情報がいきわたることが重要になる。 ・非常時における区民の負担軽減のためには、特別区民税、各種保険料等についてワンストップの相談窓口を設置すべきではないか。 ・現在検討されている「被災者生活再建支援システム」の機能を使った案内・手続きをどのように展開していくのか検討が必要である。 ・過去の激甚災害では、納付等の期限延長について特に著しい被害のあった地域とその指定外の地域とでは手続きに相違がある。事前に用意するマニュアルや周知用チラシでは、両方のパターンを想定し、発災後に国等の通知を反映する必要がある。 				
---	--	--	--	--

都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-4	生活支援対策		
項 目 名	1-4-(6)	租税の減免等（介護保険料の減免及び利用者負担の軽減）		
実 施 担 当	介護保険課			
マニュアル更新担当課	介護保険課			
内容の概略説明				
震災により住宅や家財に損害を受け又は生活が困難となった介護保険被保険者からの申請に基づき、保険料の減免を行う。また、要支援・要介護者の介護サービス利用者の負担について、軽減を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	各種申請書の準備	介護保険課	災害等による減免、負担軽減の申請書を準備する。	整備済み
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課 介護保険課	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。
震災後の 具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)保険料の減免	随時	介護保険課	①減免、負担軽減の制度と申請に必要な書類を案内する。 ②申請受付の際、書類審査を行い、受理する。 ③保険料減免の場合は、減免審査会により、申請者の減免について、判定する。 ④通知し、減免を実施する。 ⑤減免の状況（申請・審査・決定など）について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	震災に伴う特例措置等の情報把握
(2)利用者負担の軽減			①利用者負担軽減の制度と申請に必要な書類を案内する。 ②申請受付の際、書類審査を行い、受理する。 ③通知し、減免を実施する。 ④軽減の状況（申請・審査・決定など）について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
必要なもの	通常の減免申請書を使用するため、特段準備するものはない。 申請者については、申請書の記載のほか、り災証明書など必要書類を提出していただく必要がある。			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

くらしの復興		福 祉		
取 組 名	1-4	生活支援対策		
項 目 名	1-4-(6)	租税の減免等（保育料の減額）		
実 施 担 当	保育課			
マニュアル更新担当課	保育課			
内容の概略説明 災害により住宅や家財に損害を受け、生活を立て直すために保育を必要とする保護者の申請に対し、保育料の徴収猶予を行う。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	周知用資料の作成	関係課	申請主義のため、区民向けのわかりやすい説明資料を作成し、り災証明発行窓口などで配布し、周知する。	冊子「保育施設入所のご案内」及び「保育料の減免制度について」にて周知済み
	受付マニュアル等の整備	関係課	受付マニュアル等を整備し、減免基準や資格確認方法などを明確にしておく。	未整備。30年度中に災害時の受付マニュアルを作成し、確認方法等について明確にする。
	被災者生活再建支援システム	保健福祉部管理課等	運用マニュアル作成、操作研修及び活用ルールの策定	未整備。マニュアルは平成30年度までに作成、研修等は30年度以降実施する。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 相談、必要書類の確認	随時	保育課	①申請書・記入例等手続き関係書類を準備する。	厚生労働省、東京都から保育料の減免に関する情報を取得する。
(2) 申請			①保護者からの相談に応じ、必要書類を説明する。 ②申請状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
(3) 猶予の決定及び通知の送付			①救護所での掲示、チラシ、広報等により制度の周知を図る。 ②決定状況について、被災者生活再建支援システムを活用して、漏れ等のないよう確認する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・受付マニュアル ・システム（住民情報系システム、被災者生活再建支援システム） ・区民用周知資料 ・申請書等 ・り災証明 			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

2	保健・医療
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>発災後の区民には身体の安全はもとより、その後の被災生活における健康の維持と生活環境の確保が重要で、生活状態を震災前の状態に回復させ、安定した暮らしを取り戻すためにもこうしたことが最重要課題となる。</p> <p>被災者は、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的に変調をきたしやすい、このため、保健対策としてメンタルヘルスケアや健康相談等の健康管理を行う。また、震災救援所では、衛生管理や動物の保護管理も行う。</p> <p>環境衛生対策として、防疫活動や食品、飲料水の安全の確保、ごみ等の処理などを行う。</p> <p>震災では、多くの負傷者が予想されることから、十分な医療体制を早期に確立するために、既存の医療機関の機能回復を図るとともに、仮設診療所の設置を検討する。</p>	



くらしの復興		保健・医療		
取組名	2-1	保健対策		
項目名	2-1-(1)	メンタルヘルスケアの実施		
実施担当	保健予防課、保健サービス課			
マニュアル更新担当課	保健予防課			
<p>内容の概略説明</p> <p>発災後、東京DPA T（東京災害時こころのケア体制）の受援調整をし、急性増悪事例の対応や震災救援所の巡回相談からあがった個別事例に対応する。また救援所で認知症や発達障害などの配慮が必要なケースについて、環境調整を行う。被災中長期には救援所での傾聴ボランティアやグループ活動の活用やメンタルヘルスに関する健康教育を実施する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理	保健予防課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	未整備 平成29年度末までに作成予定
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)精神保健業務の拠点の設置	被災後48時間以内	①②保健予防課	①東京DPA Tの受援窓口との調整する。 ②精神科医療機関の開設状況や精神保健に関する必要な情報を把握し、関係部署に周知するとともに関係部署の調整を図る。	①東京都災害時こころのケア体制（東京DPA T）による他都道府県からの必要な人材の派遣を受ける。（被災後24時間以内～中長期） ②精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。
(2)巡回精神相談の実施	被災3日目～2週間内 被災後1週間～	③保健予防課 ④保健サービス課 ⑤保健予防課、保健サービス課 ⑥保健サービス課	①急性増悪事例について精神医療調整をDPA Tに依頼する。 ②保健活動班による震災救援所の巡回健康相談を実施し、精神科チームの専門相談が必要な対象者について把握し、DPA Tで派遣された専門職（精神科医・保健師・精神保健福祉士）による相談事業につなぐ。 ①被災児童・生徒・その保護者等からの相談を学校内で受ける「こころの相談窓口」（3-2-（3）こころの相談窓口の設置）と連携を図る。 ②保健活動班は震災救援所及び在宅避難者に対して巡回相談を行い、精神的不調者の相談及び医療機関受診の調整を図る。また、認知症や発達障害など避難所で特別な配慮が必要なケースについては環境調整を図るとともに必要に応じ、2次救援所や福祉救援所への変更を行う。	③被災地で復興業務に従事する人に早期にメンタルヘルスケアが提供できるよう体制を整備する。

(3) 精神保健及び心のケアに関する普及啓発の実施	2週間以内 ～3か月	保健予防課	①巡回精神保健相談チームによる個別相談から共通するメンタルヘルスに関する健康教育を実施する。災害時特有の心理状態に対する正しい知識の普及啓発を行う。 ②救護所での傾聴ボランティア活動やグループ活動等の情報共有・調整を行う。
(4) 早期に通常業務を再開する(精神保健相談・社会復帰事業等)	1か月以内 ～2か月以内	保健予防課	③精神保健相談を開始する。 ④被災地で復興業務に従事するボランティアや区職員等に対し、できる限り早期に適切なメンタルヘルスケアを提供できるよう体制整備する。

必要なもの	1. 震災救護所マニュアル、医療救護部の活動マニュアル(72時間以上) 2. 巡回健康相談時使用する「お体についてのアンケート」「健康相談票」 3. 厚生労働省等が作成しているメンタルヘルスケアに関するリーフレット、マニュアル類
-------	--

留意点(今後の課題等)	①平成30年度に東京都DPATのマニュアル完成後、再度修正予定 ②医師会(特に精神科医会)、薬剤師会との連携体制を確立しておく。 ③児童生徒およびその保護者については3-2-(3)こころの相談窓口の設置(特別支援教育課、済美教育センター)との関係性に留意する。
-------------	--

都の支援体制等	担当課	東京都立中部総合精神保健福祉センター
	支援内容	東京都災害時こころのケア体制(東京DPAT)整備事業

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-1	保健対策
項目名	2-1-(2)	被災住民の健康管理
実施担当	保健サービス課・健康推進課	
マニュアル更新担当課	保健サービス課	

内容の概略説明

復旧・復興期においても被災住民の中には、生活環境の急激な変化等になかなか適応できない人々もあると考えられることから、都と連携し、健康相談を応急期に引き続き実施する。

特に要配慮者に対して適正に対応する必要がある。

また、救援所等での食品配布に際し、栄養面からの助言指導を行い、被災住民の健康維持を支援する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	要配慮者台帳の整備	関係各課	要配慮者の実態把握と支援計画の策定	策定済
	連絡体制の整備	関係各課	緊急時の対応方法、関係機関等の連絡体制の整備	策定済
	地図の作成	関係各課	救援所・医療救護所・医療機関等が記載された地図の作成	作成済
	普及啓発	関係各課	住民への普及啓発（定期的なヘルスチェック・常備薬の確保等）	実施済
	様式の整備	関係各課	健康相談票等の様式整備	作成済
	震災救援所における医療救護部の活動内容等の整理	関係各課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	作成済

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 保健師の派遣の受入れ	震災直後～	杉並保健所 保健サービス課 健康推進課	①保健師・栄養士、歯科衛生士等からなる保健活動班を編成し、震災救援所等に派遣する準備をする。（保健サービス課） 区の職員だけで保健活動を担うことが困難な場合は、都に他道府県市等からの保健師等の派遣を要請する。（健康推進課）	①区市町村からの要請に基づき、被災地外区市町村や他道府県に保健師の派遣を要請する。 ②区市町村と協力して、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、ならびに活動拠点の確保を支援する。
(2) 健康相談体制の整備	被災後4日目～	杉並保健所 保健サービス課	①保健活動班による巡回健康相談を実施し、被災住民の健康管理を行う。 ②ケアが必要な者を発見した時は、医療救護班や巡回精神保健チームと連携して対応する。 ③要配慮者に対し、酸素ボンベの供給や簡易型発電機等による充電など在宅生活の継続の支援を行う。	③区市町村における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

(3) 食生活への支援	被災後4日目～	杉並保健所 保健サービス課 健康推進課	①乳幼児、高齢者等に対し、栄養的に配慮がなされた食品配布を行うよう努める。 ②個人の健康状態に適した食品の選択等を指導する。	避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言を行い、被災住民の健康維持を支援する。 乳幼児、高齢者、慢性疾患患者等に対して栄養的に配慮がなされた食品配布を行うよう、区市町村等に助言を行う。
-------------	---------	---------------------------	---	---

必要なもの	要配慮者台帳、健康相談票、震災救援所等における医療救護部活動マニュアル
-------	-------------------------------------

留意点（今後の課題等）	
-------------	--

都の支援体制等	担当課	福祉保健局保健政策部保健政策課
	支援内容	①保健活動班に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を実施する。 ②区からの要請に基づき、被災地外区市町村や他県市に、保健活動班の派遣を要請する。 ③区と協力して、派遣職員の受け入れ及び搬送体制の確立、ならびに活動拠点の確保を支援する。 ④区における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。 ⑤避難所等での食品配布に際し、栄養面からの助言等を行い、被災住民の健康維持を支援する。

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-1	保健対策
項目名	2-1-(3)	防疫活動の実施
実施担当	生活衛生課、保健予防課、環境課	
マニュアル更新担当課	生活衛生課	

内容の概略説明

震災直後から復旧・復興期にかけては、感染症の発生及びまん延が懸念される。このため、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見及び家屋の内外の消毒等を実施するために、関係機関等と連携をとりながら防疫活動を実施する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理	杉並保健所生活衛生課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	未整備 平成29年度末までに作成予定

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
防疫活動の実施	震災直後～震災救援所設置期間	杉並保健所生活衛生課 杉並保健所保健予防課 環境部環境課	①飲料水の消毒状況の確認や避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族・こん虫等の駆除を行う。 ②状況に応じて防疫班を編成し、保健所長の指揮のもと、健康調査及び相談、震災救援所等の防疫指導等を行う。 ③状況に応じて防疫班、隔離消毒班及び環境衛生指導班を編成・出動。 ④被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局長に連絡する。 ⑤防疫活動の実施にあたり、必要に応じて都福祉保健局及び医師会等の関係機関に協力を要請する。	①区市町村の協力要請に基づき、必要と認められた場合、活動支援や指導を実施する。 ②防疫活動に際し、必要と認められた場合、都医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。 ③状況に応じて、防疫班、隔離消毒班及び環境衛生指導班を編成・出動させる。 ④区市町村の防疫活動を支援し、必要に応じて他区市と連絡調整を行う。 ⑤感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を支援する。

必要なもの	・残留塩素測定器、試薬・逆性石けん液・携帯型噴霧器
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課、感染症対策課
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・区の協力要請に基づき、または必要と認める場合、活動支援・指導を行う。 ・必要と認める場合、都医師会長又は都薬剤師会等に協力を要請する。 ・状況に応じて、防疫班、隔離消毒班及び環境衛生指導班を編成・出動する。 ・必要に応じて、他区市の防疫班の出動要請・連絡調整を行う。 ・感染症患者発生時の隔離収容先の確保及び搬送体制の確立を支援する。

くらしの復興		保健・医療		
取組名	2-2	生活環境の整備		
項目名	2-2-(1)	震災救援所の衛生管理		
実施担当	生活衛生課			
マニュアル更新担当課	生活衛生課			
<p>内容の概略説明</p> <p>震災救援所においては、過密状態などによる生活環境の悪化が予想される。良好な生活環境を維持するため、震災救援所内設備の衛生指導を行う。</p> <p>また、衛生管理の悪化による各種感染症が発生する可能性がある。このため、感染症の発生、まん延防止のため予防措置を実施する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理	杉並保健所生活衛生課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	未整備 平成29年度末までに作成予定
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
震災救援所の衛生的な維持管理	震災直後～震災救援所設置期間	杉並保健所生活衛生課	<p>①震災救援所において衛生管理者を決定する。</p> <p>②震災救援所の衛生管理者に対して、次の事項について助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災救援所内の衛生的な空気環境を確保するため空気環境の測定。 トイレ、廃棄物保管場所、入浴施設等所内における感染症の予防、ねずみ衛生害虫の防除指導。 消毒及び手洗の励行等について、感染症発生予防のための広報活動。 	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 真空ガス検知管 CO、CO₂測定器 消毒、手洗いに関するパンフレット 			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-2	生活環境の整備
項目名	2-2-(2)	公衆浴場の再開支援
実施担当	生活衛生課、産業振興センター事業担当課	
マニュアル更新担当課	生活衛生課	

内容の概略説明

震災直後から復旧期にかけては、被災者等の入浴が困難である事態が発生する。このため、公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対して情報提供を行う。

早期営業再開可能な公衆浴場に対し、衛生管理指導、営業に関する相談等により、再開支援を行う。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 公衆浴場の営業状況の把握と情報提供	被災直後～震災救援所設置期間	杉並保健所生活衛生課	① 公衆浴場業生活衛生同業組合と協力して公衆浴場の営業状況を把握し、区民に対して情報を提供する。	被災した公衆浴場に対しては、給水、重油の確保あるいは融資等により営業再開の支援を行う。
(2) 公衆浴場の再開支援	被災後1週間～震災救援所設置期間	杉並保健所生活衛生課 産業振興センター事業担当課	① 再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう使用水源、衛生管理について支援する。 ② 被災した公衆浴場に対して行う融資は、産業振興センターの現行融資制度を活用し、営業再開を支援する。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の公衆浴場営業許可台帳 ・残留塩素計、濁度計、大腸菌群検査キット、ふ卵器等の検査機材
-------	--

留意点（今後の課題等）	
-------------	--

都の支援体制等	担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課、生活文化局消費生活部生活安全課、産業労働局金融部金融課、水道局サービス推進部
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場営業情報を都民に情報提供する。 ・被災した公衆浴場に対し、給水・重油の確保及び融資等による営業再開を支援する。 ・再開のための営業許可に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援を行う。

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-2	生活環境の整備
項目名	2-2-(3)	飲料水・食品の安全確保
実施担当	生活衛生課	
マニュアル更新担当課	生活衛生課	

内容の概略説明

必要に応じて飲料水が塩素で消毒されているかを確認するなど、飲み水の安全確認を行う。また、設備の不十分な状態での調理、食品の配布・管理等により、健康被害が発生しないよう、震災直後の応急期同様に引き続き食品衛生に関する監視・指導を行う。

なお、避難所等で食中毒が発生した場合は関係機関と連携し、対応する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	消毒関係機材の備蓄	杉並保健所生活衛生課	水の消毒効果を確認するための機材の備蓄	備蓄済
	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理	杉並保健所生活衛生課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	未整備 平成29年度末までに作成予定

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
飲料水や食品の安全確保	震災直後～震災救援所設置期間	杉並保健所生活衛生課	①被災後の生活における飲料水や食品の安全確保のため、震災救援所を含め、食品衛生に係る巡回指導・啓発を行う。 ②震災救援所等において食中毒が発生した場合、他自治体等食品衛生関係機関と連携して原因究明等を行い、被害拡大防止及び再発防止のための指導を行う。	食品衛生指導班を編成し、区と連携して食品・飲料水の安全を確保する。 区の要請に応じ、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を実施する。 区の要請に応じ、消毒薬を配布する。

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・震災救援所連絡先一覧及び地図 ・食品営業台帳一覧 ・他自治体等食品衛生関係機関一覧
-------	--

留意点（今後の課題等）

都の支援体制等	担当課	福祉保健局健康安全部食品衛生監視・環境保健衛生課
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災直後には食品衛生指導班を編成して、区と連携して食品・飲料水の安全を確保する。 ・区の要請に応じて、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を実施する。 ・区の要請に応じて、消毒薬を配布を実施する。

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-2	生活環境の整備
項目名	2-2-(4)	ごみ等の処理
実施担当	杉並清掃事務所・方南支所担当	
マニュアル更新担当課	ごみ減量対策課	

内容の概略説明

災害時には、家屋の倒壊、火災等により大量のごみの排出が予想される。また、断水や下水道機能の損壊等により、水洗トイレが使用不可になった場合のし尿対応を行う。

多くの区民が参集する震災救援所や、震災救援所に避難を要しない在宅被災者のごみ及びし尿を円滑かつ迅速に処理するために、他の部署、関係機関と連携を図り、区民の健康と衛生的な環境を保持するための体制を確保する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	臨時集積所候補地の選定	ごみ減量対策課・杉並清掃事務所・方南支所担当	臨時集積所候補地の選定	選定済

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
1 情報収集	震災直後	杉並清掃事務所・方南支所担当 (土木管理課)	①事務所・事業所施設及び機材（車両）等の被害状況を確認する。 ②区内道路の被害状況を把握する。 ③震災救援所（各小・中学校）の上下水道機能使用の可否、破損状況を確認する。	①国、東京都、他区から道路、橋梁等の被害状況を調査する。 ②一部事務組合から工場の被害状況を確認する。
2 処理体制の整備	1～3日後	杉並清掃事務所・方南支所担当	①在宅被災者への対応 ・風呂の残り水等の利用 ・震災時生活用水井戸の利用 ・マンホールトイレの活用 ②震災救援所の参集状況を確認し、ごみ収集運搬体制及びし尿処理体制を確立する。	③水道局から区内の断水地域の確認。復興状況を把握する。 ④下水道局から下水道管渠の被害状況を確認し、し尿投入先及び搬入先を調整する。
3 ごみ等収集運搬	4日後以降	杉並清掃事務所・方南支所担当	①家庭及び事業所から排出される災害廃棄物の臨時集積所を確保し、ごみ収集ルートを作成する。 ②排出マナー（ごみの分別の徹底）や不法投棄防止等について区民、事業者に周知していく。 ③必要に応じて区内浄化槽業者へ収集依頼する。 ④災害廃棄物、生活ごみ及びし尿の収集・運搬を行う。 ⑤区内上水道ほぼ復旧（東京都被害想定報告書）	⑤清掃協議会、一部事務組合と協議し、臨時車両等の配車要請、搬入先の調整をする。

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・震災復興マニュアル ・環境省 災害廃棄物対策指針 ・環境省 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針 ・廃棄物資源循環学会 災害廃棄物分野・処理戦略マニュアル
-------	---

<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時集積所の候補地である公園等については、新規開設、閉鎖等担当部署と連携を図り確認する。また、候補地の利用については、震災後の他の用途と、十分調整のうえ利用する。

都の支援体制等	担当課	
	支援内容	

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-2	生活環境の整備
項目名	2-2-(5)	生活衛生関係営業施設（理・美容所、クリーニング所及び飲食店等）の営業状況に関する情報提供と再開支援
実施担当	生活衛生課	
マニュアル更新担当課	生活衛生課	

内容の概略説明

復旧期において、被災者の衛生確保等から生活衛生営業（理・美容所・クリーニング所及び飲食店等）を行う施設の利用の要望が発生することが考えられる。このため、営業状況を把握し、区民に対し情報を提供する。
また、仮設営業等、早期に営業再開可能な生活衛生営業施設に対し、営業指導等の相談を通じ再開支援を行う。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 営業状況の把握と情報提供	おおむね被災後1週間～震災救済所設置期間	杉並保健所生活衛生課	① 生活衛生同業組合と協力して、理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の営業状況を把握し、区民に対して情報を提供する。	被災した理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開のための営業許可・融資等に関する相談等を行い、早期に再開が可能となるよう支援する。
(2) 再開支援	被災後1週間～	杉並保健所生活衛生課 産業振興センター事業担当課	① 理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の再開のため営業施設等に関する相談等を通じ、早期に再開が可能となるよう支援する。 ② 被災した理・美容所、クリーニング所及び飲食店等に対し、融資等により再開支援を行う。	

必要なもの	・区内の生活衛生関係営業施設許可届出台帳
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
	支援内容	・理・美容所、クリーニング所及び飲食店等の営業情報を都民に情報提供する。 ・上記事業所の再開のための営業許可・融資等に関する相談を通じ、早期に再開が可能となるよう支援を行う。

くらしの復興	医療・保健			
取組名	2-2	生活環境の整備		
項目名	2-2-(6)	特例許可証の発行		
実施担当	区民課			
マニュアル更新担当課	区民課			
内容の概略説明 必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として、「特例許可証」を発行する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
震災後の 具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
①火葬場復旧時の許可要件の緩和	震災直後～	区民課	①遺体収容所等において、必要に応じ、検視・検案を終えた遺体の火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行する。	①都内火葬場の施設の被災状況、稼働状況等の問合せに対し情報を提供する。 ②「東京都広域火葬実施計画」に基づき広域火葬体制を速やかに整備する。 ③区からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定する。区市町村、関係団体に周知する。近隣県に今後の応援・協力の必要を含めて通知する。 ④対応可能な都内の火葬場に対し、応援要請を行う。また、必要に応じて、近隣県への応援・協力要請を行う。 ⑤各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県等に対し協力依頼する。 ⑥火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ⑦遺体の搬送について区から要請を受けた場合、輸送車両等の確保について、関係機関等への協力要請を行う。

必要なもの	
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	東京都災害対策本部福祉保健局健康安全部環境保健衛生課「広域火葬」専従班
	支援内容	「東京都広域火葬実施計画」による区市町村の要請に基づき、広域火葬の推進を図る。

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-3	医療機関の機能回復
項目名	2-3-(1)	医療機関の復旧状況に関する情報提供
実施担当	健康推進課	
マニュアル更新担当課	健康推進課	

内容の概略説明

区医師会（区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会。以下同じ。）の協力を得て医療機関（診療所、歯科診療所及び保険薬局。以下同じ。）の被害状況や活動状況を把握し、都に報告する。
医療機関の再開情報の収集を行い、都に報告するとともに、区民に対し情報提供を行う。

事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)後方医療機関、医師会等へ無線により被災状況を把握する。	震災後3日以内	健康推進課	①区内の医療機関及び医療救護班との連絡体制の確立に努める。 ②区医師会の協力を得て、医療機関の被害状況や活動状況を把握し、都に報告する。 ③デジタル防災無線により後方医療機関の被災状況を確認する。 ④医療機関周辺の被災状況等(道路など)について、調査する。 ⑤区民に対する相談窓口の設置に努める。	①把握すべき医療機関の再開情報の事項について決定し、区、医師会と連携し、再開情報を一元的に収集する体制を確立する。(役割分担は、東京都地域防災計画及び災害時医療救護活動ガイドラインに準じる。) ②復旧・復興期においても、東京都地域防災計画に準じて医療機関の再開情報を収集し、都民に提供する。 ③情報の提供は、医療機関、診療科名、診療日時、住所、連絡先、連絡方法等の情報を保健医療情報センター「ひまわり」や消防庁テレホンサービスなどを利用して提供する。

必要なもの	
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	福祉保健局医療政策部
	支援内容	<p>(支援内容)</p> <p>① 把握すべき医療機関の再開情報について決定する。</p> <p>② 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、再開情報を一元的に収集する体制を確立する。</p> <p>③ 収集した医療機関の再開情報を区市町村へ伝達する。</p> <p>④ 東京都保健医療情報センター（ひまわり）の体制・機能を活用し、医療機関の再開状況の問い合わせに電話等により対応する。</p>

くらしの復興		保健・医療		
取組名	2-4	地域医療体制の再構築		
項目名	2-4-(1)	仮設診療所の設置		
実施担当	健康推進課 地域保健・医療連携担当、住宅課			
マニュアル更新担当課	健康推進課 地域保健・医療連携担当			
内容の概略説明 復興期において、医療機関の復旧が遅れている地域や仮設住宅建設用地付近などで医療機関が不足している地域には、医師会等の協力の下、必要に応じて仮設診療所を設置する。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理	健康推進課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	未整備 平成29年度末までに作成予定
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1)仮設診療所の設置の必要性について検討	震災直後 ↓ 3日目～1週間	健康推進課	①医療機関の被災状況や応急仮設住宅への入居状況により、仮設診療所開設の必要性を検討する。	①医療需要の増加がみられる地域においては、区市町村に対して仮設診療所を一定期間設置することについて検討を要請する。 ②区市町村において設置が必要と判断した場合には、国に設置に対して助成等を要請し、協議を行う。 ③②の要請が認められた場合には、国より助成を受け、区市町村が仮設診療所を設置し、都はこれを支援する。
(2)仮設診療所の設置場所の決定等	1週間～2週間		①応急仮設住宅内や区有施設、企業施設など、仮設診療所の設置場所を協議・調整する。	
(3)医師会や大規模病院等の調整	2週間～3週間		①仮設診療所への人材の派遣、医療物資の提供について、医師会等へ要請する。 ②薬剤師会や医薬品販売業者との協定や救護物資などにより、開設に必要な医療器材、医薬品を確保する。	
(4)仮設診療所の設置	4週間後～	住宅課	①(2)-①で確保した場所に、仮設診療所を設置する。	
必要なもの	災害時医療救護部活動マニュアル、震災救援所一覧			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課	福祉保健局医療政策部		
	支援内容	助成等を支援する。		

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-5	動物救護
項目名	2-5-(1)	震災救援所における動物の保護管理
実施担当	生活衛生課	
マニュアル更新担当課	生活衛生課	

内容の概略説明

震災直後においては、震災救援所に避難してきた同行避難動物について、飼い主に衛生的な飼育管理を指導する。また、獣医師会との連携のもと、「災害時の動物に関わる救護活動に関する協定」に基づき、獣医師による飼育管理指導・公衆衛生上の支援を行う。

復興期においては同行避難者の復興に合わせて、震災救護所における飼育管理指導・公衆衛生上の支援活動を徐々に縮小する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理	杉並保健所生活衛生課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	未整備 平成29年度末までに作成予定

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 震災救援所敷地内に動物収容場所の確保	震災直後～震災救援所設置期間	杉並保健所生活衛生課	①震災救援所における同行避難動物の状況により、獣医師会に対して獣医師の派遣を要請する。	避難所での動物の適正飼養について、市区町村に情報提供等の支援を行う。
(2) 獣医師会救護班の要請				
(3) ボランティア団体等の協力要請			①ボランティア団体等と協力しながら、震災救援所における動物の適正飼養について指導・助言を行う。	
(4) 避難者の復興状況の把握と支援活動の縮小			①避難者の復興状況と同行避難動物数を把握し、その状況により、支援活動を縮小する。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 震災救援所連絡先一覧及び地図 獣医師会連絡先リスト
留意点（今後の課題等）	

都の支援体制等	担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体と協働による「動物救援本部」の設置及び動物救護活動を行う。 区へ情報提供を行うほか、動物愛護センターに「動物救護班」、「動物医療班」を設置し、動物の保護、避難所での適正飼養の支援等を実施する。

くらしの復興	保健・医療	
取組名	2-5	動物救護
項目名	2-5-(2)	負傷動物の救護
実施担当	生活衛生課	
マニュアル更新担当課	生活衛生課	

内容の概略説明

震災直後は、「災害時の動物に関わる救護活動に関する協定」に基づき、震災救援所に設置される負傷動物救護所において、獣医師会による負傷動物の救護及び飼育管理指導・公衆衛生上の支援が行われる。また、飼養動物の逸走、一時保護等の対応については、東京都動物愛護相談センターやボランティア団体等と協力しながら対応を図る。

復興期においては各動物病院の再開に合わせて、負傷動物救護所における活動は徐々に縮小する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	震災救援所等における医療救護部の活動内容等の整理	杉並保健所生活衛生課	震災救援所等における医療救護部活動マニュアルの作成	未整備 平成29年度末までに作成予定

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
(1) 負傷動物の状況把握と負傷動物救護所の立ち上げ	震災直後～震災救援所設置期間	杉並保健所生活衛生課	①獣医師会との連携のもと震災救援所5か所に負傷動物救護所を立ち上げる。	東京都動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」を編成し、動物救護活動を実施する。
(2) 飼養動物の逸走、一時保護等の対応			①飼養動物の逸走、一時保護等の対応について東京都動物愛護相談センターやボランティア団体等と協力しながら対応を図る。	
(3) 動物病院再開状況の情報提供			①獣医師会と連絡をとり動物病院の再開状況を把握し、区民へ情報提供をする。	
(4) 負傷動物救護所の縮小			①動物病院の再開状況により負傷動物救護所を縮小する。	

必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・震災救援所連絡先一覧及び地図 ・獣医師会連絡先リスト ・動物適正飼養普及員（どうぶつ相談員）連絡先リスト
-------	---

留意点（今後の課題等）

都の支援体制等	担当課	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と協働による「動物救援本部」の設置及び動物救護活動を行う。 ・区へ情報提供を行うほか、動物愛護センターに「動物救護班」、「動物医療班」を設置し、動物の保護、救援所での適正飼養の支援等を実施する。 ・人に危害を与える恐れのある特定動物の逸走通報があった場合、関係機関と連携して適切に対応する。

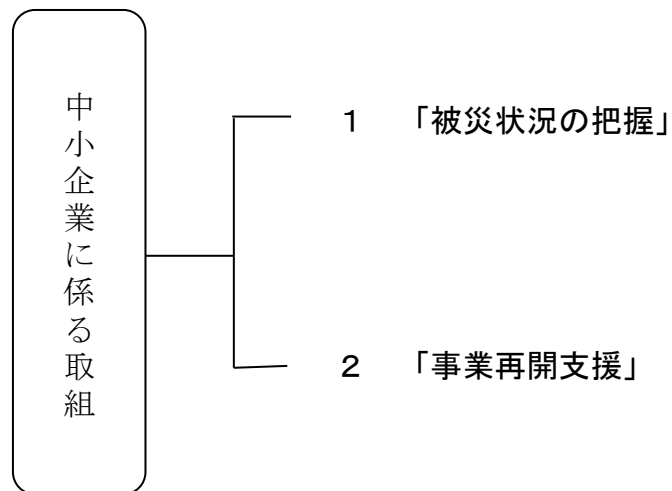
くらしの復興		その他		
取組名	3-1	その他		
項目名	3-1-(1)	防犯対策		
実施担当	危機管理対策課			
マニュアル更新担当課	危機管理対策課			
内容の概略説明				
住民が避難所に避難することなどによって、空き巣などの犯罪が増えることを防止するため、応急復旧期に引き続き、区内3警察署との協力のもと、防犯パトロールなどの対策を講じる。				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	被災時の防犯協力体制の整備	危機管理対策課	震災後の防犯対策について、区内3警察署と協議する。	区警察署課長会議において随時協議中
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
防犯対策の実施	被災直後～	危機管理対策課	①被害の大きい地区を中心に、警察と連携した防犯パトロールを実施する。 (避難して留守となった住宅及び救援所、仮設住宅周辺) ②住民に防犯についての注意喚起を行う。	
必要なもの	救援所の所在のわかる地図			
留意点 (今後の課題等)				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

第5章 産業の復興

産業の復興

区 分		取組名		項目名		ページ 産業	所管部課名
1	中小企業に係る取組	1	被災状況の把握	(1)	区内産業の被害・復旧状況の把握	2	産業振興センター事業担当課
				2	事業再開支援	(1)	商店街復興支援
		(2)	賃貸型共同仮設店舗等の設置等への支援			4	産業振興センター
		(3)	中小企業への融資			5	産業振興センター事業担当課
		(4)	相談業務の拡充	6	産業振興センター事業担当課		
2	雇用に係る取組	1	雇用に係る取組	(1)	雇用状況の把握	8	産業振興センター事業担当課
				(2)	求人情報の提供・職業訓練の実施	9	産業振興センター事業担当課
				(3)	雇用の維持	10	産業振興センター事業担当課
				(4)	雇用の創出	11	産業振興センター事業担当課、人事課、経理課、広報課

1	中小企業に係る取組
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>震災により区内中小企業は、事業者・従業者等の死傷、事業所自体の損壊や取引高の減減等、大きな人的・物的損害を被ることが想定される。このような被災企業の事業再建には自助努力に加え、公的にその復興を効果的に支援していく必要がある。</p> <p>そこで、区は、被災後の区内産業・就労の状況を詳細に把握し、区内産業の復興支援を積極的に行っていく。</p> <p>特に、区内中小企業事業主に対しては、事業の再建に関する相談窓口の増設、再建資金の負担を軽減するあっせん融資制度の利用促進等により、事業復興を支援する。</p>	



産業の復興		中小企業に係る取組		
取組名	1-1	被災状況の把握		
項目名	1-1-(1)	区内産業の被害・復旧状況の把握		
実施担当	産業振興センター事業担当課			
マニュアル更新担当課	産業振興センター事業担当課			
<p>内容の概略説明</p> <p>産業の復興に関する支援策を適切に実施するには、震災による区内産業の被害状況を正確に把握することが必要である。また、限られた資源を有効に活用するには、復旧状況や希望する支援内容の把握も必要である。そこで、区内産業における被害状況について早急に把握するとともに、復旧状況や支援の希望を調査する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	事業所情報の状況把握及び調査の実施内容の決定	産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス等の情報を取り寄せるなどにより、店舗・事業所情報（事業所名、所在地等）を入手し、状況を把握する。 ・調査の実施について、調査項目表の作成、方法、体制・役割等を定める。 ・調査を効率的に行うため、他の調査との重複の有無、また他の調査と同時の実施等について、他部署と調整する。 	平成30年度末を目途に検討中。
	産業経済団体等への調査協力依頼	産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所情報の状況把握及び調査の実施内容の決定のうえで、団体（各産業経済団体・主な業種団体へ、調査実施への協力を求める。 	平成29年度末を目途に検討中。
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
区内産業の被害状況等の把握	震災直後	産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ①被災直後から災害対策本部で集める情報（建物の損壊状況等）を基に区内産業の受けた被害の概要を把握する。 ②職員による現地調査の実施のほか、区内の各種産業経済団体・主な業種団体を通じ、被害に関する具体的情報を収集する。 	①被害状況について東京都から区に対して調査依頼があり、その回答を行う。
	被災後5日～			
区内産業の復旧状況等の把握	被災後2週間～	産業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ③職員による現地調査の実施のほか、区内の各種産業経済団体・主な業種団体を通じ、商店や産業の復旧状況や支援の具体的希望に関する調査を行う。 ④職員による現地調査の実施のほか、区内の各種産業経済団体・主な業種団体を通じ、取引の回復状況や今後の見通し等を調査する。 	②東京都は収集した情報の分析結果を区に配布
	被災後3週間～			
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画／震災復興マニュアル ・災害復興本部の構成 ・本部開設に伴う連絡リスト ・事業所情報、調査実施マニュアル・調査票等 			
<p>留意点（今後の課題等）</p> <p>○事業所情報の状況把握及び調査の実施内容の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス等の情報を取り寄せるなどにより、店舗・事業所情報（事業所名、所在地等）を入手し、状況を把握する。 ・調査の実施について、調査項目表の作成、方法、体制・役割等を定める。 ・調査を効率的に行うため、他の調査との重複の有無、また他の調査と同時の実施等について、他部署と調整する。 <p>○産業経済団体等への調査協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所情報の状況把握及び調査の実施内容の決定のうえで、団体（各産業経済団体、主な業種団体）へ、調査実施への協力を求める。 				
都の支援体制等	担当課	産業労働局総務部③、産業労働局商工部①②、産業労働局金融部①②		
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①都内産業の被害状況の把握 ②定期的な事業所被害・復旧状況調査 ③被害・復旧状況の整理・分析結果の情報提供 		

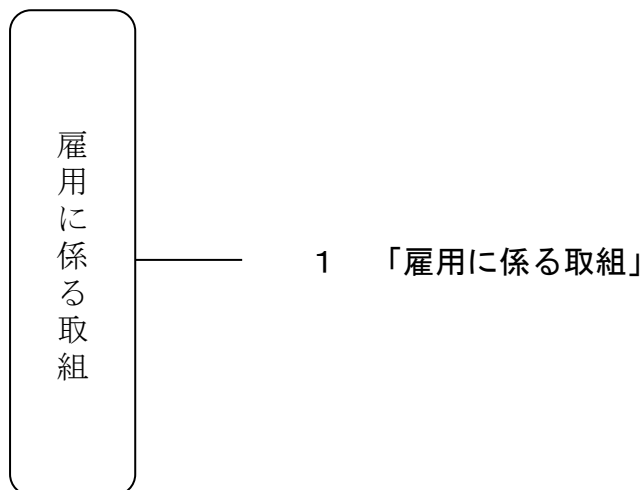
産業の復興		中小企業に係る取組		
取組名	1-2	事業再開支援		
項目名	1-2-(1)	商店街復興支援		
実施担当	産業振興センター			
マニュアル更新担当課	産業振興センター			
<p>内容の概略説明</p> <p>区内商店街においては、個店が密集している場合が多く、倒壊・火事など震災による被害が拡大しやすい。そして、商店街が被災・焼失すると区民が身近な場所で生活物資の購入が困難になるだけでなく、地域の活気が著しく損なわれることとなる。</p> <p>そこで、このような被害を受けた商店街が、自力で商店街を再興し、またショッピングセンター建設などの再開発事業を計画・実施するにあたって、区では、その計画策定等を支援する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	商店街アドバイザー派遣制度の活用	産業振興センター	商店街が再開発事業を計画・実施するにあたり、策定等に対するアドバイスを行う。	商店街アドバイザー派遣制度実施済み
	新元気を出せ商店街事業費補助金制度の活用	産業振興センター	商店街が再開発事業を計画・実施するにあたり、策定等にかかる費用の一部を補助する。	新元気を出せ商店街事業費補助金制度実施済み
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
復興計画策定支援制度の実施	被災後2週間～	産業振興センター	被災商店街が自ら商店街復興を計画するにあたり、その資料収集費やコンサルタント経費等の一部を補助する等の支援制度を実施する。商店街関係者が計画検討のための場所や資料の提供については、利用可能な区有施設を貸し出す。	①計画策定や技術面に関して総合的な指導体制を整備 ②組合等の派遣要請に基づいて民間専門家等を派遣するほか、商店街を巡回指導する。
上記制度の周知	被災後4週間～	産業振興センター	上記補助金制度及び活用できる融資制度等の情報を広報・ホームページ・区掲示版等に掲出し、効果的な実施を図る。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画/震災復興マニュアル ・商店会名簿/商店街マップ 			
<p>留意点（今後の課題等）</p> <p>商店街アドバイザーを派遣するにあたり、商店街の再興計画を的確にアドバイスできる人材をあらかじめ確保しておく必要がある。補助金の活用にあたっては、都からの間接補助金であるため、震災時の担当部署との連絡が円滑にできるよう体制を整えておく。</p>				
都の支援体制等	担当課			
	支援内容			

産業の復興		中小企業に係る取組		
取組名	1-2	事業再開支援		
項目名	1-2-(2)	賃貸型共同仮設店舗等の設置等への支援		
実施担当	産業復興センター			
マニュアル更新担当課	産業復興センター			
内容の概略説明				
<p>都は、被災後の一時的な事業スペースの提供策として、賃貸型共同仮設工場・店舗の設置を計画している。そこで、区は、この事業を都と共同で行う場合に、施設に関する情報の区民への提供・申込受付・入退去管理を行い、事業活動の再開を積極的に支援する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
	現地調査シートを作成	産業復興センター	仮設店舗設置候補地が区有地である場合、区が調査を行うことから、その調査用シートを定めておく。	未作成 (30年度作成予定)
	入居事業者名簿様式を作成	産業復興センター	仮設店舗等への入居事業者を管理するための名簿様式を定めておく。	未作成 (30年度作成予定)
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
賃貸型共同仮設店舗の管理等	被災後2週間～ 被災後3週間～	産業復興センター	<p>①（産業復旧状況調査時に）賃貸型共同仮設店舗等に関する事業主の出店希望を調査し、都産業労働局に連絡する。</p> <p>②国・都と協議し、杉並区内における共同仮設店舗設置計画を策定する。</p> <p>③設置予定地が区有地である場合、区が現地調査し、都に報告を行う。共同仮設店舗は都が建設をすることになるが被害状況を踏まえ、区が独自に建設することについても併せて検討する。</p> <p>④本事業について事業主に周知し、募集管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居基準は、都と協議の上で作成する。 ・募集情報は、広報等を通じて提供する。 ・入居申込みは、区役所本庁舎・産業復興センター等で行う。 ・入居に際しては、小売業を中心に抽選等により区内事業者が被災前の店舗に近い場所、被災後の居住地に近い場所へ優先的に入れるようにする。 	賃貸型共同仮設店舗等の設置を予定
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画/震災復興マニュアル ・商店会名簿/商店街マップ 			
留意点（今後の課題等）				
<p>仮設店舗設置候補地の選定が震災時に速やかにできるよう留意しておく必要がある。また、賃貸型共同仮設店舗の設置は原則都が行うため、担当部署との連絡が円滑にできるよう体制を整えておく。</p>				
都の支援体制等	担当課	東京都産業労働局商工部		
	支援内容	<p>一時的な事業スペースを確保することが困難な事業主に対し、地方公共団体が賃貸型の共同仮設工場及び共同仮設店舗を設置して賃貸することにより、これら事業主の自立再建を支援する。</p> <p>自力で共同仮設工場や共同仮設店舗を設置し、一時的な事業スペースを確保しようとする組合等に対し、計画策定や経費等の面で支援を行う。また、資金面での支援策として、各種融資制度を円滑に利用できるよう、法人格を持った組合作りのための相談支援体制等を強化する。</p>		

産業の復興		中小企業に係る取組		
取組名	1-2	事業再開支援		
項目名	1-2-(3)	中小企業への融資		
実施担当	産業振興センター事業担当課			
マニュアル更新担当課	産業振興センター事業担当課			
<p>内容の概略説明</p> <p>中小企業が震災による被害から立ち直るための資金需要は、膨大な額になることが想定される。そして、その資金調達には、返済利子の事業者負担分が軽減されている、利用しやすい公的融資あっせん制度が必要である。そこで、区は、既存のあっせん融資制度の従前どおりの適用と区内中小企業による活用の促進を図る。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
資金需要の把握	被災後1週間以内	産業振興センター	区内中小企業者が事業再開のために必要な資金規模を把握し、都に報告する。	①都は資金需要を予測し、区に対して制度融資取扱指定金融機関に対し資金需要要請を行うよう求める。 ②都の既往融資制度に関する情報提供支援を区に求める。 ③信用保証協会基本財産の造成のための支援を区に求める。
既存融資制度の活用促進策の検討	被災後1週間以内	産業振興センター	区内中小企業の資金需要に即した既存融資制度の活用促進策を検討する。	
財源確保・関係金融機関への要請	被災後2週間～	産業振興センター	①既存融資制度を従前どおり実施するため、区の財源確保を図る。 ②（都による区の制度融資の取扱指定金融機関等に資金準備要請に対応し）指定金融機関に資金準備を求める。	
融資制度の周知(活用促進)	被災後3週間～	産業振興センター、広報課	臨時広報紙、ホームページ、パンフレットの配布等により融資制度の周知を行い、効果的な活用を図る。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画／震災復興マニュアル ・災害復興本部の構成 ・本部開設に伴う連絡リスト 			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課	産業労働局金融部		
	支援内容	①都から指定金融機関等への資金準備要請を受理する。 ②区市町村の制度融資の取り扱い指定金融機関等に対し、需要増が見込まれる貸付資金の準備を要請する。		

産業の復興		中小企業に係る取組		
取組名	1-2	事業再開支援		
項目名	1-2-(4)	相談業務の拡充		
実施担当	産業振興センター事業担当課			
マニュアル更新担当課	産業振興センター事業担当課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災後に民間事業者は、事業の再建を進めるために乗り越えなくてはならない、経済的にも法律的にも複雑な多くの問題を抱えるものと想定される。適切で効率的な解決のためには総合的な相談のできる公的窓口が必要である。また、民間事業者が復興に向けてとるべき行動の選択基準や判断材料となる情報を正確かつ適時に入手できるようにする必要がある。</p> <p>そこで、区は、相談・情報提供場所の増設、巡回相談の実施、総合的な相談体制や相談日・時間の拡大等を行い、区内企業の早期操業・再開を支援する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
震災後の具体的な行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
被災事業主に対する総合的な相談窓口の設置	被災後2週間～	産業振興センター	①相談員数人が産業振興センターに常駐し、来庁者及び電話相談（電話復旧後）に応じる。様々な専門的知識を必要とする相談内容に対しても一つの相談窓口で対応できる体制をとる。 ②被災し、来庁できない事業主に対し、被災者相談所における巡回相談を実施する。	
相談窓口での被災・復旧情報等の提供	情報把握後随時	産業振興センター	①国・東京都等から収集する被災・復旧情報等に関する情報を、相談員で共有して適切に案内できる体制をとる。 ②相談内容に応じ、情報提供を行う。	東京都は収集した産業の復旧状況等の分析結果を区に配布
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画／震災復興マニュアル ・災害復興本部の構成 ・本部開設に伴う連絡リスト ・相談対応マニュアル 			
留意点（今後の課題等）				
都の支援体制等	担当課	産業労働局総務部④、産業労働局商工部①②③④、産業労働局金融部①②③④		
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな支援制度の検討 ②新たな支援制度等の内容の検討・決定 ③事務処理体制の整備 ④マスコミや業界団体を通じ、事業主・被災者等へ新たな支援制度を周知 		

2	雇用に係る取組
<p>■取組の趣旨と目的■</p> <p>被災した区民が自立した生活を再建するには、経済的な基礎となる職が必要である。また、従業員等を失った事業者にとって、事業を継続していくためには新たな働き手が必要である。</p> <p>そこで、区は、被災後の区内における雇用状況・生活状況を把握し、被災者の実情に合致した就労の場の維持と創出に関する支援を行い、区民生活の経済的な再建を進める。</p>	



産業の復興		雇用に係る取組		
取組名	2-1	雇用に係る取組		
項目名	2-1-(1)	雇用状況の把握		
実施担当	産業振興センター事業担当課			
マニュアル更新担当課	産業振興センター事業担当課			
<p>内容の概略説明</p> <p>被災により多くの区内事業所は、当該事業所の損壊や取引先・被用者の喪失等により従前からの条件での雇用の継続に困難を来すこととなる。そして、これらにより収入が減少・途絶した勤労者世帯は、その自立した生活の維持が困難となる。</p> <p>そこで、区では、区内事業所における雇用状況について調査するとともに、被災を起因とした離職者の求職状況を把握し、必要とされる取組策定の資料とする。また、ハローワークと連携して求人情報を収集し、円滑な再就職に資する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
	他機関との連携確認方法の策定	産業振興センター	区内事業所の被災後の雇用状況等の把握方法（求人情報）	ハローワークと連携済
		産業振興センター	区外事業所勤務の区内の求職に関する調査方法を定める。	ハローワークと連携済
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
雇用状況の調査	被災後5日～	産業振興センター	①（職員が事業所を訪問し、被災状況を調査する際に）事業継続・雇用継続の可否を把握する。	都は独自に調査
	被災後2週間～		②区内事業所における雇用状況につき商工会議所・産業団体等を通じて定期的に調査する。	
雇用情報の交換	被災後2週間～	産業振興センター	他の自治体やハローワーク等と雇用情報（求人・求職情報）を適時交換する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・都と国が実施する事業所の緊急雇用状況調査の分析結果 ・上記の区外事業所の雇用状況についても同様 			
<p>留意点（今後の課題等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記調査において対象とならない区外事業所勤務の区民の求職に関する調査は、ハローワークや他の自治体との連携のもとに行うべく、事前に協議する。 ※勤務先事業所が倒産・工場閉鎖等を行い、職を失う者は、震災後時間が立つに連れ増加すると考えられることから、定期的・継続的な調査が必要である。 ・調査にあたり、区として何が出来るか、具体的な支援策のメニューも提示することが不可欠である（震災前に、震災の規模に応じた支援策を典型的に検討し原稿を作成しておく。これにより、震災後直ちに印刷し、配布することを可能にする）。 				
都の支援体制等	担当課	産業労働局雇用就業部		
	支援内容	①雇用状況調査 ②定期的な雇用状況調査 ③雇用状況の整理・分析		

産業の復興	雇用に係る取組	
取組名	2-1	雇用に係る取組
項目名	2-1-(2)	求人情報の提供・職業訓練の実施
実施担当	産業振興センター事業担当課	
マニュアル更新担当課	産業振興センター事業担当課	

内容の概略説明

被災により職を失った区民が従前と同様な職に就くことは必ずしも容易ではない。新たな職に就くためには、これまでの資格・技術のみでは不十分であり、新たな資格や技術の取得が必要な場合が少なくない。

そこで、区は、区民が身近な場所で求職活動・職業訓練を行えるように、都やハローワーク等と連携し、情報提供を含む臨時的な特例措置を図り、就労による自立した生活の回復に資する。

	準備行動名	所管課	内 容	準備状況
事前に準備すべき事項	被災離職者へのPR方法	産業振興センター	都で実施する被災離職者への対応などのPR方法	平成30年度中を目途に、区公式HPや広報、就労関係施設での周知を検討。
	情報交換方法	産業振興センター	求人情報の提供・職業訓練情報等の情報交換方法	実施済

震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
求人情報の収集	被災後2週間～	産業振興センター	ハローワーク・都産業労働局・労政事務所等と求人に関する情報交換を行う。	
求人情報の提供	被災後2週間～	産業振興センター・区民課・広報課	区役所（出先事業所・仮設集合住居集会所等を含む）において求人情報を求職者に提供する。	都は、労政事務所等を通じて求人傾向を求職者に周知
職業訓練の実施	被災後3週間～	産業振興センター	求人ニーズを踏まえた職業訓練の実施を図る（都との連携事業）。 ※訓練指導員の確保については、都との連携のもと確保の手段を講じる。	都は、都立職業訓練施設の募集要項配布を区に依頼

- 必要なもの
- ・求人情報（ハローワーク）
 - ・都と国が実施する事業所の緊急雇用状況調査の分析結果（区外含む）
 - ・求職状況、求職傾向分析結果
 - ・職業訓練の募集情報等

留意点（今後の課題等）

・ハローワーク・東京都産業労働局等と上記事業について事前協議（震災時特例の検討）を行う。
 ※震災により多くのものを失い喪失感に苛まれている被災者を実質的に支援するために様々なメニューを示す。特に、中高年のホワイトカラーの再就職は平時から困難であることから、職業訓練のメニューについては適性に十分に配慮する必要がある。

都の支援体制等	担当課	産業労働局雇用就業部
	支援内容	①求職状況の把握 ②求職傾向の分析 ③民間企業における求人開拓 ④公共団体等における求人の確保 ⑤求人ニーズを踏まえた職業訓練コースの拡充・創設 ⑥被災離職者の職業訓練施設への弾力的入校措置の実施 ⑦入校者の募集・選考 ⑧訓練体制の整備

産業の復興		雇用に係る取組		
取組名	2-1	雇用に係る取組		
項目名	2-1-(3)	雇用の維持		
実施担当	産業振興センター事業担当課			
マニュアル更新担当課	産業振興センター事業担当課			
<p>内容の概略説明</p> <p>事業所の被災により解雇されるに至った従業員は、その生活基盤を喪失することとなる。そして、このことはまた、他の者に対してもその雇用や将来に対する不安を高め、落ち着いた生活を取り戻すことを阻害することとなる。</p> <p>そこで、区は、被災以前からの雇用の維持が図られるように、事業所及び事業主に対して要請する。また、雇用調整助成金等の雇用の維持に結びつく制度の周知活動を積極的に行い、活用を促進する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
区内産業団体・主要事業所・事業主等への雇用維持の要請	被災後3週間以内	産業振興センター	区内の産業団体・主要事業所・事業主等に対し雇用の維持を要請する。 (被害の程度等を考慮した上で、支援策の提示を行いつつ、訪問・文書・電話等により要請する)	都は独自に要請
雇用調整助成金制度等の周知	被災後3週間以内	産業振興センター・広報課	(上記要請と共に)雇用調整助成金制度・雇用維持奨励金制度等の雇用維持に関する支援制度を区内事業主に周知する。 (被災事業所の雇用維持支援策としては、雇用調整助成金制度が主要なものである。この制度は、被災事業主の申請に基づいて実施される。従って、制度の活用を促進するためには、制度の趣旨と内容について事業主に周知する必要がある。)	
他の制度等の周知	被災後3週間以内	産業振興センター・広報課	他の支援策を含め、特例措置が確定次第、パンフレット等を作成し、出先事業所・救済所で配布するとともに産業団体を通じて周知する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・都と国が実施する事業所の緊急雇用状況調査の分析結果（区外含む） ・求職状況、求職傾向分析結果 			
<p>留意点（今後の課題等）</p> <p>①東京都産業労働局との連絡調整（臨時窓口等の特例的な扱いを予め検討する）。</p> <p>②雇用調整助成金給付対象企業の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等について都を通じて国に要望する。</p>				
都の支援体制等	担当課	産業労働局雇用就業部		
	支援内容	①求人状況の把握 ②求人傾向の分析 ③民間企業における求人の開拓		

産業の復興		雇用に係る取組		
取組名	2-1	雇用に係る取組		
項目名	2-1-(4)	雇用の創出		
実施担当	産業振興センター事業担当課、人事課、経理課、広報課			
マニュアル更新担当課	産業振興センター事業担当課			
<p>内容の概略説明</p> <p>震災により被害を受けた地域を復旧し、区民が従来のような生活を回復するためには、新たな公的サービスの担い手、多くの労働力を必要とする。一方で、被災によりその職を失い、生活の糧を自ら得る手段が途絶される区民が相当数生ずることも想定できる。</p> <p>そこで、区としては、区内事業所及び事業主に対して雇用の創出を要請する。また、民間雇用の創出に結びつく制度(国・東京都)の広報活動を積極的に行い、活用を促進する。</p> <p>また、区や公的団体等の行う区内の復興支援事業において区民を優先的に雇用することを促進する。</p>				
事前に準備すべき事項	準備行動名	所管課	内容	準備状況
震災後の具体的行動	実施時期	所管課	手順と方法	東京都等の動き
区内産業団体等への雇用創出の要請	被災後3週間～	産業振興センター	区内の産業団体・主要事業所・事業主宅を職員が訪問し、雇用の創出を要請する。	①都は独自に要請 ②都は区に対して臨時職員の採用等を要請
雇用開発助成金制度等の周知	被災後3週間～	産業振興センター・広報課	(上記要請と共に)特定求職者雇用開発助成金制度等を区内事業主に周知する。 (特定求職者雇用開発助成金：中高年者等特定求職者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して賃金の一部を助成する制度)	
区内事業における区民の優先的な雇用促進	被災後3週間～	人事課 経理課	①区民を臨時職員等として区の復興支援事業において任用するよう努める(例：被災復旧状況調査員)。 ②外郭団体に臨時雇用を増やすよう、要請する。 ③道路開削等の区内の公的復旧工事における区民の優先的雇用を工事受注者に依頼する。 ④民間の区内復旧工事における区民の雇用を工事主に依頼する。	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・求人情報(ハローワーク) ・都と国が実施する事業所の緊急雇用状況調査の分析結果 ・求職状況、求職傾向分析結果 			
<p>留意点(今後の課題等)</p> <p>①東京都産業労働局・ハローワークとの連絡調整。 ②雇用開発助成金制度の特例措置(申請・受給要件・給付枠等)について都と共に国に要請する。 ③区の復興事業に従事する者を対象とした地方公務員法の特例について国に要請する。</p>				
都の支援体制等	担当課	産業労働局雇用就業部		
	支援内容	①求職状況の把握 ②求職傾向の分析 ③民間企業における求人開拓 ④公共団体等における求人の確保		

